

三層の壇上に登ぼせて、共に天を拜せしむ。禮畢り、國王北面、地に伏して罪を乞ふ。太宗諭して曰く朝鮮國王、既に罪を知りて來降す。朕、豈に舊惡を念ひ、苛責するの理有らんや。爾今以後一心忠を盡くし恩德を忘れずして可なりと、乃ち君臣の禮を執らしむ。國王着席の位次を問ひしに答へて曰く、威を以て懼むるは、德を以て養ふに若かず。朝鮮兵勢に迫られて來歸すと雖も、亦一國の王なり、と命じて左側に坐を與へぬ。下壇の後、賜宴甚だ厚し。世子及び鳳林大君を留めて質となし、の外、命じて江華島の一切の捕獲を放還せしむ。山城の包圍は、十二月十六日を以て始まり、正月三十日に至りて解く。通じて四十有七日とす。二月一日、太宗は振旅して盛京に歸還せり。

殘破せられたる半島 半島の殘破は、吾人、寧ろ意思の外にありとせずんば非ず。被害の直接及ぼされしは、平安、黃海、京畿、江原、及び忠清の北部なるべきが、太宗は、蒙古兵に命じ、歸路を咸鏡道に取らしめしを以て、此一道又た殘破を蒙れり。京城の光景に至りては、蕩殘最も甚しく、大路には死屍狼藉し、繁華なる商家は、擧げて焼き盡くされ、雞、豚、鵝、鴨の類は、絶えて見る所なく、只だ飢え疲れたる犬が人肉を噛みて忙走するあるのみ。鮮人の當時を記したるに、かゝるは、皆、蒙古兵の所爲なりとすれど、果して然りしやは、疑はし。支那及び朝鮮に於て、かゝる場合に、國人自らの匪行を逞しくするは、稀ならず。太宗の軍律の正しかりしは、吾人較々信ずることを得べし。

皮島遂に亡ぶ 半島の全く獨立を失へしにつれ、鴨綠江口一帯の島嶼に據れる毛文龍が餘黨の存

在は認むべからず。太宗は、師を還すに臨み、新降の漢兵及び朝鮮の水軍に命じて、皮島を略取せり。首將沈世魁降らずして死す。明人の害に遇ふもの前後四五萬を計ふといふ。殺戮の行はれし時、明人相罵りて曰く、天朝、明朝朝鮮に於て何の怨かあると、蓋し朝鮮人の漢人を殺戮せしことは、滿洲兵よりも酷しかりしといへり。清朝の記録によれば、爾時鹵獲したる品目中、蟒素緞四萬餘匹、銀三萬兩、青布十八萬餘匹、紅毡五百條、紅衣砲七門、法貢砲二門、西洋砲一門あり。俘虜の數三千を越ゆ。皮島の盛時は、以て想見すべし。

大清皇帝功德碑

大清崇德元年、冬十有二月、寬溫仁聖皇帝、以壤和自我始、赫然怒、以武臨之、直擣而東、莫敢有抗者、時我寡君棲于南漢、凜若履春水而待白日者、始五旬、東方諸道兵、相繼奔潰、西北師逗機峽內、不能進一步、城中食且盡、當此之時、以大兵薄城、如霜風之卷秋籜、爐火之燎鴻毛、而皇帝以不殺爲武、惟布德是先、乃降勅諭之曰、來、朕全爾、否屠之、有若英馬諸大將、承皇命相屬於道、於是我寡君集文武諸臣、謂曰予託和好于大邦、十年于茲矣、由于懣惑、自速天討、萬姓魚肉、罪在予一人、皇帝猶不忍屠戮、諭之如此、予何敢不欽承、以上全我宗社、下以保我生靈乎、大臣協贊之、遂從數十騎、詣軍前請罪、皇帝乃優之以禮、拊之以息、一見而推心腹、錫賚之恩、徧及從臣、禮罷即還我寡君于都城、立招兵之南下者、振旅而西、撫民勸農、遠近之雄舉鳥散者、咸復厥居、詎非大幸歟、小邦之獲罪上國久矣、己未之役、都元師委弘立、助兵明朝、兵敗被擒、太祖武皇帝、止留弘立等數人、餘悉放回、恩莫大焉、而小國迷不知悟、丁卯歲、今皇帝命將東征、本國君臣、避入海島、遣使請成、皇帝允之、視爲兄弟國、疆土復完、弘立亦還矣、自茲以往、禮遇不替、冠蓋交跡、不幸浮議煽動、構成亂梯、小國申飭邊臣、言涉不遜、而其文爲使臣所得、皇帝猶寬貸之、不即加兵、乃先降明旨諭以師期、丁寧反覆、不翅耳提面命、而終未免焉、則小邦群臣之罪、益

無所遜矣、皇帝既以大兵圍南漢、而又命偏師陷江都、宮嬪王子、暨卿士眷屬、俱被俘獲、皇帝戒諸將、不得擾害、令從官及內侍看護、既而大沛恩典小邦君臣、及被獲眷屬、復歸于舊、霜雪變爲陽春、枯旱轉爲時雨、區宇既亡而復存、宗祀已絕而還續、環東土數千里、咸囿于生成之澤、此實古昔簡策所希觀也、於戲盛哉、漢水上游、三田渡之南、即皇帝駐蹕之所也、壇場在焉、我寡君爰命水部、就壇所、增而高大、又石以碑之、垂諸永久以彰大皇帝之功之德、直與造化而同流也、豈特我小邦世世永賴、抑亦大朝之仁聲武誼、無遠不服者、未始不基于此也、顧攀天地之大、日月之明、不足以彷彿于萬一、謹載其大畧、銘曰、天降霜露、載肅載育、惟帝則之、并布威德、皇帝東征、十萬其師、殷殷轟轟、如虎如貔、西番窮髮、暨夫北落、執戈前驅、厥靈赫耀、皇帝孔仁、誕降恩言、十行昭回、既嚴且溫、始迷不知、伊感自貽、帝有明命如寐覺之、我后祇服、相率而歸、匪惟怙威、惟德之依、皇帝嘉之、澤洽禮優、載色載笑、爰束于矛、何以錫之、駿馬輕裘、都人士女、乃歌乃謠、我后言旋、皇帝之賜、皇帝班師、活我赤子、哀我蕩析、勸我繕事、金甌依舊、翠壇維新、枯骨再肉、寒荻復春、有石巍然、大江之頭、萬載三韓、皇帝之休。

三田渡の豐碑

太宗が築ける受降壇は、今の京城の東、漢江の南岸松波津なる一小漁村に在り、大清皇帝功德碑は、壇の舊趾に建立せらる。高さ一丈四五尺、幅七八尺、表面には滿蒙兩様の文字、裏には、漢字あり、文は、藝文館大提學李景奭の撰するところ、資憲大夫吳竣之を書せり、崇德四年十二月初八日立つ。我が日光山の扁額、又吳竣の書と稱せらる。

第二一節 明國との對戰

大凌河城を圍む

永平等四城の地を放棄せしは、獨り貝勒阿敏等の怯懦に歸すべからずして、實は明の宰相孫承宗の卓越せる兵略に因れり。崇禎四年、彼、東巡して松山・錦州に至る。遼東巡撫邱禾嘉、議して廣寧・義州・右屯の三城を取り、併に修復せんことを請ふ。承宗曰く、然らず、廣寧は道路隔絶す、先づ右屯に據り、大凌河に城き、漸を以て進まざるべからずと、朝議之を主とす。遂に同年七月を以て起工せり。守將を名將祖大壽とす、大凌河城は、今の遼西の大凌河店に當る。東、大凌河を隔て、十三山の奇秀に望み、稍々西すれば、徑ちに錦州及び松山に抵るべし。八月、太宗往いて大凌河城を圍み、一面錦州の援路を截る。九月、邱禾嘉總兵吳襄、宋偉等步騎四萬を率ゐ、錦州より來りて、大凌河城の急を解かんとす。遂に軍を長山口に進む、城を距ること里許。太宗、兵三萬を督して撃ち、大に之を破る。大壽の弟大弼なるもの、當時副總兵たりしが、夙に萬人の敵を以て稱せらる。彼れ、五百騎を以て、太宗の營を斫り、及、殆んど御馬の腹に及びしことあり。太宗稱して祖二瘋子(狂者の意)となす。大凌河城の圍、急なるや、彼れ乃ち死士の滿洲語を能くするもの百二十名を募り、服を易ひ、辮髪を結び、夜に乗じて白雲山なる太宗の營に突入しぬ。諸營驚擾、力戰して纔かに退くるを得たり。十月、大凌河城糧食絶え、城中の商民、僅かに三分の一を存するのみ。大壽遂に降る。彼乃ちいひらく、予が妻子は、錦州にあり、請ふ詭き往いて内應せん

と、太宗乃ち之を縦して、錦州に還らしめしが、彼は復たび、明の爲めに錦州を守禦せり。

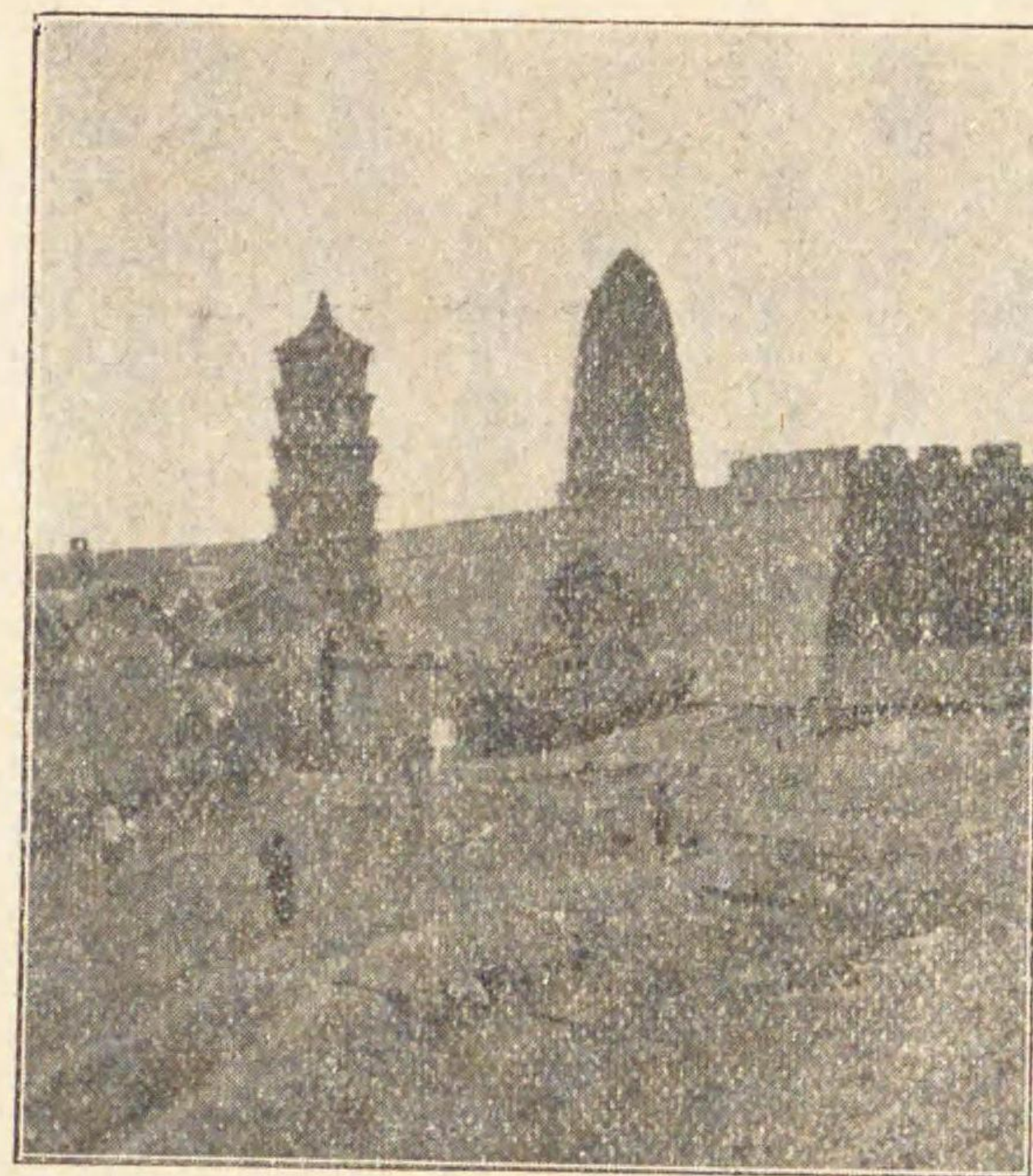
大凌河城陥落の報は、明の廷臣をして孫承宗の失計なりと論ずるを出さしめ、彼は遂に宰輔の任を解けり、後崇禎十一年中清兵の高陽を攻めし時、彼れは家人を率ゐて守禦せしが、城破れて難に殉しぬ、年七十有六。吾人の知るところにては、萬曆・天啓の間より明末に至り、卓越なる明の政治家は、前に態延弼あり、後に孫承宗あるにすぎず。明末は、實に前者を大に用ふる能はずして遼河以來を喪へたり。孫承宗の公生涯は、延弼が失敗の後を受け、規畫するところ又た異常の艱難に逢着しぬ。彼れ为天啓帝に語るを見るに、「邇年兵多くは練らず、餉多くは敷ならず、武官を以て兵を用ふ、而かも文官に招練せしめ、武官をして陣に臨ましむ、而かも文官に指發せしめ、武略を以て邊に備へ、而も日に文官を幕府に増置し、邊を以て經撫に任すべきに、而も戰守を朝に問ふ。これ極弊と謂つべし。今日の天下は、將權を重じ、一沉雄の氣略あるものを擇びて、之に節鉞を授け、文吏をして其上に沾々たらしむる勿れ、かの邊疆の小勝小敗、皆問ふに足らず、要は、山海關を確守して闡入するなからしめ、徐ろに恢復の計を爲さしむるにあるのみ」と、彼の言や綽々として傾聽すべし。彼れは、實に山海關確守を根本義となし、進みて關外の四城を經略せり。王在晋が、八里舖築城説を卻けて、寧遠を築かしめ、以て太祖太宗の志を得さらしめたる、覺華島を經營して、渤海灣の制海權を確守したる、一に彼れが手腕に籍らすんばあらず。彼れの山海關にある前後四年の間、大城を修復する九、堡四十五、練兵十二萬、車營を立つる十二、水營五、火營二、甲冑器械、鹵楯の具數百萬、拓地四百清里、開屯五千頃、歲入十五萬兩を得たりといふ。遼西の一角の敵地に入らずして、山海關の明國の亡ふるに至るまで、屹然として維持せられしは、一に彼が遺策に因る。嘯亭雜錄の著者は、永平四城回復の功を評して、韓蕲王の大義鎮、岳武穆の朱仙鎮に比して、更に偉大なるものありといひ、崇禎帝乃ち之を視て尋常一般となし、僅かに一錦衣指揮を賞し、其後大凌河の役あるに及び、立るに罷斥を加へしを否とし、明の亡國は必ずしも不幸に非ずといへり。

清兵明國の内地を犯す

吾人は前章に於て山海關の方面の防備堅固にして、容易に志を得る能はざるより、太宗は、嘗て内、蒙古を通過し、喀喇沁より北京東北の内地に入りしを記せり。かゝるは、山海

關の破れざる以上、唯一の手段として採用せられしかば、天聰八年崇禎七年秋、復び四路より入りて、内地を侵犯せり。四路の一は、尙方堡より宣府に出で、以て大同に至り、二は龍門口より入りて宣府に會し、三は獨石口より入りて應州に會し、四は得勝堡より大同に抵る。山西省の東西一帯は、爲に悉く殘破せらる。崇徳元年崇禎九年秋、武郡王阿濟格アチゲに命じ、獨石口を越え居庸關に入り、昌平を過ぎて北京に逼り、保定を過ぐ。大小五十六戰、十二城を陥れ、人畜十八萬を俘獲せり。越えて三年崇禎十一年秋、三たび睿親王多爾袞トルグン、克勤郡王岳託ヨドの二人に命じ、兩路より明の内地に入り、北京の南なる通州に會す。これより西行して涿州に至り、こゝにて數道に分かれ、一軍は山に沿ひ一軍運河に沿ひ、其山河の間六道竝び進む。直隸・河南の地方にては、眞定・廣平・順德・大名の諸城皆破れ、山東省に入りて臨清より運河を渡り、首府濟南を陥れて、明の宗室徳王を生擒せり。當時の鹵獲品は、人口四十六萬有奇、白金百餘萬と注せられ、翌年春を以て盛京に歸還せり。此行軍中、保定附近に起りし清兵と、明國の名將盧象昇との戰は、最も慘烈なりしものと知らる。象昇は、さきに流賊を討ちて、數十回の戰功を建てしことあり、會々父の喪に丁たりたれば、制を守りて故郷に歸らんとす。崇禎帝許さず。彼をして天下勤王の援兵を董督せしむるに及び、彼れ疏して曰ひけるは、臣は本と軍旅の才に非ず、况んや臣の父、奄逝せしより、長途慘傷、五官を潰亂す。今、草土(喪中の意)の身を以て三軍の上に踞るは、豈惟に觀瞻の聳えざるのみならん、尤も金鼓の靈ならざるを虞ると。既にして、中官高起潛・尙書楊嗣昌共に衰経して軍に臨めるを聞き、歎息して吾が三人皆不祥の身なりと

いへりとぞ。象昇の名は督師たれば、天下の兵を指揮するの權能あるが如きも、實は宣、大山西三路の兵を得しに過ぎず。十二月、彼疲卒五千を率ゐて直隸省鉅鹿の蒿水橋に清兵と出會す。象昇兵を壓きて疾戦し、呼聲天を動かす。交戦八時間の久しきに亘り、敵盡き矢窮り、格闘して遂に斃る。起潜、旁觀して救ふ能はず。象昇の死状は、戰場を驗して麻衣白網巾の喪服を着けたる死屍を得たり。一卒泣て曰く、此



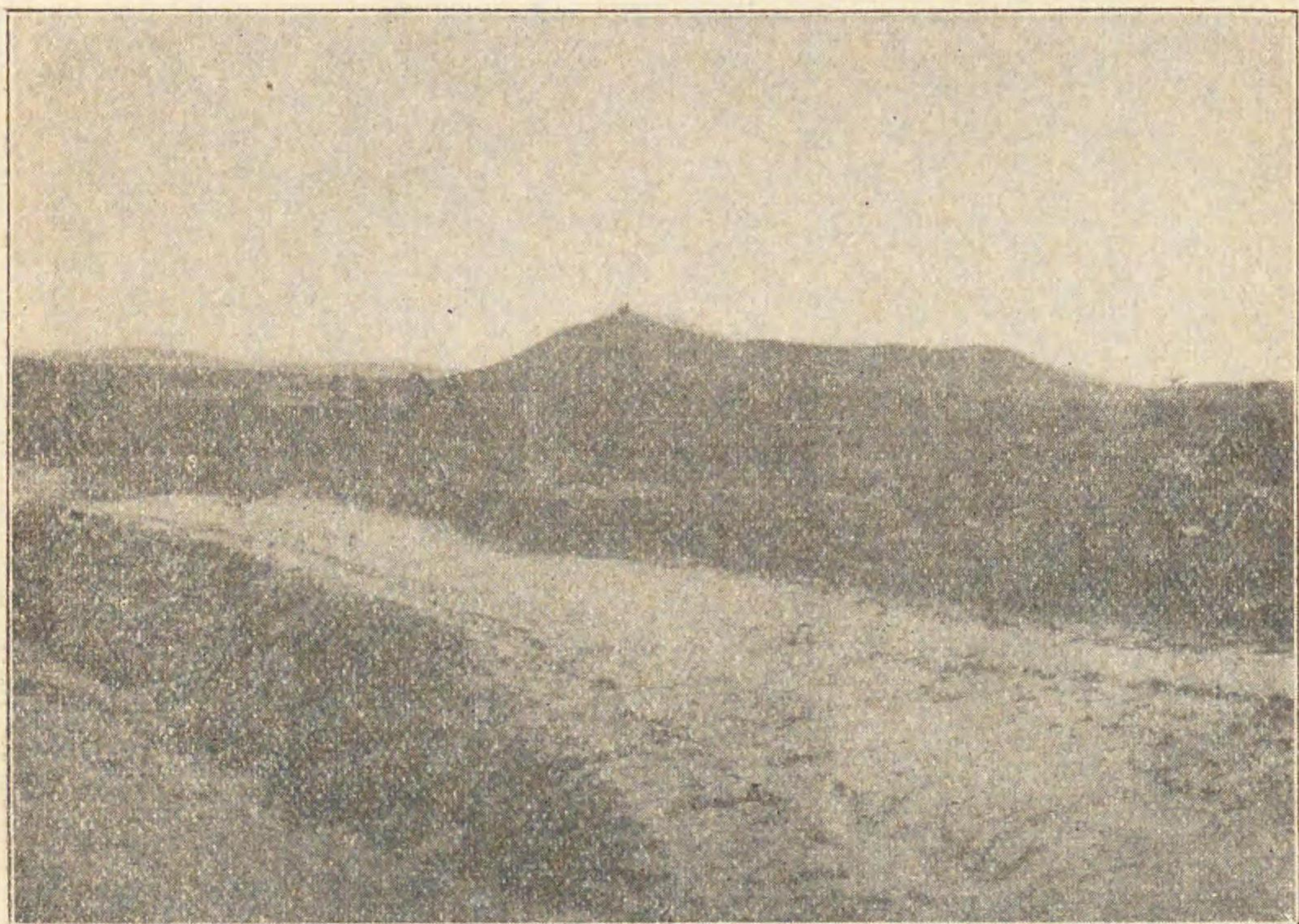
錦州城

れ吾が盧公なりと、三郡の民之を聞き慟哭して聲を失しせりとぞ。彼の戦没せしより以來、清兵は、實に無人の野を過ぐる如かりしといふ。

松山の戦

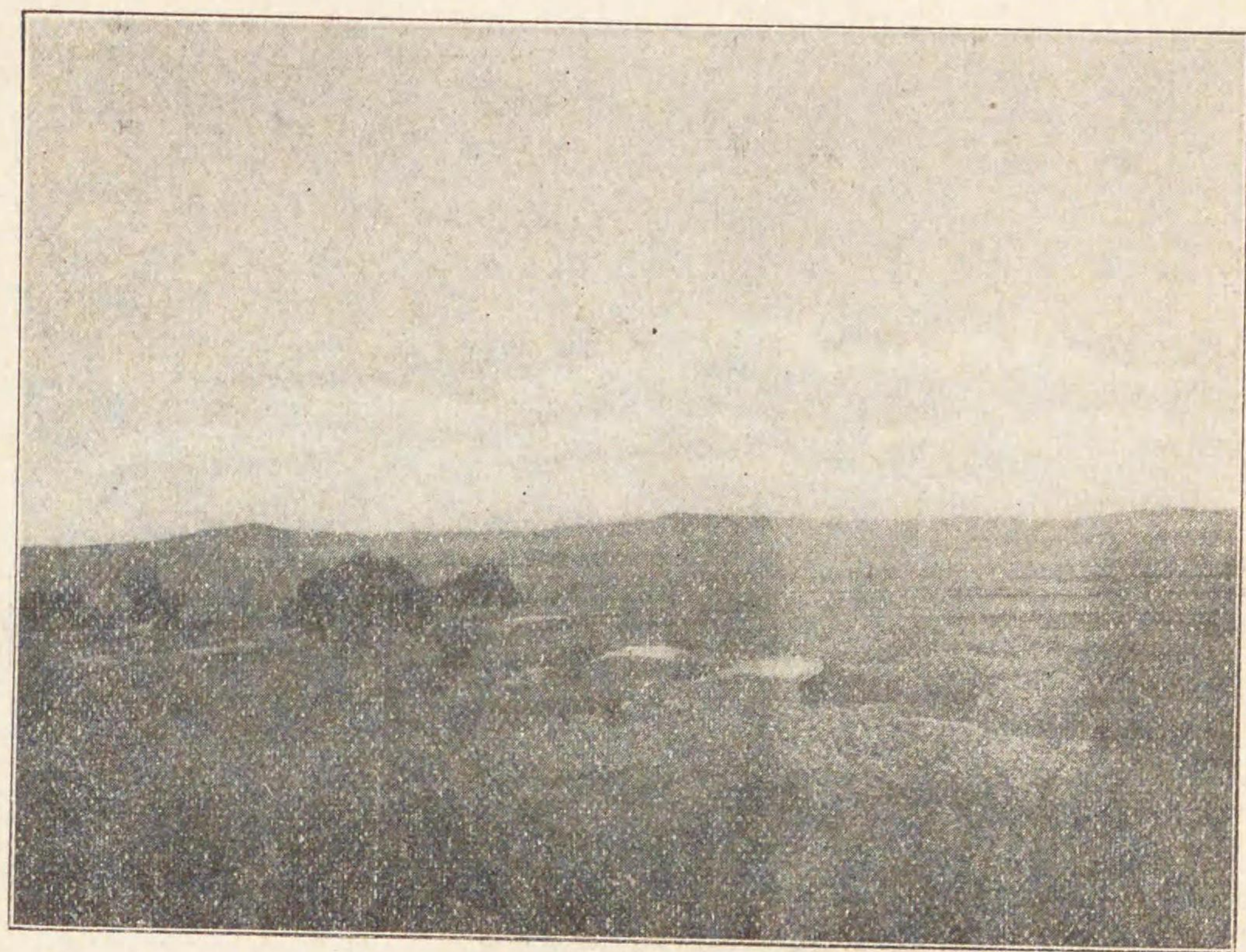
太宗の數回に互りたる内地攻略は、相應に效果ありしかど、未だ一面より觀察すれば、徒らに流寇の所爲に類似し、清國國運の前程には、寧ろ障害なからず。太宗以らく大軍の屢々塞に入りて、明國尺寸の地を得ざるは、皆な山海關の阻隔せるに由らずんばならず、而かも

山海關を取らんと欲する、先づ關外の四城を取るに非れば、斷じて不可なりと。崇德六年崇禎四年睿親王及び肅親王ホコ豪格に命じて錦州城を攻めしむ、その志や必克に在り。睿親王等既に命を受けて至る、錦州城を距ること三十清里にして營し、又た私かに甲士の更番を以て家に還るを許しぬ。城中の兵、に於て



松山(西遼)

か、出入して忌むことなし。太宗之を聞いて震怒し、鄭親王チルハラン濟爾哈朗に命じて、往き代らしめ、城に偪り長圍を築きて之を困ましめ、併せて松山、杏山の援路を絶たしむ。松山とは錦州より西南一里餘の山岡を指す。明國は、此二山に極めて堅固なる堡壘を施して、久しく清兵を惱ませるが要は錦州を背後より應援せんとせる兵要上の必需に出でたるべし。さて錦州城の外城を守れるは、蒙古兵なりしが、清兵の志の必克に任るを知り、懼れて降を約し、祖大壽の兵と格闘せしことあり、清軍之に乗じ、繼して上り遂に其外廓に克ち、蒙古兵數千名を降したり、驍勇の名當時滿人の膽を寒からしめたる祖大弼は、又病みて陣に臨むこと能はず。錦州急を告ぐ。明國は、に於て薊遼總督洪承疇、巡撫邱民仰をして、王樸、唐通、曹變蛟、吳三桂、白廣恩、馬科、王廷臣、楊國柱の八總兵を率ゐ、歩兵十三萬騎兵



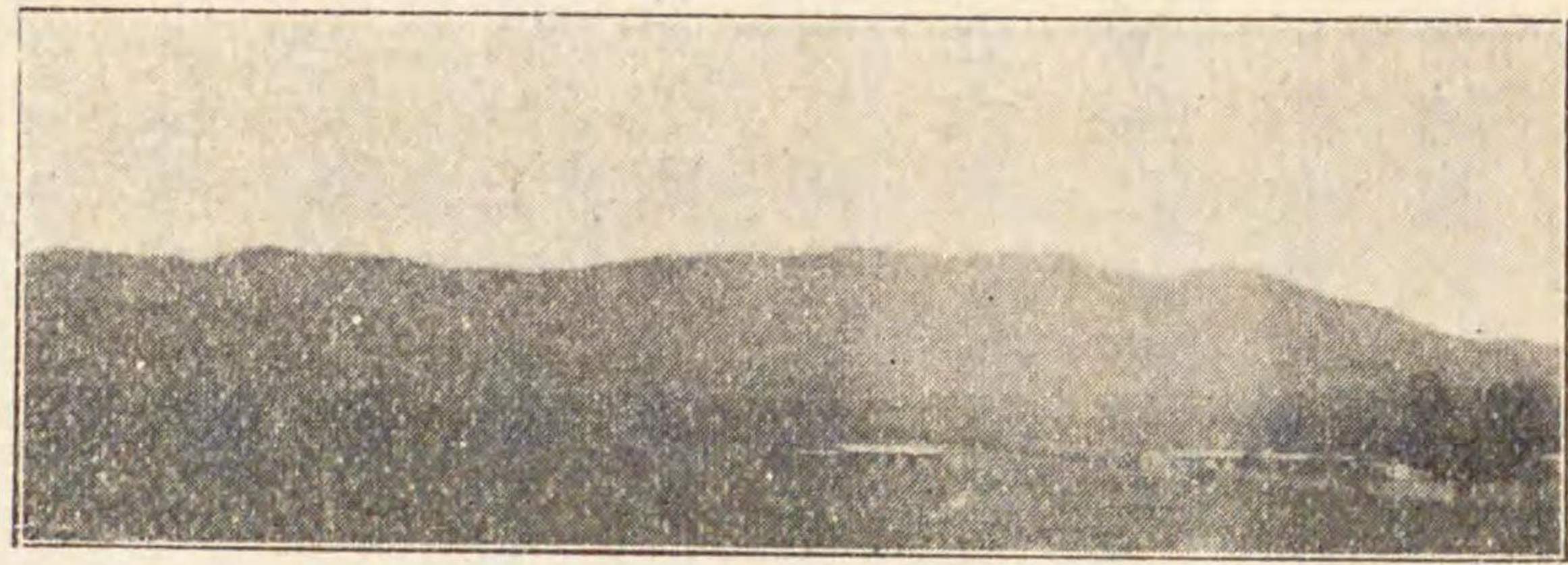
(上 同) 山 杏

四萬を以て來援せしむ。之を同年五月とす。寧遠城に集積せる糧餉は、當時一年を支ふべしとぞ聞えし。祖大壽乃ち逸率をして承疇に傳語せしめて曰く、浪戦する勿れ、但だ車營を以て徐ろに堤を出でよと、承疇議して兵を以て糧餉輜重を護送せしめ、先づ杏山に由り、松山に輸し、再び松山に由り錦州に輸す、且つ歩々營を立て輕しく出で戦はず。兵部尙書陳新甲師久うして餉置しきを告ぐるを恐れ、屢々密勅を請ひて戦を趣かせしかば、承疇遂に敢て前議を固執せず、糧餉を寧遠杏山及び塔山外の筆架岡に留め、兵六萬を率ゐて先づ進み、諸軍之に繼ぐ。その騎兵は松山の三面を環くり、歩兵は城北の乳峯岡に據り、兩山の間七營を列ね衛るに長濠を以てせり。

洪承疇生擒せらる

洪承疇の兵漸く動き、そが

本營の進みて松山に駐まりしを聞くや、太宗は大に悦び晝夜兼程星馳して錦州に至り、直ちに全師を松山と杏山との間に進めたり、諸王貝勒共に敵を圍むの策を議す。太宗笑つて曰く、否らず。朕は、但だ敵人の、朕が純師至れるを聞きて、潜かに通れんことを恐るゝのみ、倘し天の眷祐を蒙り敵兵だに逃れざれば、朕の此敵を破らんとこと犬を縦ちて獸を追ふが如きのみと。太宗が用意のほどを考察するに彼れは來援軍の餉道を絶つを以て唯一の妙計と思惟したるなり。然れば、彼れは、大軍を以て先づ錦州の西に當れる大路を横塹して、直ちに杏山の餉を斷ち、並びに軍を分ちて塔山に於ける護餉の兵を擊破し、遂に筆架岡の積粟を鹵獲せり。明兵既に餉道を失ひ、又敢て戦はず。遂にそが歩兵の七營を徹し、松山城に背きて陣し、夜屢々營を突けど、利あらず。太宗は、恰も此時に明軍の寧遠より松山に至るに資せる行糧の、五六日に過ぎざれば、勢必ず却走するに至るべきを察知し、乃ち夜間に於て諸軍をば塔山・杏山・小凌河の要隘に潜伏して其退路を邀へしめ、又た兵を増加して、筆架岡の糧餉を守備し、親らは、大軍を督し横列して敵を待てり。此の予測は錯たれずして、翌日の初更に、吳三柱等の六總兵は果して更番に殿後し、陣形を結束して退却せり、而も王樸が所部の先通兵は列を紊だし、争ひて杏山に走りしかば、太宗機乗すべしとなし、直ちに縦ちて其後を躡し、伏兵は豫期の如く其前を遮斷せり。明軍大に亂る。十萬の兵、山に瀕り野に互り且つ戦ひ且つ走れり、六鎮の兵皆な潰れて杏山に入る。混亂の状想像すべし。曹變蛟も亦此時兵を徹して松山城に入り、洪承疇、邱民仰と壘を固め、圍を突くと前後五回皆遂げず。變蛟は直に太宗の



山翁呂しれさ縛捕の嚙承洪

營を突きしが、劊を負ひて退還せり。太宗又た謂ひらく、杏山の兵は必ずや寧遠に向て退却すべしと、乃ち精兵を遣はし一を高橋に伏せ、一を桑曠齋堡に伏せて杏山軍の退定を俟ち、險を扼して掩殺しぬ。王樸、吳三桂等僅かに身を以て免れ、張若麒等は漁舟により海道を経て遁走せり。先後明兵を殲すると五萬三千七百八十餘、駝馬甲冑、礮械數萬を以て計ふ、杏山より南、塔山に至り死傷狼藉し、海中の浮屍は雁鷺のごとし。清兵の昏夜中に負傷したる僅かに十人を出でざりしといふ、かくして、松山城の糧餉及び援兵は、皆望を絶ち清軍は復び外濠を掘りて之を包圍す、惟だ此際明の侍郎沈廷揚が天津の海運により糧餉を松山に入れし爲め、始めて數ヶ月を延ぶるを得しが、翌崇徳七年^{崇禎十五年}二月に至り、松山の副將夏承徳の内應を爲せしより、形勢は遽かに一變し、洪承疇以下は生擒せられたり。錦州の包圍は一歳の久しきに互りしが松山の陥るを聞いて亦降り、塔山杏山又た繼いて陥りぬ、明國大に震ふ。崇禎帝が中心より媾和の急要を感知せしは、此の戦役の結果に外ならず。洪承疇の降服については、吾人の前節に於て言ひ及べるが如し。されど、當時兩國の音信明かならざる場合、彼れが殉難を以て明國に報導せられしも怪しまれず。惟だ頗る滑稽に覺えしは、崇禎帝が彼れの爲めに朝を輟め祭典を賜ひ、其一子は北京にありて弔問を受け、行狀を選びて諸官に送達せしことなり。勅命

に基ける祭典を擧ぐるにあたりて、宛も承疇生降せりとの確報に接し、遂に祭典を罷めたるが、既に發送せる行狀は、已に人間に徧ねかりき。康熙二十一年中承疇家に卒す、其子再び弔を受け行狀を選し、復た前朝の事を叙せず、清朝の北京奠都より以來に始まる、好事のもの、其前後兩行狀を得、訂して一本をなせしことありきといふ。洪は福建の人、彼に平定略一本あり、明朝に於ける彼の述作を見るに値す。材幹彼が如くにして行事終始せざりしは惜むべきも、彼を生擒し、寵用し、遂に國初佐命の勳臣たらしめしは、一に太宗の識度の高邁なるによらずんばあらず、太宗は、彼を視て鼓者の引路者を得たるに比せり。

明帝媾和を求む

松山失陥の影響の甚大なりしはいふを須むす。崇禎帝は、今や國內流寇の情況を

顧慮し、密かに媾和の意をば、兵部尙書陳新甲に洩し畫策するところあらしめたり。新甲乃ち同三月を以て使者を錦州に遣はしぬ。當時使者の賚らせるは、明帝が新甲に下したる勅書にすぎず、大意にいふ遼瀋にて休兵息民の意ありと、中朝の未だ輕しく信せざるは亦た以前の督撫各官が未だ曾て實に從ひて奏明せざに因る。今、卿の部、累次代陳して其真心に出づるを保す。我が國家、誠を聞き遠を懐く、亦た聽從し難からざるに似たり、以て仰ぎて上天好生の仁を體し、以て復び我祖宗の朝に還し、恩義連絡せん云々

太宗は、洪承疇をして眞僞を検せしめしに、明帝の親書たりしは疑なかりしも、國書に非れば答ふるところ非ず。同五月、明國は更らに兵部員外馬紹愉、主事朱濟之、副將周維壩等八名僧一名從者九十九名を

寧遠に差遣し和好を議せしめんとす。太宗乃ち馬紹愉を招きて盛京に至らしむ。紹愉の携へ來りし勅書は大意左のごとし

兵部尙書陳新甲に勅諭す。昨、卿の部の所奏によれば乃ち稱す、前日諭するところの休兵息民の事情は、今に至りて確報あらず、未だ官を遣はして瀋京盛京に至らざるに因り、未だ的言を得ず。今該部の便宜事を行ひ、官を差して前往し、實情を確探するを准す、云々。

明國に媾和の意ありしや否やは疑はるれど、少くとも、明帝の中心よりして、和媾を要求せし、信を置かざるを得ざるに至れり。太宗乃ち和戰の可否を臣僚に諮る、

和議遂に成らず 六月太宗は馬紹愉に下の條件を附して、歸還せしめたり。

(イ) 和好以後、兩國吉凶の大事は相互に慶弔すべし。

(ロ) 毎年、明國は兼金萬兩、銀百兩を清國に贈與し、清國は人參千斤、貂皮千張を明國に贈與すべし。

(ハ) 清國の逃叛人—滿洲、蒙古、漢人、朝鮮—の明國に至るものは、明國之を清國に刷送し、明國の逃叛人の清國に至るものは、清國之を明國に刷送すべし。

(ニ) 兩國の國界を次ぎの如く定む。(一) 寧遠と雙樹堡との中間の土嶺を、明の國界とし、塔山を以て清國の國界とす。乃ち連山を以て、適中の地と定む。

(ホ) 互市場を連山に設く。

(ヘ) 寧遠と雙樹堡との間の土嶺界より、北、寧遠の北臺に至り、直ちに山海關長城の一帶に抵り、清國人の越出は、共に律を按じて死刑に處すべし。海道は、寧遠と雙樹堡中間の土嶺より、海に沿ひ、黃城島以西に至るを界となす。清國は、黃城島以東を以て界となす。双方の越界者は、死刑に處すべし。

此條件は、當時の清國に取りて、寧ろ抑遜の態度に出でたりしを認む。多數の臣僚は、寧ろ媾和の徒らに明國に利あるのみにて、清國には不利なるを思惟したるの疑はれず。都察院參政祖可法、張存仁、庫爾禪等の言によれば、南朝の内情は、所在の盜と饑饉とに苦しみ、兵力は竭き、糧餉は乏しく、勢、瓦解の外あらず、恃むところは、山海關外の九城なるが、これ又已に其四城を喪失し、遼東方面の兵將は、已に十の八九を亡ぼせり、若し我國にして再舉せんか、明室の南遷は必然なり。既に南遷すとせば、黃河以北は皆清國の有たらずんばあらず。且つ夫れ南方は練兵の地にあらずして、南人は武人として適當ならざれば、錦繡の江山は、全く吾が皇帝に屬すべきなり。和議にして成立すべしとせば、黃河を以て界とする、上策なり。山海關を以て界とする中策なり。寧遠を以て界とする、下策なり。彼をして貢物を入れ、臣を稱せしむるは上策なり、蒙古各家をして其舊額を索めしむるは、中策なり、只貿易といふは、下策なり、とあり。ともあれ清國にては、平和の成立すべきを萬一に僥倖したるべきが、和議の衝に當りたるは、陳新甲の不用意より、機事は意外の邊に洩出し、崇禎帝も、一時立場を失ふに至りたり。

陳新甲棄死せらる

陳新甲が明帝の意圖を承けて媾和を畫策し、は、前述の如くなるが、帝と新甲

との往來の頻繁なるにつれ、漸く外廷の揣摩を買ひぬ、されど、此問題を説明すべき唯一の左券とは、未だ漏出せざりしが、前に清國に差遣せられたる馬紹愉が、ある密約に關する文書を、新甲に交付せし時、彼は一見の後、不用意にも之を机上に置き去りたり。家僮誤りて塘報軍事通信となし、之を抄傳報官に付載しぬ。言路譁然、帝愠ること甚だし。勅して新甲を責む。新甲引責せず、反りて自から其功を翊めしかば、帝は益々深怒し、遂に同年七月を以て獄に下したり。次で棄死す。新甲死して、明朝又た和議をいふものなし。

清軍最後の入塞

媾和の進行の見えざりしより太宗は貝勒阿巴泰等に命じ、最後の内地入犯を行

はしめたり。同年十月、左翼は界山より邊牆を毀ちて入り、右翼は雁門關黃崖口より入りて、共に薊州に會し、直ちに山東の兗州に抵りて還る。三府十八州、六十七縣を陥れ、宗室魯王を殺し、人民三十六萬餘口、牲畜五十五萬を獲たり。翌崇徳八年三月初めて山東の莒州に入り、士馬を休養す。春草山を被ひ、解鞍縦牧すること月餘、南北の驛路、一人の清兵に出會せざりしかば、既に東歸せりと想像せしもありしが、四月に及び阿巴泰の大兵は、反りて南方より來り、天津より涿鹿に至る車駝三十餘里、蘆溝橋を渡るに旬日を経て未だ畢らず。所在勒王の兵は、通州に集注せしかど、敢て阻止せんとするものなければ、清軍は徐々に凱旋せり。

第二二節 闖賊李自成

酷烈なる流寇

支那の如き、廣濶なる土地と、多數の人口とを包容し、而も王朝の交迭の、頻繁なる國

土に在りて、亂黨は、何れの時代に於ても、跡を絶つべきにあらず。支那の史家は、這般の亂民をば、盜賊の名の下に括稱せり。然れども、是れ只だ失敗者の惡名たるに過ぎずして、若し能く王朝を倒し、代りて帝號を稱ふるを得ば、所謂天命は、民の聲によりて、彼等の頭上に宣せらる。而も彼等に實際の善政の施さるゝや否やは、その必しも問ふところに非るなり。明史藁の著者は、明一代の群盜を論じて下の如くいへり、曰く明の盛時、永樂中、唐賽兒なるものあり、亂を山東に倡へ、その後、隙を伺ひて、兵を弄し、がやがて撲滅せられたり。惟だ中世武宗の代に至りては、流寇蔓延し、幾んど宗社を危くし、が、これ又幸に掃除せらる。明朝の最後の莊烈帝は、勵精にして有爲、武宗に視ぶれば、何ぞ啻に霄壤のみならん、而も顧みて天下を失へしは、何ぞや。明の興りしより百年、朝廷の綱紀方さに肅然、天下の風俗、未だ澆漓せず。孝宗帝、賢能を選びて中外に布列し、斯民と休養生息する十餘年、仁澤深くして人心固く、元氣盛にして國脈安し。然れば武宗の如き童昏を以てし、惡政を行へし屢次なるも、遂に亡ぶるに至らず。莊烈帝は、神(萬曆)熹(天啓)二宗の後を受けたり。神宗は晏安、禍を養ひ、熹宗は、不正の士人を任用したれば、元氣盡く漸し、國脈絶ふるに垂んとす。さきに熹宗の時代をして、復た數年を延ふるあらしめば、天下の亡びた

る、蓋し莊烈を待たず。幸にも帝の入りて統を繼げる、銳意更始、用行政、煥然として又一新しぬ。然れども是時に當りて臣寮朋黨の禍は已に成り、民間の物力は已に消耗し、國家の法令は已に壞れ、邊境の槍攘は已に甚し。莊烈帝、志霄肝に勤むれども、人才の賢否、議論の是非、政事の得失、軍機の成敗は、未だ必しも定見ありといふべからず。且つ帝の性は、疑心多くして察に任じ剛を好みて氣を尙ぶ。察に任ずれば、苛刻寡恩になり易く、氣を尙べは、急遽措を失するを免れず。帝の時代を人身に譬ふるに、恰かも元氣羸然、疽毒竝發するに比す。その症や固より已に甚だ危殆なるに、所用の醫は、良否錯進し、服するところの藥劑は、寒熱互に陳す。所謂病の膏肓に入りしもの、斯る場合徒らに神經を過敏にし、強起して自ら治せんとす。その身の亡びざらんとするも、豈に得べけんや。畢竟するに、明の亡びしは、流賊に亡びたり。而も其致亡の本は、流賊に在らず。人の疽毒に死すると同じく、死亡の本は、亦必しも疽毒にあらざるなりと。明史彙の著者の意は、亡國の眞因を惡政に外ならずとするものなるが、支那に於て惡政とは、主にも租税の苛煩を意味す。然ども、増税の眞因が、必しも、帝者の濫費を以て指すべからずして、國と國との關係即ち國防上の必要に據くせらるゝの場合なからず。明季の惡政については、遠因を我が文祿役の出費となし、近因をば遼東問題に在りと解すべし。さりながら、疽毒それ自らの人命を奪ひ去ると同じく、明國の命脈は正さに流寇に奪ひ去られたり。明史彙に、流寇の始末を叙して、盜賊の禍は、歷代恒にあり、明季の李自成、張獻忠に至りては、極まる。史冊の載するところ、斯の如き酷烈なるは非ずといへり。

陝西の饑民 明末に於ける流寇の起因は、必しも單純なりと云ふを得ず、その重租に苦める人民の天災に乗じて起るもの、官憲は、普通に之を饑民といへり。莊烈帝の初年、陝西に起りしは、此種類に屬す。始め太監魏仲賢は、その與黨をして前後陝西に巡撫たらしめしが、何れも貪黷にして人民を恤えず。陝西の飢饉は、崇禎元年に始る、就中延安の一府を最とせり。饑民乃ち竿を掲げて起つ。時に白水の賊王二、府谷の賊王嘉允、宜川の賊王左掛等竝び起ちて、城堡を攻め官憲を殺害しぬ。此等諸賊は、本來の盜賊と知るべし。饑民の多くの群賊に強迫されしは、當時の事情に徴して疑はれざるが、彼等も勢を得るに従ひて自ら王號を倡へしものなからず。乃ち饑民の王大梁と云へるは、自ら稱して大梁王といひ、馬賊高迎祥と相連りて衆を招ぐ。迎祥は自ら闖王と稱す、李自成の舅なり。延安の人、張獻忠あり。彼れ陰謀多智、自ら八大王と號す。米脂縣の十八寨を以て闖王に應じたり。給事中馬懋才が當時朝廷に致し、疏は、陝西飢民の狀を下の如く叙せり。いふ、臣は陝西安塞縣の人なり、仕官以來東西に往還する數萬里、其間未だ極苦極慘なる、臣が郷の災異の如きを見ず。臣、諸臣の具疏を見るに、父にして其子を棄て、夫にして其妻を鬻ぐものありといひ、或は草根を掘りて自ら食ひ、白石を採りて飢に充てりといふものあり、されどこは猶ほ言に足らず。臣の郷延安府は、去歲より一年間雨と云ふ雨を見ず。草木枯焦、八九月の間、人民は争ひて山間の蓬草を採食せり。穀物としては、名のみ、實は糠皮にも類すべし。その味や苦澁、之を食ふは、僅かに死を免るゝにすぎず。十月に至りて、蓬盡きぬ。則ち樹皮を剥きて食へぬ。諸樹の

中、惟だ榆皮はやゝ善し、仍りて他の樹皮に雜ひて食ふ。亦た稍、其死を緩くするを得るのみ。年終に至り、樹皮も又盡きぬ。則ち又その山中の石塊を掘りて食へり。石は冷にして味、腥し。少しく食ふも容易に飽くを得べし、されど、數日ならざるに、腹脹下墜して死亡す。民に石を食ひて死するを好まざるものあり、始めて相聚りて盜を爲す。一二稍、積貯の民あれば、遂に刼かされて一物をも遺留せず。彼れ饑民以らく飢に死すると盜に死すると相等し。その坐して飢死せんより、何ぞ盜みて死せざる、これ猶ほ飽死鬼たるを得んかと。最も憫むべきは、安塞城の西に一地ありて、毎日必ず一二の嬰兒を棄つ。號泣するものあり、その父母を呼ぶものあり。その糞土を食ふものあり。翌旦に至りて棄兒に一生なし。而も又た之を棄つるものあり。さらに異むべきは、童穉輩及び獨行者にして一たび城外に出づる、便はち蹤跡なし。後に門外の人の、人骨を炊いて薪とし、人肉を煮て食用となすを見、始めて前の人の、皆それ饑民に食はれしを知る。されど人を食ふもの必しも健康ならず、彼等は亦數日を出でずして、面目赤腫し、燥熱を發して病死す。かくして、死者枕籍せり。各縣にては、城外に數坑を掘り、每坑に數百人を埋るべし。總じて秦陝西地の光景は、慶陽延安以北、飢荒十分の極に至りて、盜は之に次ぎ、西安漢中以下は、盜賊十分の極に至りて、饑荒之れに次ぐと。交通の不便にして、何等備荒備貯畜とて全からざる邊境の慘狀は、この記事を以て必しも誇張なりといひ難かるべし。

饑軍の行末

次に考察すべきは、饑軍の行末なり。饑軍とは、將卒が糧餉を要求して得ざるより、一

轉して亂民に化するをいふ。糧餉の窮乏は崇禎朝に至りて極まる。帝が即位の元年、秋、遼西の寧遠を守りし四川、湖廣の兵が、缺餉四個月に互りしとて、大に譟き立ち、巡撫總兵等上長官を捕縛せしことあり。こは幸にして大事に至らざりしが、陝西省延綏に於ける糧餉の缺額は、一百三十八萬兩の多きを算ふるに及び、其冬、軍兵は遂に起ちて州庫を劫掠しぬ。彼等の一團の、饑民及び群盜に投じ、は特に注意を値す。翌年冬、清の太宗の北京を包圍するや、朝廷は勅して諸道勤王の募集しぬ。命を受けたる四方の官兵は、何れも、北京を指して入衛しけるが、山西巡撫耿如杞の部衆、尤も勁卒と稱す。彼等の北京に到着せる三日を俟て、糧餉の使給あらず、乃ち去りて山東の一帶に沿ひ、劫掠を行へり。政府怒りて耿を逮問す。耿已に逮せらるゝや、部衆五千哄然として盡く潰散し、山西を指して歸還せり、所謂晋中山の流賊は、斯くして蜂起せり。

驛傳の裁削

崇禎二年、兵科給事中劉懋は、上疏して驛遞を裁削すれば、歳に數十萬兩を省くを得べしとの議を上つれり。帝大に悦ぶ。直ちに著して令となす。支那の北方に於て驛傳に従事しつゝあり

し驛夫は、主に山西及び陝西の人民を擧げざるを得ざるが、これ一には耕地の不十分なるに基因すれど、實は、該地方の民の一般に膂力あり、生計又貧困にして、無頼者の多きに原因す。明人の記したるを見るに、朝廷の驛站を設立せし主旨は、天下無頼の徒を籠絡する所以にて、彼等をして肩挑背負し、その精力を耗し、其歲月を銷し、其口腹を糊して敢て非を爲さざらしむるにありといへり。これも亦一面の觀察

たるを失はず。驛傳裁削とは、從來の驛夫の數に大なる節減を施し、ものたるべし。法令の出でし時、陝西の饑因は、殆ど絶頂に達しつゝありき。果せるかな、驛傳の生計を失へる多數の無頼漢は所在の潰兵に煽せられ、遂に相聚りて盜賊の群に投じたり。こゝに於てか陝西に殆ど一片の寧土なし。彼等は驛傳裁削の建言者に憤怒し、或はその名を呼びて詛呪し、或はその像を圖して之を叢射するものあり。建言者は不幸にして恨死せしが、棺の山東に至りし時、肯て之を輦負するものなく、一年餘の久しきに互りて、旅舎に委置せられしといふ。以上を綜合するに、飢民、饑軍及び驛卒は、自ら同一の方向に走りしものにて、遂に相結合して一大流寇を形成せり。然り而して、此等一大流寇の秦中陝西より起りしは、更に吾人の注意を値す。

破軍星李自成

李自成本の幼時は種々に傳へらる。一史によれば、彼れ初の名は、鴻基といひ、膂力あり、騎射に善し。年十三、里中の朋輩を語らひ、關帝廟に詣りて、桃園の故事を倣へり。彼れ力を角せんとし、神前に重き七十餘斤の鐵爐一坐あるを見る、乃ち、隻手之を舉げ、殿を繞ぐる一匝、仍ほ故處に置けり。朋輩の一人次いで舉げんと欲す、動かすこと能はず。兩手に之を握り、起行すると五歩にして止む。一人のもの、奮力一提、亦動かす。彼れ乃ち復び之を提げ、繞殿一周して舊處に安置しぬ。廟中の道士、驚歎して曰く、汝の父は、善徳を積めり、故に汝を生むと。彼れ大言すらく、大丈夫、當さに天下に横行すべし。自成自立、父業を株守するが如くんば、豈男子ならんや。前三歲曾て夢に一偉將軍あり、予を李自成と呼べ

り。今即ち名を自成と改め、鴻基と號すべしと、傳ふるところによれば、彼れの父守忠、子なし、乃ち華山に禱りしに、夢に神あり、告げて曰く、破軍星を以て汝の子となすと、乃ち自成を生めりとあり。崇禎四年、彼れ往いて關王に従ひ、張猷忠等と群賊に加はりしが、爾時彼等の聚團は、二十餘萬人の多きを算へたり。

流寇四出す

明の辨賊の、専ら招撫を主となして、根底より不逞の徒を削除せざりしは、否難せらる。されど、これ又た國家に一大勁敵の對立しつゝある場合に於て、或は避くべからざる事情たるべし。三邊總督楊鶴、清慎自ら持するも、以て賊黨を感服するに足らざるより、洪承疇をして、出で、交任せしめたり。承疇諸將帥曹文昭等を督して賊を勦す。向ふところ克捷せざるなく、陝西省内は略ぼ平定するを得たりしが、賊徒は今や流寇の形をなして山西の南部に侵入せり。官兵の守禦較く勤む。かくて流寇は、山西と直隸との接界に連互せる太行山を越え、黄河の平原に突出せんことを企てたるもの、如し。崇禎七年、李自成は、高迎祥等と、もに黄河を渡り、南、河南を剽掠せり。明將陳奇瑜追擊して至るに及び、轉して再び陝西省の南部に進みしが、彼等は誤ちて興安の車廂峽に逃れ入れり。奇瑜乃ち四方に檄し、練國事、盧象昇等と賊の退路を控扼す。車廂峽の地たる、四山峻立、十里に互る、入り易く出で難し。彼等の峽中に入るや、山上の居民は乃ち石を下して撃ち、或は炬を以て山口を焼き、或は石を累ねて通路を絶ちしかば、彼等は早く糧食に困み、又た二旬に連れる大雨の爲めに、弓矢は盡く敗れ、馬匹の死亡も、其半を過ぎたり。自成謂らく、謀の出づべきなしと、即ち重寶を出して奇瑜の左右に賄ひ、偽りて降らんことを

請ふ。奇瑜、大計なく遽に之を許しぬ。先後すべて三萬六千餘人、悉く慰勞して歸農せしむ。奇瑜の愚は、測られず。彼は又毎百人に安撫官一人を付して護送せしめ、經過の州縣に檄して糧食を具へて傳送ぬ。彼等はやがて西安に向ひしが、棧道を出づるに及びて、忽ち約束を受けず。護送官吏五十餘人を殺害して諸州を攻掠せり。關中四陝大に震ふ。賊帥中に李自成あるを知られしは、此一舉に在りといへり。

滎陽の大會

李自成の容易に陝西を棄てざりしは、彼等の見地として、寧ろ賞讃に値すべし。彼は實に陝西・河南・湖北・四川の境上に互れる大華山の山嶺を利して、巧みに自己の踪跡を韜晦したるなり。陳奇瑜の失敗の後を承けたる洪承疇は、四川・湖北等四道の兵を促かして挾攻せしめしが、自成等乃ち竄れて格南山に入り、轉じて更に河南に突出せり。崇禎八年正月、滎陽に於ける大會合は、流寇史上の一異彩たらずんば非ず。會者には老獬、曹操、韋襄、左金王、改世王、射場天、橫天王、混十萬、過天星、九條龍、順天王及び迎祥、猷忠等あり、共に十三家七十二營と稱す。謀るところは、三邊總督洪承疇等に對するの方略に外ならず。議未だ決せず。自成進みて曰く、匹夫だも猶ほ奮ふべし、況んや十萬の衆に於てをや。官兵は無能、宜しく部署を定むべし、利鈍は之を天に聽かせんのみと、乃ち四川・湖北・河南・陝西東部の五方に分ち、所得の子女玉帛は均分するを得せしむ、皆な自成の猷言するところといふ。翌年高迎祥捕殺せらる。衆乃ち彼を推して頭目の位を繼がしむ。第二世闖王の坐席は、今や彼れの脚下に占められたり。自成人となり、高額深顛、鷓目曷鼻、聲豹の如し。且つその性や猜忍、人を殺せば心を割き足を断るを

以て戯とせり。かゝれば、過ぐるところの民、皆な堡壘を保ちて下らず。殘忍刻薄は未だ必しも衆心を攪る所以にあらず。彼にして、大業を創建せんとする、何等か別に思慮を廻らさざるを得ざるべし。崇禎十三年、杞縣の舉人李信、盧氏の舉人牛金星來りて自成に投ず。

童謠の作成者

謠言は、何れの場合に於ても、支那の運命を解釋すべき一種の鑰匙たり。謠言は、童謠を産むに至りて、豫言者の聲に値す。童謠の起る、時の權力者は、惴惴として其流布を恐れ、嚴に其興起を警戒す。而も謠言の發生する、何人の之を創唱したるを知らずして、忽にして全社會に傳播し、各階級に波及し了せずんば止まず。いふまでもなく、何れの國と雖も、多少謠言流説の民心を感亂するなからず。文明の低級なる社會にありて、如此きは寧ろ普通なれど、支那の如き進歩せる文明を有し而も謠言の勢力の偉大なるは、比類あらず。吾人は、前節に於て李信、牛金星の二舉人が李自成の幕下に馳せ加はりしをいへり。信、又た卜者をして三尺餘の策を猷せしむ。上に讖記あり、曰く「十八子主神器」と自成視て大に悦ぶ。信嘗て粟を飢民に施せしことありしが、民之を德として曰く「李公子活我」と。乃ち説いて曰く天下を取るは、人心を以て本となす、請ふ人を殺す勿れ、天下の心を收めよと。自成之に従ひ、所掠の財物を散じて飢民を賑はす。餉を受くるの民、信と自成とを辨せず。雜呼して曰く「李公子活我」と。彼れはこゝに於てか、復た謠言を造りぬ。曰く「迎闖王、不納糧」と、兒童をして之を歌はしめ、以て相煽動せり。巧なるかな。天下方に苛税の害に苦みしかば、自成に従ふもの日に衆し。崇禎十四年正月、彼

れ、南、黄河を下りて、河南府を圍む。萬曆帝の愛子にして一時天下の輿論を沸湯せしめたりし福王は害せらる。自成の兵乃ち王の鮮血を洩み、醢に雜へて之を嘗め、福祿酒と名けたりといふ。王の世子由松裸して逃れ出でぬ。自成は、仍りて王邸の金庫を發き、以て飢民に賑與せり。

李自成襄京を建つ 自成の統率せる亂民は、歳を經るにつれて、勢を得、勢を得るにつれて、行軍の規制も定まれり。彼れ乃ち奉天倡義大元帥と號し、白鬚の大蘇と銀浮屠とを建つ。其左營には白幟、右營には緋幟、前營には黒幟、後營には黃纛あり。五營、序を以て晝夜を分直し、次第に休息す。巡徼嚴密、逃るゝものは落草といひて、之を磔殺せり。兵種は男子十五歳以上四十以下のものを收めて兵となす。彼は軍令を布きて、兵士をして白金を藏するを得ず。又た城邑を過ぎて室處するを得ず。妻子の外、他の婦人を攜ふるを得ず、寢具は、悉く單布を用ひしめり。一兵士の飼養する馬は、大概ね四匹を越え、間々人腹を剖きて馬槽となすことあり。軍馬の性の一變するも、怪まれず。人を見れば、輒ち噬まんことを思ふこと虎豹の如しといへり。軍止まれば出で、騎射を較す、之を站隊と曰ふ。夜、四鼓、蓐食して令を聽けり。過ぐるところ、岡崇峻阪と雖も、憚らず。憚るものは、黄河あるのみ。淮水、泗水、涇水、渭水の如きは、一呼して馬を河中に前ましめ、馬蹠の壅闕するところ、水爲めに流れざることあり。陣形の慣用せらるゝを聞くに、彼れは、先づ騎兵三萬を出し、戦久うして勝たざれば、佯り敗れて官兵を誘ひ、長鎗の歩兵三萬をして之に當らしむ。擊刺飛ぶが如し。騎兵乃ち回顧之に乗ず。城を攻むるに迎降するものは殺さ

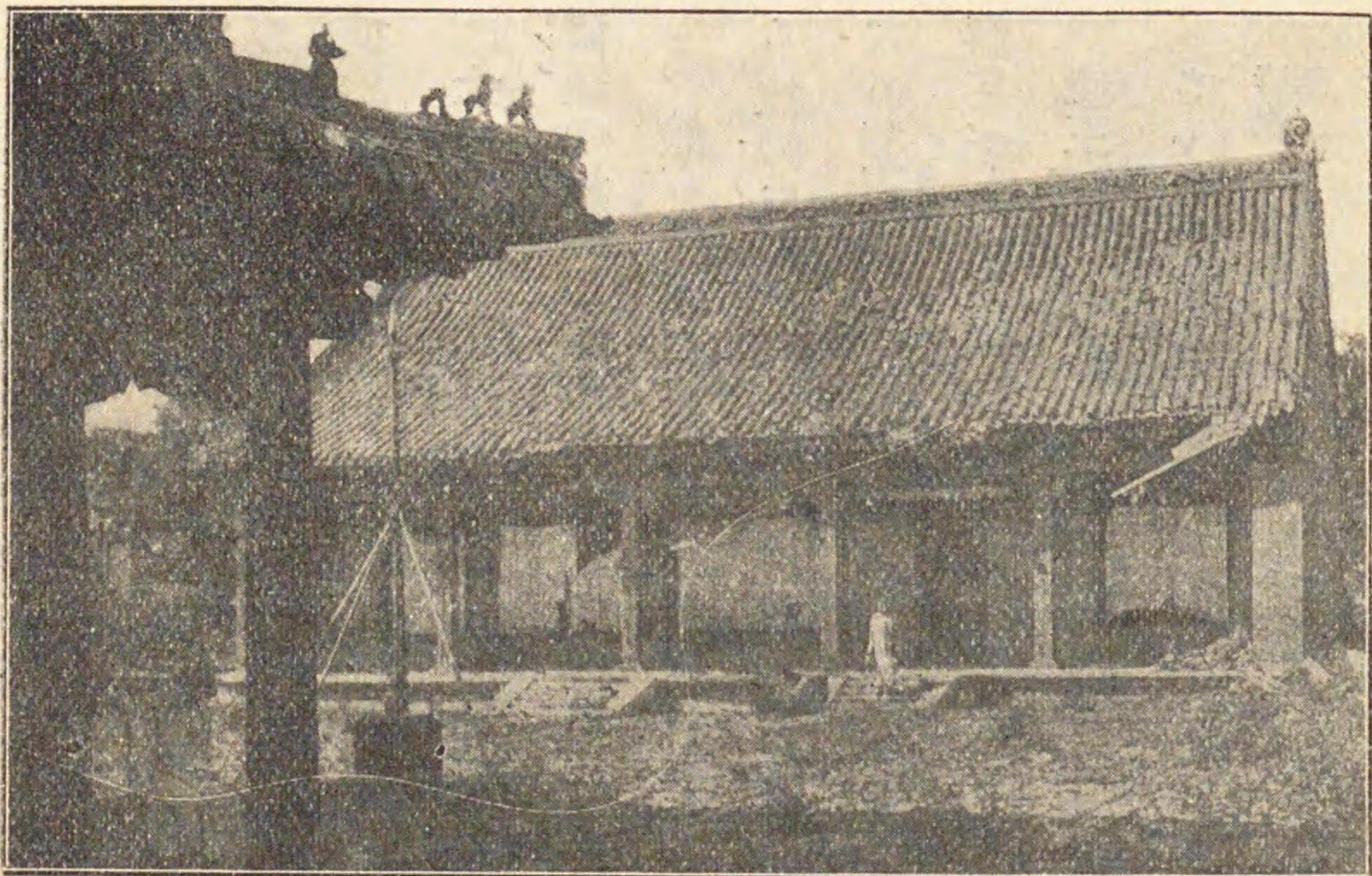
ず。守城一日なるは、十分の三を殺し、二日なるは十分の七を殺し、三日に互るは、之を屠る。鹵獲物は馬匹を上とし、弓銃は之に次ぎ、幣帛珠玉を下とす。崇禎十六年、彼れ、漢水上流の地方の、大に據るべきを思ひ、襄陽を改めて襄京といひ、明の襄王の宮殿を修めて之に居れり。當時、所謂十三家七十二營の諸大賊は、殆ど降死し盡きぬ。彼れに抗行するは、獨り張獻忠の一團あるのみ。河南、湖廣、江北一帶の諸賊は、舉げて彼の制を仰ぎつゝあり。自成乃ち自ら新順王と稱す。左輔牛金星進取の策を議して曰く、請ふ先づ河北を取りて直ちに京師に逼らんと、侍郎楊永裕曰く、請ふ金陵を下して、北京の糧道を絶たんと、從事願君恩曰く、然らず。金陵は下流に居る、事、濟ると雖も、之を緩に失す。直に京師に逼るも勝たずんば、安くに退師せん、之を急に失す。關中西陝は大王桑梓の邦、百二の山河、天下三分の二を得たり。宜しく先づ之を取りて基業を建立し、然して後、三邊を旁略し、其兵力に資りて山西を攻取し、後、京師に向はん。庶くは進戰退守、萬全失策なしと、自成之に従ふ。

第二三節 太宗の死及び皇位の承繼

太宗暴に殞落す 崇禎十年 崇禎十年 崇禎十年 崇德七年 崇禎十年 崇禎十年 冬太宗の健康は、常の如く勝れず、乃ち遊獵に托して病を養ひしが、翌歲 崇禎十年 崇禎十年 に入りて尙ほ回復するところあらず。秋八月八日夜半、盛京なる清寧宮の南榻に坐し、甚しき腦みもなくして暴に殞落せり。年を享くること五十有二、昭陵に葬る、諡して文皇帝といひ、廟を太宗と號す。彼れの奄逝は、父皇太祖のその如くならざりしも、其の雄志を抱きて早世せるは、同じ。況んや彼が統御したる過去二十年の成績は、今や將に數個月の久しきを出ずして、一大光輝を放たんとしつゝありしに於てをや。急遽の下世のことゝて、何等の遺命するところもあらざりしにや、彼の歿後には、再び皇位繼承に關する混亂を惹き起せり。

睿親王稚兒を擁立す 睿親王 睿親王 吾人は第九節に於て略述せし如く、太宗の即位は、元と父皇太祖の意にあらす。父皇には、幼子多爾袞 トールゲン 睿親王 に大統を受けしめ、長子たりし代善 禮親王 に命じて補佐せしめんとするの意圖ありしものと知られたり。此意圖は、死後太宗の思慮によりて忽ち覆へされ、多爾袞の母大福金は已むなく自刃を遂げぬ。太宗殞落の後に起りたる悲劇は、此と事情を異にすれど、また未だ必ずしも太祖登遐の際に關係なしと云ふべからず。清の實録には、その詳細を傳へず。然れども、吾人は幸にも爾時瀋陽 奉天 に質たりし朝鮮の世子 宗孝 が手記によりて、幾分の真相を知るを得たり。手記の一節を擧ぐれば、下の

如し



宮 寧 清 の 京 盛

十四日 崩御後 六日 諸王皆大衙門に會す。大王 禮親王 發言して曰く虎口 肅親王 豪格 は、帝の長子なれば、當さに大統を承くべしと、虎口曰く福少しく徳薄し、堪ゆるところに非すと、固辭して退きぬ。定策の議、未だ歸一に及ばず。帝の手下將領の輩、劔を佩ひて前みて曰く、吾等は帝に食み、帝に衣す。養育の恩、天と同じく大なり。若し帝の子を立てざれば、寧ろ帝に地下に従はんのみと、大王曰く吾れ帝の兄なれど、朝政は久しく聞かず、何ぞ此議に參すべきやと、即ち起ち去りぬ。八王 英親王 阿濟格 も亦た隨ひ去る。十王 豫親王 多鐸 黙して一言なし。九王 睿親王 多爾袞 之に應じて曰く汝等の言是なり、虎口既に讓退して繼續の意なければ、まさに帝の第三子を立つべし、而も年歲幼稚なることゆゑ、八旗軍兵は、吾れと右眞王 鄭親王 と其半を分掌し、左右輔政し、年長の後當さに政を歸へすべし

と、かくて天に誓ひて散じたり。第三子順治帝年今六歳といふ。

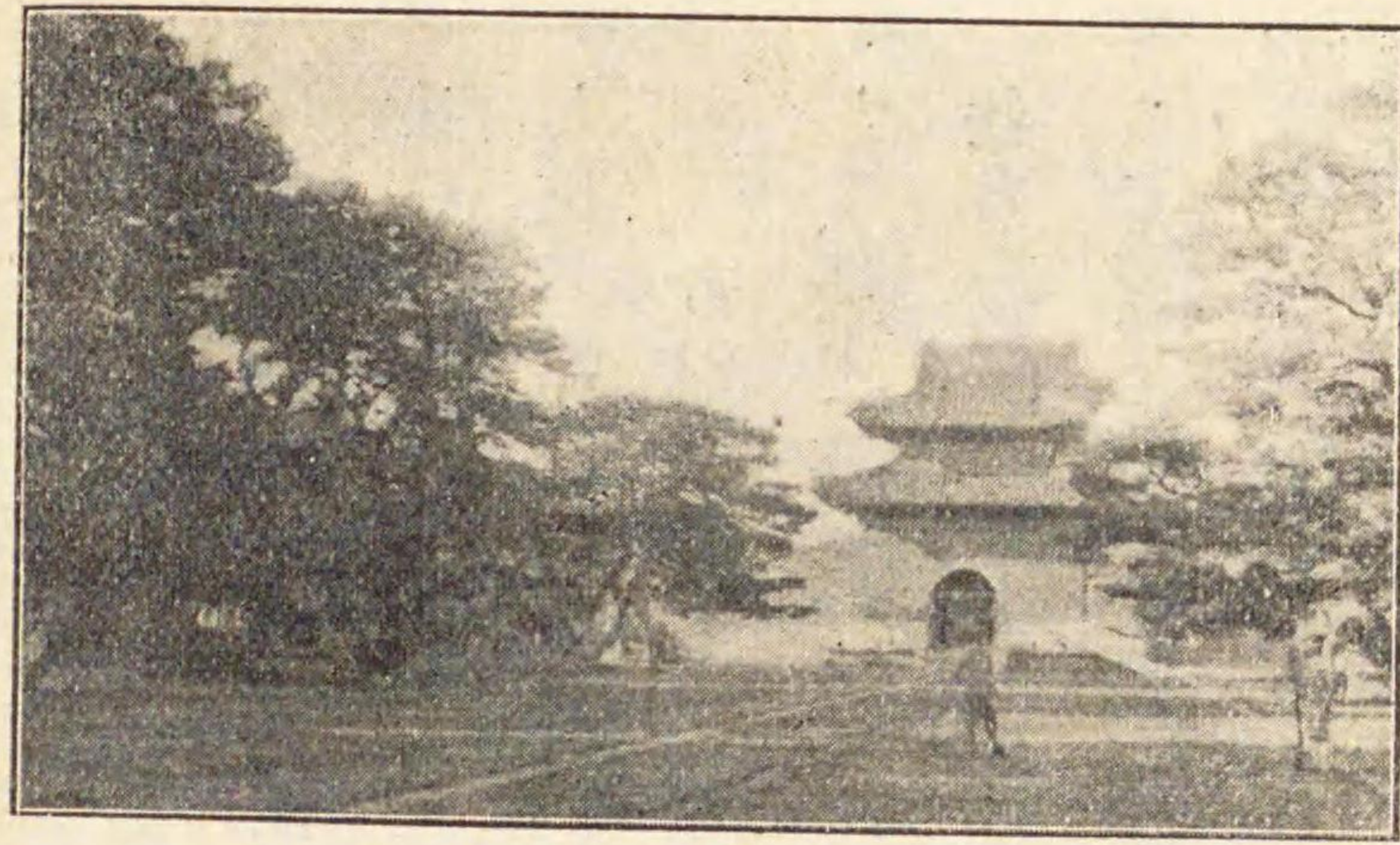
此記事によれば、太宗の崩殂せる、皇位は、直に彼等諸王が争奪の目的となりしもの、而も肅親王が皇長子を以て立つを得ざりしこと、尙、禮親王が太祖の長子を以て立つこと能はざりしと略ぼ同一の事情なくんばあらず。肅親王の立を得ざりしは、疑もなく睿親王多爾袞の實權を掌握しつゝありしによる。吾人の見るところにては、太宗は、不思議にも、多爾袞を寵用せり。そは一には多爾袞其人の、天資冷冽にして、巧に太宗の意を承けしにあるべけれど、他方太宗が即位當時の事情を省慮せざりしといふべからず。多爾袞の材能の優秀なる、當時他諸王の能く企て及ぶところに非れば、肅王は早くも、退讓の意志を表明せり。然らば睿親王は、何が故に自立せざりしやといふに、そは、此記事の示すが如く太宗の樹恩の深厚なる、彼の血類を擁立するに非ざれば、到底局面を收拾する能はざりしもの怪しまれず。こゝに於てか、多智なる睿王は、稚兒寡婦を立て、彼れ舊臣の心を繋ぎ、自から輔政の地位を擇びて、實權を掌握せりと解すべし。皇位承繼は、かくて大方決着を告げたるが、不平なるは禮親王の一族なり。手記又曰く俊王禮親王の孫阿達禮及び小退禮親王の長子大王禮親王に密言すらく、今、稚兒を立つ、國事知るべきのみ、速かに處置を爲さるべからずと、大王曰く既に誓を天に立つ、何ぞ此言を出すや、更に他意を生ずる勿れと。九王晉親王に向ふ、九王も又牢拒して去る。十王豫親王の家に往きしに、十王いひけるは、此れ相訪の時に非ずと、遂に引見せず、已むなくして彼等兩人は、復び大王に問へり。大王曰く何爲れぞ再び妄言を發す、禍

は必ず立ちに至るべしと、某人ありて之を九王睿親王に告發しぬ。九王曰く吾も亦聞知すと、斯くて十六日の夕、俊王シヨト・小退シヨト兩名を衙門に捕送しぬ。二人露體にて縛せられ、俊王の母、及小退の妻は、之を縊殺す。要退禮親王の長子の子及俊王の弟二名、既に縛せられて又釋放せらる。黨餘皆治せず、俊王の財産と軍兵は、大王に没入し、小退の財産と軍兵は、九王に入る。かくて刑政除拜、大小の國事は九王之を專掌し、出兵の事は右眞王鄭親王に屬し、八王英親王は心に稚兒を立てしを非とし、退出の後より、病と稱して出でず。帝の喪次にも一切往來せずとぞ。さて小退の財産は、九王皆籍没せりと聞えしも、實は然らずして、部下に散給せり。虎口王は、俊王既に死して、その兩弟皆幼ければとて、自から彼等を引き取りて養育しぬ。二十九日、九王、人を八王に派していひけるは、汝病患ありとて、皇帝の喪事には、參集せざるを得ずと、翌旦、八王は、病を扶けて朝會せり。

以上の記事には、自から多少の誤傳あるを免れざれど、大體に於て信憑せらるべし。清朝側の記録によれば、阿を擁立せんとして成らず誅に伏すと、此説は採らず。瀋陽の朝廷は、斯くして外面を整ふるを得しが、事實の皇帝たる睿親王は、時勢の展進につれて、益々其材能を見はし、光輝ある太宗の成果は、やがて彼一人の胸間を飾るの寶珠たるに至れり。太宗の兒子は、これに對して、豈必ずしも好意を表するものならんや。順治初年に於ける肅王の幽死は、正さに之を證す。

太宗朝の回顧 吾人は、今や太宗朝の功過について一瞥を與へざるを得ず。帝の朝の天聰(西紀一

六二七—一六三五)及び崇徳(西紀一六三六—一六四三)兩期に分たれしは、先づ注意を値す。吾人の考ふる處にては、前期は、帝が専ら父皇太祖の創業を整頓したるものと稱すべく、後者は乃ち帝の卓越せる政策を發揮せしものと解するを得べし。されど是れ成績の上より區別するものにして、事實の内容に至りては、兩時期の間に、必ずしも截然たる界限あるべからず。吾人は此等の諸大綱目をは前數節に互



太 宗 陵 昭 陵

りて略述せるが、格段なる成績をも見る能はずして、而も太宗の考慮を費し、は、蓋し、鮮少なざりしこと、解するを得む。然り、此等の苦心の跡は、愛親覺羅氏の將來に向つて、一種の強力なる教訓とも、又た政策とも稱するを寄與したるの疑はれず。吾人は、次にその主なるもの一二を紹介すべし。

漢民の保護

滿洲八旗の外に、漢軍八旗を創意して、明人の來降を便にせしことは嘗て言ひ及べり。太宗は之れに止まらず、從來國內に於ける漢民は、滿人と同一村落に居住するを以て、利益の多くは、彼等滿人に侵擾せらるゝを免かれず。太宗仍りて命じて漢民と滿人とを分住せしむ。太祖朝の制に因するに、漢人は壯丁十三名毎に編して一莊となし、滿官の階級を按じ、奴隸として分與せしが、此結果

たる、徒に、彼等の人心を離叛せしむるに過ぎず。太宗乃ち奴隸たるべき數に制限を加ひ、その餘は別に民戸を編し、漢人の官吏を簡びて、之を管理せしめたり。太祖朝の例によるに、太祖は、甚しく明朝の紳衿儒生を憎み、盡く拿捕して死に處せしむ、嘗て以らく種々の惡むべきは、皆此輩に在りと、遂に悉く屠殺せり。當時儒生の隱匿して脱るゝを得しもの約三百人ありしとぞ。此事實は、太祖が晩年に在るべし。天聰三年、太宗禁を解き、命じて儒生を考試せしむ。考試とは官吏登用の試験をいふ。考試の恩典は、太宗及八貝勒の包衣滿洲語 B.oi 臣僕の意より一般滿蒙人の家奴となりしにも及び、試に中りしは、それそれ緞布を賞し俱に差徭賦税の一種を減免せり。太宗が當時一般に發したる詔書によるに、國中あらゆる儒生は俱に試に赴かしめよ、各家主は沮撓するを得ざれ、若し中試者あらば、當該家主に對して別に人丁を補給すべしとあり。總じて太宗は漢人を愛護し、間々滿人の横暴を抑制せり。これ實に太祖朝に比して、一段の進歩と解すべし。

國俗國語の保存

太宗の漢人を愛護せしは上に叙述する所の如くなりしが、此政策は着々功を奏し、來歸の明人は、前後に踵を接せり。然るに漢人の數の増加するにつれて、滿洲固有の風俗の、漸次變化さるべきは、免れず。太宗は甚しく之を憂慮せり。崇徳元年、冬、翔鳳樓といひるに諸親王等を招集し、内弘文院の大臣をして、金史世宗の本紀を讀ましむ。太宗乃ち諭して曰く

此書の言ふ所は、爾等、宜しく審かに之を聴くべし。世宗は、蒙古漢人の諸國にて、聲名顯著なるの賢君

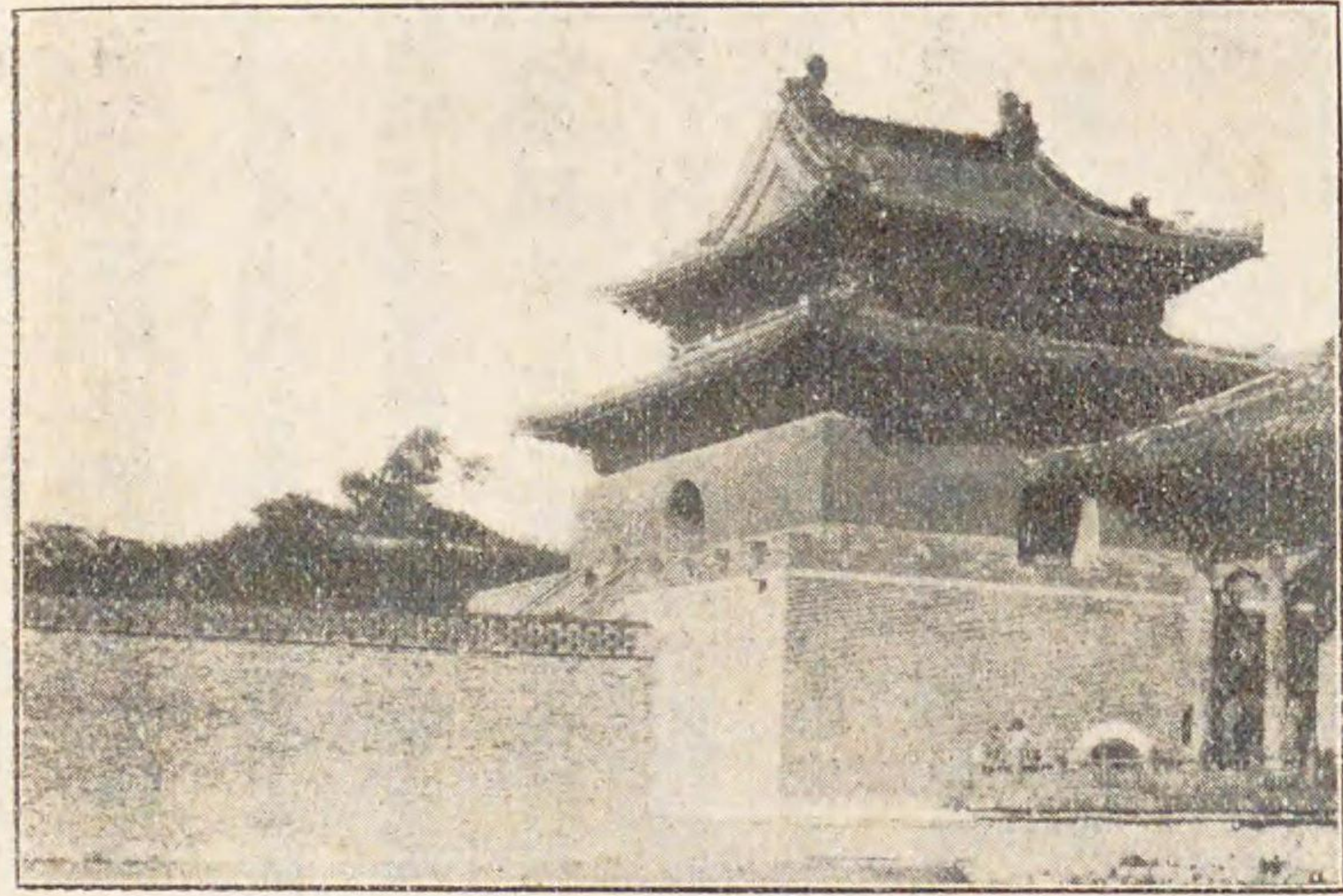
下巻を三十一頁から
再出

なり。故に後世有識のもの咸な稱して小堯舜となすといふ。朕、滿文に譯述せしめ、自ら此書を読み、嘆賞に勝えず。それ太祖阿骨打、太宗吳乞買が創意せる法度は熙宗及び完顏亮の君となるに至りて、盡く之を廢し、酒色に耽り、般樂度なく、漢人の所爲に效へり。世宗位に即くに及び、惟た子孫の漢人に模倣せんことを恐れ、預め禁約をなし、屢々諭して祖宗の舊制を忘るゝなからしめ、女直の服を服し、女直の言を言ひ、時々、騎射を練習せしめたり。垂訓此の如くなれど、而も後世の君、皆な漢俗に染み、其騎射をも忘れ、哀宗に至りて社稷傾危し、國遂に亡びぬ。乃ち知る、凡そ君たるもの、酒色に耽りて、亡びざるものあらざるを。先時儒臣大海榜式庫爾纏榜式、屢々朕に勸めて滿洲の衣冠を改め、漢人の服飾に效ひ漢人の制度を學ばしむ。朕の從はざるを見て、輒はち以らく、朕は諫を納れずと。然れ共朕試みに身を以て、之を諭ふるに、汝等假りに、寬衣大袖、左に矢を佩ひ、右に弓を挟みつゝありて、こゝに會するとせよ、今、忽ち勞薩春科落巴圖魯の如き勇者に突入されたらんには、我等能く之を禦ぐべきか。騎射を廢して、寬衣大袖を學び他人の肉を割くを待ちて、後食はんは、左手を尙ぶ人と何を以て異ならんや。且つや朕の此言をなすは、一世の計をなすに非ず、恐らくは、後世子孫の舊制を忘れ、騎射を廢し、以て漢人に效はんことを、故に常に此の慮に切なり。

と、國俗習慣の固守、國語國文の保存、及び改良等、約そ文教に關する庶般の施設は、實に此等の根本の思想に發源すと解すべし。微細なる事の如きも、太宗は、吃煙をは蠻子人の陋風なりとして、當時朝鮮より

輸入せる煙草丹巴を杜絶せんが爲めに、需用者及び供給者をば死刑に處すべきの法令を出だし、遂に變更するところあらざりき。

太宗の性格 清の實録に、太宗の性格を叙して曰く、「上は幼にして聰睿、性を秉る寬弘仁慈、和惠にして嗜慾寡し。法令を信にし、殺さずして威あり。人を養ふに善く、凡そ國家勤勞あるものには、衣物を賜



太宗の寢園

ひ、略ぼ吝色なし。各國新附の人の入見する、必ず其譜系を詢問し、一に舊識の如く、天語諷然たり、桀驁暴戾と雖、馴服せざるあらず」と、この記事は定めて尋常諛辭の類にあらず。太祖の性格をとつて比較するに、彼には秋霜烈日の威力あり、此には春風和暢の溫情を認むべし。彼れは、何人をも壓伏せずんば已まず、此には何人をも包含するの宏量を見る。太宗朝が、上、開國の緒業を承け、下一統の鴻圖を開きしは、彼が卓越したる性格に因るの多きを認めずんば非ず。太祖は漢語漢文を解ししが、太宗は外國文として蒙古字を會得するに過ぎざりしもの、如し。然れば、支那の經史より傳奇小説の如きを選びて、一一國語國文に翻譯せしめ、これによりて大體を知るに努力せり。四書五經七書の類より遼、金、元の三史併びに三國志演

義等順治朝の初年に譯書の完成せるは、大率ね太宗朝に於て着手せるものと知らる。太宗の嗜欲に淡泊なりしは、想像するを得ん。彼は、實に飲酒を戒めたり。歸依したる宗教の何様たりしやは、確言し難けれど、滿洲固有の教義たる薩滿を信せしは、今日現存せる清寧宮の祭器等によりて、略ぼ推知すべし。彼れは父太祖の記憶を喚び起すに於て誠實なりき。實録には又記して「上、太祖の大業を繼承せしより以來、勵精治を圖り、佚豫に耽ることなし。國家の機務を聰攬し、從來倦容あるなく、夙興夜寢、政務を勤求しぬ」とあり。然り、此言の如く、彼は徒らに皇位を樂しむものに非ずして、父皇の霸圖を承繼し、之を愛護するの情に切なりしこと、何人も其右に出づる能はざりしならん。寛温仁聖の尊號は、未だ必ずしも愛新覺羅氏の私諡にあらず。

昭陵の石馬

昭陵に石馬二あり、大白小白といふ。文皇(太宗)の御するところなり。體重く體豊に、凡馬勝ふること能はず、惟だ小白日に行くこと百里、大白に乗する、日に行くこと五十里なりしと。魏源は、之を初刊の聖武記に著録せり。

第二四節 明國流賊に亡ふ

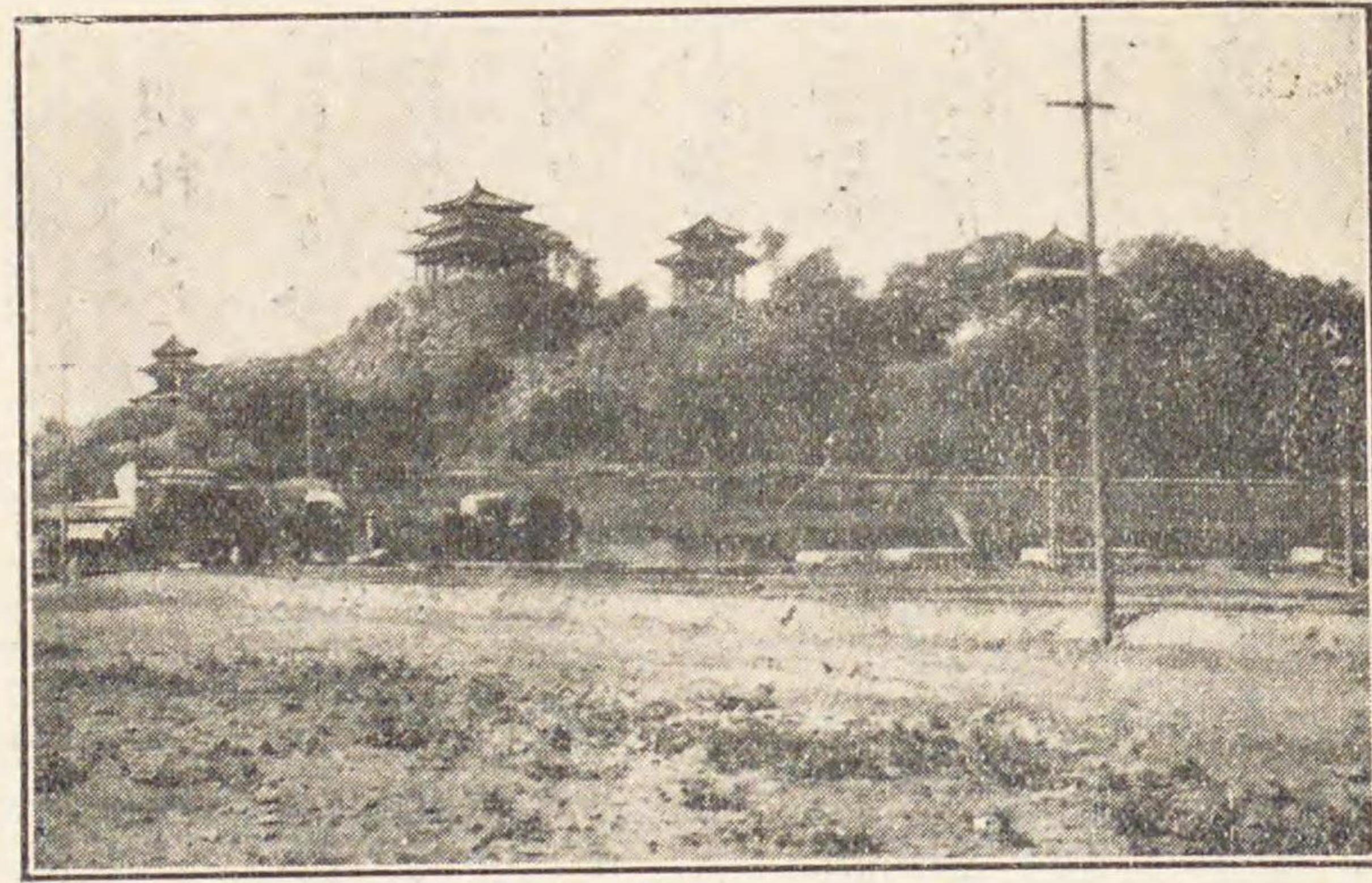
李自成西安に都す

清國にては太宗暴かに殞落し、國內の人心、尙幾分の動搖を見つゝありしが、對手國たる明の内亂は、益々發展し、前に襄陽に據りし李自成は、顧君恩の献言を納れ、河南の北部を通過して陝西に發向しぬ。崇禎十六年^{崇禎八年}明の總督孫傳庭之を潼關に扼して、大に敗る。李自成の兵乃ち容易に陝西に入り、連りに沿道の州縣を攻陥せり。十月西安を攻む。守將王根子、門を開いて降りしかば、自成は明の宗室秦王の宮に入り、王、存樞を執へて之れに官爵を授けぬ。明の殉難の士、少なからず、布政使等は皆降る。自成は乃ち西安を長安といひ、西京と稱し、が、翌春正月、名を晟と改め、國號を順といふ。永昌と改元す。李自成等流寇の一派たりし張献忠の行動は、更に楊子江流の上流に向へて開展せり。同年、夏、武昌を陥る、彼れの宗室楚王を捕ふるや、籠に入れて之を長江に沉めしとぞ、無慘も又甚し。傳ふるところによれば、武漢に於ける虐殺は、黃鶴樓の對岸なる鸚鵡州附近に互りて江面一帶の浮屍をなし、人脂累寸、魚鱉は食ふべからざるに至りぬといへり。献忠亦自立し、遂に武昌を改めて天授府といひ、西王の璽を鑄造し、官職を置き、科擧を開き、楚王宮中の錢穀を出して饑民に賑貸せり。こゝに於てか、武昌以南、九江の以北、沿江の地方擧げて嚮應じぬ。献忠の僭號は、自成の好むところにあらず。襄陽にありし彼は、書を貽りて譏責せしが、献忠は此秋明の將軍左良玉の來攻に逢着し、武昌より湖南に竄入

し、洞庭湖を渡りて長沙を陥る。湖南諸州縣繼いで破れ、猷忠の先鋒は、廣東の西北に出沒せり。翌年春、彼は轉じて四川省に入る。

北京城陥る

李自成が西安に自立せりとの飛報は、甚しく北京廷を驚せり。自成が預定の行動は、山西より北京の背後を衝かんとに在りけるが、崇禎十七年順治元年二月、彼れ自ら黄河を越え、太原を陥れ、代を破り、その地にありし明の宗室を殆ど捕殺せり。彼れは又游騎を大行山の南に出し、大名眞定を掠めつゝ、ありしを以て、北京にては、敵の主力の、何れにありしやを判知し難かりしなるべし。三月の始め居庸關先づ降り、十二日、昌平を焚く。自成の北京偵察は、又た巧妙なりき。彼は部下を商人に扮せしめ、重貨を運搬して部下に販賣し、又た明の官憲を買収して、朝廷の機密を漏洩せしめたり。かゝれば明廷に於て何等の謀議ある、數百里の遠きにあるも、立ろ、にその報告を接手せり。昌平の陥るや、明廷は、騎兵を派して賊情を偵察せしめたるが、それら騎兵の全部は却りて賊黨に降り、一人だに還りて報告するもの無かりきとぞ、かゝれば、李自成の斥候の已に北京城に至るも、都中の士民、尙ほ感知せざりしと云ふは、大方信せらるべし。十七日、明帝群臣を召問す、彼等には、何等對ふることを知らずして、徒らに涕泣するものあり。俄にして自成の兵、九門を環攻しつゝありとの報至る。此突嗟の警報の、如何に彼等を驚かし、やは、想像すべし。さて北京の糧餉に苦しめるは、今日に起りし問題にあらざれば、守備兵亦多からず。仍りて、帝は内侍宮内官吏に命じて専ら城を守らしむ。十八日攻撃益々急なり。自成彰義門外に營を駐め投降



(山 景 の 今) 山 歲 萬

の大監杜勳といひるに命じ、縊して城内に入り、帝を見て禪位を求めしむ。帝怒ること甚し。日暮る。大監曹化淳なるもの、彰義門を開く、賊乃ち盡く亂入せり。憐むべきは、帝一人なり。彼は宮を出で城中の萬歲山今の景山に登り、烽火天に徹するを望見し、歎息していひらく、我民を苦しましむるのみと、徘徊之を久うす。彼は、やがて、乾清宮に歸りぬ。乃ち硃書して内閣に諭し、成國公朱純臣をして内外諸軍事を提督せしめ、來りて東宮を輔佐せしむ。因りて命じて酒を進め、連りに數觥を沃ぐ。皇后に語りて曰く、大事は去れりと。宮人環り泣く。帝は乃ち太子永王、定王を外戚周、田二氏に分送し、宮人等には、各々計を爲さしむ。皇后頓首して曰く、妾陛下に事ふる事十有八年、遂に一語を聽かずして今日あるに至らんとはと、乃ち縊れて殞す。帝、又た公主を召す。年十五。嘆じて曰く、爾何ぞ我家に生れたると、左袖面を掩ひ、右に刀を揮ひて左臂を斷つ。未だ死せず。手慄ひて止む。袁貴妃に命じて、自ら縊死せしむ。繫絶え、之を久うして蘇す、帝劍を抜きて其肩を及す。一説によれば、帝はこゝに至りて尙城中を脱するの念慮ありしものゝこと、自から手に三眼鎗を持し、内監數十人を雜ひ、東華門を出でんとして妨げらる。齊化

門なる朱純臣の弟に至りしに閹人辭しぬ。彼れ太息して去り安定門に走りしに門堅くして啓くべからず。十九日未明、内城の守危し。彼れ乃ち復び煤山に登り、壽皇亭に入りて自縊せり。亭は、新たに成り、親兵を簡閲せる所といふ。太監王承恩、帝に對して縊れぬ。帝の死狀を傳ふるものによれば、彼れ、髮を披らき藍衣を着、左足を跳し朱履を右にし、衣前に書しけるは、

朕の登極より十七年、逆賊直ちに京師に逼る。朕は薄德匪躬、上天咎を干すと雖も、然も皆諸臣の朕を誤れるなり。朕死して面目の祖宗に地下に見ゆるなし。朕の冠冕を去り髮にて面を覆へよ、賊の朕が屍を分裂するに任す、百姓一人を傷くること勿れ。

とあり。事實の信すべきや否やは、判じ難けれど、崇禎帝の心事は、正さに斯ゝりしならむ。此日朝來忽ち雨り、俄かにして微雪、須臾にして、城全く陥る。始め内城の危殆に陥りし時、帝は自ら鐘を鳴らして百官を召集せしが、一人の至れるもの無かりしとぞ。所謂殉難の士、范景文、倪元路等の態度は、沙汰の限りとやいはむ。自成に投降せし明朝の臣僚に成國公朱純臣を筆頭とせしは、更に怪訝すべし、自成は、此の時に至りて、帝及皇后の存在を疑ひしが確報を得るに及び命じて、宮扉に帝屍を載せ、柳木の棺に殮めて之を東華門外の蓬廠に置きぬ。守護するものは唯三四の老宦官あるのみ。朝臣の多くは氏名を新朝に投掲し、何等官職を得んとするに忙はしく、梓宮は咫尺にあるも、一人の往いて拜哭するなかりしとぞ。帝の屍の昌平なる明朝歴代の山陵に就きしは、翌四月中の事にて、實に昌平の布衣趙一桂が、各々斂錢を

釀出して、故妃の壙を穿ち、以て帝死を收めしに因れりといふ。帝には諡號四あり一は明の遺臣の上つりしものにて思宗といひ、毅宗といひ、懷宗といひ、その莊烈帝といひるは、清朝の加諡に係れり。

崇禎帝の葬事

趙一桂は其邑里を知らず。崇禎十七年三月昌平州の吏目たり。彼れが帝陵を營みし當時の始末は下の如し。畧に曰く、職は三月二十五日、順天府の僞官李の檄を奉し先帝及び周皇后を田妃の墓壙内に葬るべき由を擔當せり。四月戊午朔、賊李自成は役夫三十六名を用ひ梓宮に運びて昌平に至れり。越えて三日庚申發引、翌日辛酉に下室しぬ。時、會ま州庫は洗ふが如く、僞禮部主事許某あれど、束手して策なし、職仍りて義士孫繁祉等十人と三百四十千の錢を釀出し、人夫を饒ひ、故妃の墓壙を穿てり。羨道長さ十三丈五尺廣一丈、深さ三丈五尺、工を督する四晝夜四日寅時に至りて羨道開通し始めて壙宮の石門を見たり。門を啓きて入れば享殿三室ありて、祭器を陳れ、中に一個の石案と萬壽燈あり、その旁に紅紫の錦綺繒幣五色を立つ。左右に宮嬪の生時に用ひたる器物襲衣奩貝を列れ左旁の石牀には、龍鳳の枕衾を置けり。又中羨門内を啓きしに、大殿九室あり、其中石牀高一尺五寸、闊一丈、田妃の棺郭は、その上に置かれたり。職、躬ら夫役を領し、田妃の柩を石牀の右に移し、周公の梓宮を石牀の左に奉し、然る後先帝の梓宮を中に居けり。職、見るに先帝には、棺あれど梓なし。因りて遂に田妃の梓を移して之を使用せり。事畢りて、羨門を掩ひ、土と地と平かならしむ。初六日癸亥、又、諸人を率ひて祭る、竊に計るに一時斂錢の諸人、皆な義士、致て其名を没せず、謹しみて之を條す、孫繁祉(州の學生)捐錢五十千、耆民劉汝朴錢五十千、白紳錢三十錢千、徐魁錢三十千、李某錢五十千、鄧科錢五十千、趙永健錢二十千、王政行錢二十千、合計三百四十千と。後、清朝にては、順治の始、攝政王の巡視せる時、陵殿を建て、緣らずに周垣を以てし、守陵の戸を設けたり。

明朝遺臣の陋態

吾人は前節に於て殉難の士の行爲に言ひ及びしが、かかるは尙ほ如するを得べし。自餘多くの官吏は争ひて李自成の脚下に奔走しぬ。當時或る史家の言によるに、「自成の北京に入る首に大號を勸進せしは、陳演・朱純臣なり先帝を指斥して無道の君とせしは魏漢德なり。獄中より出で、



明 朝 の 十 三 陵

自成の爲めに南京を降すの策を立てしは張若麒なり。其の賊李自成を頌して「救民水火、神武不殺」とせしは梁兆陽なり。賊に代りて大廟の神主を焚毀せしは揚觀光なり。先帝、金を求むれども應ぜず。東宮往き投ずれども、納れず君に負き國を辱しめしは、周奎なり、その他の叛閹に至りては誅するに足らず」とあり。吾人は此の記事の必ずしも誣言ならざるを信せんとす。明室は萬歴の末期よりして種々の悪政に累され、人心の離叛は、やがて其絶頂に到達せり。流賊の國家を亡ぼししは事實なれども、彼等をして勢力を得せしめし所以のものは、明國當局の連続せる失政に外ならず。赫々たる萬乗の裔にして一個の宰相、一個の將軍の扈從だにあらす、宦者王承恩と相對して山亭に縊死せるは、淒涼も甚だしからずや。されど、支那の歴史は、過去に於て這般の悲劇を幾度となく繰返し、なり。

第二五節 北京遷都

明將吳三桂の請援

太宗暴かに崩し、國內の人心、未だ靖まらず。若し清國の外部の事情にして劇しく變せざりしならんには、瀋陽奉天の新朝廷は、或は乃ち禍亂の淵に埋没せられしことなるべし。勿論幼帝の補佐筆頭たりし睿親王は、早くも、此機運を察知せしものと見え、順治元年四月王多鐸、王阿濟格及び明の降將孔有徳、耿仲明、尚可喜、併びに朝鮮王の質子李淫等兵數約そ十萬を統率して遼西に進發せり。然りしに王の牙營の翁後廣寧附近といへる地方に次せし時、意外にも、明國の將軍平西伯吳三桂は、副將某を遣はし山海關より書を王に致したり。大意左の如し。

三桂初、我先帝の拔擢を蒙り、蚊負の身を以て遼東總兵の重任を荷へぬ。王の威望は、素より深慕する所、但だ春秋の義、交は境を越えず。是を以て未だ敢て名を通せず。人臣の誼は諒に王も亦た之を知らん。今我國寧遠右偏、孤立の故を以て、三桂をして寧遠を棄て山海を守らしむ。東陞を堅守し、京師を鞏固にせんことを思欲すればなり。意は、ざりき、流寇天に逆らひ闕を犯す。彼れ狗偷鳥合の衆、其何をか能く成さん。但だ京城人心固らず奸黨門を開きて納歎しぬ。先帝不幸、九廟灰燼、今、賊首は尊號を僭稱し、財帛を擄掠し、罪惡已に極まる。誠に赤眉、綠林、黃巢、祿山の流、天人共に憤り、衆心已に離れ、其敗や立るに待つべし。我國積徳累仁、謳思未だ泯ひず、各省の宗室、光武、文公の中興の如きも

の、或は之あらん。遠近已に義兵を起し、羽檄交々馳す。山左江北、密なること星布の如し。三桂、國の厚恩を受け斯民の罹難を憫む、邊門を拒守し、興師問罪、以て、人心を慰めんと欲す。奈何せん、京東は地小にして、兵力未だ集らず。將に泣血して助を求めんと欲す。我國、北朝清國をいふと通好二百餘年、今、故なくして國難に遭ふ。北朝は應さに惻然として、之を念ふべく、亂臣賊子は亦た北朝の容るべき所に非ず。夫れ暴を除き惡を剪るは、大順なり。危を極ひ顛を扶くるは、大義なり。民を水火に出すは、大仁なり。滅を興し絶を繼くは、大名なり。威を取り覇を定むるは、大功なり。況や流寇の聚むる所、金帛子女、勝けて數ふべからず、義兵の一たび至る皆有する所となるは、此れ人々の利なるに於てをや。王、蓋世の英雄を以て此の摧枯拉朽の會に値す、誠に再び得難きの時なり。乞ふ亡國の孤臣、忠義の言を念ひ速力に精兵を選び直ちに中協、西協に入し。三桂は自ら所部を率ひ、兵を合せて以て都門に抵り、流寇の宮幃に滅し、大義を中國に示せば、則ち我國の北朝に報するもの、豈に但に財帛のみならずや、將に地を裂きて以て酬へんとす。敢て食言せず。本と宜しく北朝の皇帝に上疏すべし、但た未だ北朝の禮を悉さざれば、敢て輕しく聖德を瀆さす、乞ふ王より轉奏せよ。

本文によれば、吳三桂が忠義の心を抱き、李自成を屠りて國家の恨を伸へんと欲し、も、自己の兵力の寡單なるよりして援助を清國に請へしこと、解せらるべし。而して彼は、請援の要件として、割地の許容せらるべきを提言しぬ。彼れの志や、悲痛ならずといふべからず。彼は又た李自成を罵りて、唐の黃巢、

さては漢の赤眉にも比らば、天人の共に憤る所といへり。然とも退いて、當時人心の歸向を察するに、三桂は一片の武人にすぎずして、かれが如きに斯かる節義名分といふを覺知し居りたるや、は先つ以て疑はざる能はず。李自成の北京に入りし時、明の故臣の多くは、争ひて、彼を迎へ、彼を促して帝位に上らしめたり。三月二十六日、彼等の勸進表によれば、李自成を讚嘆して、比堯舜而多武功、邁湯武而無慚德の語ありとぞ。三桂とて、多分は、此等の巨僚に擇ぶところあらず、當時野史は三桂が請兵の動機なりとて、下の如きを傳へり。曰く三桂字は長白、高郵の人、籍を遼東中後所に隸す、父を襄といひ都指揮使に官し、寧遠を守る、部下に精兵四萬あり、尤も雄悍と稱しぬ。崇禎十七年、彼、詔を奉して山海關より西、北京に向へしが、豐潤に至りて京師陥れりとの報に接しぬ、彼れ即ち遲疑して進まず。彼に寵妾陳圓あり、本と南京の名妓なりしが、三桂は、父なる吳襄の許に彼女を托しけるに、相共に自成の營に投し、中にも寵妾こそは、敵將劉宗敏の手に收められきとの飛報あり。三桂視て憤怒すること太たし。遂に兵を出して自成を討てり。彼は、父襄に與へたる書中に、父は忠臣たる能はず、兒は自ら孝子たる能はずとあるは、徒らに名を大義に假りたるに止る、彼は中心、君親を措いて顧みず、唯一人の陳妾に拳々たりし、所謂狗彘も食はずとは、彼をこそいへと。此記事は、内監永章か甲申日記に收めある三桂の家書に徴して、自ら否定する能はざるべし。詩人吳梅村が衝冠一怒爲紅顏と咏したる、蓋し詩史の言ならむ。

山海關を破る

睿親王は、三桂の書を得て、直に答書を報せり、曰く

向に明と好を修めんと欲し、各所に書を致しぬ。明國の君臣、國家の喪亂、軍民の死亡を計らず、曾て一言の相答ふるなし。是を以て、我國二次兵を進めて攻掠す、蓋し明國の官吏軍民に意なきを示し、明國の君を勢屈して、好を通するを欲すればなり。今日の如きは則ち復た此に出でず、惟た國家を底定し、民と休息するあるのみ。予聞く流寇、崇禎帝を覆滅すと、髮指に勝へざらんや、こゝを以て仁義の師を率ゐ、沈舟破釜、誓ひて旌を返さす。夫れ、伯は遼東を守り、我と敵を爲すと雖も、今亦前故に因り、尙ほ復た疑を懐くことなかれ。昔、管仲は桓公を射て鈎に中てしも、後桓公は用ひて仲父となし、以て覇業を成せり。今、伯にして、若し衆を率ゐて來歸せば、必ず封するに故土を以てし、晉めて藩王たらしめん。一には國仇の報ゆるを得、二には身家を保つべし。世々子孫長へに富貴を享け、河山の永きが如けん。と、本文か前に三桂の提出したる割地の約束に言ひ及ばずして、却て三桂それ自らを故地に封せんといひ、崇禎帝の死を聞いて髮指に勝えず、今は仁義の師を以て流寇を滅さんといへるなど、斯かる急遽の際に於て、自家の地歩を占むるの高きこと數等なる、寧ろ智慮の明決、辭令の巧妙を賞揚せざるを得ず。こゝは、睿親王が、一時の答報に過ぎざりしとはいへ、やがて清朝進關の一大政策たりしなり。當時王に隨行せる朝鮮及世子の記録によれば、王は、別に下の如き令旨を領らしなり。

攝政王令旨、官兵人等に諭して知道せしむ。曩者三次往て明朝を征せる、俱に俘掠の爲めにして行けり。今は大舉、先番に似ず。天の眷祐を蒙り、要は當さに定國安民、以て大業を成すべし。入邊の日、凡



山 海 關

そ歸順の城池ある、殺害を許さず、剃頭を除くの外、秋毫も犯す勿れ。其郷屯散居の人民、亦妄りに殺害を加へず。擅に掠して奴となすを許さず。衣服を蹴剝するを許さず。房舎を折毀するを許さず。妄りに民間の器用を取るを許さず。其攻取の城法の赦すべからざるは之を殺し、俘となすべきは、留養して奴となす。其中一應の財貨は總べて收めて公用とせん。其城屯は、攻取投順を論せず、房舎は俱に焼焚を許さず。此令を犯すものは殺して以て衆を傲む、(中略)凡そ我將佐は所屬軍官人等に三令五申、勤めて通曉せしめよ、特に諭す。

かくして睿親王は、尙、西して連山に至りしに、こゝにも再三桂が敵情に關する報告を得たり、王即ち程を兼ね、進みて沙河に次す。此時、山海關は、既に重圍に陥り、李自成の前哨は、一片石より關外に出てしこゝと知るべし。清兵迎へ見て之を撃破し、進みて山海關外に至る。白旗は、城上に翻へりぬ。三桂は關を開いて出て迎へぬ。四月二十二日は、實に清國興隆の一大記念日なりける。睿親王は八旗・漢軍蒙古の各兵を總べ、南水門・北水門及び關中門より順次、關に入りしが、李自成は既に關内の要地を占め、北山より海岸に互りて陳を列ね、且つその兵や、百戰を経たるこゝとて、剽悍にして悔りがたし。王は令を下して

密集の陣形を取り、先づ敵の一角を突破するの策をなす。三桂の兵は、右翼の末に居り、先づ其衆を悉くして搏戦せしむ。敵力闘、圍みを開いて、復た合す。戦ふこと良久。是日大風塵を揚げ、咫尺も辨する能はず。清兵は三桂が陣の右より突出し、敵の中堅を衝き、萬馬奔騰、飛矢雨のごとし。自成方さに高岡に登りて觀戦しけるが、辨髮兵の肉薄せるを見、驚いて曰く、是れ滿洲兵なりと、急に馬を策して走る。敵の全衆、こゝに於て大に潰え、自から相殘踏し、死者算をなし、僵屍野に遍ねく、溝水盡く赤かりしとぞ。自成は永平府に向つて奔りしが、清兵、三桂と、もに之を追及せしかば、三桂の父なる吳襄を殺して北京に還り、宮中の金銀器皿を鑄て餅を作り、每餅數千金なるを約數萬餅、悉く車載して、西安に歸送せしめぬ。二十九日、自成帝號を武英殿に僭す。七代を追尊して、皆帝后となし、妻高氏を立て、皇后とす。是夕宮殿及び九門の城樓を焚き、翌旦明の太子及二王を挾みて西走せり。

世祖北京に入る 睿親王の師は行く行く直隸省の北部を撫定し、五月二日、朝陽門より北京に入る。明の文武故官城外に出で、王の師を犒ふもの少からず。間々香を焚き生花を瓶に挿みて敬意を表するものありしとぞ。王は乃ち武英殿に入り、帝坐に陞りて、假に朝賀を受けたり。越えて一日王、令を下して崇禎帝の爲めに服喪すること三日、以て輿情を展べぬ。此歳九月、瀋陽に於ける幼帝世祖は、都を北京に遷し、翌十月一日を以て、長へに中國に君臨せんことを布告せり。當時四方に頒ちたる條例の主なるものは實に左の如し。曰く

地畝錢糧は俱に前明朝に於ける會計錄に照らし、順治元年五月一日より起り畝を按して、徵解せしむ。

凡そ加派の遼餉、練餉、召買等は、悉く蠲免を行ひ、其大兵の經過せる地方は、仍りて正糧正税の一半を免じ、歸順の地方にして、大兵經過に係らざるは、三分の一を免ず、云々

紫 禁 城 の 即 景

と、本文に前明朝の會計錄とありて、その明かに何年の會計錄たるを示さず、されど、こは萬曆初年に於ける名相張居正が天下の田土を大量したる所録に準せしこと知るべし。尙ほ、條例は、重罪犯人の赦免、滯納税の蠲免、人丁銀定額の査定、孝節の表彰、神祇壇廟の保護、帝王陵寢及び名賢墳墓の修理、隱士の徵聘、文武考試の會期、明朝宗室の祿養、歸順官員の待遇、鹽税の更革、關税の釐正、柴炭税の免除等に互り、瑣細の事項をも列舉し、以て新朝の政綱

を發表せり。吾人は這般條例の如何なる程度まで施爲せられしやを知らず。然れども彼等の標榜した



る萬曆初年の徵稅率は、最も當時の人心を收攬するに與りて力ありしを信せずんばあらず。

辮髮令の起原

辮髮は、蒙古、滿洲に互れる傳來の習俗として考へらる。今の滿洲即ち清朝の辮髮は、此朝に翹まりしものにはあらずして、その直接なるは、彼等が祖先と信せられし金國に承けられたるなり。金國の辮髮は多少後の蒙古人と差異ありしものなるべきが、其起原を究むれば、金人は寧ろ蒙古方面の風習に承けし疑はれず。支那の南北朝時代には索虜といふ名稱ありき。一には索頭虜とも稱せられしが、そは今の北部支那に據れる拓拔魏の種類、一般に索に似たる辮髮を着けたるより、南人が斯くは罵りしなる。拓拔魏の版圖は、廣大にして、その國祚も久しきに亙りき。されど、此種族が自己の領土に於ける他の種族に對して辮髮の令を強行せしや、否やは、詳かならず。此令を施行せしは、蓋し金國に始まる。金國の記録によれば、太宗の天會七年西紀一一二九に削髮令あり。式の如くならざるは死せしむとあり。此法令は、一時虚飾の言ならずして、苟も金國の公人たらんものは、凡べて法度に遵ひしこと、思はるゝが、但だその施行の範圍たる、一般人民に及びしにはあらず、國家の主要なる階級の官吏に對してのみ限られしなりき。蒙古に至りては、然らず。彼は實に此制度を擴張し、凡そ國内の臣民は公人たると私人たるとを論せず、一般に辮髮を強行せり。宋代の記事を綜合するに、蒙古人の辮髮は、前頭と左右兩側頭には髮を留め、他は悉く開剃す。その前頭に留めたる髮は、今の南方支那の婦人の前髮の如く、其儘に垂下し、兩側頭に留めたるは、之を辮み、その餘端を垂下せしむ。「竹崎季長蒙古

襲來繪詞」に見て、圖中蒙古人の皆二個の辮髮を着けたるを知るべし。但し該圖には、前頭の留髮を見ず。

明人と辮髮令

金人以來施行せられし辮髮令を根底より斥けしは、南方より起りたる明人なりき。

太祖朱元璋は、洪武元年西紀一三六八を以て復古の詔令を下したり。皇明實錄は、之を記して曰く

詔す、冠を復して唐制の如くせよ。初、元の世祖の朔漠より起り以て天下有せる、悉く胡俗を以て中國の制を變易し、士庶は咸な辮髮推髻、深襜胡帽、復た中國衣冠の舊なし。甚だしきは、其姓氏を易ひ、胡名となし、胡語を習ひ、俗化既に久しく、恬として怪しむを知らず。上、久しく之を厭ふ。是に至り悉く命して衣冠を復して唐制の如くし、士民皆髮を頂に束ね、其の辮髮推髻、胡服、胡語、胡姓は、一切に禁止しぬ。是に於て百有餘年、胡俗は悉く中國の舊に復せり。

と、太祖が中原の光復とともに、辮髮胡語を斥けしは、明かに、南人—漢種の誇りとするところにして、爾後、三世紀の久しき、堅く其風俗を守りしが、這般束髮に關する觀念は、歳と共に増加せり。尙ほ明人の勢力の加はりし範圍の、長城を以て限られ、此の一線を界として、南に束髮、北に辮髮の兩大種族の繁衍せしは、史上の一大奇觀たるを知らざるべからず。こゝに於てか、長城以北の民族は辮髮を以て自己の種族の象徴となし、長城以南の漢人は、束髮を以て自己の象徴となし、兩々相譲らざりしを悟了せん。清朝は、從來投降の漢人に辮髮を強行せしが、五月三日即ち北京を占領するの翌日を以て、早くも「凡そ投誠の官

吏軍民は、皆薙髮せしめ、衣冠は悉く本朝の制度に遵はしむ」との佈告を出したり。

辮髮令の強行

辮髮令は、衣冠の變更に外ならず。漢人が滿人を北京に歓迎せしは、一には崇禎帝

の爲に闖賊を討ちたりといふ義聲、又た二には、彼等が憧憬せる萬曆の初政に復すべしといふ名目にもありければ、投降者にても、自から歸順の口實を得たり。今、試みに、彼等漢人の心理を解釋せんに、彼等は、滿人を以て、事實上、漢種文明の保護者と視做し、宗家なる明國の亡びたるは、多少の悔恨たるべきも、趙家たる別人の、新に朱家に代りて等しく産業を維持せんとする以上、別に甚だしく反抗すべきに非すとせしなるべし。彼等には、從來國家的觀念よりも、種族的の象徴を存重するの傾向あり。奇怪なる民族の如くなるも、彼等は實に自己の頭髮を以て、その國家の存亡に易へざりき。睿親王は、早くも這般の消息に注意するところありしと見え、同月廿四日に下の如き論文を下したり。

予、前に順降の民の分別なきに因り、故に薙髮して以て順逆を分たしめき。今聞くに、甚だ民願に拂ると。反りて、予が文教を以て民を定むるの本心に非ず。茲より以後、天下の臣民舊に照り束髮し、悉く其便に従はしむ。

即ち此論文によれば、薙髮即ち辮髮と束髮とは、人民の便宜に委ねたるが、清廷に取りては、これ一時の權宜に外ならず。彼等は、祖宗の制として、辮髮令をば、被降服者に強行せずんば、止まざるなり。吾人が一時の權宜といへるは、彼等滿人の基礎は、未だ北方に於て強固なりといふを得ずして、黄河以北とて、大半

を征服したるに非ず。今、斯かる瑣末の事件の爲めに、多數漢人の歸向を阻てんは、策の得たるものといひ難し。睿王の所置は、寧ろ宜しきを得たりと謂つべし。果然權宜の處置は、順治二年西紀一六四五江南の略ぼ平定するに至りて、再び一變し、辮髮は、愈、厲行することに決定せり。當時の論文は左の如し。

向來薙髮の制、即ち畫一せしめずして、姑らく自便に聽かせしは、天下大に定るを待ちて、始めて此制を行はんと欲するのみ。今、中外一家、君は猶ほ父の如く、民は猶ほ子の如し。天子は一體、豈違異すべけんや。若し畫一ならず、終に二心に屬すれば、異國の人たるに幾からずや。自今、布告の後、京城内外は旬日を限り、直隸各省地方は、部の文の到れる日より、亦旬日を限り、盡く薙髮せしめ、遵依者は我國の民となし、遲疑者は逆命の寇に同じく、必ず重罪に寘かん。若し規避惜髮、巧辭爭辯するは、決して輕貸せず。該地方の文武各官、皆な嚴に察驗を行ひ、若し復び此事の爲めに章奏を瀆進し、已定地方の人民を將て、仍ほ明制を存じ、本朝の制度に隨はざるものあらば、殺して赦すこと勿れ。

斯くして、清朝の保護の下に立つものは、僧・道の二種を除くの外、舉げて辮髮胡服をなせり。當時の孔子の裔孫として知られたる孔文譚なるものは、その宗家の衍聖公孔允植が爲めに、孔廟の禮典を執行するに、新制は不便多し。希くは蓄髮して先王の衣冠を用ひんと申し出でしに、却りて譴責せられ、孔聖の裔なればとて、僅かに死罪を免せられき。金、元二朝にてすら、山東、曲阜の聖裔に限りては、儒冠儒服を着けしめしが、清朝に至り、一律に辮髮胡服を命じ、また寛容するところあらず。漢人が蓄髮を以て、其種族の

象徴と心得しことく、滿人の辮髮に對する觀念の熾烈なりしは、以て推知すべし。吾人は、序を以て此法令の影響を略説せざるべからず。清廷にても、此法令が漢種の反感を招くの大なるあるは予測せり。然れば南方に於ける強行の度は、愈々その歩を加へ、「留頭不_レ留髮、留髮不_レ留頭」なる制札を江南に揭示せしことあり。多くの悲惨なる鮮血は、此問題を廻りて流されき。著名なる江陰の虐殺も、嘉定の屠城も、畢竟此衝突の一結果たるに過ぎずといふ。南方にては、一般形勢の甚しく不利なりしに似ず、此問題に對する反抗は、層一層強硬に出て、或は憤死し、或は山林に隠れ、中には、そか頭髮を埋めて、髮塚を建てたるものあり。耶蘇會士マルチニ Martin Martini は、其著韃靼戰爭記に、自己の目睹せる浙江省紹興府の記事を收めて下の如くいへり。曰く

韃靼軍 滿洲軍 は、格段の抵抗を見ずして、紹興府を占領せり。浙江省南半の府縣は、容易に征服し得べかりしが、彼等は、新に歸順せる漢人に辮髮を強制せるよりして、一切の漢人—兵士も—市民も皆武器を執りて起ち、國家の爲めよりも、皇室の爲めよりも、寧ろ自家頭上の毛髮を保護せんが爲めに、身命を賭して、敵軍に抵抗し、遂に彼等をは、錢塘江以北の地に撃退しぬ。

と、此事實はかのド・オルレアンス D'Orleans が「辮髮胡服の新制は、痛く漢人の反感を招きたり。彼等は所在に滿洲政府に對して叛亂を生起しぬ。漢人は、異族に羈絆せらるゝよりも、その羈絆の徵號として、辮髮胡服を強行せらるゝを大なる屈辱と信じたり。曩きに其頭を斷ざらんが爲に、羊の如く從順なりしり」といへるに參照して、當時の實相を判知すべし。

北京遷都の理由及び南方自立の容認 北京遷都の後、幾もなくして清廷は、檄を南方に傳へたり、曰

予聞く共に天を戴かざるは君父の仇、災を救ひ患を恤むは、隣國の誼なり。洪に惟ふに、爾ち大明太祖皇帝胡元を遂ひて我仇國を剪り、永世宥民代、哲王あり、末造に迄ひて、吏偷み民窮し、群盜野に滿つ。然るに、大行崇禎皇帝恭儉の心を秉り、仁孝の行を弘め、徳高きも勢替り、惟れ日も寧んせず。蠢茲たる逆賊李自成狗盜の雄のみ、鴟張獸視、累世の深恩を忘れ滔天の大惡を逞くし、血を京師に蹀み、逼りて帝后を殞す、宮寢を焚燒し、縉紳を流毒し、金銀を以て營窟とし、百姓を視ること草管の如し。皇天震怒、日月光なし。大清皇帝、義同仇に切なり。用て弔代を申ぶ。六師方さに整ひ、蟻衆忽ち奔る、斬馘擄遺、川盈谷量す、游魂西に通れしも、日を指して擒夷せん。予用て馬を燕京に息め、黎庶を撫綏す。爾ち大行皇帝の爲めに縞素すると三日、喪祭哀を盡し、諡して懷宗端皇帝といひ、陵を思陵といふ。梓宮聿て新に、寢園固を増す。凡そ諸の后妃は各、禮を以て葬り、諸陵の松柏は採るなく、樵るなからしむ。惟ふに爾ち率土の臣民の大行皇帝に請致せんと欲するもの、我が大清曲體せざるなく、斯誠は崇ありて缺くるなし。

宗藩の失職流離するもの、爾が爲めに存恤し、士紳の忠義難に死するもの、爾が爲めに表揚す。徭を輕し賦を薄くし、賢を用ひ能を使ひ、苟くも生民を濟する、惟力を是れ視る。爾が明朝の嫡胤遺なく、勢孤にして立ち難し。用て大清を移して此北土に宅し、厲兵秣馬、必ず醜類を殲し、以て萬邦を靖す、天下を富する心あるに非ず、實に中國を救ふの計をなすのみ。咨爾が河北、河南、江淮の間、諸勳舊の大臣、節鉞將吏、及ひ布衣豪傑の忠を懷き義を慕ふもの、或は世に國恩を受け、或は新に異眷に膺り、或は自ら矢ひて王に従ふ。皆故國の悲を懷く、孰れか雪恥の願なからんや。予皆封爵を吞まずして、特に旌揚を與へんとす。其の明室を忘れずして賢藩を輔立し、戮力同心共に江左を保たんとするあるは、理亦た宜しく然るべし、予汝を禁せず、但た當さに通和講好して、本朝に負かず、彼れ繼絶の恩を懷き此れ睦鄰の誼を敦うすべし。其力の敵せざるを量りて北面歸誠するものは、當さに顯旅を搜りて我が西征を佐け、或は所屬を削平して用て以て自ら效せば、開懷延約、功名を樂共せざるなし。來歸の士は獨復二年、民と休息す。凡そ諸恩典俱さに後詔を俟ちて舉行せん。若し國に成主なく、人二心を懷き、或は愚弱を假立して、實に跋扈の本謀を肆にし、或は陽に本朝に附し、陰に草窃を行ふ、奸究は此れ皆な民の蠹賊にして、國の寇仇なり。予三秦を定むれば、即ち師を移して南討し、彼の鯨鯢を殲して、必ずや遺種なからしめん。嗚呼順逆判ち易し、勉めよや忠臣義士の心、南北何ぞ殊ならん、同じく、皇天皇帝これ眷せり、天下に布告して咸く聞知しむ。

と此文は清の實録に之を收めず。されど、その睿王の手より出てしことは、吾人の別に疑を須るさるべし。大意を釋ぬるに、彼は、先づ自己が隣國の爲めに、仁義の師を起し、をいひ、さて北京に入りて明朝の嫡胤なければ、已むを得ずして大清を北京に移し、をいひ、我は實に天下を富有するの心あるにあらずして、寧ろ中國を救ふの計をなせしに過ぎずと辯したり。彼れは、已に仁義を以て交隣の道を論じたる以上、いふまでもなく、明の遺臣等が宗藩擁立の計畫を阻害するの理由あるべからず。若し又た之を拒否せんとする、何等か恰當の辭令を求めざるを得ず。吾人の信するところによれば、此檄文は南方の自立を苟にも容認したるものなれば、遅くも順治元年に於て、發せられしなるべし。睿王は智慮の人、そか謀臣たる洪承疇とても、又た當時第一流の政治家たりしに察して、自ら此檄文が熟慮の末に發せられしを知らむ。今日より推測すれば、此の檄文は、洋々たる楊子江の波心に向つて投せられし一塊石なりしなり。

福王南京に擁立さる 北京既に陥り、崇禎帝社稷に殉せりとの確報は、四月の始を以て南京に到着せり。明の制度は、南京をば京師北京に准じ、宗人府以下の六部衙門を置きて陪都となしたれば、此飛報の北京より來着せる、直ちに社稷の主人たるべきを撰擇せり。兩説あり、甲は穆宗の孫たる潞王を立てんといひ、乙は神宗の孫たる福王を立てんとす。兵部侍郎呂大器、廢籍禮部侍郎錢謙益等文官の議に謂らく、倫序を以てすれば、大位當さに福王に屬すべきも、若し王にして立たば萬曆末年、彼が父、福王によりて生起せる妖書、挺擊、及び移宮の禍案を追怨せらるゝの怖なからず。潞王立てば、後患なく、且つ我等は擁立の功を邀ふべしと、乃ち浦口なる史可法に移牒して福王戴立の七不可を論す。可法は南京兵部尙書、當時勤王の師を統べて其の地に鎮せしなり。可法やがて、南京に還りぬ。鳳陽總督に馬士英なるもの、奸にして智あり、嘗て恨を崇禎帝の逆案に抱きしが、先づ福王の昏庸を利せんと欲し、密に武人を語らひて、書を可法に致したり。可法とて、王の其器に非るを知らざるには非れど、徒らに武弁の恨を買はんは、得策に非すと思ひけん、王の名をは宗廟に奉告し、使者を出して王を江浦に迎へり。王、素服角帶して哭す。五月一日、王、出で、内守備府に居る。百官入朝しければ、王、赧然として避けんとす。可法又戰守を議して曰く、王は素服郊次し、師を發して北征し、天下に寇讐必報の大義を示すべしと、王、唯々たり。張愼言

第二六節 明人の回復事業悉く敗る (一)

いひけるは、王は大位に上りて可なりと、可法曰く然らず、太子の存亡、未だトせず、倘し南來せらるれば、之を如何せんとする、必ず早まる勿れと、明日、王、監國の位に上り、越えて旬日更に帝位に即きぬ。明年を以て弘光元年とす。王の令器に非りしは、吾人絮説せず。彼の幼名は福八といひしが、宮女は、飼養の鸚鵡をして其名を呼ばしめ、以て諧謔をなしきといふ。可法の志や悲し。彼は、馬士英の徒が宰相として得意揚々たるを快からず思ひけん、自から請ひて、對岸なる揚州に府を開き、その地に兵を視ることとせり。崇禎帝の恨は、何等伸べんとするの議を見ざるに、東林黨案は、再ひ此偏安の小朝廷に復活されんとする形勢あり、馬士英が故魏忠賢の與黨たる阮大鍼を引き入るゝに至りて、密謀漸く成る。斯くして一時清流と指されしは、南京を去りぬ。福王の前程も、亦た危からずや。當時の記事によるに、武昌に駐在せる軍人の多くは、福王即位の詔を聞くを好まず、兵を引いて南京を衝かんとするの議あり、寧南伯左良玉、百方慰撫して已む。

睿親王と史可法 清朝が吳三桂の請により、兵を北京に進めて、李自成を驅逐せし由は、前に言ひ及べり。清朝の君臣は、仁義の師を以て標榜したれども、勿論故國なる藩陽に還へらむとの意志あるにあらず。彼等は、仍りて口實を求めて曰く、明の正嫡の遺留せるものも無きことゆゑ、我等は、大清を此北土に移しゝなりと、さりながら、こは、唯た北方支那を占據せるの口實にて、未だ中國の全土を奄有するの論據とはいひ難し。彼等が、遷都以後、幾もなくして、南方に寄せたる檄文には、南方に於ける自立を容認せ

ざるを得ざりしが、北部の地方の、漸く整頓せるにつれて、彼れ清廷は、種々なる口實の下に、斷然大兵を楊子江流域に加ふる機會を發見せり。是れより先き、福王の朝廷にても、北京の實情を探查するの必要あり。秋七月、乃ち左懋弟に命し馬紹愉、陳洪範等と、もに北行せしむ。齎すところ銀十萬兩、金一千兩、緞絹一萬匹、兵數百を以て護行せり。十月一日、張家灣に至りしに、清廷令して中百人を伴はしめ之を四夷館に導けり。懋弟憤りて曰く、我を四夷館に置くは、屬國を以て待たるゝなり、我必ず入らずと、清廷仍



法可史書尙部兵の明

りて之を鴻臚寺に改めしむ。主客相見の禮は、種々に論難せられしが、福王廷の意思は、要するに彼を遼東に復歸せしめんとに外ならず。懋弟の發せる前、大學士高弘圖の北使事宜として清廷に對する交渉の要項を論奏せるものあり、曰く

を厝くこと。

二、山海關以外の地を割いて清廷に與ふること。

三、歲幣は銀十萬兩を率となすこと。

四、國號は隨意たること。

と。南京の小朝廷が、斯かる條項を提げて、謀臣智士、猛將勇夫に豊富なる北廷を動かさんとする、愚も又

甚だし。懋弟の使命は、いふまでもなく、失敗に終りたり。睿親王は、該使者中の一副將韓拱薇等に一書を托し、揚州なる兵部尙書史可法に寄するところありき。該文字は、清朝進關の精神ともいふべきを十分に發露しあれば、次に之を録載すべし。曰く

予、向まきに瀋陽に在り、即ち知る燕京の物望、咸な司馬史可法を推すを。後、關に入りて、賊を破り、都人士と相接するを得、介弟を清班に識る。曾て其手に托して平安を勸し、衷緒を奉致せり、未だ審かならず、何の時を以て達するを得ん。比こゝは聞く、道路紛々、多く謂ふ、金陵に自立する者ありと。夫れ君父の讐は、共に天を戴かず、春秋の義、賊の討たざるあれば、則ち故君、葬を書するを得ず、新君、即位を書するを得ず、亂臣賊子を防く所以、法は至嚴なり。闖賊李自成、兵を稱へ、闕を犯し、手から君親を毒す、中國の臣民、一矢を加遺するを聞かず。平西王吳三桂、東陞に介在し、獨り包胥の哭を效せり。朝廷其忠義に感じ、累世の宿好を念ひ、近日の小嫌を棄て、爰に貔貅を整へ、狗鼠を驅除す。京に入るの日、首に懷宗帝后の諡號を崇び、山陵に卜葬する、悉く典禮の如し。親郡王將軍以下、一に故封に仍り、改削を加へず、勳戚文武諸臣、咸な朝列にあり。恩禮加はるあり、耕市驚かず、秋毫も擾すなし。方に秋高く氣爽かなれば、將を遣はして西征し、檄を江南に傳へ、兵を河朔に聯ね、陳師鞠旅、戮方同心、乃ち君國の讐を報い、我朝廷の徳を彰はさんと擬す。豈に意はんや南州の諸君子、且夕を苟安し、事機を審にせず。聊か虛名を慕ひ、頓に實害を忘る。予甚た之に惑へり。國家の燕京を撫定せるは、乃ち之を闖賊に得たり、之

を明朝に取るに非ず。賊、明朝の廟主を毀ち、辱め先人に及びぬ。我國家、征繕の勞を憚らず、悉く倣賦を求め、代りて爲めに恥を雪けり。孝子仁人、當さに何如か感恩圖報すべき。茲に乃ち逆寇稽誅し、王師暫息するに乘じ、遂に江南に雄據し、坐ら漁人の利を享けん^てと欲す。諸れを情に撥るに、豈に平と謂ふべけんや。將に以爲らく天塹^{楊子江}は飛渡する能はずと、鞭を投ずれば、流を斷つに足らざるか。夫れ闖賊は、但だ明朝の崇をなせるのみ、未だ嘗て罪を我國家に得ざるなり。徒に薄海同讐を以て、將に大義を伸ぶ。今、若し號を擁して尊を稱すれば、便ち是れ天に二日あり、儼として勅敵となす。予將に西行の銳を簡らび、旆を轉して東征し、且つ彼の重誅を釋し、命じて前導をなさしめんと擬す。夫れ中華の全力を以て、制を潢池^{李自成}に受く、而も江左の一隅を以て大國を兼支せんと欲す、勝負の數や、著龜を待つことなし。予聞く君子の人を愛するや、徳を以てし、細人は則ち姑息を以てす。諸君子にして、果して時を識り、命を知り、篤く故主を念ひ、厚く賢王を愛せば、宜しく削號歸藩、永く福祿を綏くべし。朝廷當さに待つに虞賓を以てし、禮物を統承し、山河を帶礪し、位は諸王侯の上にあるべく、庶くは朝廷、義を伸べ賊を討ち、滅を興し、絶を繼ぐの初心に負かず。南州の群彦の翩然來歸するに至りては、則ち爾を公とし、爾を侯とし、列爵分土、平西^{吳三桂}の典例あり、惟た執事實に圖りて之を利せ。輓近士大夫、好みて高く名義を樹て、而も國家の急を顧みず、大事ある毎に輒ち築舎に同じ。昔、宋人、議論未だ定らずして、兵已に河を渡りぬ、殷鑒となすべし。先生は領袖の名流、主に至計を持す、必ず能く深く

終始を維へ、寧ぞ俗に隨ひて浮沈せんや。取舍從違、應に早く審に決すべし。兵行即に在り、西すべきか、東すべきか、南國の安危、此一舉に在り。願くは諸君子、同じく討賊を以て心となし、一身瞬息の榮を貧り、而も故國無窮の禍を重ね、亂臣賊子に笑はるゝなかれ、予、厚望あり。記に之れあり、惟た善人能く盡言を受くと、腹心を敬布し、明教を佇聞す、江天望に在り、延跂爲めに勞す、書意を宣へず。と。以上を約言するに、明と我とは、國際上の關係や必しも良好なりといふを得ず、されど、崇禎帝の死たる、素より同情すべくして、且そが一將軍吳三桂の、切なる請求ありたれば、我は、已を得ず、府庫を傾け、軍費を調達し、以て闖賊を驅逐せり。さて、翻りて、明朝の遺臣を見るに、君親を手毒せる賊面に一矢を放ちしといふを聞かず。明の臣僚たらむものは、我が仁義の師に對して、必ずや感恩圖報すべきに非るか。然るに、事は茲に出ず、賊は未だ亡びず、仇は未だ報ひられざるに、早くも金陵には自立して帝號を稱するものあり、不埒も甚し。斯ゝるは畢竟、一種の誤解に出で、本朝進關の事由を知らざるに坐せん。本朝の北京を占領せるは、之を汝、明朝に取るに非ず、之れを闖賊に得たるなりといふに在り。這般の口實は、吾人が前に言ひ及べる左懋弟來使の時にも繰り返さる。陳洪範が北使紀略といふを見るに、福王の使者と清の大學士剛林との問答を收めり。剛林曰く、我國兵を發して汝等の爲めに賊を破り仇を報ひぬ。江南一兵を發せず、突として皇帝を立つるは、これ何の意ぞ。左陳馬三人曰く、今土^{福王}は神宗皇帝の嫡孫、夙に聖徳あり、先帝既に喪はれしかば、倫序相應ず、之を立つるに誰か宜しからずといふ。剛林曰く

崇禎帝に遺詔ありや否や。三人曰く先帝の變は不測に出づ、安んぞ遺詔あらん、南都は、先帝の變を聞きし時、會、今上、淮に至れり、天與人歸、臣民擁戴、立位を高皇帝の廟に告ぐ、安そ遺詔を事とせん。剛林曰く崇禎帝死せし時、汝、南京の臣子、來りて救援せず、今日乃ち忽ち、新皇帝を立つるか、三人應じて曰く北京守を失ひ、事、不測に出づ、南北隔絶、諸臣は變を聞いて兵馬を練り、正に北來して賊を討たんと欲す。傳聞するに、貴國已に兵を發して賊を逐へりと。故を以て前進に便ならず。恐らくは、貴國と敵を爲さんことを、特に我等をして來りて謝し、相約して賊を殺さんとするのみと。剛林又曰く多言する勿れ、我等已に大兵を發して江南を下すべし。左懋弟曰く江南尙大、兵馬甚多し。小覷に便ならずと、剛林聞いて悦ばず。兩者の問答は益々危険に陥れり。陳洪範曰く、我等原來、汝攝政王が兵を發して賊を破り、又た先帝の爲に喪を發せるを感じ、我皇帝、特に我等に命じ、御書銀幣を賚らし、數百里より遠來せり。要は、通好致謝に在り、何ぞ兵勢を以て恐嚇せんとする。用兵は必ずしも阻せず、但だ禮を以て來り、反りて兵を以て往くは、是れ攝政王が頭初發兵破賊の意に非ず、況んや江南は水郷なり、騎馬能く其の必勝を保たん乎と、剛林答へず、徑ちに起ちて去りぬ。攝政王は、來使の處置を下問せり、馮詮曰く彼等を辯髮にし拘留すれば可なりと、王答へず。洪承疇いひけるは、兩國相爭ふ、來使を斬らざるは、禮なり。彼等を苦むれば、次回來使の意を阻せんとす、王曰く老洪ラフホンの言正に是なりと、かくて彼等を釋放しぬとあり。睿親王の來書に對せる史可法の裁書は、大意下の如し。曰く

我大行皇帝天を敬ひ、祖に法り、政を勤め、民を愛す。眞に堯舜の主なり。庸臣國を誤るを以て、三月十九日の事あるを致しき。可法、罪を南樞に待ち、救援策なし。師、淮上に次せし時、凶問遂に來りぬ。地折け天崩れ、山枯れ海泣く。嗟乎孰れか君なからむ、法を市朝に肆にして、以て泄泄者の戒となすと雖も、亦奚ぞ先皇帝の地下に謝するに足らんや。爾時南中の臣民、哀慟して老妣を喪ふがごとく、撫膺切齒せざるはなし。東南の甲を悉くして、立ろに仇兇を翦さんと欲す、而も二三者の臣の謂らく、國破れ君亡ぶ、宗社重しと爲すと、乃ち相與に今上を迎立して、以て中外の心を繋ぎたり。今上は他にあらず、神宗の孫、光宗の猶子、而して大行皇帝の兄なり。名正しく言順ひ、天與みし、人歸す。五月朔日、駕南都に望むや、萬姓道を夾みて觀呼し、聲數里に聞ゆ。群臣勸進するに、今上悲み自ら勝へず、讓再讓三、僅かに監國を允す。臣民闕に伏して屢請するに、及び、始めて十五日を以て位を南都に正したり。越えて數日、遂に法に命じて師を江北に視せしめ、日を刻して西征せしめんとす、忽ち傳ふ我大將軍吳三桂、兵を貴國に借り、逆賊を破走し、我先皇帝后の爲に喪發し禮を成し、宮闕を掃清して、羣黎を撫輯す、且つ薙髮の命を罷めて、本朝を忘れざるを示すと。此等の舉動、振石鑠金、凡そ大明の臣子たるもの、長跪北向、頂禮加額せざる無し。豈に但に明諭にいふところ、感恩圖報のみならんや。謹みて八月に於て、薄ヒソカか筐篋を治め、使を遣はして師を告げ、兼ねて命を鴻裁に請ひ兵を連ねて西討せんと欲す。是を以て王師既に發し、復た江淮に次せしに、乃ち明誨を辱ふし、春秋の大義を引いて來りて相詰責す、善い

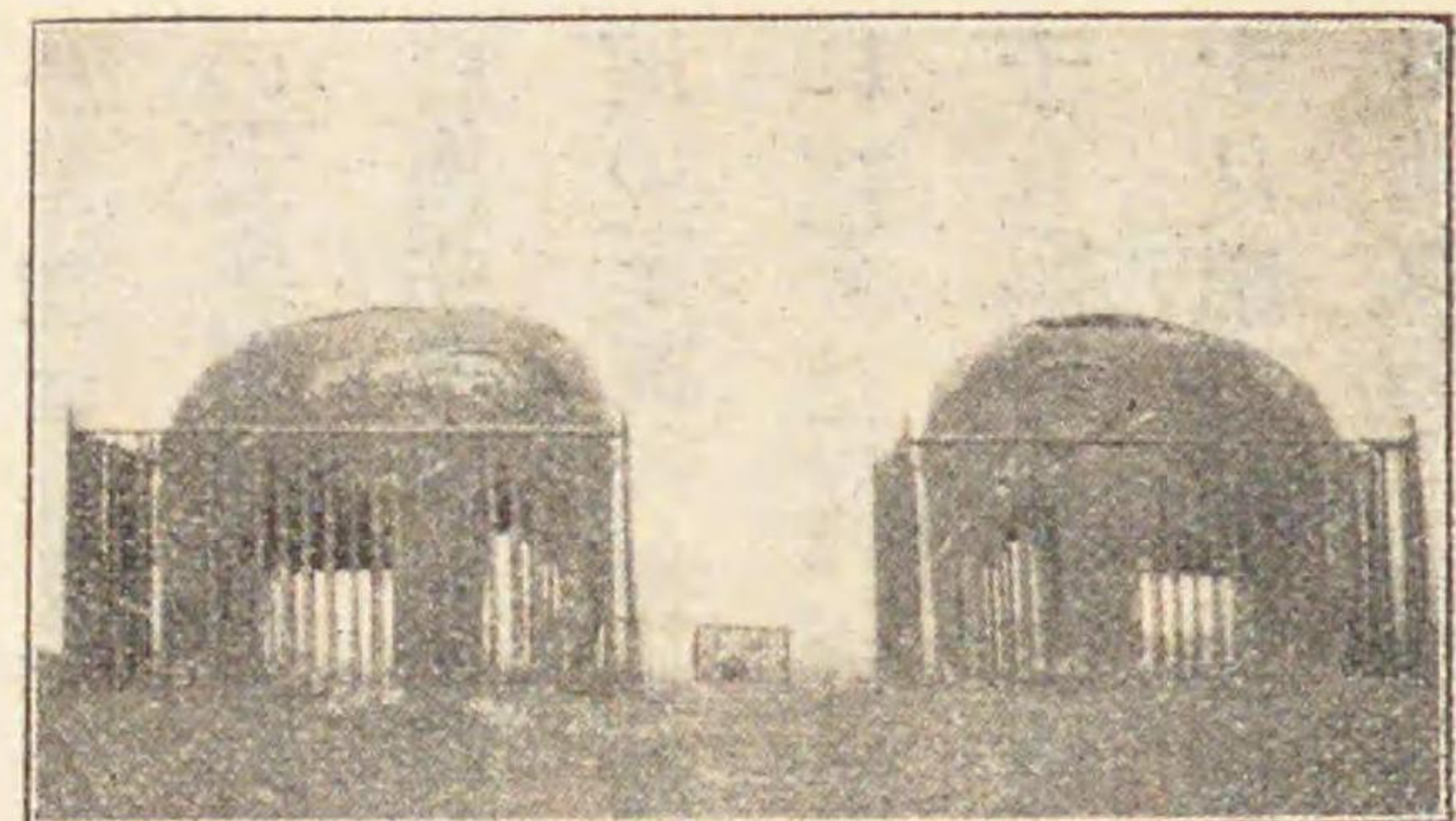
かな、之を推言することや。然ども、此文は列國君薨じ、世子應さに立つべきに、賊の討たざるありて其君を葬ふるに及ばざる者の爲めに説を立つるのみ。若し夫れ、天下の共主、自から社稷に殉じ、青宮皇子、慘變常に非ず。而も猶即位せざるの文に拘牽し、大一統の義の味きに坐せば、將に何を以て人心を維繫し、忠義を號召せんや。本朝傳世十六、正統相承ぐ。自ら冠帶の族を治め、繼絶存亡、仁恩遐被す。貴國、昔先朝に在りて、夙に封號を膺けしは、載せて盟府に在り、寧ろ聞かざらんや。今、心を本朝の難に痛めて亂逆を驅除す。大義また春秋に着せりと謂つべし。昔、契丹、宋に和して、止だ歲輸金縉を以てし、回紇、唐を助け、原と土地を利せず。況んや貴國篤く世好を念ひ、兵、義を以て動く。萬民の瞻仰、此一舉に在り。若し乃ち我が難を蒙るに乘じ、好を棄て、讐を崇ひ、此幅幘を規らば徳を爲すこと卒へず。是れ義を以て始まり、而も利を以て終る。賊人に竊笑されむ。貴國豈ぞれ然らむや。

と、可法の答書は、東南人士の意見を代表せしものたること、知るべし。彼は、愛親覺羅氏が、明國の爲めに闖賊を驅除せしを感謝すれども、此に乗じて中國を取らむとするは不義なり、不信なり、春秋の筆法は、さることながら、こは諸侯國に行はるべくして、天下非常の事實に適用すべからず、我には自から圖報の道あり、そは契丹、女眞の前例もあれば、斟酌して報答に従はむといふに在り。可法の辭や、正しくて悲し。行文の哀々たる、吾人寧ろ卒讀に耐えざらんとす。然ども、要は、所謂弱者の聲たるべくして、正義は遂に恨を吞まざるを得ず。答書の筆者の、明季の文豪侯朝宗たりしといふは、信すべし。睿王の書に至りて

は眞個堂々乎たる興國の大文字なり。力あり、道理あり、吾人が前節に掲げたる檄文と恐らく、同一人者の筆に成れるべし。筆者を李戛なりといへり。

李自成死す

斯る間に、清廷の勢力は、漸次、山東より江蘇の北部に出て、中原は、黄河を渡りて河



明 祖 太 陵

南の北半を略定しぬ。李自成本の追撃戦も、着々效を奏し、敵の侯騎は、今や山西に出没する能はず。順治元年十月清廷は、大に決すところありて、英親王をば、靖遠大將軍として、西安なる李自成に當らしめ、豫親王をば、定國大將軍として、江南を下さしめぬ。さて李自成本の別派たる張献忠は、いかにといふに、彼は、此時を以て全蜀四川を奄有し、號を大西國といひ、大順元年とす。明の宗室なる蜀王の故府を修めて之に居りぬ。彼は、無辜を殺戮すること、最も甚し。一時川中四川を人跡稀にして、列城の廓中には雜樹叢生せりとぞ。李自成は、翌、順治二年正月を以て、西安より漢水の上流なる襄陽に走り、衆、尙、五十萬を稱し

ぬ。彼、又尋いで西、武昌に走りしが、此時部下の逃散尤も甚しく、廿餘名を率ゐ、とある山中に逃竄せり。彼れ累日食ふことを得ず。或は自縊を遂げたりといひ、或は泥淖に陥れる、村民之を撃ち、腦、鈕に中りて死せりともいふ。何れなるを詳にせず。ともあれ、梟雄李自成本の最後は、清廷をして、愈々全力を南下の師に注ぐを得せしめたり。

福王執へらる 南京の小朝廷に於ては馬士英・阮大鍼等は、自己の勢威を張るに是れ努め、崇禎朝に一旦銷毀せる三朝要典を重刊して、頒ちたるなど士論を激發せる、一再ならず。凶事には、凶事の重出する習に洩れずして、崇禎の太子と詐稱するもの、福王の王妃と自稱するもの、弘光元年、春を以て、南京に現はれ、何れも獄中に繋かれたり。群疑滿服、譁然として當局者の處置を責む。内紛は、やがて月を追ひて加はれり。左良玉又た君側の奸を清めんとて兵を擧げしが、中道にして死す。かゝりし間に、清師の大集團は、河南の南部なる歸德に現はれぬ。彼等は、今や此地を起點として安徽の中腹を貫き、以て、當時南北運輸の交會點たりし鎮江附近を占領し、南京の東面を絶たんと欲す。揚州なる史可法が、之を淮河の下流に扼せんとせしは、決して策の得たるものに非ずして、泗州・盱眙は、先づ破れ、揚州は忽ち重圍に陥りたり。可法戰死す、城中は、婦女に至るまで、節に死せるもの、甚だ多し。慘烈なる市街戰は、揚州十日記によりて傳へらる。五月九日、清師は、大霧に乗じて江を渡る、京口先づ陥りぬ。南京大に震ふ。十日、福王は、報を得、宴半にして半夜、馬に跨り、南京の北なる太平に奔りしが、幾もなく、蕪湖に於て降將田雄の手に縛せられき。翌年害せらる。明の遺臣は、聖安皇帝と諡せり。

唐王福州に擁立せらる 南京の亡びたる翌月、清師は、兵を江蘇の南部に用ひ、遂に浙江の北半を略して、杭州に集注せり。明の故の左都御史劉宗周、絶粒二旬にして卒す。唐王鍵逃れて福建に入り、鄭芝龍の一族を頼めり。芝龍は福建泉州の人、幼にして航海を習ひ、海事を諳じぬ。城の南三十清里程の地に安平鎮あり、之を芝龍の故地となす。凡そ閩海福建海上の賊にして彼の指揮を受けざるなかりしかば、崇禎中、明廷は、彼に官爵を授け、以て己れの用をなさしめたり。かゝれば、東南の海上商船、鄭氏の令旗を得ざれば、往來する能はず。一船舶ごとに、例として三千金の税を納れしを以て、歳入は、千萬を計る。彼の富や、一王國に敵す。彼自から水城を安平に築く。守城の兵は、自から給養し、之を官に取らず、旗幟鮮明、戈甲堅利、凡そ賊の遁れて海に入る、檄して彼に付すれば、之を捕縛すること寄するが如し。故に八閩福建全土は、鄭氏の一族を以て長城となしぬ。彼に兄弟、芝虎、鴻逵、芝豹あり、唐王を導きしを鴻逵となす。芝龍の意の頭初よりして明室を回復するに意ありしや否やは疑はるれど、北方の事情は、彼に於て明かならず、彼は眼前の形勢を利して、益々根據を固うせんと考へ、さてこそ唐王を迎へたるなれ。六月、禮部尚書黃道周、福建巡撫都御史張肯堂等、芝龍と、もに王を帝位に即かしめ、元を隆武と改めたり。

魯王浙江に擁立せらる 魯王は、太祖十世の孫なり。世、兗州に封せられしが、北京陥りて後、浙江なる台州に移住せり。弘光元年、五月、南京破れ、潞王は、杭州を以て降りしかば、王は、台州より紹興に入り、兵部尚書張國維、朱大典、吏部員外錢肅樂、行人張煌言、諸生王翊等に擁せられ、六月、監國の位に即きぬ。寧波定海の總兵王之仁、石浦の游擊張名振等、海師を以て應じ、錢塘江の東岸を劃して守りぬ。明年を魯監國元年とす。王の令譽は、夙に著聞せしかば、浙東義士の、誠を王に輸せるは、甚だ少なからず。黃宗羲兄弟之に投じ、朱永佑、吳鍾巒又た來り會す。魯王監國の通報は、唐王の朝廷の好まざるところなるべし。

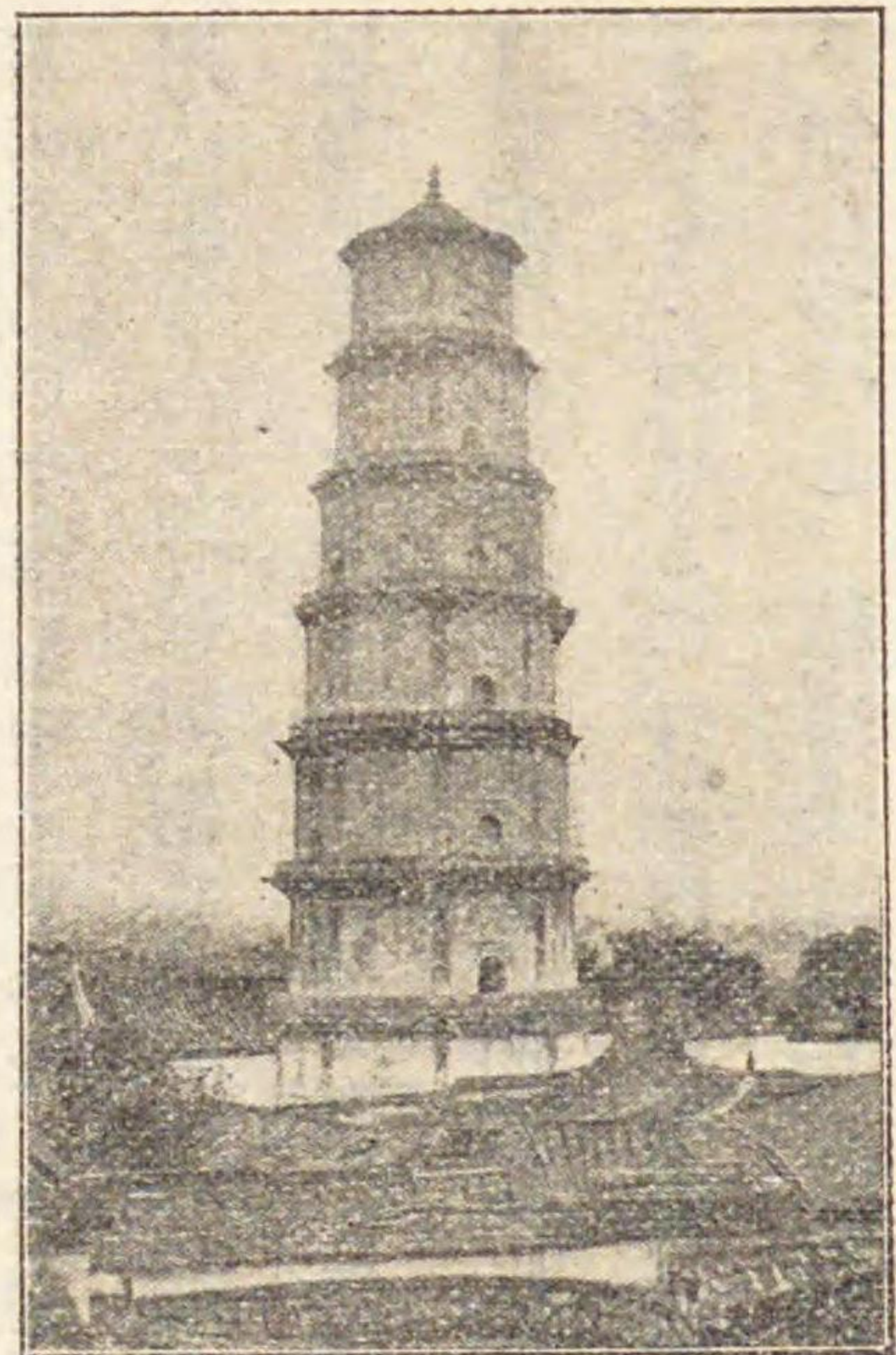
冬十月、福建の假朝廷は、使者を浙江省に出して詔書を頒たんとす。魯王受くるを悦ばず。使者は空しく退還しぬ。これよりして、閩浙西地の争は、水火の如し。

明の義士各地に兵を起す 南京の容易に覆へりしは、北京廷にても寧ろ意外に感せしなるべし。

七月、睿親王再び薙髮易服の勅令を宣布せり。されど、此問題は、漢民族の表彰を根底より汚辱するものなれば、民心の動亂は、又意外に甚だし、江蘇省の南半に起りたる回復運動は、此の新らしき問題を繞りて、現前せり。給事中陳子龍、吏部主事夏允彝等は、兵を松江に起し、兵部主事吳易、舉人孫兆奎は、兵を吴江に起し、行人盧象觀は、宗室の子瑞昌王を奉じて、兵を宜興に起し、中書葛麟及び主事王期昇は、宗室の子通城王を奉じて、兵を太湖に起し、主事荆本徹、員外郎沈廷揚は、兵を崇明島に起し、副總兵王佐才は、兵を崑山に起し、典史閻應元、陳明遇は、兵を江陰に起し、僉都御史金聲は、邱祖德、尹民興、吳應箕と兵を徽州寧國に起し、並びに福州なる唐王に通表し、遙かに其除拜を受け、或は近かく魯監國の節制を受けたり。江西省に於ても同一の義兵あり、建昌に據れるを益王とし、撫州に據れるを永寧王とし、贛州に據れるを兵部侍郎楊廷麟とす、彼等は各、五嶺の峒蠻數萬人を招き、所在清兵に對抗す。

洪承疇南方を招撫す 清廷にては、此の形勢の來るべきを豫期せしこと故、南京占領後、直ちに洪承疇をば、その地に發遣して、一切の軍務を總括せしめぬ。承疇は、明の降人にて、當時最も重望あり、此人をして南方を綏撫せしめんとせしは、蓋し布置の宜しきを得たるべし。清の兵數の該方面に在りしは

十萬を越えず。洪承疇の南方に至るや、兵數を切半し、一は手下に留め一は杭州に駐めて南省を經略するの基礎となす。されど、民兵の四方に起りしより、聲勢中斷し、先づ楊子江下流一帶の地を掃清するに非れば、浙江福建の二地は、遽かに下し易からず。承疇の手は、かくて、江蘇の南半に向ひて下されたり。八月、清軍は、江陰守城の固かりしを憤りて屠殺しぬ。守城記事によるに、屠戮は、三日に亙りて止まず



福州の古塔

城主閻應元の敵樓に題せるは、曰ふ八十日薙髮效忠、表太祖十七朝人物、十萬人同心死義、留大明三百里江山と、先死を幸と希ひたる民兵士女は、誰一人として降をいふものなし、城内の死者は、約そ九萬七千を算し、城外の死者は、七萬五千人を越えたりとぞ、太湖、嘉定、又前後して陥りぬ。江蘇と浙江の東南接界地方は、福建に通ずる要衝なるが上に直に北して南京を脅すべし。洪承疇は、史可法の舊部たりし張天祿に命じ寧國、徽州を略せしむ。二城は、共に四塞の天險と稱せらしが、交戦兩月に亙りて遂に降りぬ。承疇が勦撫の手は、今や將に福建なる唐王の朝廷に及ばんとす。

唐王執へらる 衢州附近にありし黃道周の兵は、多少南京を控撃したるの效なからず。道周字は幼玄、石齋と號す、福建漳浦の人、經術文章を以て著聞す。唐王は明季諸藩の中にて最も文字を嗜める

なるべし。王の立つや、彼を得て首輔となしけるが武臣鄭芝龍は、始めより之を悦ばず、道周の献策は、一も聽く所なかりき。彼れ兵を浙江の西方より婺源に出し、が固より徒手の號令に過ぎざれば、一敗して虜となる。洪承疇は、彼の同郷人なり、彼の南京に至れる、人をしていはしめて曰く、先生自から苦しむなかれ、我れ先生を保し死せしめざるべしと、道周罵りて曰く承疇なるものは、死せること久し、松山の敗に、先帝崇禎その死を痛み、親しく自ら祭哭せられたり。焉ぞ復た存するを得ん、承疇といふは、無藉の小人の名を冒せるのみと。翌歲春、刑せらる。隆武二年、唐王は福州を去りて建寧に出で、更に贛州に走らんとせしが、清兵の既に江西一帶を略せしによりて果すを得ず。鄭芝龍は、此時に至りて漸く北方の侮るべからざるを解せり。彼は早く既に洪承疇の招撫に就きしかば、東南一切の防禦を撤退し、自ら安平に退還し去りぬ。仙霞關は、浙江と福建の境上孔道に當る、一夫守れるは、萬夫の過ぐる能はざるところ、然るに、貝勒博洛の軍の此地に至りしや、一人の守兵なかりしといふ。閩地の否運は、以て卜知しつべし。秋、清兵長驅して建寧、延平を略す、王、西汀州に逃る、一夕十餘騎ありて城門を叩けり、曰く王の扈從者なりと、門を開いて之を導けば、清の追騎なりき、王遂に執へられ、福京に至りて害せらる。思文皇帝とは、彼れの諡なり。

第二七節 明人の回復事業悉く敗る

(二)

魯王行在を舟山島に建つ

魯監國元年順治三年六月錢塘江の潮は、清兵戎馬の足を限るに足らずして、紹

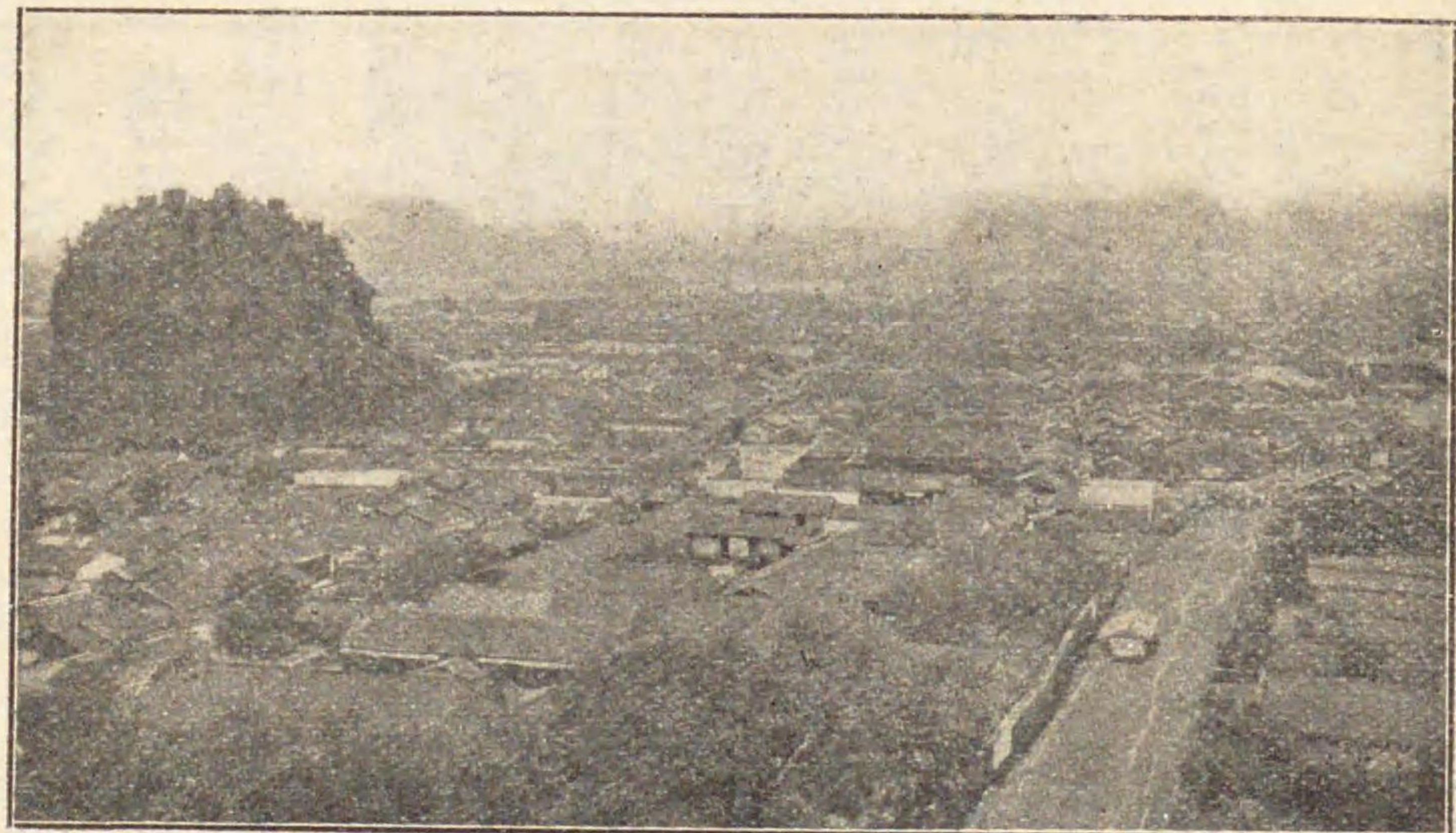
興は守るに及ばず、魯王は、倉皇として海上に避難せり。時に石浦の將軍張名振あり、舟師を以て王に扈し、舟山島に入らんとし、が、其地の守將黃斌卿の從はざりしより、轉じて福建に入りぬ。然りしに王の殘部たる王翊は、四明山寨に義旗を翻せしかば、浙東の形勢、再び恢復の曙光あり、監國五年冬、王は舟山島を攻守し、其地に行朝を創建しぬ。舟山、又一に翁洲とも稱せり、その舟山を以て呼ぶは、島形の舟狀をなせるによれりとか、此島嶼が陸上の四明山と相連絡して、攻守の便を把握せしは、今、必ずしもいはず、單に海道より觀測すれば、南は、福建廣東に通するの利あり、北は、崇明島及び吳淞を衝いて長江に入るの便あり、而して、東は遙に日本の長崎に通ず。兵要家の言に、舟山は、以て全浙を控制すべく、以て三吳を扼すべしとあるは、必ずしも侈言ならず。舟山を占領せし處置につきて、張名振を否認するものあれど、そは誤れり。

永明王肇慶に即位す

福州なる隆武帝死せるの翌月、明の遺臣瞿式耜、丁魁楚等は、更らに桂王の子永明王由榔を廣西なる肇慶府に擁立せり。明年を以て永歷元年とす。さるに、又しても茲に内訌は起りぬ、そは、大學士蘇觀生なるもの、丁魁楚等に快からず、別に唐王の弟をば、廣州に擁立せること是なり。永

明王は、宗支の倫序と監國の先後を述べて、その來歸を促し、が、蘇觀生は、却りて王の兵を迎撃せり。廣州なる假政府の意大に驕る。清の李成棟は、機乗すべしとなし、潮州、惠州を破りて廣州に迫りぬ。江西なる金聲桓の軍も、此時贛州を陥れしかば、併せて夾攻す、廣州は遂に陥りぬ。肇慶にては、又一段の驚きなり。永明王は、瞿式耜の泣諫するを聽かずして、梧州に出奔し、清兵の愈々肇慶に向ふと聞き、その地にも居る能はずとて、平樂に走りたり。順治四年水曆元年李成棟は、進て肇慶を取り、別將をして、廣東の南部を略せしめ、終に梧州を陥れり。瞿式耜、王を奉じて、桂林に走る。

瞿式耜桂林を固守す 桂林は、湖南と廣東との要衝に當る。李成棟の潯州・平樂を破る、直に桂林を取りて以て湖南方面の連絡を圖らんせり、永明王又、湖南なる武岡に走る。瞿式耜曰く、東藩已に失す、存する所は、惟た桂林の一隅あるのみ、若し復た委ねて走らば、武岡の地、例令金城湯池たりとも、何ぞ能く長久ならん、臣願くは此地と存亡を俱にせんと、包圍は、三月より五月に互りぬ。彼は、曉夜矢石の中に立ち、士卒と甘苦を與にせしかば、人々變志なし、糧餉に不足を告げ、兵士の騷擾せしことありしが、夫人邵氏自己の簪珥を捐して之を補ひぬ。廣東にては、桂林の固守と聞いて、義兵四方に蜂起せり。就中大なるを高州の陳邦彥、東莞の張家玉、端州の陳子壯とす、廣州危殆を告げしかば、兩廣總督佟養甲は、檄して李成棟を召還せり。始めて湖南に侵入せる清兵は、洞庭湖の北部を取りて、順次内地に進軍せり、當時湘陰一帯は明の遺臣何騰蛟によりて固守せられしが、その部衆多くは、李自成及び左良玉の餘類にして何等



桂 林

節制あらず。清の定南王孔有徳及び尙可喜、耿仲明の、大兵を率ゐて來るに及び、衡州一帯の地、遽かに没し、永明王又た廣西に奔竄せり。孔有徳の兵は進みて全州を略し、遂に桂林を圍む。廣東を略平せる李成棟も亦來り會しぬ。かくて桂林は、再び危殆に陥りしが、式耜等防守、甚だ力め、攻圍軍は已むなく退還せり。八月、李成棟は、廣東を擧げて、永明王の廷に歸し、金聲桓は、江西を擧げて同じく來歸せり。東南の形勢、遽かに大變す。清廷にては、尙、耿二將をして江西に赴かしめ、孔有徳には一旦退師を命令せり。桂林なる何騰蛟は、間に乘じて湖南に突出し、洞庭湖の南半を回復しぬ。

及び西安の清兵は、重圍に陥れり。四川に於ては、順治三年、肅親王の張献忠を平げし時、明の義兵は、大方捕殺せられしが、嘉陵江の一都會たる保寧に守備を置きし外、未だ重兵の備あらず。山西の亂は、こゝ

回復の曙光

廣東・江西二地の反正について、山西には、大同總兵官姜瓖の亂あり。明の舊臣を嘯集せるが上に、甘肅陝西の回教徒を煽動せしかば、開封以北、黄河の流域は、殆ど背叛し、太原

にも影響し、守備兵の北上と、もに、川南川東は、皆起ちて永明王に來歸せり。綜合するに、永歷二年魯監國三年順治の末期には、永明王の號令の及ぶところ、雲南貴州・廣東廣西・湖南江西及び四川の七省に及びしといふも、大差なかるべく、中興の希望は、一時肇慶なる小朝廷の上に屬せられたり。

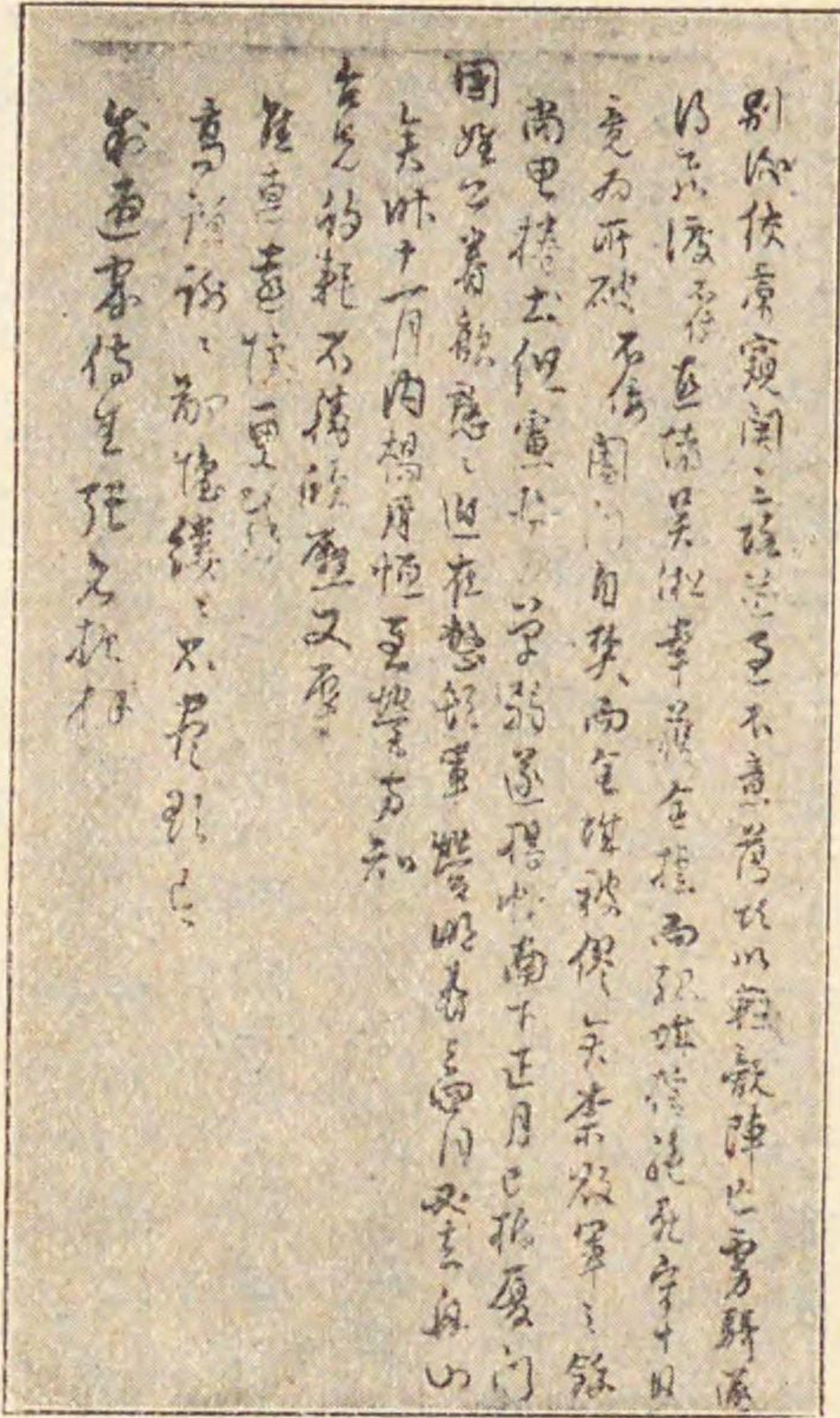
義士王翊死す

魯王を奉じて舟山に據れる張名振等の飛躍は、吾人別に叙述せずんばあらず。彼等は、兵を吳淞崇明の地方に出して清兵の南下を妨げしが、浙江なる四明山寨の王翊は、爾後著しく勢を得、頻りに新昌上虞を破りしかば、清兵は、一時跡を錢塘江の東に絶つに至れり。彼等は、法度を約束し、租税を徴收し、舟山なる行在の成るに及びて、首として海上の連絡を謀りぬ。順治八年魯監國六年清兵兩路より四明を窺ふ、八月十四日軍破れ捕はれて死す。吾人は、彼の死状を語らざるべからず。彼の獄に撃かるゝや、毎日從容として束縛掠髮し、些の愁容を見ず。守卒に謂ひけるは、汝曹をして此の漢官の威儀を見る得せしめんと、刑を行ひしとき、清の諸將は、彼が積年の倔強を憤り、聚りて之を射、或は肩に中て、或は頬に中て、或は脇に中てたり、彼は些も動かさずして植木を貫くが如し。胸を洞くもの三たび、而も尙ほ仆れず、乃ち其首を斧して之を下せば、始めて仆れたり。彼に一女あり、年甫めて十二、碩學黃宗羲の子に字す、父の故を以て滿洲將軍に没せられき。參領某なるものあり、彼の女が忠臣の兒たるを憐みて、之を撫すること所生の如し。劉某なる武官、彼女を求めぬ、彼女聽かず、參領之を難せしに、彼女は不意に佩劍を出して刎死せり、參領大に驚き劍を以て殉葬せりとぞ。斯父にして此女あるか、他日、我國に留寓して返

らざりし朱舜水是、彼の死をば、整にして暇なりといひ、中秋の賞月は、忌日に當ればとて廢したり。舜水は、彼の一女の斯かりしを知るに及ばざりし。王翊死して、陸上の保障全く破れしかば、悲劇の舞臺は、舟山の島上に廻轉せり。

舟山島城陷る

順治八年、總督陳錦奏しけるは、浙東なる舟山の海寇及び各山寨の寇は、皆な故國を



張名振與朱舜水書

以て名として、狼狽相倚れり。海寇、岸に登れば、山寇之が接應をなし、山寇勦せらるれば、海に入りて兵鋒を避け、閩、粵に交通し、蘇、松を窺視し、久しく東南の患を爲せりと。山寇とは、兵部侍郎王翊等の一軍をいふ。翊の死は、前に言ひ及べり。八月清兵の大霧に乗じて、海中の蛟關を過ぎぬ。慘烈なる巷戰は、十一日に互りて、島中に開かれたり。魯王は、

此時張名振と、もに、吳淞方面に向ひしかば、僅かに難を免かれしも、行在なる舟山の殉難者は、極めて多數にして、王の元妃及宮女、名振の一門の死は、いふを須めず、大學士張肯堂の雪交亭に死せる、禮部尚書吳鍾巒の孔子の木主を抱きて焚死せる、史家は此悲壯なる末後史を以て南宋の厓山役に比較せり。さて張名振は、途中にて舟山失陷の報を得たれば帆を揚げて、南に下り、廈門なる鄭成功を依頼せり。成功

と彼との會話を傳ふるものは、曰く成功罵りけるは、汝、定西侯となる數年、作すところ何事ぞ、名振曰く、中興の大業、成功曰く安くに在る、名振曰く濟れば之を徵せん、濟らざれば、方寸の間に在るのみ、成功曰く方寸何に據る、名振曰く背上に在りと、即ち衣を解きて之を示せば、赤心報國の四大字ありて、深き肌膚に入れり。成功見て愕然たり、乃ち待つに上賓を以てして、諸軍を總制せしむと。成功は鄭芝龍の長子なり。

鄭成功廈門に據る

鄭成功、初めの名は森材、我西陲の平戸に生る。母は平戸の士人の女、田川氏、成功及び其弟七左衛門を生む。崇禎三年、森材年七歳、父芝龍、人を遣はして之を迎ふ。田川氏及び七左衛門、猶我邦に止まれり。七左衛門時に二歳、後、芝龍及び成功書を贈りて、數く母子を招きぬ。母子平戸より長崎に詣る。然るに七左衛門幼なるを以て辭して赴かず。正保元年、七左衛門、年十六、漸く長ずるを以て成功強ひて之を迎ふ。田川氏、七左衛門にいひけるは、良人及び汝が兄數々相迎へんと欲す。然るに、汝が幼なるを以て常に之を辭せり。今、汝、稍長じて往かざらば、恐らくは汝父兄の權を失はん。今、汝を茲に止め、我れ將に其請に従ひ、彼の地に至り、良人に請ひて、毎歲來船に托し、銀を送り以て資給となさん、縱令我身全からざるも、顧みるに足らずと。遂に幕府に請ひて許を得、海を航じて明に赴きぬ。成功年十五、南京の大學に入り、弟子員に補せらる。錢謙益の名を聞き、弟子となる。謙益之に字して大木といふ。成功手采掩映、奕々人を耀かす。倣黨にして、大志あり。讀書穎敏、章句を治めず。戸部侍郎觀光一たび見て

芝龍に譚ふて曰く、この兒英物、爾の及ぶ所に非ずと、南京の一術士之を視て驚きて曰く、此奇男子骨相非凡、命世の雄才、科甲の者に非らざるなりと。隆武元年、芝龍成功をして入りて福州なる唐王に見えしむ。王時に未だ嗣あらず、成功を見へ偉として、其背を撫して曰く惜哉、女の卿に配するあるなし。卿當に吾家に忠を盡すべし、想忘るゝなかれと、姓を朱と改めしめ、名を成功と賜ふ。御營中軍都督に拜し、尙方の劍を賜ひ、儀を駙馬に同くす。是より中外國姓と稱して名をいはず。芝龍遂に成功をして入りて侍せしめ、以て帝の動靜を知る。芝龍の唐王を擁立する、素其意にあらず。成功之を思ふ。一日唐王を見る、王愁悶して坐す。成功泣いて奏して曰く陛下鬱々樂まざる、臣が父の故を以てにあらざるや、臣厚恩を受く、義、反顧せず、請ふ死を以て陛下を扞がんと。翌年六月、忠孝伯に封せらる。八月、王、汀州に於て清兵に擄へられて死し、清兵連りに諸方を墮れ、泉州に迫まる。成功の母田川氏亦節に死す。芝龍の、清の招を受けて降らんとするや、成功を召して事を計る。成功泣いて諫めて曰く、父子に忠を教ゆ、未だ貳を以て教ゆるを聞かず。且つ清朝何の信かこれ有らんと。鴻逵等も亦諫む、聽かず。芝龍既に降る、清將之を擁して去り、更に書を作りて成功を召す、從はず。芝龍曰く、他日清の患を爲すものは成功ならんと。成功主に遇せられ、爵に列すると雖、未だ嘗て兵事に關せず、氣意容貌、儒生なり。既に困難に遭ひ、父を諫めて聽かれず。且つ母の非命に死するを痛む。慷慨激烈、義兵を起さんことを謀り、孔廟に詣り、著くる所の儒服を焚き、先師を拜し、天を仰ぎて曰く、昔は孺子たり、今は孤臣たり、向背居留、各用ふる所あり、謹みて儒服を

謝す。庶くは先師照鑿せよと、高揖して去りぬ。平生善き所の陳輝、張進、旋顯、陳羈、洪旭等従ふことを願ふもの九十餘人と共に、大船二艘に乗じて海に入り、兵を南澳に募り、數千人を得たり。永曆元年二月、成功師を提げて南澳より歸りて、鼓浪嶼に泊し、島上に高皇帝の神位を設け、勤王の事を諸將と共に盟ふ。鼓浪嶼は厦門、語州と一帶水を隔つ。厦門は中左所、語州は金門と云ひ、共に同安に隸して、或は二島の名あり、鄭彩、鄭聯之に據る。此年成功海徴を攻めて克たず。又鴻逵と合して泉州を攻め、提督趙國佐を破る。偶々清の援軍至る、遂に圍を解きて去れり。翌年三月、同安を攻めて之を取り、轉じて泉州を侵かす。九月に至り清軍と戦ひ、克たずして退く。

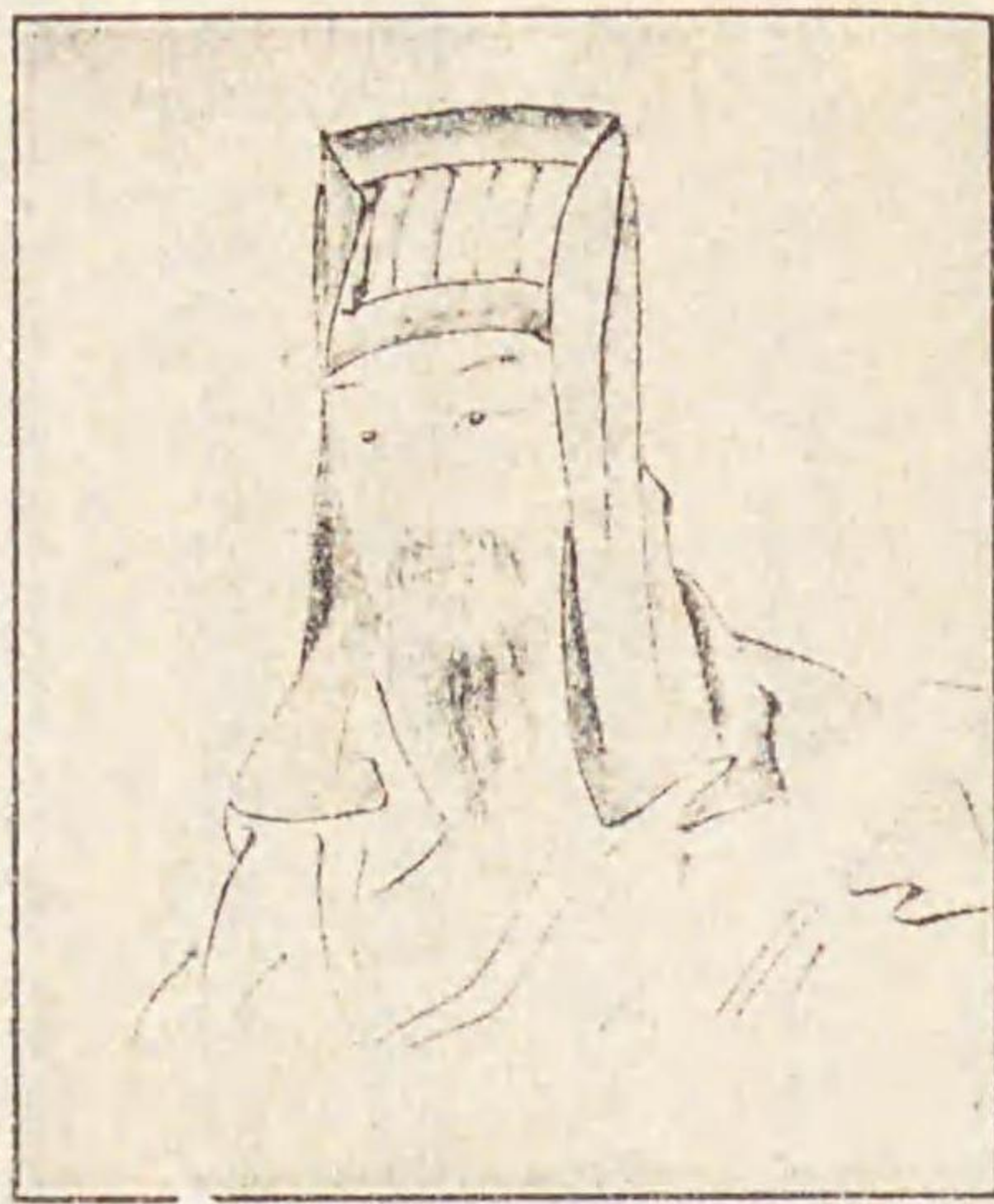
海徴の攻守

兩島に入りてより成功は年々兵を出して閩越を攻略すること十一年の末に至る迄幾と絶間なし。今其重なるものを記せんに、永曆五年正月には、衆を率ゐて南し、二月平海衛に至る。清の閩撫張學聖、兩嶋の守備なきを聞き、急に馬得功を遣し厦門を攻めて之を陥る。鴻逵之を聞き揭陽を棄て、島に回り、得攻を攻め圍む。得功退かんと欲すれども得ず。鴻逵に謂けるは、公等の家眷皆安平に在り。得功をして脱出せしめずば、恐らくば公の家に不利なる可しと、鴻逵之を如何ともするなく、遂に之を逸しめぬ。四月に至り、成功、平海より至る。時に得功已に去り、十兩日を経たり。成功大に悔恨し、守島者鄭芝莞が罪を按じて之を殺す、芝莞は成功の従叔なり。五月成功南溪を攻め、十一月小營鎮を攻めて共に之を破り、十二月漳浦の守將楊世德等皆鄭に降る。六年には二月長泰を攻む、其將中提督甘輝日夜攻めて

之に克つ。清の副將王進數十騎と出で、郡城に奔り、漳浦の屬邑俱に下る。五月、清の總兵馬逢知來り援ふ、突て郡城に入り、成功之を圍むこと六月の間、下らず、城中食盡き人相食む、枕籍して死するもの多し。十月、清の援兵大に至る、時に成功の軍漸く疲れ、糧亦置きを以て、戦ふて克たず、圍を解きて去り、兵を收め海徴を保ちぬ。七年には五月、清の兵海徴を攻め、城壞ること百餘丈、成功自から雉堞に立ち、衆を督して堵禦す、左右死するもの層積せり。成功動かず、一夕忽ち空砲遞に發す、成功諸將に謂ひて曰く、賊將城に臨さんとすと、兵を勒し、斧を持し、以て待つ。清兵濠を渡り郭に入り、大に呼びて城に登る。衆斧を擧げて之を破る。清の兵、死傷濠を填め、大敗して遁る。此に於て海徴の守益々堅し。八年には五月、清使を遣はし、成功を招き海徴公と爲さんと謂ふ、從はず。益々屢々兵を出し、福興、泉漳、爲の各郡を蹂躪せり。七月復た使を遣はして招く、從はず。十月、復た招く、顧みず。清帝怒り、芝龍を高俎に置き、芝豹を寧古塔に幽す。成功顧みず。十二月、漳州を攻む。清の守將劉國軒、朴世用等降り、屬縣十邑俱に不る。勝に乗じて、泉州の屬邑を略す。九年には、六月安平鎮、漳州、濟度、及び惠安、南安、同安の三邑を取る。十一月、清の定遠大將軍福建に入る。成功此に於て初めて島に回れり。翌年正月、清兵沿海を略し、兩島を攻め、大敗して還れり。六月更に島を出で、閩安鎮を破り、福州に逼る、十一年三月、成功島に回る、成功諸方を攻撃する前後已に數十回、しかも軍律明肅侵略する所なし。所部を分かれて、七十二鎮となし、六官をして庶事を分理せしめ、中左所を改めて思明州となし、劉會を以て州事を知せしめ、監國魯王、廬溪王、

寧靖王之を奉じて金門に居しらむ。凡そ諸の宗室は、厚く之に給贍せり。

桂林陷る 一時中興の望ありと思はれし永明王の朝廷は、湘潭に於て、何騰蛟を失ひ、桂林に於て瞿式耜を失へり。順治六年、湖西に於ける清の鄭親王及び孔有徳は、所在に明兵を追撃せしかば、洞庭湖の南方は、幾んど屏息して起つところあらず、江西なる吉安に屯して、久しく庾嶺を越ゆる能はざりし尙可喜は、此時既に金聲桓を平げしかば、又庾關を越え、長驅して廣州を包圍せり。明の將軍范承恩、拒守十月に互りて遂に降る。湖南より南下せる孔有徳は、全州を略し、幾もなくして桂林に逼れり。瞿式耜執へられて死す、傳ふるもの、言によれば、式耜は、生平佳石を愛せり、獨秀山の下に至りしに一石を見る、刑者に命ずらく、吾、此に死せんと、之に従へり。前給事金堡已に僧となりしが、書を孔有徳に上つりて收葬を請へり、彼と同死のものに張同敞あり、萬歴の宰相張居正の曾孫なりき、彼れの執はる、孔有徳を見て曰く、汝は我毛嫱毛文龍の家僕に非るか、有徳大に怒り、厲聲して曰く、余は大聖の後なり、同敞曰く、汝、先聖を辱しむ、罪、當きに死すべしと、有徳氣咽び、直に前みて彼が頬を打てり。一人あり、式耜と彼とに説いて曰く、國家の興亡、何の代か之れ無らん、二公何ぞ拘儒の節を守る、且つ僧となれと、式耜従はず、曰く僧とは降臣の別名なりと、遂に斬らる。桂林陥りしかば、永明王は、南寧に逃れしが、孔有徳の兵は、順治八年の末を以て廣西の諸府を定め、此地も危殆に陥りぬ。王は、又倉皇雲南なる廣南に入れり。不統一なる四川の義兵は、所在に失敗しぬ、成都、重慶、叙州は、既に吳三桂に回復せられたり、斯くて湖南、江西、四川、廣東



大學生瞿式耜

廣西の各地は、再び永明王の正朔を奉ずるものあらずして、僅かに雲南、貴州の二省を剩すのみ、王の前程は、歩一步づ、否運に陥れり。

張獻忠の餘黨雲貴に據る 雲南及び貴州の二地は、明末流寇の影

響を受けず、從來明朝の戦區にも入らざりしかば、湖南及び江西の戦局に對しては、却りて援軍を明兵の爲めに出しつゝありき。然るに隆

武二年、張獻忠の部將たりし孫可望、李定國、白文選、劉文秀等は、川南よ

り貴州に出で、貴陽を陥れ、永歴元年に雲南を略し、同四年又貴陽を取り、遂に兵を四川の南部に出したり。孫可望は、實に彼等の巨魁なりき。永歴三年、彼は使を肇慶なる永明に出して冊封を求めたり。王始め之を許さざりしが、翌年南寧に播遷するに至りて之を許す、可望は、秦王に封せらる。永歴六年、可望は、永明王を、南寧より安隆所今の西隆府に移し、が、歳に供給するところ銀四千兩、米百石を以て定額とす。隨從の臣僚に至るまで、悉く給を其額内に取らざるを得ずといふに至りては、窮迫も亦甚しからずや。彼等は、それぞれ部署を定めて、清兵を攻撃し、一時大に振ふところありき。就中李定國が桂林の回復戦に、定南王孔有徳をして焚死せしめ、降將陳邦傳を生擒して之を磔殺せる、衡州城下の激戦に、清の將軍敬謹親王左尼を射殺したる、四川に突出せる劉文秀が吳三桂をば、叙州に破り、重慶を下し、遂に進みて三桂を保寧の陣地に圍みたる、名將白文選が辰州を攻めて之を陥れたる、何れも清兵をして一時懼の念慮を

抱かしめたり。されど、明運は衰へたり。斯かる有利なる形勢も、内訌の起りしよりして作戦の方略、已に一途に出でず。内訌とは外ならず、孫可望と李定國との争なり。

清の軍内變を待つ

順治十年永曆七年清の將軍貝勒屯トシチ齊は、李定國を永州に追撃せしかば、定國は廣西に遁走せり。

孫可望も此時定國と悪しかりしを以て兵を湖南の西邊に出し、屯トシチ齊に撃退せられ、白文選又た護軍統領阿爾津アルチンに破られ、辰州・常德一帶を失へたり。桂林復び清兵に回復せらる。唯李定國が翌年を以て新會を圍み、高明を陥れ、廣東を脅かせしは、一時の奇捷とせざるを得ず。四川方面の形勢、又良好ならず、孫可望は、劉文瑋等をして湖南に出でしめ、水陸より岳州、武昌等を分犯せしも、何等功あらず、却りて貴州に遁走せり。綜合するに、永曆九年順治十年の前後には、永明王廷の形勢、ただ振はずして、邊疆は、日一日に蹙まりたり。但だ、彼等の多くは、百戦を経たる兵卒なるが上に、雲貴の險要は、容易に東來の客をして入らしめず。然りしかば、清兵の側に於ても、進みて雲貴の内地を奪取する能はざる事情あり。順治十二年以降、清廷は、經略洪承疇をして南京より長沙に移駐し、總督李國英は、保寧に駐り、陳泰アルチン阿爾津は、前後荊州に屯し、尙可喜、耿繼茂は、肇慶、廣州に分守せしめたり。此の形勢は、雲貴二省の外邊に一大長圍を施せしものと解せざるべからず。彼等は、姑らく雲貴二地を以て孫李の徒に與へ、只た之を出て、來犯するものあれば、輒ち之を撃退するに止め、已に走れば、追及するところあらず。思ふに此政策は、洪承疇の考慮に出でたるべし。かゝりしに、雲貴は、果して内變しぬ。

孫可望清軍に降る

南寧に於ける永明王の窮迫は、前に言ひ及べり、左右の臣僚も亦孫可望に平かならざりしかば、永曆七年中、廣西なる李定國を招きて入援を促がしぬ。可望謀して之を知り、此戰に與かりし大學士吳貞毓等十餘人を捕へて之を殺し、又馬吉翔、龐天壽をして讓位を以て王に勧めしむ。永曆十年、王遂に白文選等と雲南に入り、劉文瑋に依りぬ。可望怒る。同十二年、兵十萬に將として雲南を伐つ。李定國等の防禦軍は、之を今の安順府の北なる三分河にて迎戦せり。未だ戰はざるに、當時可望の軍に留まりし白文選は、李定國の陣に走り、既に戰を交へて前鋒の將馬惟興、また走りしかば、全軍遂に潰ゆ。可望は敗兵を貴陽に收めむとしたるも、其地の留守、また追撃軍に降りしかば、可望は已むを得ず、長沙に去り、洪承疇の陣前に投降せり。

清師雲貴に入る

清軍は雲貴内訌の實狀を知ることを得たりしかば、愈々吳三桂をして漢中、四川方面より、都統趙布泰をして廣西方面より、都統貝子羅託をして、洪承疇と共に湖南方面より、三方面に分れて、貴州に向はしめ、信郡王多尼をして、三路を總統して、雲南に向はしめたり。順治十五年、洪承疇、羅託は、常德より進みて沅、靖等の諸州を回復し、鎮遠、平越を下し、趙布泰は南丹、那地、撫寧司、獨山を降し、兩軍相合せて貴陽に迫りしに、貴陽を守備せる李定國の兵は、先づ遁れ、清兵は何等の抗抵なくして貴陽に入りたり。吳三桂も、漢中よ

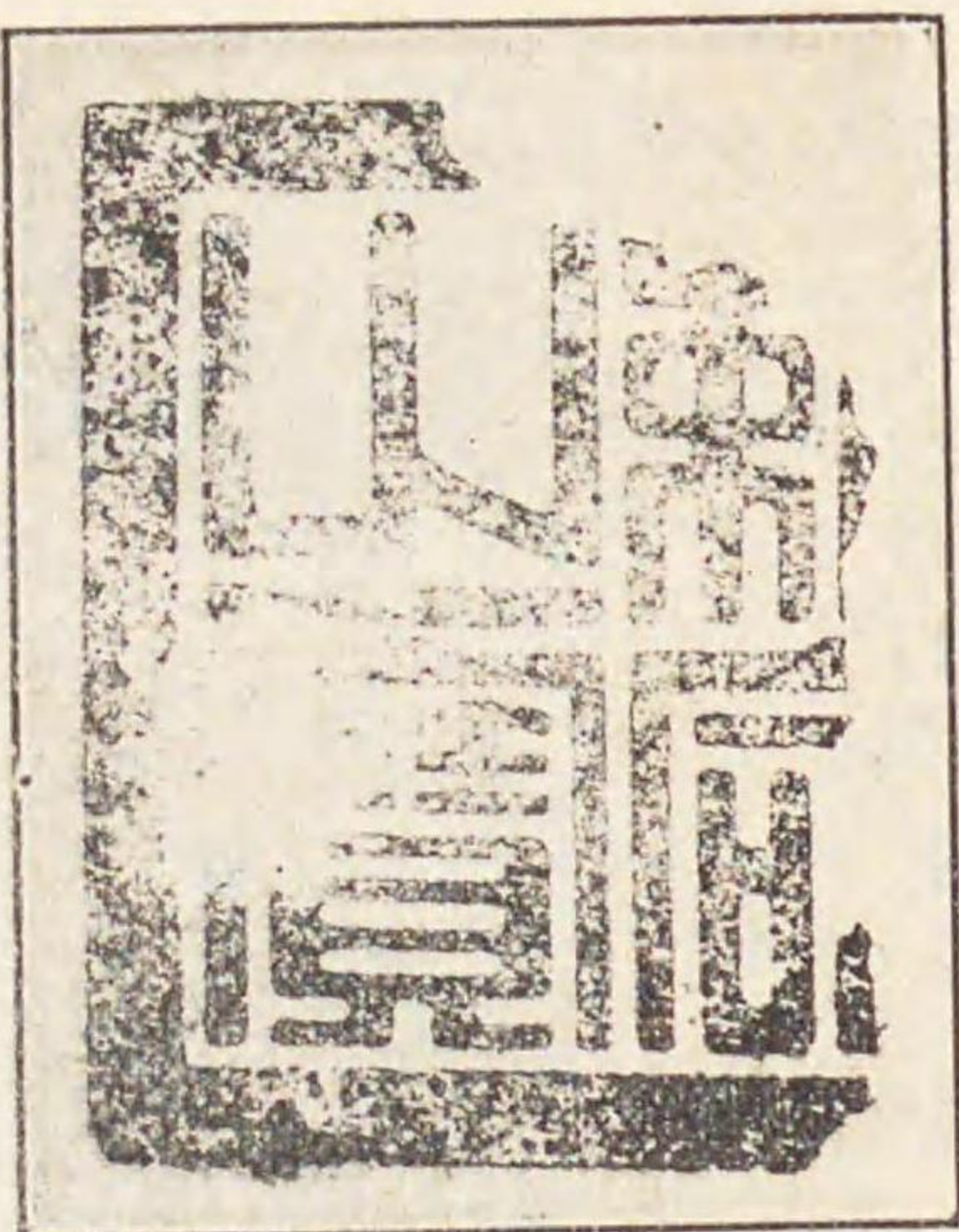


雲南道中即景

り進みて重慶を收復し三坡關を破り遵義開州を下し、水西・蘭州の各土司を招撫し、また明の大學士文安之が、李赤心の舊營、及びひ明の舊將譚宏、譚詣、譚文等も重慶を襲ひたりと聞き、兵を旋したるに、譚宏、譚詣等は、譚文を殺して降り、川東諸部は解散したるを以て、湖南、江西軍の貴陽に入りたる後、間も無くまた遵義に屯するを得るに至れり。既にして多尼も到着し、平越府に三路の將師を會し、羅託は洪承疇と共に貴陽に留て糧食を供給し、十月、多尼、吳三桂、趙布泰は、貴陽、遵義、都勻三路より雲南に向ひたり。李定國は諸將をして七星關、雞公背、黃草壩、羅顏渡を扼して、三路を防がしめ、自から北盤江の鐵鎖橋を守りて之に策應せしが、吳三桂は七星關を避け、苗江を繞て、天生橋に出で、水西より背後に出で、烏撒を取りたれば、七星の敵軍は、關を棄て、走り、吳三桂は先づ雲南、霑益州に進みたり。趙布泰も羅顏渡の下流より、師を潜めて盤江を渡り、安隆に入りしかば、李定國は、之を雙河口、羅炎、凉水井等に防ぎしも皆破れ、趙布泰は普安州より直に雲南に進撃したり。多尼の中路の兵も、雞公背の敵兵を潰し、李定國の最後の陣地とたのめる北盤江に迫りしかば、李定國は鐵鎖橋を焚て遁れたり。此の如くして、三路皆破れ、定國は桂王を奉じて、永昌に走り、清の三軍は順治十六年正月、雲南府に入りたり。是に於て羅託は、師を旋し、洪承疇は貴陽より雲南に赴き、多尼は桂王を追撃し、白文選を大理の玉龍關に破り、瀾滄江を渡り、永昌を過ぎ、潞江を渡り、磨盤山に李定國の設けたる伏兵を破り、終に騰越に窮追して兵を旋へしたり。

永明王緬甸に入る

永明王は囊木河を越て緬甸に入りぬ。緬甸は、萬曆十一年に明將劉綎に破られてより、一時明の朝貢國たりしも、萬曆二十二年の後、また朝貢せず、明に對する關係は、既に甚だ疎遠なるが故に、永明王の其の領内に入るに及ても、阿瓦アヴァの王城を距ること五



永明王(帝歷永)寶玉

日程なる赭徑の草屋に奉じたるのみ、之を遇すること甚だ薄かりき。其從臣等は緬甸の禮により椎髻、跣足短衣にて緬甸王に奉仕したりと云ふ。此時白文選は、境上なる木邦にあり、李定國は孟定、耿馬、猛緬の土司に流遇し、孟良を取りて之に據り、機會を窺て王を迎へむとし、

順治十七年、白文選は、錫箔より進みて阿瓦アヴァを攻めたれども、克つこと能はず。翌年李定國と兵を合せて再び之を攻めたれども、當時阿瓦の城中には、葡萄牙人あり、銃砲を用て、よく防ぎしかば、又目的を達すること能はずして退きたり。既にして、緬甸に政變あり、王弟莽猛白 Malá Parara Dhamma Rāja はベンタゲレ王 Bentagale を殺して自立し、又王の眷屬從官を虐殺しぬ。王の位置は益々危かりき。順治十七年、吳三桂は先づ王と、李定國等を討伐して邊患を息め、滇局を結はんことを請へり。順治十八年、内大臣愛星阿アイシンアと二道より兵を進めて木邦に會し、一軍を分て白文選を錫箔江、茶山、猛養に追窮せしめて之を降し、吳三桂等の本軍は、直に進て阿瓦に逼りしに、緬甸王は降を乞ひ、永明王及び馬太后、玉皇后以下を執て清軍に獻じたり。會々古刺、暹羅の二國は、李定國との約ありし

かば、兵を出し、途にて之を聞き失望して兵を旋へしたりと云ふ。翌、康熙元年、吳三桂は、王を雲南に絞殺し、李定國も、終に志の成らざるを知り、猛獵に死したり。

鄭成功南京に敗る

永曆十二年、雲南に播遷せる永明王は、鄭成功をば延平郡王に進めたり。成功感

激措かず、翌年、張煌言の統事せる浙江軍を嚮導とし、十七萬と稱する大軍を以て、浙江を侵し、温州台州等を陥れたり。翌、順治十六年、清軍の大舉して雲南を攻むると聞き、虚に乗し、又大軍を以て江南を侵したり。六月、崇明より江を沂り、瓜州を破り、鎮江を陥れ、直に南京に迫りたり。張煌言は、又別に蕪湖よ



張 准、楊常蘇四府の形勢も、且夕を計らざる有様となれり。部將甘輝は、揚州を取て山東の師を斷ち、京口に據て西浙の漕運を斷たむことを主張したれども、鄭成功は従はざりき。既に南京を圍むに及でも、急

に之を攻撃せんことを主張したれども、守將兩江總督朗廷佐の請を許して攻撃を中止したり。然れども朗廷佐の目的は、もとより北京の妻子を救ふに非ず、たゞ之に攻撃を緩して以て赴援を待つにありしが故、鄭成功の之を許したるは、第一の不覺なりき。既に之を許して防禦を怠りしは第二の不覺なりき。果して、清廷は、内大臣達素等をして之を進討せしめしが、崇明の總兵梁化鳳は、其到着を待たずし

て、鄭成功の儀鳳内外の陣地を襲撃して大に之を破りたり。甘輝以下鄭成功部下の猛將は、概ね戦死し、其造船もおほく焼き拂はれ、成功は、僅かに餘艦を以て、厦門に遁れ歸りたり。張煌言もたま／＼貴州より凱旋したる清軍に破られ、徽寧山中に走り、錢塘より海島に遁れたり。鄭成功は深く甘輝の謀に従はざりしを悔ひ、自から王爵を貶し、忠臣の廟を立て、死難諸子を祀り、再舉の計をなし、漳州、同安より厦門に進撃したる將軍達素、總督李率泰を撃退したれども、既に永明王は、緬甸に遁れて、雲、貴又蕩平し、沿海の防備益充實したるが故に、成功は、終に十餘年間の目的たりし江南進取策を棄て、臺灣に據らんとするに至れり。明人の回復事業は、悉く敗る。

甲辰八月辭故里

節一

張蒼水

國亡家破欲何之。西子湖頭有我師。日月雙懸于氏墓。乾坤半壁岳家祠。慚將素手分三席。擬爲丹心借一枝。他日素車東浙路。怒濤豈必屬鴟夷。

第二八節 明末清初に於ける日本の位置

奴兒哈赤日本軍を討たんとす 文祿征韓の役、明國に於いて費し、軍需の幾何りなしやは、詳かに知るを得ず、然れども、萬曆二十九年、明軍の半島を去りしほどに於て、前後徵發したる兵數は南北兩支那を通じて二十一萬、往來の將領は、三百七十餘員といひ、銀糧共計八百萬餘兩に近しといへり。此鉅大なる支出の、明國財政上に甚しき影響を與へしはいふを須るす。かの萬曆の初年に於て整頓したる宰相張居正の政策は、歩一歩つゝ破壊せられたりぬ。清朝の祖先が、凡てに於て卓越せる技倆ありしは、疑はれざれど、主なる原因は、明國に於ける庶政の敗類に乗せしのみかなる以上、興隆の遠因は、依然朝鮮問題に負はずといふべからず。あり體にいへば、滿洲部族は、日本人が切り崩したる牆壁の一角より進入することを得たりしなり。朝鮮の宰臣柳成龍のいふところによれば、彼等君臣の鴨綠江畔なる義州に避難し、將さに對岸寬甸の地に於て宗社を移さんとしける時、建州の奴兒哈赤清の太祖は、兵を出して應援し、以て日本を撃たんことを請へりしも、成龍は將來の危險を豫測して同意せざりきとあり。奴兒哈赤の請求は、斯くして同意を與へられずして、我が日本軍と女真人との衝突は、避くるを得たりしが、彼等女真人は、實に此時を以て、日本の存在及びその實力の大なるものあるを認知せり。尙、吾人は、朝鮮人が、我日本の産物たる刀劍及び工藝品の幾分を、早くよりして、女真人に紹介せしことを留意せざるべからず。

日本の名朝鮮に利用せらる 建州女直の膨脹につれ、朝鮮が新に杞憂を抱きしは、前篇に説述せるが、彼等は、明朝の漸く女真人に輕海せらるゝを覺りしかば、更に我日本の名を引きて、間接の保證をなせり。此場合に於て、我日本なる名稱は、獨立國たる面目によりて紹介せられしよりは、寧ろ朝鮮の藩屏たる形によりて、彼等女真人に傳知せられしを疑ふ能はず。朝鮮人のことなれば、女真人の壓迫の來るときは、何時にても我日本兵を導き來りて、前驅をなさしめんと口實を作しゝなるべし。女真人即ち滿洲にては、斯ゝるを一遍の口實なりと解するも、亦た全然信するに足らずとはいひ難く、何時日本軍の半島に出現するとも予測し難き事情あり。吾人は、此想像が萬曆四十四年西紀一六一九春、明國が朝鮮を誘ひて東西より、彼等の根據地を衝きし時、太祖の發したる言説に徴するを得べし。朝鮮の降將都元帥姜弘立の興京に捕はれし時、有名なる太祖の文事秘書達海ダハイは、下の如き問を出せり。曰く日本と貴國との通和は、何如。弘立曰く平秀吉は、我と仇敵たりしが、今は即ち然らず、家康なるもの、盡く秀吉の族を滅し、舊好に從はんことを願へり、我國之を許しぬ。日本は我國を稱して必ず大國といひ、文書甚だ恭謹なり。達海曰く去年白氣あり、貴國亦又之を見たりしや、曰く之を見たり。達海曰く滿住太祖をいふ初め白氣を見ていひけるは、朝鮮、日本の兵、必ずや來らんと、果して是れ貴國兵來れり。弘立尙は語をついて曰く日本の兵は、我國借り來るを得べし、而も今次の出兵は、實に本意に非るなりと。此問答は、極めて簡單なれば、必ずしも日本の位置を説明するに足れりとせず。されど、清の太祖が、長白山下に於て早くも日本の執政に

家康ありしことを知れるは、注意に値す。弘立は何の必要ありて、日本借兵の事を提せしや、そは思ひ半に過ぐるものあらん。朝鮮の記録によれば、此戦役には、文録役に半島に殘留せる降倭日本兵の朝鮮にをば投降せしものを用ひたりし形迹あり。一説にそれら日本人の多數は、撫順の東方なる界藩山城に屠殺せられしともあり。詳かならず。何れにせよ、朝鮮は我日本との國際關係を利して、強隣建州の壓迫を緩うせんことを努めたり。尙吾人の附言するを得るは、徳川初期に於ける日本の對朝鮮關係は、例令中間者に誤たれしとはいへ、屈辱に屈辱を重ねたりといふの外なし。半島の君臣が、滿洲に對して日本は慶尙道の監察使をして司らしむなど、傲語せしめたる、亦た必ずしも我れに責なからずといふべからず。

第二次朝鮮役と日本

清の太宗が、朝鮮王李倭を南漢山城に包圍せし時、降服の條件として數へられし中に、日本との貿易は、之を許す、但しそが使臣をして來朝せしめよとあり。此の條文が、突如として提せられしに非るは、想像すべし。朝鮮の記録に徴するに、日本は、第一次朝鮮役天啓七年以來、凡そ二回ほど出兵を半島に通告し、以て滿洲を討たんとせり。尤も、そは、幕府の指令に出でしやを詳かにせざるが、對島は鳥銃三百柄、長劍三百柄、及び燔硝三百斤を贈り、仍ほ兵を出さんといひ、或は日本の使者が、朝鮮の爲めに恥を雪かんといへり。時に半島にては、之を敵國滿洲に洩らさんとせしが、某人の諫止するありて、その議遂に寢みにきとあり。果して、敵國に洩さるりしや否やは、寧ろ疑はるゝが、此事件は、例令公式に通告せざりしとも、大方來往の使者によりて、側聞するを得たりしならむ。太祖・太宗ともに、明國及び

蒙古との關係の良好ならざる限り、半島と難を構ふるは本來好むところに非ず、況んや我日本に於てをや。然ればこそ丁丑和約に於て、日本との交通を認めて、以て本邦人の對清感情を緩和したるなれ。此和約以來、朝鮮にては我國の使者を瀋陽奉天に導かざるを得ざる事情あれども、そは言辭を左右にして履行するあらずして、依然日本の事情のみを報告せり。所謂倭情咨文とは、之をいふ。かの對島の守臣が、島原の戦役を半島に移知せる公文の、擧げて、太宗の臣僚が審議を経たりしは、吾人の預め留意するところたるべきなり。

明人の使者長崎に來る

朝鮮半島を通じて紹介されし本邦と清廷との關係は、徒らに半島を利せしのみにして、我とは、何等直接の交渉あらず。爾來、清廷は、東征西伐、頻りに其地歩を占め、山海關に破り、北京を占め、遂に、南京なる明人の小朝廷を驅逐せるが、此時に至りて、明人のそれと、我れとは、更に新らしき關係を生したり。吾人の知るところにては、我が正保二年隆武元年十二月、明の都督崔芝と稱するものが參將林臯を長崎に致して援兵を乞ひしは、蓋し最始の事件たるべし。十二月十二日の上書は、凡そ二通なりしが、幕府は閣議の結果、遂に答ふるところあらず、使者に對しては、我國と明國と近百年の久しき往來なかりしをいひ、軍器の輸出をも併せて拒絶せり。但し一説にては、時の將軍家光は、一面に斯く來意を拒絶しつゝ、一面に出師の準備を親藩に命令せり。富田氏文書の傳ふところは、下の如し

富田氏文書

一 大明に舟上り候而より作付陣城取何時も待軍可然候。
一 永おい有間敷候。

一 先におし出す時は城ほりに付おし出可申候。

一 日本之人數は大將總大將一人次に大將十八。

一 御人數知行取十人計高百萬石。

一 被申人。

一 物知行取より一萬石に馬乗一人足輕五箇三人。

一 郷侍人つよき在所。

一 今度渡申候者被下物日本に而取切米其まゝ被下。

一 大明取候者其上御加増可被下候ことゝ相定而遣申度候。

一 大明渡候て利狀無之は乗渡候舟不殘燒すて可申候先如此存候披見候て此書付やき可申候以上

正月十二日

板倉主水祐殿

板倉周防守

此文によりて察すれば、幕府が明かに親藩たる板倉重宗に對して、既に何等かの出師命令を發し、重宗は之によりて其姪たる主水祐重矩に内意を示せしものとす。重宗は著名なる幕初の政治家にて、當時は

京都所司代の任にありたり。其正月十二日といふ日付を署しあるに察すれば、重宗は此重要なる營中の策畫に參與せんが爲めに、當時入府し居りしものと知るを得べし。かゝれば、先に林高歸國の指令書を長崎代官に下したる日と同一時なりしを知るを得んか。徳川實記には、未だ此らに關せる記事を見ざれども、徳川系譜には、此時軍糧を賜給せるよし見ゆ。かの支那に傳はれる出兵の記録も、虚構の風説にはあらざりしにや、當時の事情より考ふれば、寧ろ此般の密謀のありしを想像し得べし。

華夷變態に收むるところによれば、崔芝の幕府に提出せし文書左の如し。

前 書

大明國欽命總督水師便宜行事總兵官前軍都督府右都督臣崔芝、泣血稽顙奏、爲國仇不共天地、隣誼可聯唇齒、敬竭請討之誠、以圖恢復之舉、事竊惟東西南北、開國之界限甚明、治亂興衰、元會之循環遞變、四維盡撤、國乃滅亡、五倫未毀、運心聿興、我大明一統開基、遞傳三百餘紀、列后延祚、相承一十六君、主聖臣忠、父慈子孝、敦睦之風、久播于來亨王之國、仁讓之聲、爰止于我疆我土之封、去歲甲申、數奇陽九、逆圖披猖、天摧地缺、蠢爾韃虜、乘機恣毒、汚我陵廊、侵我境土、踐害我臣靈、天怒人怨、惡貫罪盈、今我皇上神明天縱、乘龍御極、改元隆武、應運中興、親率六師、以蕩妖孽、命芝於肅虜將軍爵下、任芝以水師先鋒都督、芝荷重寄、誓不具生、功圖弔伐、大舉不、禁呼援鄰邦、環按朝貢列辟、有心者無力、有力者無餉、有餉者無舟楫、恭惟日本大國、人皆向義、人皆有勇、人皆訓練、弓矢、人皆慣習舟楫、地鄰佛國、主識天時、我明人衆貨貿通、匪止一日、敬愛相將、不遠千里、芝葵心是抱、衰血在胸、欲盡主辱臣死之忱、難忘泣血枕戈之舉、特修奏楮、馳詣殿下、聊效七日之哭、乞借三千之師、伏祈迅鼓雄威、刻徵健部、舳舻渡江、載仁風之披拂、旌旗映日、展義氣之宣揚、一戰而復金陵、便叩半臂、再戰而復燕都、并藉全功、船械糧草、暨仰携來報德酬勳、應從厚、往從此普天血氣、共推日國斷髮補石之手、而中華君臣、永締日國山河帶礪之盟、瀝血披衷、翅望明鏡、芝不勝激切痛願之至、爲此具本、專差參將林高、齎捧謹具奏聞

自爲字一起、至齋字一止、共四百八十七字、紙全張、

右謹

奏

隆武元年十二月十二日

總督水師總兵官前軍都督右都督臣崔芝

後書

大明國欽明總督水師便宜行事總兵官前軍都督右都督臣崔芝謹奏、爲冒請堅甲、以助恢復事、芝承王命、總領水師、招討浙直、以復南北二京、現駐浙江舟山日出崇明縣金山衛、與虜相持、恨兵械乏、未奏全捷、竊慕

日本大國、威望隆赫、籠蓋諸邦、敬修奏本、請兵三千、以聯唇齒之誼、一以報君父之仇、伏仰德威、發兵相助外緣、虜之長技、以箭爲先、芝軍固乏堅甲、戰輒受傷、因思日國之甲、天下共羨、以禦弓矢、如金如石、伏懇兪允准、芝平價貿易、甲貳百領、一同大國精兵、前來戰、尙得成功、皆荷大德、統容竭誠厚報、事關激切、一併專差參將林高齋捧謹奏聞

自爲字一記、至齋字一止、共計壹百捌拾玖字、紙全張、

右謹

奏

聞

隆武元年拾貳月拾貳日

總督水師總兵官前軍都督府右都督臣崔芝

以上の二書は、長崎より急使にて、幕府に傳達せられしが、當時の長崎の奉行たりし馬場・山崎二人の内、馬場は江戸に在りしを以て、直に老中に進呈するの便を得たり、華夷變態は、又た林幸に對する指令なりとて下の如きを收めり。

杏長崎官吏一促林高一回國文

前者接得十二月二十六日來文、所稱高齋來乞援之書、及林高口調、均已入覽、因大明反亂、來請助兵及軍器之事、俱與衆閣老言之、皆謂日本與大明、有百年之久、並無往來、所以日本人不往唐山、而唐山商船、屢來日本貿易者、只是密通之事、此時林高齋到來文、非可卒然奏請出兵、當與林高說明、速使回唐。

正保三年春

唐王及び鄭芝龍援兵を請ふ

隆武二年

福州なる唐王及び鄭芝龍は、使者黃徵明を派して、援兵を請ひ來れり。書狀は、明太師平虜侯鄭芝龍の上書五通、外に正京皇帝京都御所に上つるもの二通、上將軍幕府に上つるもの二通、長崎奉行に呈するもの三通、凡べて書辭懇欵と稱せらる。此書狀は、幾分幕議を動か

せしやに思はれしが、尋て長崎の飛報に、福州陷落のことありしかば、使者を歸還せしめたり。

外番通書に曰く

守重按に、夏夷變態に云、隆武二年は正保三年に當る、其年の八月十三日、隆武帝使者黃徵明渡海、日本へ加勢を乞ふ、鄭芝龍が書數通あり、日本の正京皇帝へ二通、上將軍へ三通、長崎王へ三通、各進物あり、然るに徵明海上にて韃靼人に押へられ、來朝すること能はぬ故、小船に己れが使者を載せ、芝龍が書簡並に進物に、徵明も亦書簡を添て、長崎へ到來す、同年十月、長崎より江戸へ注進す、老中其趣を言上す、先考於御前讀進す、數日評議あり、尾張紀伊の兩大納言水戸中納言も、登城右之書簡春齋これを讀む、阿部對馬守月番たるに依りて、右の書簡ともを預り、毎日出納し毎度自ら封じて漫に他見を許さず、故に寫すこと能はず、然れども毎日評議の席に侍るゆえ、其大概の趣は、先考自筆に是を書すること如下。

正保三年丙戌十月、太師平慶侯爵鄭芝龍より、正京皇帝へ進る狀二通之内一通は、隆武帝之勅旨を書付、周の彭濮、唐の回紇、事をひき、勁兵を借んと求候趣也、さきには兵五千といへども、其分にては敵にかちかたきほとに、猶も多かり度との旨也、勅書並に禮物をさしく、隆武二年八月十三日、年號の間に太師平慶の印あり、大花真金緞子二十端、大紋金入雙面色大緞子二十端、色ど大花二綵緞子二十端、タヒイ大紅花京綾六十端、リンズ大島素入絲二十端、シユス雪白花京綾六十端、リンズ鳥花天鵝絨二十端、ピロウド雪白花絲綢四十端、白サヤ

一同人より西京皇帝への副狀に、皇帝新製勅書、命に兵部侍郎黃徵明齎捧以云云、隆武二年捌月拾參日、是にも平慶の印あり。
一同人より上將軍へ狀三通の内に、二通は借兵の事、専ら書して使者舟過風波、事を載せたり、一通には芝龍が妻子の事を書て、日本より小女十人、奴隸十人求申候、又小子の事を母思て唐國へ呼度と也、又顔大娘と云者も芝龍が知たる者也、呼度との由也、芝龍が子大明へ來て、はや十六年になり、婦を娶りて孫をうむ、唐王懇切にして駙馬の禮に准す、忠孝伯に封せられて、十餘萬人を率ゆ、母以子貴、故に母も夫人に封せらる云云、末に名なし姓名具正幅と云ふ、年號も月日もなし、三通共に同儀狀あり、目錄若干援兵の爲の禮物が、又儀狀あり、目錄若干、妻子の爲の禮物が、上包に侍生鄭芝龍頓首拜とあり。
一同人の移文に、欽明福建留守大將軍便宜行事太師鄭爲其事云云、借兵を乞ふことを書候、
一同人より長崎王へ越候狀三通の二通は、借兵の事、一通は彼等妻子の事、右三通共上將軍への書も、文言少も不替老鷹をも老臺をも同様にほめたり、上將軍へは恭惟老鷹臺、長崎王へは恭惟、台臺と書かへたる計なり、是にも年號月日不書候儀狀一通きり、目錄若干、上將軍への禮物多し、其次は正京皇帝、其次は長崎王との狀にあり、皇帝への書には、借兵のことはかりにて妻子の事なし。
一唐王使者黃徵明より、正京皇帝へ進候書中には専ら借兵の事を書候、日本大明より相通する事共引候、太伯仲雍の事、併に秦の時の人來候事、又大元より世を取りて、日本を四五度せめたる事あれば、韃靼は日本の仇なりなんと色々の由緒書を載たり、去れども畢竟日本大明は友邦なれば大明に可從事なり、今援兵がされよとの旨趣なり。

欽命居守福建總督留後一切軍國事務兼總中軍等五軍都督府印務東南直省糧餉軍務賜坐蟒尙方劍掛平慶大將軍印招討西北直省安順勳逆便宜行事專理巡務帶管守事保羅奉駕太師平慶侯爵鄭芝龍、隆武貳年捌月拾參日、太師慶侯鄭芝龍、定慶侯鄭鴻逵、芝龍弟也、芝龍與鴻逵同立高祖九世孫唐王正位閩中、年號隆武、大明欽命出師徵兵恢復正使大僕寺少卿加福京一本福建兵部試右侍郎賜一品服職黃徵明、副使錦衣都督唐永寧與正使黃徵明、同以六月廿日出福州、逢風而歸、陳元京曾少吾徵明福州出船の時、兩人に進物持せ先出船す、皆風に遇て漂散す少吾が船は浙江に吹付けられて、韃靼人に生捕られ、進物も奪ひとらる、此度進物をとへて、芝龍が使者、陳必勝徵明兩人、小船に乗て長崎に着岸す、其時江戸より御下知如左

當月八日之書帖到來、從大明之使者黃徵明、さけ候書簡二通併其方へ越候書簡一通とも、やはらげ相添被差越候、其方黃方謹口上、別紙之覺書も令披見候、然者黃徵明下として、上をはからひ、かるく敷書簡をさしげ、加勢の儀申越候、如此卒爾成儀、江戸之言上罷成事に而は無之由具に申聞せ、早々歸帆可被申付候、恐々謹言

阿 對馬守重次判
阿 豐後守忠秋判
松 伊豆守信綱判

馬場三郎左衛門殿 山崎權八郎殿

變態に又云、此度加勢可被遣かと、毎日御評議之上にて被遣間敷と大方究る、但し豊後府内城主日根織部正に、内藤庄兵衛被差添爲上使、長崎へ被遣黃徵明が使者に對面し、上意の旨を申渡し、使者を可令歸國、但し猶も使者申旨有之者、能承り届歸府可言上と被仰出

同月十七日、長崎ヨリ十月四日の書狀到來、其趣は、八月下旬、韃靼人閩中へ改めかけ、山賀關を攻破る、大明人不及戰而迎降、韃靼人延平へ攻入る、唐王出奔江西之甘中、其後は自殺す、或云、爲韃靼捕、八月二十八日、鄭芝龍福州を避けて、舟に乗て福

州より三里さかり海上にあり、王孫文武官、併芝龍が妻子乘舟奔泉州、陸地には二揆起て濫妨する故、福州の落人皆舟に乗て逃去、官人は不及申、富民までも皆福州を逃出つ、貧民ばかり福州に残り留る、隗人未入福州、而延平より九月二日、三使を以て、芝龍方へ遣し髪をそり降参せば、福建、廣東、江西三省を芝龍にあたへ王とすべし云々、芝龍返事、降人となりて納貢すべしと云々、三使其通を難會へ告ぐへしとて、延平へ歸ると云々、

右狀到來に依て、織部正庄兵衛長崎へ被遣に不及也、長崎權八郎返事を以て福州既に破れたる上は加勢の沙汰に不及と徵明が使者に申渡し進物共受納に不及可令歸國と被仰出、

鄭芝龍乞師の始末は、以上にて盡されたるが、本文に、黃徵明等を歸國せしめ「但し猶も使者申旨有之者、能承り届歸府可三言上」と被仰出こと見えあれば、幕中の密謀は、全く芝龍の請兵を謝絶したるにあらざりしと思はる。變態に云、福州既に破れたる上は、加勢の沙汰に不及と、徵明が使者に申し渡し、進物共受納に不及、可令歸國と被仰出こと、かゝれば、幕府は、この情報を手にするまでは、大陸出師の考慮を放棄せざりしこと察すべし。

鄭成功及び朱舜水の請援 正保三年、周崔芝が請兵に際して、幕府は殆んど出師の内命を親藩の間に預かちたること前述の如し。然るに、其後約そ十有二年にして、國姓爺の稱を負へる鄭成功は、さらに請援の情を幕府に致したり。之を萬治元年七月となす。鄭成功が上書は、下の如し。

欽命總督南北直省水陸軍兼理糧餉節制勳鎮賜蟒玉尙方劍便宜行事掛招討大將軍印總統使成功頓首拜

啓上

日國上將軍麾下

伏以

州同瞻部就一水以判東西、境接蓬萊、連三島而震天地、域占爲雷之位、光拂若木之華、百篇古文、蚤得羸秦之德、使歷代列史、並分上國之車書、道不拾遺、風欲追手三代、人重然諾、俗尤敦於四維、恭維

上將軍麾下

才擅擎天

勳高浴日、鑄六十五州之刀劍、雌雄爲精、服五百一郡之版圖、礫沙皆寶、文諧丹府、屢有表使至金臺、釋輔儒宋、再見元公參黃蘗、雖共臨覆載、獨奠其山河、成功 生於日出、長而雲從、一身繫天下安危、百戰占師中貞吉、叩世勅之賜、李愬重分、第効文忠之祚、

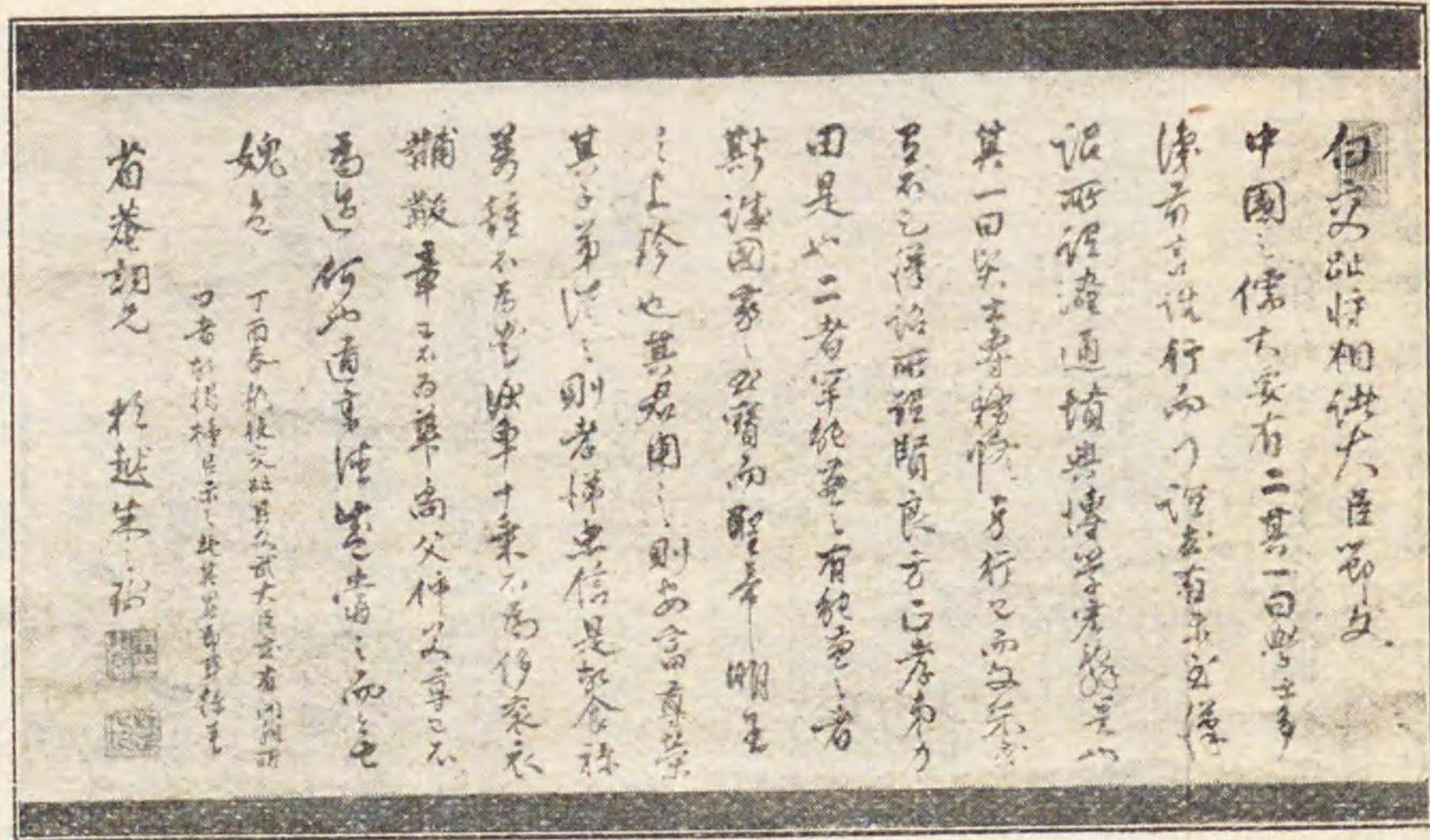
明情深復、且馬嘶塞外、肅慎不數餘、凶虜在目中、女真幾無剩孽、緣征伐未息、致玉帛久疎、仰止高山、宛壽安之在望、溯洄秋水、悵滄海之太長、敬勒尺函、稍申丹悃、爰資弊篋、用締縞交、舊好可敦、曾無越居任、於今復住、明興伊邇、敢望、僧桂梧如昔重來、文難悉情、言不盡意、伏祈鑒照。無任翹瞻。

成功再拜

愼餘

此文によれば、成功は啻に舊交を締せしに止まりたる如くなれども、徳川實記、其他の諸書に散見するところにては、明かに乞師の意を使臣に托せしものなりとす。その日出に生れたるを説き、上將軍の武威を云々するは、成功の個人より推して固より至當なれども、亦明かに明末諸臣の對日本政策を表白せるものとす。周崔芝に對する幕中の態度は、前記の如くなりしが、成功乞援の日には、果して如何の籌略にいでしか、これまた吾人の知らんとする所たらん。近藤正齋は此書萬治元年七月十七日、長崎より到來御返書に及ばすとせり。然るに、寛永小説といふ一書は、此間の消息を傳へて曰く

國姓爺と申候は、平戸に罷越候町人の子にて御座候、平戸一官と申候、一官歸朝の節、日本にて生候國姓爺を召連歸朝仕候、鄭成功と號す、中國亂世故、日本の威を借り、國姓爺人數を集め、たかさこ郡と申所へ居城仕候、其砌日本へ加勢を請候て、様々の珍物共献上仕候長崎奉行より其段申候故、加勢不被遣候は、評判も可有之候哉と御思案の上に御三家掃部頭杯御前へに召出、御相談有之候、尾張殿御申候は三人之内年長候間、私を總大將に被成被遣可被下よしに候、紀伊殿被申候、船路運行勝手能候間、私を被遣可被下由申候、水戸殿被申候は私義は、尾張殿紀伊殿とは相違、合對にても御馬先にて討死と嘗て心得罷在候、此節の儀に候間私を御遣相應と奉存由に候、掃部頭進出御三人の被仰上候様何義一理有之御尤に奉存候御頼母敷儀と奉存候然るに御加勢被遣候儀何の御手柄にも無之御無用の至と奉存候由申上候、其以後種々御思案被遊、掃部頭申分尤と相極り御加勢の沙汰無之進物も長崎より被差返候。と、これにて明白なり。予は寛永小説に信を措くものなるが、幕府は、崔芝乞師の日に於て、既に出兵せんとまで議をすゝめたり。然るに其に後至り、明軍の形勢日に否なるを偵知して、姑らく兩軍の形勢を傍觀せり。崔芝が來りし日は、清の順治二年、明の唐王の隆武元年にて、江南の草木、尙ほ回復の望を繋ぎしが、これより十年の後にいたりては、形勢や全く否、退守を旨とせる幕府は、最初よりして明軍に加擔し、朱氏の宗廟を回復し、吳れんなどの義兵は夢むるところにあらざりき。井伊掃部頭が「さる無用の加勢」といひ、家光が「種々御思案被遊」とあること、最も味ふべきことならずや。吾人は、以上數回の乞師



朱舜水與安東守約書

をなしたる外に、尙ほ諸種の救援の計畫を試めるありしをいはずるべからず。そは、舟山に據りし魯王の朝廷が、前に碩儒黃宗羲を我れに派したること、及び朱舜水一派の志士が、王翊とともに機密を通じ、以て援兵を請はんと欲せしこと是れなり、されど、これ又共に果すを得ざりき。舜水名は之瑜、浙江餘姚の人、後、留りて返へらず、我が柳川の儒安東守約就いて學び、後、徳川光圀延いて師となせり。貞享中、江戸の駒籠邸(今第一高等學校構内)に歿す。
朝鮮王孝宗清を討たんとす 以上、明人の回復を企てし外、吾人は、朝鮮王孝宗が清國を討たんとせし隱謀の事實なりしをいはざるべからず。孝宗は、仁祖の子鳳林大君に封せらる。丁卯虜亂第一次には、齡僅かに九歳に過ぎざりしが、慧敏なる彼れは、當時の朝鮮役第二次には、齷齪に九歳に過ぎざりしが、慧敏なる彼れは、當時の慘狀を深くも腦底に印せりといへり。丙子虜亂第二次の際には

彼れ實に十八歳の青年たりしが、三田渡に於る會盟の後、兄世子とともに、藩館本に質子たらざるを得ざりき。彼の異域に幽囚の生活を送りしは、通計七年有半の久しきに互りしと聞えたるが、多くの屈辱と輕侮とに心を傷めたる彼は、徐ろに敵狀を偵探せり。順治二年、兄世子は、歸國を許され、尋で、彼鳳林大君

も歸るを聽され、此年春世子暴かに卒去せしかば、彼は兄の後を承けて大統を繼ぐに至れり。國論の傾向の依然改まらざりしは、やがて孝宗の決心を強めたるなからず。半島と清との關係は、仁祖の表文に

絶域他郷伏承

下書曰審通來

體中神相福萬伏自瞻慰而已誤罪

逆深重天不助順前頭再

期之日不待出往行事因極奈何只自

痛哭而已臨楮嗚咽萬、不宣伏惟

下鑒謹再拜謝 狀上

丁丑至月十二日

服人淚

簡書の宗孝しれらめ認てに館瀋

比して過重なりしを想像せざるべからず、ともあれ、彼等孝宗の左右は、朱子の通鑑綱目を題目として、必ず夷狄の攘伐せざるべからざるをいひ、そが正朔の如き、敢て清朝に従ふを潔とせず。明朝の最後の年

ありし如く、崇徳二年「正月三十日以前は、明朝の臣子たり、正月三十日以後は、大清の臣子たり、夫れ既に委實して臣となれば固より當さに事ふる所に専心」なるべきに、實際は、然らずして、明朝との交通は、依然として行はれ、北京の朝廷亡ぶるに至るも、愉るところにあらざりき。朝鮮人は、それが理由をば我豊太閤の征韓後に於ける明國應援の報恩なりといへど、實は、然りし以外、清國の要求の従前には、

號たる崇禎は、彼國の覆滅以後と雖も、尙襲用され、「崇禎紀元後第何年」なる紀年の方法を擇ぶに至りしは、注意せざるべからず。孝宗の報復に加はりし名臣には、半島一代の巨匠宋時烈あり、もとより密謀のことなれば、如何の程度まで進みつゝありしやを確認するを得ざれども、順治七年永曆四年三月清使の王廷に致し、勅書に徴すれば、半島の君臣は、日本の防備の爲めに城寨に修理を加へんことを要請せるものごとし。清廷は、之を以て、徒らに倭乃ち日本の勢力を挾みて、我を恐喝するに外ならざるものと解釋し、且つ近時王國の舉動の順良ならざる諸點を指摘しぬ。もとより、此事件の裏面には、半島の内通者ありしことゝて、事體は一時穩かならざりしが、宰臣李景奭及び大提學趙綱を義州なる白馬山城に幽囚するに至りて結末を得たり。彼れの在位は十年に充たざりしが、死に至る迄、其素願を易へざりしものゝ如し。睿親王我が漂流人を解送す 朝鮮及び日本が、明人の避難所たりし形は、遂に免れざりし。然れば我國の見聞するところも、清廷を否難するの多くして、一般には、明人の夷狄に對すると同様の感想を抱きしかば、我は初めより賤しみて、國交を開始せず。朝鮮が事大の禮を以て、清廷に對してそが正朔を奉せしと知るや、我は侮蔑の言を、彼等が頭上に加へたりし。順治二年の冬、攝政王は、我が越前國三國浦新保村の漂流人竹内藤右衛門等十五名を、日本に送還せんとて朝鮮王に下の如き論文あり曰く、中外一統、四海一家、各國の人民は皆な朕が赤子なり、前に日本國人十三名あり、也春豆滿江下流の地に飄着す、仍りて所司に勅して、それに衣食を周求せり。但だ其父母妻子の遠隔なるを念ひ、深かく用ひて憫惻す。

茲に命じて使臣に隨ひ、前去せしむ、至るの日、船を備ひて郷に還らしめ、仍ほ移文して、其の君民に朕が意を知らしめよと、彼れ等一行は、對馬より我に送致せられ、我れ又た報謝するところありたり。されど、朝鮮の記録によれば我國の文書には、清廷を指して韃靼國なる三字ありしといひ、朝鮮は之を北京に轉報するに躊躇せざるものゝ如し。尙、吾人の附言するを得るは、我漂流の一行は、五十餘名なりしを、或は病死し或は殺害され、殘餘の人々のみ、先づ奉天に送致せられしに、時恰も北京遷都の日に際せしかば、再び北京に向ひて送致せられたり。彼等歸朝後に語るところによれば、「キウワンス」九王子即ち攝政王なりは、王の伯父にて御座候、年卅五六と見え申候、少々ほそく瘦せたる人にて御座候、歴々衆も、直々物申事成兼、頭を地に付罷在候、日本の者共を不便に思召候由にて御前へ度々被召寄、御懇に被仰付候とあるに察し、此の論文の睿親王が考慮に出でしを確知すべし。彼等漂流者によれば、奉行衆、日本人に被仰候は、日本は義堅く、武も強く、慈悲も有之由御聞傳候、就夫御馳走被申候といひ、大明の北京清國占領後の北京にて奉行所へ被召寄、夫にて家を御渡し、作事は、我等共望次第に仕候得と被仰付、人足三人御渡し被成候て、日本人一人前に一日白米一升宛豚子一人前、秤目一斤、麥粉蕎粉茶酒白き大き成鳥二つ、此鳥日本にて鵝と申す鳥にて御座候、薪燒次第肴油菜味噌鹽一日づゝに、着類は、絹布夜着蒲團木綿純子肌袴之裝束までも被下候、少々氣分惡敷候得ば、醫師を御掛け、日本人は奇麗好きなる由にて切々行水仕候、毎度奉行方へ御呼候て日本のうたひ、小歌を御聞其上にて御馳走被成候とあり。順治八年といへば清の國家は、僅かに北京を取り

しに過ぎざりしに用意のかゝる邊に及びしこと、寧ろ味ふべきことならずや。ともあれ、我が東大陸に對する外交は、此時代よりして長へに屏鎖され、我は幾と孤立に陥れり。然り孤立に陥りしだけ、道德上の著しき變遷をも感受せざりしが、大陸的知識の漸く缺乏を告げたりしこそ遺憾なれ。かの新井白石の零細なる觀察、荻生徂徠の清祖に關する史論及び國語の研究等は、寧ろ此時期に於ける大なる努力と稱すべきなり。

永明王太后使者を羅馬法王に送くる 吾人は、明末の義士が、我國に請援せるを略述せる序を以て、肇慶に在りし永明王廷が、使者を羅馬に致せしを語らざるべからず、これより前キポーランド人ミカエル・ポイム(漢名)ト彌格 Michael Boyin なるもの、順治八年(西紀一六四三)以來、羅馬教王の命を奉じて極東の布教に従事せり。基督教は萬曆の頃より漸く行はれ、永明王廷臣にても瞿式耜(聖名 Thomas) 丁魁楚(聖名 Lukas) の如き、龐天壽の如き、皆な基督教信者にして、王太后、馬太后、王皇后、太子慈烜等も龐天壽の勧めに依て洗禮を受くるに至れり。されば、ポイムは、既に己よりさきに支那に渡りて布教に従事したるアンドレ・ザビエル・コフレル Andre Xavier Koffler と頗る永明王の信任を得、コフレル等も密に永明王を以て支那のコンスタンチヌス帝に擬したりき。清軍の庚嶺に支へられて廣東に入ること能はざりし順治六年の末、王はポイムに王太后の論文及び龐天壽の信書を授けて羅馬に遣はし、羅馬教皇インノケント Innocenzo に奉呈せしめ、又序を以てベネチア共和政府及び他の基督教諸國にも懇勸を通

せしめたり、論文左のごとし。

大明寧聖慈肅皇太后烈納致論於因諾會爵

女子、忝處皇宮、惟知閨中之禮、未諳域外之教、賴有

耶蘇會士瞿紗微、在我皇朝、敷揚

聖教、傳聞自外、予始知之、遂再信心、敬領聖洗、使

皇太后瑪利亞

中宮后亞納及

皇太子當定并請入教、領聖洗、參年於茲矣、雖知瀝血披誠

未獲涓埃答報、每思恭詣

聖父座前、親領聖誨、茲遠國難臻、仰風徒切、伏乞

聖父何

天主前、憐我等罪人、去世時、特賜罪罰全赦、更望

聖父、與聖而公一教之會、代求

天主保祐我國中、與太平俾我

大明第拾捌代帝

太祖第拾貳世孫

主臣等悉知敬

真主耶蘇更冀

聖父多逆

耶蘇會士來廣傳

聖教、如斯諸事、俱惟憐念、種種眷慕、非口取宜今有

耶蘇會士卜彌格、知我中國事情、即今回國致言我之差

聖父前、彼能詳述鄙意也、俟太平之時、即遣使官來到

聖伯多祿・聖保祿臺前、致儀行禮、伏望

聖慈鑒茲愚悃、特諭

永曆四年十一月十一日

朱印にて寧聖慈
肅皇后實とあり

此書は、教皇の威徳を天涯の表に仰慕し、基督教の功徳に依頼して安心の地を希求し、又基督教諸國の同情を得て精銳なる武器の援助により、間接に明室を再造せんことを企圖したるものなり。永曆四年十月即西曆千六百五十一年一月、卜彌格は、王太后及龐天壽の信書を齎らして、廣東より萬里の行程に就けり。彼は、今や眇たる一耶蘇會士といふよりも、寧ろ堂々たる大國の行人として、明廷の朝服を著し、支那

人殊に龐天壽の家人の一行を隨行せり。彼等の一行は、印度の臥亞ゴアに航し、臥亞より、陸路を取り、印度の莫臥兒帝國モガール、波斯のソフイ王國を經由して、千六百五十二年九月、小亞細亞のスムルナに入り、同月二十九日ト彌格ボイムケルは、其地の耶蘇教士を會して、極東に於ける聖教流通の狀況を講演せり。かくて、其翌月、月初ヅエニスに入り、同月十六日ヅエニス共和政府の統領(Doge)に面謁して、龐天壽の信書を呈し、ヅエニス政府の欸待によりて、市内を觀光し、翌千六百五十三年一月、初めて羅馬に入り、王太后の論文と、龐天壽の信書とを法皇の座前に奉呈しぬ。然れども、當時法王インノセンツォ十世の宮廷は、内擾少なからざりしと、殊に法皇は在極東の耶蘇教士の報導に据りて、支那の情況を稔知し、到底恢復の期望絶へたる明帝に厚くするは、徒に新勝の清朝の媚嫉を買ふのみにて、爾後の布教に影響する所尠少なからざるを觀破せしが故に、荏苒答書を出さず。千六百五十五年一月インノセンツォ登遐し、四月新法皇アレキサンデル七世擇ばれて寶位に即くに及んで、其年十二月漸く王太后及龐天壽に送呈すべき返翰を得、翌年千六百五十五年早春歸途に就き、千六百五十八年支那に到着せしも、是時兩廣の地は、殆んど全く、清軍の主權に歸し永明王(永曆帝)は遠く雲南の徼外に播遷し、殊に王太后は夙に殞落し、龐天壽も亦没し、彼が萬里の波濤を凌ぎて將來せる返翰、將た誰にか奉呈せん。況や疇昔簪纓の地、今や唯落暉を剩して、長途の涙を催さしめ、殿閣の跡、僅に餘燼を留めて遠客の魂を鎖せしむるに於てや。彼が落膽傷心、察するに餘りあり。加之、清軍の嫌忌、漸く深くして、風聲鶴唳、到る處に驚叫しければ、遂に安南の境に間關流離し、中途大疾を獲て斃死せり。時に西曆千五百五十九年(永曆十三年)八月二十一日なり。法王アレキサンデル七世より將來せし返翰の大意は左のごとし

我愛子なる支那皇帝の内官兼水陸軍務統監龐西基樓に(與ふ)

法皇アレキサンデル七世

我愛子よ、予は斯に予の返翰と共に、在世の代天主者として、汝に福祉を與ふ。汝の信書に接して、予の歡喜實に涯なし。東西を問はず、南北を別たず(天下到る處)天主は必ず其大慈悲を吾人に垂れさせ給ふ。此大慈悲の天主は、曾て聖水の洗禮によりて、宮廷を統御する内官(司禮大監)たる汝が身を清淨にさせ給ひしが(汝の罪業を洗滌し給ひしが)今又我耶蘇の聖教が排斥輕侮せらるゝが如き此世界此邦國のことを憂慮措かざる我愛子なる汝を呼びて天國に於ける常樂を授けさせ給ふ。汝は此大善行に就きて、予は實に滿腔の歡喜を禁ずる能はず。汝に於ても此聖教を説きて、吾人に、當行の軌範を示させ給ひし我が天主耶蘇のことを考慮せば、汝は(今後)當に如何なる行爲をなすべきかを、容易に自覺するなるべし。刻苦罪勉して、汝が汝の大帝國に於て方に着手せし大事業(聖教を傳通せんとする大事業)を遂げ以て汝の大名譽を揚ぐるに力むべし。信仰は山をも動かすべし。愛情は決して浮雲の如く消散して跡なきものにあらず。必ず善く萬物を覆載し又萬事を左右すべし。此の信仰と愛情にあらば、爾く世界の大部を占むる大帝國と雖も(廣大支那帝國の如きも)何にかあらん。予は

今親しく斯に双手を以て汝を抱持す。吾人の間に横はれる大海も、將た又何如なる困難も、如何なる危険も、汝及び汝の國民に對する熱情を冷却し能はざるべし。予は尙斯に滿腔の誠心を以て、汝の爲めに汝が希願するところの福祉を附與す。

千六百五十五年即法皇即位の初年十二月十八日、法皇の寶印を捺し、聖伯多祿の座前に於て、羅馬より發送す。

朱舜水筆語斷片

朱舜水と省庵との筆語の斷片に、日本兵、大明に至る、自然に全勝、所謂義兵なり、今日、百姓を倒懸に解く。兵志に曰く兵、義なるは王とあり、望風歸附、言を待たず、賢契を以て之を料るに、貴國兵を發するを得べきや否や、貴國この意ありや否や云々とあり、知るべし、舜水は、借兵の爲に再四來りしことを。

第二九節 睿親王の死

—(死 の 王 親 睿)—

睿親王暴に死す 順治七年十二月、攝政睿親王多爾袞邊外の喀喇城に死す。年三十有九、是月追尊して義皇帝といひ、廟を成宗と號せり。これより先き、王は鄭親王濟爾哈朗とも、攝政として幼帝世祖を輔佐しけるが、進關以來、大小の政務は、獨り王の掌握に歸せり。順治元年、王を封じて皇叔父攝政王といひ、儀禮凡へて父王に擬す。二年、禮部の議によるに、凡そ文移には叔父王といひ、常稱には、父王といふ、元旦及び佳節に、滿漢文武の諸臣にして皇上に朝し畢れば、即ち皇叔父王に朝すとありしが、五年には、公私ともに、皇父攝政王と稱するに至りたり。王の太祖が寵兒たりしは、吾人の嘗て言ひ及べるありしが、太宗の死後の彼は、唯一の指導者たりしとも、彼の材略によらざれば、太祖太宗二代に於ける開創の効果を一旦に收むる能はざりしを疑ふ能はず。順治帝が追尊の皇帝に比せしは、固よりそのところたらむ。然るに、此封號は翌歲二月に至り、王は、生前に不軌を謀れることありしとの理由の下に、一切を撤去し、王の黨與と指目されしは、擧げて黜けられたり。之を順治八年の政變となす。

攝政王追討の理由 追討の理由は、下の如し、曰く太宗の崩御の時、諸王貝勒大臣等は、誓ひて皇上を扶立し、決して攝政王を立つるの議なかりき。惟た彼の弟豫郡王は、唆調勸進せり。當時、皇上は、尙ほ幼冲なりしかば、彼と鄭親王とを推せしに、彼、後獨り威權を専らにし、鄭親王をして朝政に預からしめず、

遂に親弟なる豫王をして輔政王とし、背誓肆行、自ら皇父攝政王といひ、皇上を扶立するの功を己れの功となし、併せて太宗素日恩養の力を己の功とせり。その他儀仗府第の僭越はいふを須るす、内帑を糜費し織造を擅用し、及び旗丁を横領せり。又た彼は親しく皇宮院内に至り、太宗の位は、原來奪立に係れりとなし、肅王を逼死しては妃を納れ、理に悖りて生母を大廟に入れたりと、世祖は、その奏を可としたるが、此言議の主として鄭親王より出でたるは、注意を値す。彼は太祖の弟舒爾哈齊スルハチの第二子にして、始めより睿親王と合はず。吾人は追討の理由として指摘されし多くの、唯だ睿王が専横なりしといふを咎むるの外、何等有力なる根據なきをいはざるべからず。睿王や、材略雄絶にして、遠く彼等の倫に非りしは、いふを須るざるが、進關より引き續いて、南京を降すの前後に當りて、徒らに合議政體の能く効果を奏すべからざるは、明けし。唯だ、彼等が睿王の死を待ちて、纔かに此不平を發せるに徴し、王の在時の威力の如何なりしかを想像し得む。尙ほ吾人は、追討の理由の一として、睿王が太宗の位の、奪位に係るをいへりとのことは、多般の攻究を試みざるべからず。奪立とは、蓋し太祖の位は、己れの繼ぐべかりしを、太宗傍より出て、之を奪ひ取りしといふに外ならざるが、此意味は朝鮮に傳存せる太祖の遺言なりといふに符す。睿王が自己の生母を太廟に入れしは、更らに此想像を強むるものたらすんばあらず。生母とは、太祖の妃納喇氏ナラをいひ、太宗等が迫りて殉死を據くせし寵妃なり。王が、順治帝の父王と稱へられしについては、徒らに尊稱に止まらずして皇太后が王に降嫁せしに因ると傳ふるなきに非ず、然れども、

その證とするところ、當時南人の説に出でたれば、傳聞の誤りなきを保し難し。

順治帝親政

睿親王死後の北京廷は、いふまでもなく鄭親王一派に占有せられしが、其施政の大政に至りて、別に改むるところあらざりき。帝は、此歳より親政すといひ、又た輔政を置かざりしかど、齡十三歳に過ぎざりし君主が、果して軍國の機務を攬るを得たりしやは、記述する限りにあらずして、彼の范文程、寧完我の如き、洪承疇、馮詮、金之俊の如き、魏裔介、魏象樞の如き、能く内外に相應して、四方を削平せり。世祖を賛するもの、言によれば、睿親王の施設は、倉卒に係りて、明代の弊政未だ盡く釐正せられず。世祖親政の後、任法嚴肅、凡そ大臣の専横なる、陳名夏、譚泰、陳之遴、劉正宗の輩の如き、立るに典刑を正さざるなし、故に人々畏懼を知り、夙弊盡く革り、以て一代雍熙の治を成せりとあれど、こは疑はし。明代に顯著なる宦官の政弊は、世祖之を十三衙門の名の下に存置して、何等變更すところあらず、帝の遺詔に、その弊は、往時に踰へたりとあり。ともあれ、世祖六歳にして即位、十三にして親政、二十四にして殂落せしことなれば、聰慧なる彼は、遂に十分の技倆を伸ふる能はざりし。世祖死して、第三子玄暉即位す、時に齡僅に八歳、康熙帝(聖祖)即ち是なり。

第三十節 三藩の平定

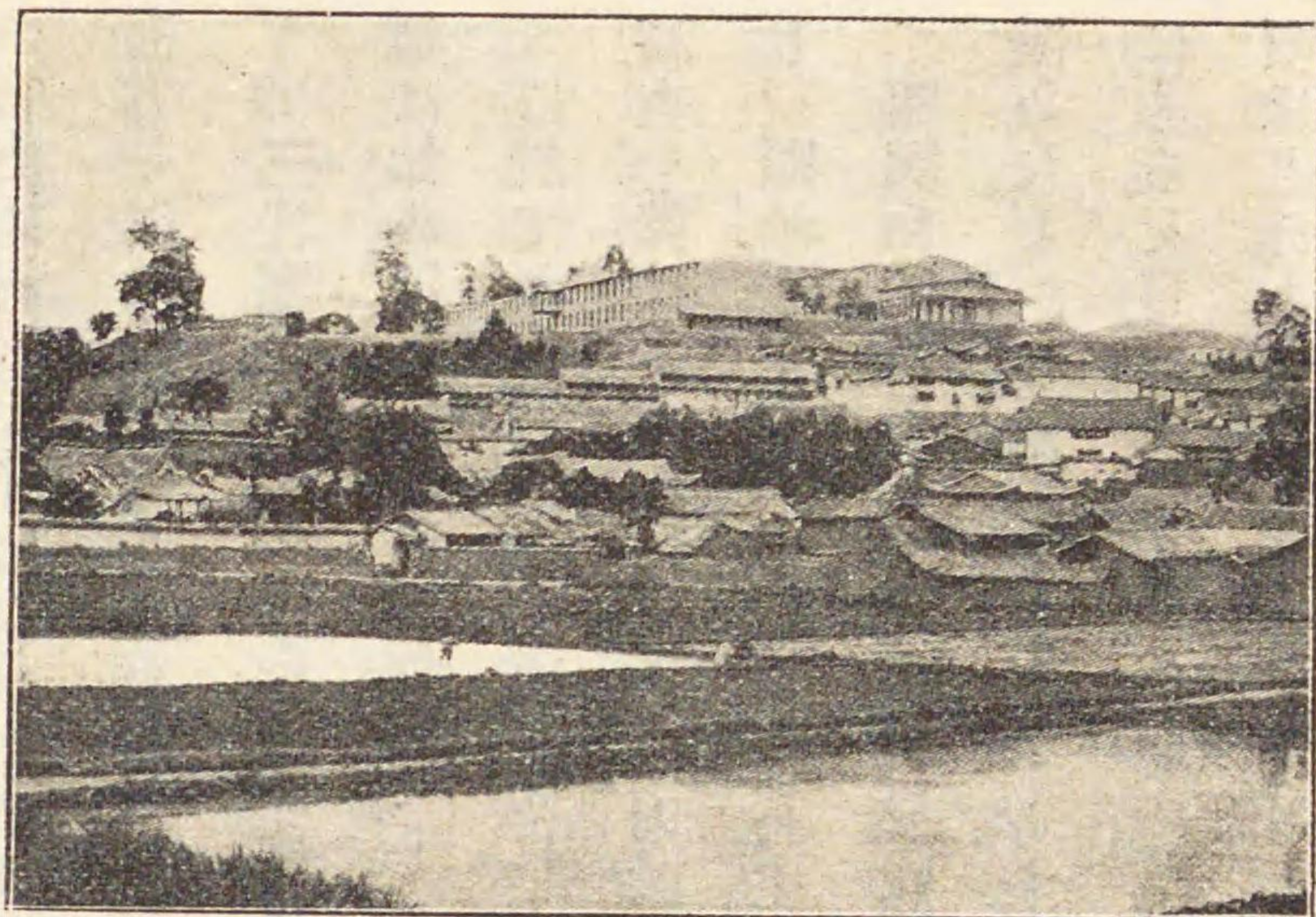
後三藩と軍費

清初に於て戰役の最大なるをいへば、前後三藩を數ふべし。前三藩とは、明の福王唐王及び桂王^{永明}をいひ、後三藩とは、平西王吳三桂、平南王尙之信及び靖南王耿精忠をいふ。之より先き、清廷の北京に都を遷せる、東南支那の大分部は、未だ版圖に入らず、清廷は、仍りて大學士洪承疇に命じ五省を經略せしめ、定南王孔有德には廣西を、尙可喜耿仲明には廣東を、吳三桂には、四川と雲南とを狗へしめたり。彼等は皆明の舊臣にて、所部の綠旗兵を領し、尙ほ適宜に兵を徵し、以て滿洲八旗兵力の不足を補充しぬ。南方略ぼ定まれるに及び、洪承疇は、宗室郡王等と八旗を率ゐて北京に歸還せるが、其時孔有德は、已に桂林に諡死して後裔なし。故に吳三桂を雲南に、尙可喜を廣東に、耿仲明の子繼茂を福建に、何れも王たらしめ、繼茂卒して子の精忠襲封せり。耿尙二藩の所屬は、各十五佐領、綠旗兵各六七千、丁口各二萬といひ、三桂の藩は、所屬五十三佐領、綠旗兵一萬二千、丁口數萬、之を三藩并建の始めとす。三藩の中にて、功最も高く兵最も強きは吳藩を推さざるを得ず、彼は、流賊を破りたるが上に、陝西、四川、雲南の三省をも定め、永明王を緬甸に取り、又た水西土司を平げしかば、四方の精兵猛士、多くは來りて彼れが部下に投歸せり。彼は、人口五丁毎に一甲兵を出せしめ、二百甲に一佐領を設けて、五十佐領を積めりといへば、頸兵の常備せる、大約十萬を下らざりしならん。彼の初めて雲南に入りしや、勿論軍國の事と

—(上 卷 第三十節)—

て、北京廷は、雲南貴州の督撫をして、假りに彼の節制を受けしめしが、用人に關して、吏兵の二部は、中央より掣肘するを得ず、用財に關して、戶部は、之を計査若しくは遲滯することを得ず、彼の除授するところの官吏は、西選と呼ばれ、無數の西選は、四方に布置せられき。順治十七年の部議なりといふを見るに、雲南省一歳の俸餉は、九百萬兩を越ゆれば、召還せる滿洲兵を除くの外、尙ほ綠營の幾分を減せんとすとあり。三桂應せず。以上の外福建、廣東二藩の軍費あれば、一歳の費、優に二千萬兩を越えたるべし。北京廷は、始め近省に命じて補充せしめしが、後には、一切之を江南一帶の地方に課說せり。三桂の態度は、こゝに於てか恣然たり。若し苟にも支出の滞るれば、三藩相連りて入告し、既に餘裕を生せりとて、敢て稽査を請はず、史家が天下の財賦半ば三藩に耗せりといへるは、吾人必ずしも其誣言ならざるを信すべし。順治十年、太宗の女、和碩公主^{ホシヨ}をして、三桂の子應熊に下嫁せしめ、康熙帝即位の歲、三桂の爵を晉めて開國和碩親王となす、蓋特異の榮典なり。六年に及び、彼始めて、目疾ありとて總管を辭し、除吏の權を罷めたるが、兵餉の要求、改まらず。彼は、北京廷が、雲貴二省に於ける彼の根據地の上に一指の染むべきに非るを自信せしかば、侈麗の生活は、今や何等憚るところあらず。彼地には、明の故臣沐英の莊園七百頃ほどありしをば、擧げて藩莊となし、永明王が故宮なる五華山をば、己が藩府に充てり。彼は、又使者を西藏なる達賴喇嘛^{ダライラマ}に送り、茶馬互市を邊地に設けしを以て、彼地及び蒙古の馬の、雲南に入るもの歲に數を知らず、關稅の徵收、土司への課賦、何れも府庫を充實せざるは無し。彼は、能く財を散して士に結び

—(三 藩 の 平 定)—



(府南雲)城山華五

は、北京廷の内容の發展せるにつれ、弊害の生じ、も少なからざるが、その結果は、滿洲の勳威併びに旗兵をして不快の感を抱かしめ、何等か施政の上に變革を與へざるべからざるを要求するに至らしめたり。

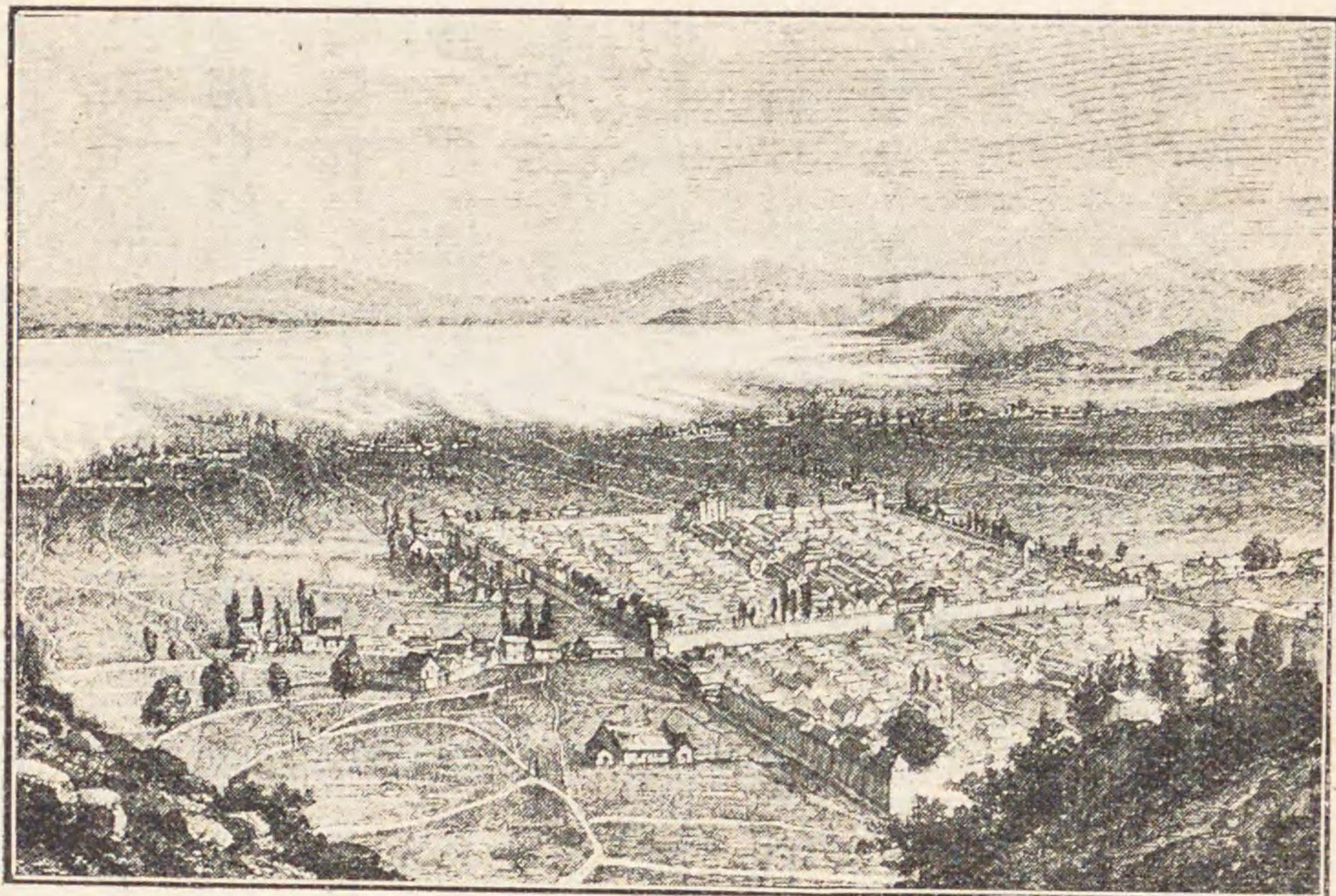
撤藩の論文下る 康熙朝の初年よりして、北京廷の態度の、著しく變遷せるは、疑はれず。これより前、攝政睿親王の死に伴ひ、宗室間には、一種の政變ありしかど、そは人物の易置に止まり、王の施爲せし大體の政策は、革まらず。勿論、王は、南京占領後、強壓を以て漢人に臨みしが、諸般の内政は、漢人の手に頼らざるべからずして、彼等の人心を收攬するに努力せるは、又遺漏あらず。順治帝親政後、尙も此政策を襲ひ、力めて滿漢の調節を要望せり。彼の大學士金之俊をして崇禎帝の碑を撰ばしめ、併びに明の諸帝を祭れる、殉難の太監王承恩が碑を建立せる、明の故臣范景文、倪元璐、李邦華、施邦耀等十一人を諭祭して諡を與へたる、何れも、睿王の遺策に因れるものと解すべし。然りしに、此の傾向

しかば、北京の官吏にても、彼れが耳目となり、朝議の何様なりしやは、微細にても知らざるは、無かりきといへり。所謂藩鎮の跋扈は、こゝに於てか極まる。

世祖が遺詔に、滿洲の諸臣、或は歷世忠を竭し、或は累年力を効せり、宜しく倚托を加へて、その猷を盡さしむべきに、朕、任する能はざるに由りて、才あれど展ぶるなし。且つ明季の失國は、多く文臣を偏用するに由る、朕以て戒となさず、反りて漢官に委任せり、即ち部院の印信の如き、間、漢官をして掌管せしめ、以て滿臣の心に任事なく、精力懈弛するを致す、是れ朕の罪なりといひ、又た、親政せし以來、紀綱法度、用人行政、仰いて太祖、太宗の謨烈に法る能はず、因循悠忽、目前に苟安し、且つ漸く漢俗に習ひ、淳朴の舊制に於て、日に更張あり、以て國治の未遂を致す、是れ朕の罪一なりとある、帝の末年に於て、早くも北京廷の態度の漢人壓迫に傾けるを證すべし。これ然しながら、一時の反動的態度といふを得べからずして、財政上の要求、先づ之が近因をなし、民族發達の要求、亦自ら之に伴へるなからず。康熙十二年春廣東^粵藩なる尙可喜は、その子之信を鎮に留め、自らは、遼東に歸養せんことを請ひたるが、この要求は彼等父子の不和なりしより、已むを得ずして、幕客金某の計を用へたりし。廷議許さず、可喜等父子をして、盡く藩兵を撤去して回籍せしむ。雲南なる三桂及び福建なる耿精忠は、之を聞いて安せず。又此年の夏に至り、上疏して撤兵を請ひけるが、その實は、北京廷の態度の如何に出つべきやを探りたるに外ならざりき。彼等の内心を揣摩するに、我等の請は僞なり、北京廷は、我等を慰留せずんばあらず、北人それ遂に我等を如何せんやと、然るに、事は寧ろ意外に出てたり。北京廷は、彼等の請求を客るゝの名の下に、斷然として撤藩の命令を下したり。

吳三桂兵を擧ぐ

始め吳三桂等が撤藩の奏請を出し、時、北京の廷臣の多くは、三桂の請の偽なる



雲南通海縣

葉を根絶せしは、實に吳三桂にあらざるか、我が延寶中、福州船によりて到來せる彼れの檄文は、大意下の

を知りしかば、之を可とするものあらず、惟だ戸部尚書米思翰、兵部尚書明珠、刑部尚書莫洛等は、撤藩を力請せり。康熙帝は議政王、貝勒、大臣に之を議せしめしに、尙、兩議を持して決するあらず。帝、謂らく、藩鎮にして久しく重兵を握るは、尙ほ人體に癰を養ふがごとし、今、若し早に及びて之を除かざれば、何を以てか後を善くせん、況んや其勢の已に成るに於てをや、撤するも亦反し、撤せざるも亦た反す、若かず先づ發して之を制せんにはと、因りて立ろに移藩の令を下しぬ。命下るに及び、三桂等愕然たり。彼等は、今や帝に機先を制せられつゝも、自己の力量に對する過信は、尙ほ放棄せずして、是歲冬十一月、遂に兵を發し、檄を遠近に傳へたり。但し彼が起兵の名とするところの明朝回復に在りしとは、頗る拙劣といはざるを得ず。緬甸の役、永明王を捕殺して明の枝

如し。

原鎮守山海關總兵官、今奉旨總統天下水陸大元帥、與明討虜大將軍吳、天下文武官吏軍民人等に檄して知悉せしむ、本鎮深く明朝の世爵を叩りにし、鎮を山海關に統べし時、李逆亂を倡ひ、賊を聚むる百萬、天下に横行し、旋た京師に寇せり。痛い哉、毅皇列后の賓天、慘なり、東宮定藩の顛踣、普天の下、竟に義に仗りて師を興し、勤王討賊するなし、傷い哉、國運、夫れ何ぞ言ふべけんや。本鎮獨り關外に居り、矢盡き兵窮り、涙乾いて血あり、心痛みて聲なし、已むを得ず血を飲りて訂盟し、虜に藩封を許し、暫らく夷兵十萬を借り、身、前驅をなす。將を斬り關に入れば、李賊逃遁せり。夫れ君父の仇は、共に戴かず、誓ひて必ず親ら賊師を擒にし、斬首して太廟に獻じ、以て先帝の靈に對せんとす。幸にして、賊の巨魁、首を授けたれば、正に擇ひて嗣君を立て、封藩割地、以て夷人に謝せんと欲せり、意はざりき、狡虜遂にし、かく天に逆ひ盟に背き、我が内虛に乗じて、燕都に雄據し、我が先朝の神器を竊み、我が中國の冠裳を變せんとは。方に拒虎進狼の非を知れども、抱薪救火の誤を挽するなし。本鎮刺心嘔血、追悔及ぶなし。將に反戈北伐して腥氣を掃蕩せんと欲せしに、適、二皇親の太監王と、先皇の三太子を奉抱せしに會せり、太子年甫て三歳、股に刺して記をなし、寄命託孤、宗社を是れ頼めり。姑らく飲泣隱忍し、未だ敢て輕舉せず、故を以て窮壤に避居し、養晦時を待ち、選將練兵、密かに恢復を圖る、蓋三十年なり。茲に彼の夷君の無道なる、道義の儒、悉く下僚に處り、斗筲の輩、成な顯職に居る。山慘に水愁ひ、婦號び子泣き、

以て慧星流隕、天上に怨み、山崩れ土裂け、地下に怨みを致す、本鎮仰きて觀俯して察するに、正に伐暴救民、天人順應の日なり。爰に甲寅の年、正月元旦を卜して、恭く三太子を奉し、天地に祭告し、恭く大寶に登らしめ、元を周咨と建つ。

魏源は、此時の事を解して、三桂は、中朝諸將の己れに當るに足るもの無きを知れど、惟だ舉兵の名に難んせり。明の後を立て、天下に號召せんとすれば、緬甸の役、自から解すべきなく、中原に至りて事を舉げんとすれば、復た久しうて謀の泄るゝを恐れ、遂に十一月二十一日に兵を發せり、となせど、三桂にはさる考慮ありしとも、覺えず。洪承疇は、かつて三桂に説いて、いへらく公、我と今、相與に滿洲に隸たれど、そは一時を忍ふべく、公の永明王を追逐するは、必ずや寬なるべし、我等は、曠日瀰久、以て、天下の變を待たざるを得ずと、三桂は、十分に此説を用ゆる能はずして、遂に緬甸の役ありと傳ふるものあり、信疑のほどは、判しがたかるべきも、此時に至りて、纔かに、口實を興明に求めたるは、亦遅からずや。靖寇大將軍貝勒尙善は、此檄に答へて、蓋し聞く、殿下勝國明朝をいふを以て口實となすと、果して然らば、亦人臣の當さに然るべくして、舊君の忠を忘れざるもの、設し果して勝國の舊君に忠を納れんとならば、殿下吳三桂をいふ宜しく我清朝の爵士を受くべからず、宜しく永歷永明王をいふの干戈を倒すべからず。既に已に舊君をして、唯類ならかしめ、而も自ら利達を求めて、我朝に臣僕し、恩寵を疊承せり。今復た回心轉慮、忠を舊君に納れんとする、果して何の心ぞや、といひ、興明の二字は、薄弱なる一片の口實に過ぎざるを冷笑せり。康熙十

三年西紀一六七四三桂既に髮を畜へ、衣冠を革め、旗幟皆白し。貴州の各地、或は降り或は逃れ、守兵皆な用を爲さず。郎中某疾馳、十二日にして、變を北京に告げ、尋いで湖廣總督の報告至りぬ。舉朝震動、大學士索額圖、諸臣の徹藩を建議せるものを誅して、三桂に謝せんと請ふ。康熙帝許さず、惟だ閩粵福建廣東兩藩の徹兵をば、一時中止せしめたり。

西南六省陷る 三桂の兵威は、燎原の火の如かりき。清兵は、洞庭湖の東に於て岳州を扼し、西に於て常德を守りしも、後援の諸將は、荊州、武昌の兩地に滞りて進まざりしかば、湖南の要鎮は先後して陥りぬ。三桂は、官爵除授の劄書を作りて、四方を誘ひ、響應するもの頗る多し。襄陽總兵は、襄陽を以て應じ、廣西の將軍孫延齡は、桂林を以て應じ、四川の巡撫羅森等四川を以て應じ、福建なる耿精忠は之と同時に反旗を翻へせり、かくて、西南の六大省は、數月にして三桂が手に歸しぬ。彼は、四川、湖南の豊富なる糧米を軍餉に充て、雲南に於ける銅を鑄て通貨を作り、貴州の木材を採りて樓船巨艦を作り、岳州より西北に亙れる一線を劃して、對陣せり。八旗、漢軍は、荊州を中心として、襄陽、武昌、宜昌等に雲集せしかど、誰一人楊子江を渡りて其鋒に櫻るものなし。三桂が此の畏縮せる清兵と一時に輸贏を決せざりしは、寧ろ得策なりといふを得ず。之を聞く、三桂の事を擧ぐるや、其が部將中には或は疾行して江を渡り、全師を以て北進すべしとの説を勸むるものあり、或は直ちに南京に下り、運河を扼して、南北の糧道を絶つべしといふもありしが、彼の容易に従はざりしは、寧ろ清廷の奇幸とせざるを得ず。彼れは、軍を南北に分け、

一は長沙よりして江西を、一は四川よりして陝西を窺はしめしかば、清廷の之に對する防備も、おさく／＼懈りなし。康熙帝以らく、長沙は、敵の根本なり。彼地にして一度破るれば、敵勢直に瓦解すべく、荊州の我大兵は、機に乗ずべしと、仍りて江西なる別軍をして側面より長沙を襲ふの策を取らしめ、貝勒尙善は、直に岳州を窺ひ、別軍は、陝西より四川を攻め福建廣東には、尙可喜等を發遣せり。然りしに、是冬王輔臣の變起りて、陝西は殆んど壞れたり。三桂乃ち兵を該省の西北に出し、親らも此形勢に乗じて荊州を取らんと企てしが、江西軍は之を偵知せしかば、問道よりて、長沙を進攻せり。

察哈爾叛す 此年又内蒙古察哈爾汗布爾尼の叛あり。布爾尼は、察哈爾親王額哲が弟の後なれば、

北京廷の多難に生じて、太宗朝に於ける林丹汗の恨を報いむとし、奈曼部を煽動して事を擧げたるなりき。清廷の狼狽は、一方ならず、直ちに大學士圖海に命じ、疾驅して布爾尼を伐たしむ。圖海機略あり、幸にも、科爾沁の額駙沙津は、札魯特部の境土に於て、布魯特兄弟を射殺したれば、僅に數月にして、之を平定したり。清廷乃ち察哈爾部の故地を收めて、牧馬の廠を置き、其部衆を移して宣化大同の邊外に游牧せしめ、其八旗を東西二翼に分ち、之を理藩院に總隸せしめたり。此の叛亂以來、察哈爾八旗は、蒙古四十九旗の以外に列せられ、官も世襲すること能はず、事務も自專すること能はず、蒙古各札薩克が、國に君となり、民を子とする状態とは、全く異なるに至れり。

王輔臣降る 陝西の地は殆んど皆王輔臣に降りしが、甘肅提督張勇、陝西提督陳福等は、之に従はず、

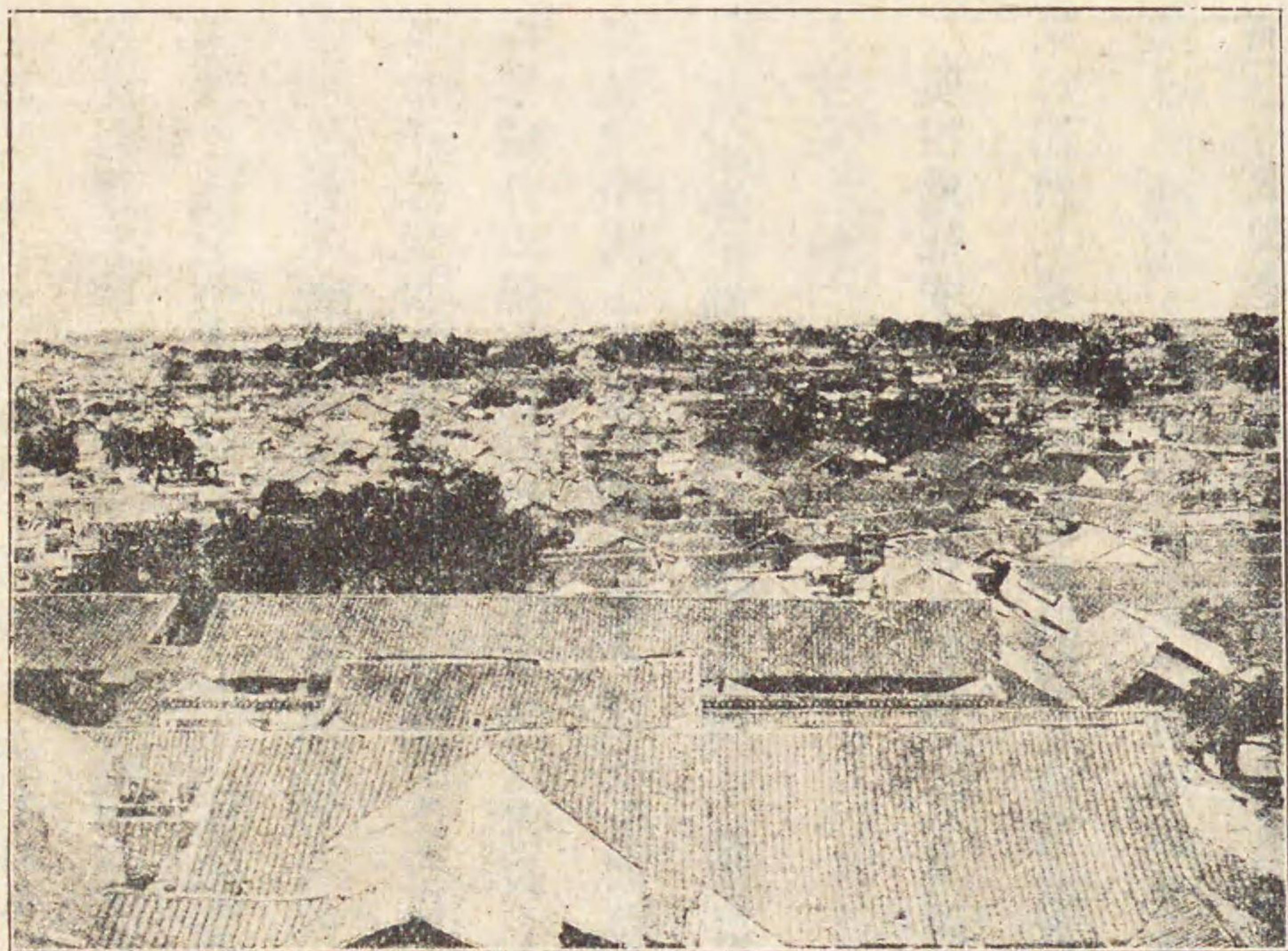
河西陝西の地は、隨て未だ全く陥らざるを得たりき。陳福は、寧夏標兵の亂に殺されたれども、張勇は、貝勒董額が、西安より進んで秦州を復し、平涼を攻むるに際し、諸將を遣して、蘭州、延安、鞏昌諸府を回復し、吳三桂が蜀隴聯絡の企圖を挫折せしめたり。康熙十五年、大學士圖海は、征西軍の總司令官に任せられ、諸將を督して大に敵を破り、其虎山墩を奪ひ、又敵の糧道を絶ち、城中を瞰射したりしかば、王輔臣は降り、又王屏藩、吳之茂等の蜀軍は、屢、張勇等に破られて、漢中に退却し、固原、慶陽等悉く回復したり。是に於て、清廷は圖海をして陝西に留鎮せしめ、又棧道の運輸容易ならざるを以て、張勇等諸將をして暫らく進蜀を延引し、専ら四方の險要を守りて敵勢を分たしめ、穆占をして滿洲兵及び平涼の降兵を率ゐて、湖南に移征せしめたり。

福建廣東の平定 福建なる耿精忠の兵の、擧げて三桂に應せしは、上にいひ及べり、彼は、閩浙總督范

承謨を執へ、一方には浙江及び江西の南部を侵し、或は江西の土寇と連絡を通じ、他方には潮州の總兵劉進忠を誘ひて、廣東を侵略せしめ、臺灣の朱經には、漳、泉二府を與ふるを約して、閩、粵の沿海を侵寇せしめしかば、沿道爲めに震動しぬ。清廷は乃ち、康親王傑書をして浙江總督李之芳と共に之を追討せしめ、之芳はしきりに耿精忠の藩屬を衢州、金華、紹興の各地に破り、康親王は、又曾養性を金華に破り、處州を回復し、土木嶺の間道より追撃して黃巖を回復し、曾養性を温州に圍みたり。朱經と耿精忠の、漳、泉二地割讓に關する内訌は、清兵をして大に乗ずるの機會を與へたるなからず、康親王は、温州の圍を撤し、仙霞嶺よ

り、福建に入りて、直ちに延平に進みたり。これと同時に、安親王の江西派遣軍は建陽、建寧を回復し、江寧將軍額楚は、徽州の土賊を破りたれば、耿精忠は、今や腹背敵を受け、爲すところを知らず、十五年十月、使を延平なる康親王の陣に遣はし、福州府に迎へ降りたり。廣東なる尙之信は、一旦吳三桂に従ひしが、既にして之を悔ひ、薙髮して反正しぬ。是に於て、吳三桂は馬寶、胡國柱等をして湖南より進んで廣東の西邊を攻せしが、此時康親王の軍は既に福建を平定して、一方より廣東を壓し、江西の簡親王の軍も、吉安を回復し將軍莽依圖は大庾嶺を踰て、廣東に進出し、韶州城下に於て胡國柱と對陣しぬ。是に於て潮、高、雷、廉の諸州相繼で降り、惠州に據りたる朱經の將卒も、尙之信に破られて奔竄し、胡國柱も亦破られ、康熙十六年の末、廣東は一先づ平定したり。然るに、尙之信は、降服後、仍ほも兩端を懷き、出兵を求むるものありしも、皆事故に託して救援せず、先後其不法を彈劾するもの少からざりしが、康熙十九年、北京廷は將軍賴塔をして彼を執へしめ、尋いで自盡せしむ。

吳三桂帝位に即く　これより先廣西に於ては、慶陽知府傅宏烈は孫延齡に説き、義軍を募て清軍に應じ、康熙十六年韶州に往て、清軍を迎へ、廣西巡撫撫蠻滅寇將軍の印を得て、廣西の叛亂を鎮定しつゝありしが、吳三桂は未だ顧みざりき。尙之信反正するに及て、兩廣の聯絡を恐れ、馬寶、胡國柱をして、尙之信の兵を韶州に攻め、吳世琮して孫延齡を桂林に攻めしめたり。湖南の兵力分れたれば、將軍穆占は、敵兵の後を追ひ、機に乗じて長沙より進み、永興、茶陵、永興等湖南東南の十二城を回復し、安親王も劉陽、平江



長沙

を回復し、簡親王は江西より進みて敵の根據地に入らんとす。吳三桂は、既に陝西、福建、廣東の三大藩を失ひたるのみならず、又江西を失ひ、清軍は湖北、江西に雲集し、兩廣また清軍に應じたるより財用耗竭、兵餉足らず、乃ち帝號を籍りて、自から重んぜんと思ひ、十七年三月、長沙より衡州に移り、自ら帝位に上りて、昭武と改元し、衡州を改めて完天府となし、國號を大周と創建せり、時に年七十有六、吳三桂は其年八月を以て病死しぬ。

孫、吳世璠、雲南より衡州に至りて喪を發し、帝位を繼ぎ、洪化と改元し、樞を奉じて雲南に還りたり。

四川湖南の回復

清軍は福建、廣東、江西に於て捷利を得たりしかど、三桂生存の時に於ては、容易に湖南の正面を突破する能はず、將軍察尼は貝勒尙善の死後、代りて岳州攻圍軍を統へたるが、こゝに至り、降將林某の策に従ひ、救援餉運の道を絶ち、又反間を縦ちしかば、敵の總兵三人は、先づ各々舟師を以て來降し、守將吳應麒も終に守り難きをはかり、康熙十八年、圍を潰ひ

て常德に退けり。是に於て、岳州始めて回復し、長沙の敵は、之を聞き城を棄て、遁れ、安親王は、進で之を收め、順承郡王も江を渡り、松滋、枝江、宜都、澧州等洞庭湖の東方一帯を回復し、簡親王は衡州、穆占は永州を回復し、尋て安親王は、敵の名將吳國貴、馬寶を楓木嶺に攻め、廣西巡撫傅宏烈は、後路より其糧道を絶ち、大に之を破り、吳國貴を殺して、武岡を回復し、察尼は康熙十九年、春、胡國柱等を辰龍關(辰州)に破りて、辰州を降し、穆占は沅、靖、黎平を回復し、かくて湖南悉く平定したり。陝西、四川の方面に於ては、之と同時、平涼提督王進寶は、鳳縣、武關を回復し、敵將王屏藩を走らして漢中を取り、之を追撃して、四川なる保寧城外の錦屏山に破り、王屏藩は自殺し、吳之茂は擒に就き、康熙十九年順慶を回復せり。陝西提督趙良棟は、略陽より陽平關を取り、龍安を回復し、同十九年始めに、成都を降したり。此時、圖海も興安を回復し、將軍佛尼勒は永寧、馬湖を回復し、湖廣提督徐治都は楊來嘉を巫山に破り、夔州、重慶を回復し、四川亦た平定しぬ。

吳世璠死す

湖南より貴州に入り、廣西より雲南に侵入せる清軍は、二十年春を以て、雲南の東方曲靖に出會しぬ、二月、敵將郭壯圖を雲南城東の歸化寺に破り、歸化寺より碧雞關まで數十里の間に長圍を築きて、雲南を攻めたりしが、吳世璠は、要害を待みて容易に下らず。然るに、吳世璠がさきに四川を犯し、清軍を牽制せしめたる胡國柱、夏國相、馬寶等は、雲南の急を聞て兵を返すに及び、陝西提督趙良棟は、蹶撃して大に之を潰破し、九月、四川より進で、兩路の清軍と雲南城に會し、三濠を踰へ三橋を奪ひ、直ちに

最後の防壁に迫りたり。是に於て城中食盡き援絶えぬ。十月南門を守れる敵先づ内應して門を開き、吳世璠は自殺し、夏國相、馬寶等は其首を函にして降りたり。康熙十二年より殆んど八年の間、雲南、貴州、湖南、四川、福建、廣東、廣西、江西、陝西、甘肅の十省を糜亂したる大亂も、始めてこゝに平定しぬ。康熙帝は、吳三桂の骸骨を拆きて各省に領示し、吳世璠の首を梟し、ついで、耿精忠を召して、王爵を褫奪し、その子弟と共に各、輕重に隨て、之を斬殺したり。

支那本部の統一

三藩の叛亂は、清廷の期待せざるを得ざりしところなれども、康熙十四五年頃の形勢を察するに、敵の首將吳三桂にして、よく之を指導し、一號令の下に、一致の運動を爲さしめんか、清朝の前程は、必ずしも測り易からざりき。唯だ彼れの、舉兵の名を興明に擇び、後又改めて自立せるが如きは、必ずや天下の人心を收攬するの策といふを得ず。辮髮を斷ち、胡服を易ふるを以て漢人を號召し、は、較、賢し、辮髮の令は漢人の悦ばざる所なれば、一時辮髮を斷ち、胡服を易ふるを快となし、争ひて之に應じたるも、實は烏合の衆に過ぎざりき。康熙帝の籌策は、吾人の歎賞を禁じ得ず。帝は、中原の各要地に悉く重兵を配置して應援に備へ、湖北急なれば、直ちに安慶に兵を送り、安慶には河南の兵を移し、河南には更に兵を調して屯在せしめ、四川警を傳ふれば、西安の兵を送りて之を援け、西安には太原の兵を移し、太原には兵を調して屯在せしめ、又福建警を傳ふれば、江寧、江西の兵を調して閩、浙に赴かしめ、江寧には袁州の兵を調遣し、袁州には別に兵を調して屯在せしめ、敵兵をして一步も湖南より出づること能

はざらしめ、又兵部に命じて驛遞の外に四百清里毎に、筆帖式、撥什庫を置き、郵便を駿速にして、五千清里の甘肅西邊も九日、荊州、西安は五日、浙江は四日にて達し得べからしめ、毎日數百疏の軍報に對し、一々手批口諭して、進討せしめたり。此の叛亂の起りしとき、帝の年正に二十、終りを告げしとき三十に達せしに過ぎず、いふまでもなく、漢人には、一代の名將軍張勇、趙良棟の如きを出し、かど、發縱指示の功は、帝に歸せざるを得ざらむ。魏源は、此の戰勝の原因を指摘して、第一は首に徹藩を議せし人を咎めざりしこと、第二は、達賴喇嘛の調停に従はざりしこと、第三に諸王貝勒が罪を寬貸せざりしこと、第四は漢人を激勵せしめたることの數端に在りとせり。三藩平定して清帝國統一の業、始めて成る。

八旗の兵力頓に衰ふ 吾人は、本節を終ふるに際し、八旗兵力の強弱に言ひ及ばざるを得ず。これより前、滿洲の兵力の卓越せる由は、何人も疑ふところあらざりしが、但だ彼等は、明國の内亂に乘じ、疲弊せる人民と困憊せる軍隊とを壓服せしに止まりて、その實、何等訓練を経たる漢兵と交戦せしことあらず。吳三桂の戰略は、又拙劣なりしかば、遂に精力絶倫なる年少の康熙帝に敗られしかど、此の戰勝の効果が専ら滿洲の兵力によれるにあらざりしは、特に注意を値す。吾人は、前に指摘せしごとく、三桂は、白首にて兵を擧げしことゝて、諸事保守的に出で、何等部將の進取的獻言に聽くところあらざりしが、之に反して滿洲軍が徒らに大兵を荊州に駐め、長江を劃して對峙せるの外、一人の進戦せんとするあらず、甚しきは、三桂の兵を進めしと聞くや、北京廷が、南懷仁(Verbiest)に命じて、特に製造せしめたる大砲をば、荊州城

の土中に埋藏して退却せしなど、決して滿洲が名譽なりといふを得ず、帝が戰役中、順承郡王勒爾錦を北京に召回せる時の詔は、之を證す。其大意に、吳逆の初叛の時に當り、即ち滿漢の精兵を撰み、順承郡王勒爾錦之を統べて進討せり。三月、荊州に至り、賊が遠來馬疲れ、守備未だ固らざるの時に乘じ、長江を渡り、險を扼し、之が鋒銳を挫くと能はず、賊をして其暇を以て湖南に據り、要害を守りて、我が夷陵、江西を犯し、我が兵力を分ち、耿精忠、孫延齡、楊來嘉等をして相繼ぎて變亂せしめ、老師數載、尺寸の功なく、惟荊州に安坐して、督撫司道の餽送を索めり。その貝勒尙善等の岳州を攻むる、舟師を以て賊餉を斷てと命せしに、彼は、舟楫未だ具はらず、風濤測られずといふを詞となせり。長沙は大兵已に進みしも、尙機に乘じて夾攻せず。又た簡親王喇布は、江右に逗留し、貝子洞鄂は機を陝西に失へる、若し朕が運籌決策し、力めて水師に飾して岳州を取らしめ、岳樂の江西軍を飾して長沙を進攻せしめ、圖海の陝西軍をして、速かに西涼を復せしめしに非れば、疆守幾んと問ふべからず、誤國病民、情罪重大、他人に在りて尙ほ原すべからざるに、況んや王、貝勒等、國家休戚の人に於てをや。それ議政王大臣等、我が太祖、太宗が軍法を擧げて、嚴に議罪を行へとあり。魏源は、此役に於ける戰勝の原因を指示して、帝の王貝勒に寬ならず、處罰の先づ親貴に行はれしを擧げたるが、こは、たしかに一面の理由にして、紀綱振刷の効の、著しかりしを疑はざれど、滿兵の漸く柔儒に赴きしは、今や争はれず。太祖、太宗の時を距ること半世紀ならざりしに、斯かるを致し、は、頽唐も又甚しからずや。三藩平定の實力の、旗兵以外にありしことは、今や遺憾なく擧證せり。

漢人の諸將用ひらる 然らば、三藩平定の主力は、何れに在りしやといふに、外ならず漢人の力なりけり。清廷の、康熙初年に於て排漢の傾向を示し、吾人前に言ひ及びたるが、此の政策は、漢人の大集團として現はれたる三藩に對しては、必ずしも良好ならず、却りて、彼等の結束を強むるの傾向なくんばあらず。且つや、滿洲兵力の柔懦に赴きて、何人も、正面より吳藩を討たんとするものあらざりし以上、何等か別に思慮するところなかるべからず。康熙帝は、こゝに於てか、綠旗を激勵するの論文を發したり、曰く古より漢人の叛亂は、たゞ漢兵を用ひて剿平せり。豈滿兵の助戦するあらんと。此巧妙なる辭令は、一面に彼等滿人の缺點を彌縫し、一面には、大に漢人より成れる綠旗の將卒を奮興せしめたり。一代の名將趙良棟、王進寶、孫思克の陝西に奮へる、蔡毓榮、徐治都、萬正色の湖廣に奮へる、楊捷、施琅、姚啓聖、吳興祚の福建に奮へる、李之芳の浙江に奮へる、傅宏烈の廣東に奮へる、何れも漢人激勵の効果に外ならず。雲南を陥れしに當り、諸將の鹵掠太し、獨り趙良棟は、所部の一騎をして掠奪するあらしめず、藩庫の簿籍を編して朝廷に上つりし如き、眞に歎賞に値す。帝が歎じて、趙良棟は、偉男子なりとせしも、宜ならずや。ともあれ、帝は、此役に得たる經驗を以て、漢人を重用し、一方滿洲八旗を戒飭せり、旗士の勢力は、こゝに於て尙ほ地に墮ちざりしが、帝の後を承けたる雍正帝、又た此の遺策を奉じたり、かの名將岳鍾琪に對する帝の態度の、如何に眷々たりしやは、思ひ半に過ぐるものあらむ。

第二一節 臺灣清領に入る

琉求の名にて知られたる臺灣 臺灣人種に關しては、諸説紛々として歸着するところなく、或はマレー人とネグロ人の雜種なりとなし、或は、マレー人・琉球人の雜種なりとなし、或は西に於けるマダガスカルと、東に於ける臺灣とは、純粹なるマレー人が扇の開かれしが如く、兩極に向つて開展したる記念なりとなし、或は支那の苗種と同一根源より出でしものなりとなす。思ふに今日生蕃の家居、文體を見、日本民族の祖先が、暖潮に伴ふて來るに方り、同一の人種移動の波が、此島を襲ひたるを想像せば、臺灣人と日本人とは、何等の因縁なきものにあらざるを得ん。然れども、吾人には、斯かる人種學者の領分を侵すの大膽なし。吾人は唯だ記録に現はれし以來の臺灣の過去を述ぶるを以て満足せざるべからず。臺灣は、土人自から其地を名けて *Pookan* 或は *Peekande* と云ふに係らず、最初の支那人は、之を目して琉求となしたり。琉求が始めて歴史に現はれしは、隋代にありし、隋書に云ふ、大業元年、海師何蠻等、春秋の二時毎に、天晴れ風靜かなるとき、東を望むに、依希として烟霧の氣あるに似、亦幾千里なるを知らず、三年、煬帝羽林騎朱寬をして海に入りて異俗を求訪せしむ、何蠻之を言ふ、遂に蠻と俱に往く、因りて琉求に至るに言相通せず、一人を掠めて返る……帝、武賁郎將陳稜、朝請大夫張鎮州をして兵を率ゐて義安より、海に浮びて之を撃たしめ、高華嶼に至り、又東行すること二日にして、鼈鼈嶼に至り、又一日にして、便ち琉求に

至る：琉求従はず、官軍を拒逆す、稜撃つて之を走らし、進みて其都に至り、頻りに戦つて皆敗り、其の宮室を焚き、其男女數千人を虜にし、軍實を載せて還り、爾より遂に絶す」と、義安は即ち今の潮州なり。此時に方りて、臺灣の名なく、日して琉求となせしものなり。蓋し當時臺灣の土人は、獐猛にして人を近づけざるに方り、琉球島人は、大國を慕ふて、屢、日本支那の兩國に朝貢するに至りしが、支那の朝廷は、南荒海中の此嶋嶼をば、曾て聞きし琉求なるを思ふて、漫然此名を以て臺灣に擬したるものならん。爾來琉求の名、久しく漢史に現はれず、南宋の淳熙年間、毗舍那の巨豪數百人を率ゐて、福建の泉州を襲ふて殺掠し、人、匙筋を擲ては即ち頼して之を拾ひ、鐵騎を見れば、争ふて其甲を剋ると云はる。此時の毗舍那は即ち臺灣なりと信せらる。支那人此間の地理を説明して曰く「瑠求は漳、泉、福、興の界にありて、澎湖諸島と相對し、西南北岸は、皆な水、澎湖島に至りては漸く低く、琉球に近づけば即ち之を落濠と云ふ、濠は水の下に趨きて回らざる也、凡そ西岸の漁舟、澎湖以下に到りて颶風に遇ふて落濠に漂流せば、回るもの百に一のみ」と。元の世祖に至り、海師楊祥の議を容れ、祥を宣撫使とし、兵を將ゐて瑠求に至り之を征服せしめんとせしが、此の遠征は遂に失敗に歸したりき。其後成宗の元貞三年、省都鎮撫張浩、新軍萬戶張進をして瑠求を撃たしめ、其生口百三十人を擒にして歸る。後至正年中始めて巡檢司を澎湖島に置き、同安縣に屬せしめしが、是より元の世を終るまで、再びに此の島に就て記されしを見ざるなり。

琉球と臺灣との區別

明代に至りては、四方の交通漸く開け、亦琉球を以て臺灣と混淆せず、琉球は

邪久島の名と決定し、國王尙家の名氏すら、明代の文書に見ゆるに至れり。西曆千七百四年出版の「臺灣誌」なるものあり、英國にて學業を修めたる臺灣土人プサルマナザルの手に成りしものにして、此書によれば、臺灣は、曾て一王の統御に歸せしことありといはる。その一節にいふ

フオルモーサは、初め其固有の土人、一の政府を組織し、タノの朝廷と稱せしが、今より二百年以前、タアタリー王の爲めに征服せられ、三世を繼續せり。然るに最後の王、土人を治むること殘忍暴虐なりしより、遂に擾亂を醸し、土人之を外國に放逐し、再びタノの遺裔を擧げて、王位に就かしむ。此時東方の日本國にメリヤアングヌツと云へる王あり、フオルモーサを征服して版圖とせんと企て、即位後二年、大使をフオルモーサに遣はし詐りて王に請はしめて曰く、朕不幸にして痼疾に腦み、之が治癒を國神に禱ること久しと雖も、効驗なし。聞く貴國奉するところの神甚だ靈驗ありと、依りて特に朕が痼病の祈禱を貴國の神に需めんとす、幸にして之により快復するを得ば、報謝の意を表せんか爲め、一萬の犠牲を捧ぐべしと。フオルモーサ王は巨額の犠牲に心動き、乃ち之を諾し、僧に命じて同神の修法を行はしめたり。日本の大使此結果を齎らして歸國するや、日本の國王は、直ちに命を發して大軍を準備し兵士を軍の内部に潜伏せしめ、其外に見はるゝ部分に牛羊を積み犠牲を捧ぐる名としてフオルモーサに向ひたり。而して愈々フオルモーサに到着するや、之を三方に部署し、一を首府エステルンツアに、一をピクノに、一をバセーに送り、三面より時を期して王宮に迫り、俄に兵士を起たしめしかば、士民恐慌して爲すところを知らず、遂に戦はずして降伏せり。是に於て日本國王は、フオルモーサを以て附庸とし、更に本國より王を派遣して之を統御せしめ、舊來の王を以て副王となし、之をバンカランドロと呼べり。然れども副王は單に位階上の空位にして、政治上何等の權能を有することなかりき。

然れども、プサルマナザルは、眞の臺灣土人にあらず、南方佛蘭西に生れたる狡童にして、其言の全然小説なるは、疑ふべからず。臺灣は、明末に於ても、猶統一なき數部落より成るものにして、雞籠山の名を以て知らる。明史に云ふ「其澎湖島の東北にあるを以て或は北港と號し、或は東蕃と號す。泉州を去るこ

と甚た邇く、地、深山大澤多し、聚落星散、君長なし、十五社あり、社多きものは千人、少なきものは或は五六百人、徭賦なし。子女多きものを以て雄となして、其の號令を聽く。海中に居ると雖も、酷た海を畏れて操舟を善くせず、老死するまで、鄰國と往來せず、永樂の時鄭和、偏ねく東西洋を歴るに、琛を獻して後れんことを恐れざるはなし。獨り東蕃遠避して至らず、和之を惡み、家ことに一銅鈴を貽りて、緒を頂に掛けしむ。蓋し之を狗國に擬するなり。其後、人却つて之を寶とし、富めるものは數個を綴るに至る、曰く之れ祖宗の遺すところなりと。俗勇を尙び、暇あれば則ち走ることを習ひ、日に數百里なるを得べく、奔馬に譲らず、足皮厚きこと數分、荆棘を履むこと平野の如く、男女椎結、裸逐して去くるところなく、女は或は草を結びて裾とし、體を蔽ひ、長老に遇へば身を背けて立ち、過ぐるを俟ちて乃ち行く」と、彼等は此くの如くして草の青きを見ては春なりとなして、穀を蒔き、穀種の地に落つるを見ては殺傷を已め、好事を行ふて、天に酬ゆとなし、或は鹿を逐ひ、或は禽鳥を射、其の羽毛を得て衣服を飾る。彼等は人類の中最も創世的のものなりしが、此民族も我南北朝の末季の頃より、其の天惠地福を捨て、深山に竄匿せざるべからざる運命に逢着したり。

倭寇の駐屯所

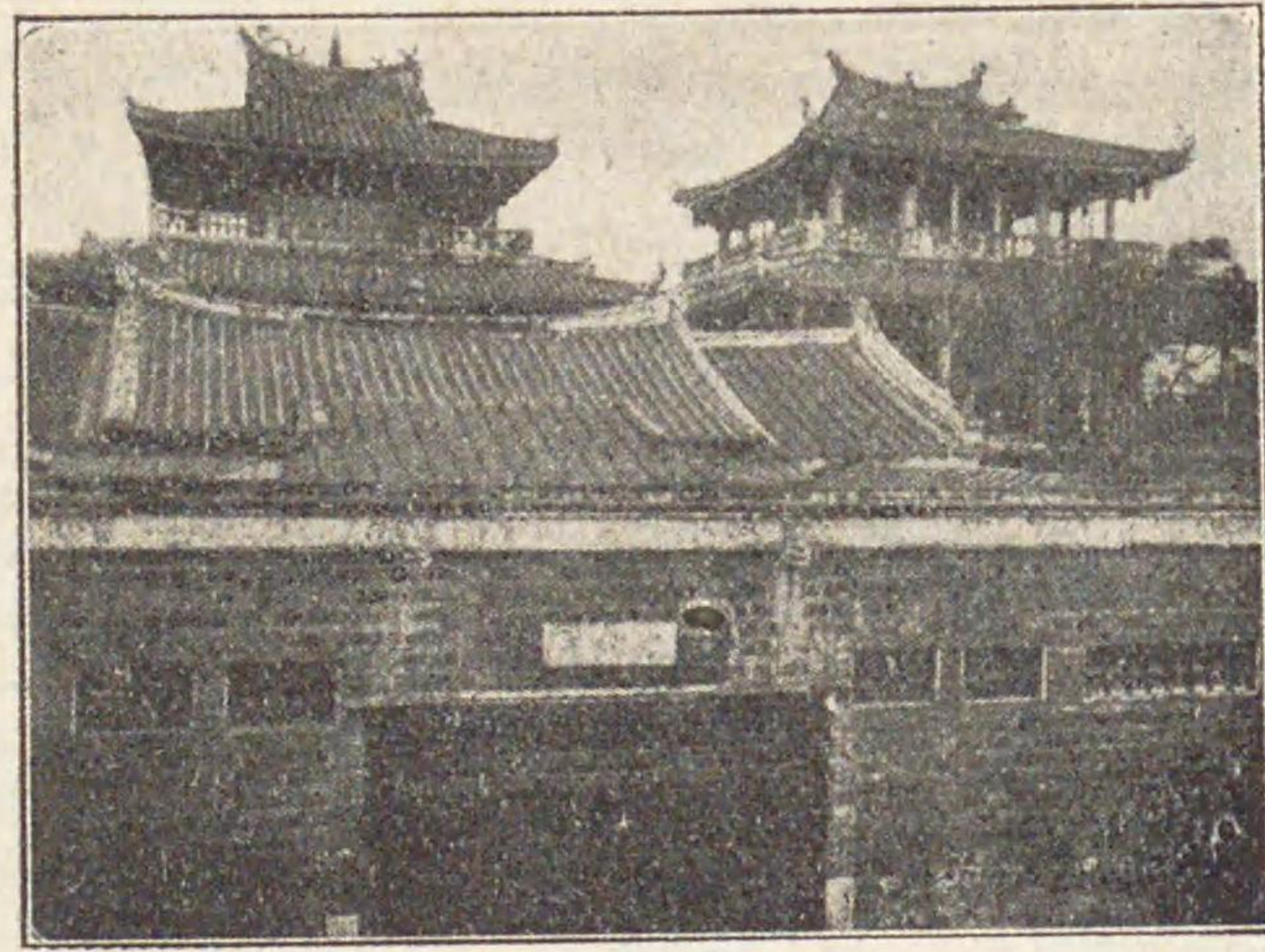
之より先き我が日本にては、後醍醐天皇、曠世の資を以て、東國武士の幕府政治を覆滅せしめたりと雖も、時利あらず、再び足利氏擅横の時代を生ず。然れども九州に至りては、土豪相對立して降らず、征西將軍懷良親王、其間にありて勢ひ漸く大なりしが、正平二十三年(西紀一三六八年)明の朱元璋、帝位に就き洪武と改元す。此時支那亡命の徒、往々我邊民と相結托して、山東濱海の州縣に寇す、國人之を名けて倭寇となす。倭寇は、紀伊、和泉、薩摩、岩見、伊豫、長門、筑前、筑後、肥前、肥後、相模等の民なり。洪武二年、

朱元璋揚載を我國に送りて、詰るに入寇の故を以てす。然れども、此使者は、吉野にも、京都にも、達せずして、九州の濱海を占領して自から日本國王と號する懷良親王に會したるのみ。親王は、此使者を拒絶し、倭寇は、更に山東に入り、溫、臺より轉じて、福建沿海の州縣を攻む。洪武三年、明主、又山東萊州府の同知趙秩を使として、入寇を詰らしむるや、親王之を引見して曰く、昔時蒙古の我を襲はんとするや、先づ趙某を使とし、甘言好語我を誘ひ、語未だ終らざるに、大兵を發して襲ひ來る、今汝が姓もまた趙なり。汝もまた我を誘ふて襲はんとするかと、趙、其の元明革命の状を述べて、其然らざるを云ふや、親王之を免るし、明、臺二郡を掠めし七十の生口を返すと雖も五年に至りては倭寇また溫州を犯して、福建の海上に及ぶ。明主之を愠ると雖も蒙古の覆轍に鑑みて兵を起さず。祖訓を著して後世を戒め、不征の國十五を數ふ、日本其一に居る。之より倭寇の明を犯すもの連年已ます、福建より浙江、廣東に及ぶ。已にして足利義滿、征夷大將軍となり、明の文物を慕ふて明主と好を通せんと欲し、倭寇を捕へて之を明主に送る。然れども足利氏の威を以てすらも、倭寇を鎮壓するに足らず、山東より福建に至る一帯の海岸、頻年其襲撃を蒙るもの二百餘年、支那にありても不逞の徒、また倭寇と結びて之を道くに至る。廣東の巨寇曾一本、黃朝太等の如き皆倭寇を連引して相助けたるものにあらざるはなし。已にして嘉靖四十年前後に至りては、山東の倭寇滅して漳州、福建に集まり、湖南、廣州の間、また紛々として倭寇の警あり、其紅衣を穿ち黃蓋を被り、八幡大菩薩の旗を掲げて進むや、州縣畏避せざるなく、曾て七八十人を以て江寧より南京を犯し、殺傷するところ四千人を超へ、遠近震動、沿海諸州、倭寇の名を聞けば小兒の啼も已むに至る。後顏思齊、郭懷一、何斌等が邊海を犯すや、自から日本甲螺と稱するに至る。甲螺は「カシラ」にして盜魁を云ふ。明人自から此語を用ゆるを見て、以て我海盜の威力の如何に大なりしかを想像すべきなり。而して倭寇は初め九州より山東へ出てしも、其漸く浙江福建に至るに及びて、駐屯所として臺灣を發見したるより、聲威大に振ふに至りしもの、如し。明史、雞籠を誌して曰く、「嘉靖の末、倭寇の閩を擾すや、大將、威繼光之を敗り、倭、遁れて此に居る。其黨林道乾之に従ふ。已にして道乾、倭の爲めに併せられんことを恐れ、また官軍の追撃を懼れ、帆を掲げて直ちに淳泥に抵り、其邊地を攘ふて以て居り道乾港と號す。而して雞籠は、倭の焚掠に遭ひ、國遂に殘破す、初め悉く濱海に居りしも、既に倭の難に遭ふて、稍山後に避居す。萬曆の末に至り紅毛蕃、舟を此に泊し、因て耕墾を事として、閩閩を設けて、臺灣と稱す」と此文に云ふところの道乾港は、今の安平なりと解せらる。此記事によれば、日本人が臺灣を攻略せしは、嘉靖に初まることくなれども、其實は倭寇が福建沿岸に及びし時は、已に此地を駐屯所としたる

れ、政府によりて認識せられ、我が文祿元年に長崎、京都、堺の商人等が、外國貿易に従事するの特權を得るや、彼等は海賊の巢窟として知られたる臺灣に、其本店を定むるに至り、其風景の播州高砂に似たるの故を以て、臺灣に附するに高砂の名を以てし、(今の打狗安平一帶の地なりと解せらる)其之によりて得る所の巨大なる利益は、秀吉の幕中に於ける政治家の爲めに用ゐらるゝに至る。已にして慶長十四年(西紀一六〇九年)島津家久が琉球を征服する後、家康は使を臺灣に發して、之を招降せんと企てたるも、無主の土蕃に對しては、此の企畫は、何等の結果なくして終りしが、元和元年(西紀一六一五年)には肥前の人村山等安、兵を發して臺灣を征服せんとし、敗れて還り、却て死刑に處せらるゝに至れり。然れども日本人南方開拓の志は、之が爲めに挫折せず、續々として海表に出づるものあり、遂に臺灣には、日本人一殖民地を作りて、支那人と或は競ひ、或は相和して、此地を根據として太平洋を横行す。此時在臺の支那人は閩人のみに在らず、あらゆる地方の人民を吸集したるものゝ如く、各々部落を作り長老を立て、自から治む。其海盜中の最も大なるものを顏思齊となし、日本人と結托して日本甲螺と號し、其勢力範圍最も廣し。後、鄭芝龍之に代りて其部下を治め、長崎にすら來往す。是ぞ和蘭、西班牙が臺灣に據有する以前の狀態なりき。

荷蘭の東航

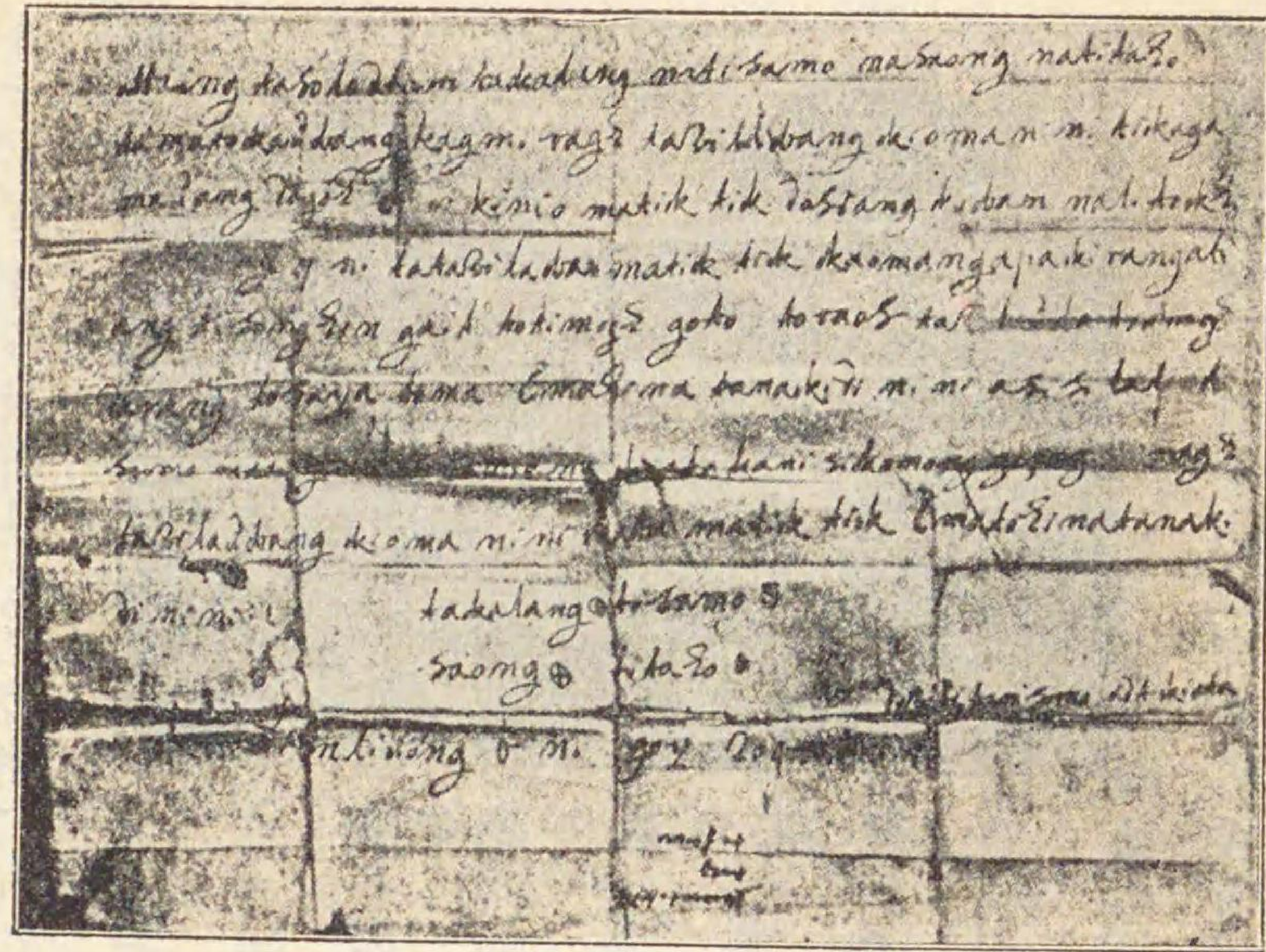
明國が倭寇と北虜とに窮し、日本が内亂に苦しむに方りて、歐洲に於ては、列國競ふて海上の權力を制せんと欲し、殊に東洋貿易の利は、彼等の冒險心を刺激して已まず、西紀一五一〇年、足利



赤崁城の遺址(南臺)

義植が、細川、六角等の功臣の争によりて、京都より近江に奔りたる年に於て、太平洋なる一大海洋が印度の北方に存生すること、始めて歐洲人の發見するところとなり、翌年、葡萄牙王イヌスマイル一世はアンドレードを使節として支那に向つて遠征隊を發し、千五百五十七年に廣東河口に一要港を占むるの許可を得て、之を澳門マカオと號するに至りしが、彼等は支那海を來往する間に、遙かに臺灣を望みて、之れに *Ilha Formosa* なる名稱を附す、*Formosa* は、其美麗を嘆賞するの意なり。此に至りて、初めは、琉球として知られ、次は北港ボツカンとして知られ、東蕃として知られたる島嶼は、「*フォルモサ*」として、普く天下に紹介せらるゝに至れり。已にして葡萄牙と海權を争ふ諸國も、また其の後を追ふて東洋に來り、一五七一年には、西班牙は、マニラを得て貿易の駐屯所となし、一八九五年には、荷蘭は、コルネリヤス・フートマンを使節として、艦隊を發して、容易にジャバアを得て、東洋の駐屯所とするを得たりしかば、遂に數年の後、荷蘭東印度會社を組織するに至る。之れより荷蘭は、ジャバアを根據とし、數ば澳門マカオを襲ふて勝たず。一六二二年、また六艘の軍艦、二千の兵を以つて、之れを攻めて利あらず、退きて澎湖島に據りて城を築き、數々船を廈門に送りて沿海を掠略し、支那官吏を苦しめ、後、使節を發して通商の爲め、葡萄牙の如く一

地域を得んことを乞ふ。福建官吏は往復數回の後、支那本土に於いて之れを許すを拒絶し、澎湖島の對岸に化外の一大島あるを以つて、此の地に駐屯して貿易するを許可すべしと云ふ。此に於いてか一六二



蘭領時代蕃人馬字

三年、蘭人直ちに今の安平地方(當時安平地方は自から小島をなし本島と相離隔したりと云ふ)を占領し、城塞を築きて臺灣島と名づけ、其の城をゼーランジャ Zeelandia と稱す、然れども臺灣本島は依然としてフォルモサの名を以て知らる。明史の著者が蘭人が始めて臺灣の名を附すと云ふもの信あるなり。

蘭人の經營成る 蘭人當初にありて、臺灣に於ける日本人支那人に對しては、慇懃にして決して貿易を妨害せざるべきを約したりしが、其の既にゼーランジャ城を築き、進みて今の臺南に Providentia 城(赤嵌城)を築くに至りては、急に其の態度を一變し、砂糖、米穀に對して輸出税を賦課するに至りし

が、支那人は私かに不平を鳴らしなから之れに服従したれども、日本人は先住人たるの權利によりて免税せらるべきものなるを主張し、蘭人は其城寨と砲銃の威を恃むと雖も、日本人はまた不法の事あらば、

長崎に於ける荷蘭貿易に對して復仇するの武器を有するを恃み、双方確執して容易に下らざりき。此時臺灣全島にありし支那人は已に二萬五千人に達し、日本人は其數に於て支那人に及ばずと雖も、其貿易に下したる資本は、支那人よりも大なりしと傳へらる。今や蘭人は其の船舶、武器の製作が日本人に優ると組織あるの故とによりて、此の先住者を超へて此新領土の主人となり、其利益は一六二七年のみにても、殖民地に要する費用二千一萬四千ギルダアを控除して、バタヴィアの政廳に送りし純益八萬五千ギルダアに達したりと云ふ。彼等は支那に於て一商港を得んと欲して東洋に來りしに、意外にも巨大なる殖民地を得たるを以て、其成功は彼等を鼓舞して、永久統治の基礎を定むるに銳意せしめ、生蕃を撫恤して其心を得んとし、或は荷蘭語を教へ、荷蘭土語對譯の字書を作りて基督教を教へ、學校を建て、教育の恩恵を婦人にすら及ぼし、水利を開き、開墾を勵まし、嘉義附近に至れば、今尙ほ紅毛井なるものを見るを得べく、新竹附近に至れば、紅毛田驛あるを見る。而して當時はゼーランジャ城を作るに、煉瓦は一としてバダウイヤより持ち來りしものにあらざるはなしと云ふ。其苦心の跡略ほ想像すべきなり。彼等は又其政廳附近の地を分ち、各々其長老を撰擇せしめ、長老には政府より名譽の記章を與ふ、彼等は此の地に於て、確かに殖民地經營の才幹を示したりしを以て、其威勢東海岸にすら波及したりき。

濱田彌兵衛總督ヌイツを捕ふ 荷蘭は如くの如くして殖民政策に成功したりと雖も、其政策が國家の政策にあらずして、一會社の政策なるが爲め、排他利己の短見政策に陥るを免かれず。殊に日本人は、悍強にして御しかたきを以て、荷蘭政府の官吏の眼中に於て、

最も嫌悪すべき人種なりと認められしが爲め、事ここに支吾せしが、此の支吾は西暦千六百二十七年(寛永四年)に於て事實の上に顯はれたり。當時長崎の船長にして冒險者なる濱田彌兵衛なるものあり、此年四月、十五門の大砲を備へたる大船に乗じ、四百七十四人の冒險者を募りて臺灣に向ふ。此時募に應したるもの、中には、支那人も少なからざりき。此冒險的航海の目的は之を察するに難からず。彼等は普通の商船として航行の認可を得たれども、其實臺灣の荷蘭政廳に對して禍心を包藏するものなりとは、何時とはなしに風説せられたりき、故に此の船の臺灣に寄港するや、蘭人は直に命じて、碇泊中は其武器一切を荷蘭の警察署に收藏すべしと命じたれども、船長は之を拒絶して容易に之に應ぜざりき。荷蘭總督マイツは武力を以て其命令を實行するを欲せず、彌兵衛を其家に招きて懇談し、懇談に次くに大饗を以てし、其酔臥するを見て船長の承諾したる名として、人を船中に派して武器を押收したり。已にして彌兵衛目醒むるや、其武器の押收せられたるを見て、驚憤禁する能はず、沸然として袂を拂つて臺灣を去りしが、其去るに方りて私かにシロカム種族の土人十六名を誘ふて去る。荷蘭總督は彌兵衛が之を含めて、長崎に於ける荷蘭商人に對して復仇せんことを恐れ、願末を平戸なる荷蘭商館に報じ、若し誠實平和なる日本商人にして來らば、臺灣總督は必ず相當の保護を與ふべきことを、日本商人に普知せしむるの手段を取らしめしが、次で荷蘭の臺灣占領に對する日本政府の危疑の念を緩和せんと欲して、自から日本に渡航したり。然るに驚くべきは、彌兵衛が誘捕し來りし土人は、全權大使として入貢するものなりと僭稱せしめられ、綺羅を粧ふて將軍に謁見したるを發見したり。此に於て、マイツは自から其虚偽の使者にして、其實誘捕兒に過ぎざることを證明せんと試みたるも、其効なくして歸りしが、寛永五年(西暦千六百二十八年)四月二日二艘の日本船安平に來りて貿易せんことを乞ふに遭ふ。船長は例によりて乗組員の武器を押收し、先きに誘捕せられて江戸に到りし土人十六人を執へて、其十一人を牢獄に投したれども、其船長は柔順に其命を奉じた。已にして船の出發せんとするに際し、船長は總督を城外の別邸に訪問し、閑話を交へつゝある間に、一隊の日本人大刀を抜きて草間より躍り出て、總督に迫る。總督は其伏兵の首領が濱田彌兵衛なるを見て、驚愕して已を失したるとき、彼の手足は已に縛せられ、彼を救はんとしたる蘭人は、或は斬殺せられ、或は傷を負ふて倒れ、兵卒來りて大砲を發するも、徒らに蘭人を傷くるのみ。此に於て、總督は其の部下を制して、威力を用ゆるを避けて、平和の談判によりて局を結びしめんと欲して其意を部下に通するや、部下相會して

日本人が果して平和の談判によりて局を結ぶの意あるを示さば、總督の命を奉すべく、若し日本人の意真に復仇にありて平和談判を望むものにあらずんば、總督の生命は惜むべしと雖も、直ちに日本人を一掃せざるべからずとなし、使を發して日本人と交接せしむ。濱田等固より衆寡の敵すべからざるを知るを以て、平和談判によりて紛議を解かんと欲すと答へ、遂に相方の使者相會して、(第一)總督の子、及び一官三蘭人を人質として日本人に渡し本國に同伴せしめ、日本人は又た、長崎の代官末次平藏の姪を加へ、五人の人質を濱田彌兵衛に與ふること(第二)蘭人が拘禁したる十一人の土人、及び支那通譯を放免して没收したる財産を還附すること(第三)相當の贈物を濱田彌兵衛に與ふること(第四)日本人が支那に於て得べき絹二萬疋は蘭人の爲めに失はれしにより、蘭人より、之を日本に償ふことを協約して、此危變の局を結びたりしが、此の前後に長崎代官末次平藏は、濱田彌兵衛と同伴したる蘭人ミュイセルを初めとして四十七人を牢獄に投じ、三年の後ミュイセル及總督マイツの子は、獄中に死去したり。此の前後、臺灣に於ける日本人は、荷蘭の政令に服せずして悉く退去したるを以て、濱田彌兵衛の一擧は、日本人の燈火が滅せんとして、明かりしに異ならざりき。

西班牙人來る

茲に荷蘭に先ちて、マニラに東洋貿易の駐屯所を得たる西班牙は、今や荷蘭が臺灣に成功したるを傍觀する能はず。寛永三年(西紀一六二六年)ドン・アントジヲ・ヴァル・デスを將としマニラより遠征軍を發し鷄籠島を占領して、サン・サルヴァドル San Salvador 城を築き、更に淡水港を占領して、サン・ドミンゴ San Domingo と命名し、民政を布き、宗教を弘布して、永久占領の基礎を立つるに至りしかば、南方に於ける荷蘭總督は、之を以て荷蘭の勢力發達を沮害するものとなし、一面バタヴィアの政府に形勢を報じ、一面西班牙政府の所業に注目せしが、遂に寛永十年(西紀一六四〇年)葡萄牙と西班牙が、其政治的聯合を斷つの後に至り、荷蘭は始めて西班牙を臺灣より追放せんとするの意を決し、翌年荷

蘭總督ボウラス・ツラウデニウスは書を鷄籠なる西班牙の總督に送りて、速に鷄籠を以て降るべきを勸告し、然らずんば兵火に訴ふるの外なしと云ふ。西班牙總督ゴンサロ・ボルチリス之を拒絶せしかば、蘭人は直ちに軍艦を發して鷄籠、淡水を攻撃して勝たず、已にしてマニラの西班牙政府が、ミンダナヲ攻撃せんが爲め、鷄籠の兵を減するや、荷蘭探りて之を知り急に艦隊を發して、また鷄籠を攻む。此時西班牙の兵極めて僅少なりしも、城を守ることに三週日にして力盡きて降服し、臺灣全島悉く蘭領となる。此に於てか蘭人は、銳意して政令を布き、教化を行ひ、宗教家又た力を政府に合して全島を改化せんと欲して、手段百端至らざるなく、生蕃人また悦んで蘭人の用を爲すに至れり。此時支那政府は外、滿洲に侵略せられ、内は宦官の弄柄によりて民心を失し、流賊蜂起して四百餘州一大鐵火の衢と化せしかば、人民彷徨、身を托するの地なく、相率ひて臺灣に來るもの多く、臺灣は自から一大産業地とならんとし、一六五〇年(順治七年)頃には支那人より納めたる人頭税のみにても三萬三千七百レアルに達し、一人一レアルの狩獵税は、三萬六千レアルに達せしかば、荷蘭人は其前途に關して荒唐なる想像を畫きて、自から樂しみつゝありき。

鄭成功臺灣を取る 一六五九年、鄭成功三千の船を率ゐて進みて鎮江を陥れ、金陵に迫り、檄を四方に發せしに太平、寧國等の府縣歎を通じ、東南の人心大いに震ふ。已にして、兩江總督朗廷佐の詭計に遇ふて敗れ、戰艦五百を失つて厦門に歸る、清兵即ち更に戰艦八百艘を發して之れを追ふ。此時國姓爺

の有する所四百艘のみ。然れども、彼れ猶之を以て善く戦ひ、屢、清兵を破りぬ。清廷は即ち南京より廣東に至る沿海の人民に命じて海岸四里(清里)に於ける家屋城市を破碎して、内地に逃竄し、國姓爺等をして據るの地なからしむ。此に於てか、鄭成功は、其根據を對岸の臺灣に求めざるべからざるに至り、私かに其形勢を窺ひ、臺灣在留の支那人もまた私かに使を發して鄭成功の侵入を促がす。此時に臺灣和蘭政廳の通譯に何斌なるものあり、其實海賊にして日本甲螺の一人なりしが、罪を得て亡命し、臺灣の取るべきを成功に告ぐ。蘭人もまた其侵略の野心を推察せざるにあらず、其總督の屢、書を發して之をバタヴィヤの政廳に訴ふと雖も、政廳之れを信せず、總督を以て怯懦なりとなし、却りて臺灣防禦の艦隊を以て澳門を攻撃せしめ、また轉じてバタヴィヤに歸らしむ。鄭成功謀して之れを知り、一六六一年八月三十一日、厦門、金門の兩島より、數百の戰艦と二萬五千の兵士を發し、澎湖島によりて臺南の北方に上陸するや、無數の支那人は雲來霞集して之を迎ふ。其兵士を見るに背に矢を負ひたるものあり、柄の長さ三尺に達する長刀を揮ふものあり、騎兵に代はる疾走兵あり、楯を掲げて敵陣に闖入し、死生を顧みず、凡ての兵士は皆鎧を以て其身を固む。而して少數の銃兵と砲兵とを有す。是等は固より兵器と戦法に於ては、蘭人の敵にあらず。然れども、鄭の來ると共に、久しく蘭人の制令を奉じたる全島の人民悉く叛亂し、生蕃も又起つて支那人に黨し、宣教師を殺傷し、其宗教上の用書を毀擲して、自由を得たるを賀するものあり、城に入らざりし蘭人は、其財産を沒收せられ、其婦女を辱められ、あらゆる不義暴虐、一とし

て行はれざるはあらず。此の如く全島の人心を失したる蘭人は、孤軍の守るに足らざるを知り、戦はずしてプロヴィデンチヤ城を捨て、降りしかば、鄭成功は更に進みてゼーランジャ城を圍みしが、蘭人容易に下らず、堅守九ヶ月の後、遂に城を開きて降る。然れども此降伏は無條件にあらずして、下の如く條



セーランジャの戦

約を結びたる結果なりき。第一、蘭人は必要なる食料、彈藥を携へ去ること。第二、蘭人の私有財産は之れを携帯し去ること。第三、蘭人が一定の金錢を携帯し去ること。第四、蘭人は樂を奏し裝藥したる武器を携へ退却すること。第五、捕虜を交換すること。第六、鄭成功は其の奪ひたる船舶を還附すること。第七、商會の財産城寨を鄭成功に譲り與ふること。第八、政府の國書は凡てバダグイヤに携へ去ること。此くて、荷蘭總督コーエット Coyett は、一六六二年九月、其殘餘の兵士千人と、官吏商賈とを率ゐてバタグイヤに去り、臺灣の荷蘭殖民地は經營三十八年にして全く一掃せられ、其教へたる美風良俗もまた共に消滅しぬ。

鄭氏の末路 鄭成功已に臺灣を征服するや、即ち朝廷を開き、文武百官を設け、屯田永駐の計を爲さ

しめ、全島に令して農業を勵まし、故なくして田園を荒廢する能はざらしめ、官守を嚴にし、紀綱を振作せんことを勉む。而して其長子鄭經をして厦門に駐屯して、附近水陸の兵を領せしめ、別に澎湖島に將軍を置きて、之と相策應し、更に西班牙ドミニカンの僧侶にして厦門に駐在せるゲキットリヲ・リツシヲを使節としてマニラに遣はし、臺灣王の制令を奉せしめんと欲す。マニラ政廳の西班牙官吏は略ぼ其來聘の目的を察知したるが故に、八千の歩兵一百の騎兵を集めて危變に備へ、禮を厚ふして使節を待つ。此時に方りてマニラ在留の支那人は、已に驚くべき多數に達し、國姓爺が臺灣を占領して蘭人を追放したる成功に醉ふて、往々放縱なりしが、今やゲキットリヲ・リツシヲの來聘に會ひ、臺灣に於ける同胞の私信によりて其目的を知るを以て、民心動搖すべからず、遂に西班牙官吏の挑發に應じて、一揆を起すや、豫じめ準備せる政廳軍隊の爲めに一舉に擊攘せられ、全島の支那人屠殺せられしが如く滅亡し、僅かに西班牙人の驅使に應ずる賤民を殘したるのみ。かゝる意外の危變を生じたるがため、リツシヲは何等の結局を得ずして、臺灣に歸りしかば、人心沸騰、必らずマニラを屠りて甘心せんと云ふに至りしが、國姓爺は不幸にも此の間に病を得、一六六三年七月、三十九歳にして永別を其の新領土の人民に告ぐるに至れり。彼は海賊の群中に人となりしと雖も、單純なる海賊にはあらず、其父方よりは權數術略を傳へ、母方よりは果敢剛勇を傳ひ、而して時勢は彼に偉大なる希望を與へ、統御の力あり、組織の能ある一個の英雄を製作せり、彼をして南京の官場に生れしむるも、恐らく明清革代の間に處する一大異采たりしならん。

其臺灣王として爲すところを見るに、經綸あり、希望あり、公儀あり。また一個創業の英才たるを失はざるものなりき。臺灣の朝は、鄭成功の一身を中心として其人存して其政存するも、其人亡びて其事また去らざるべからず、鄭は其朝廷の制令が深く人民の心俾に入らざるに先ちて、世を辭したるが爲め、彼の後には唯混亂あるのみ。彼れが死するや臺灣に在る將士は、鄭經が曾て父の怒りを招きしことあるを以て、之をして王業を繼がしむるは父の志にあらずとなし、相議して成功の弟襲を擁して臺灣王となす。然れども、厦門に於ける將士は之に服せず、鄭經が正統の王たるを唱へて、之を擁立し、兵を發して臺灣に向ひしが、鄭經が正統の權利は、直ちに全島の支那人に認められ、人心多く之に向ひしかば、彼は平和の間に僭偽者を廢して之れを宥るし、再び厦門に來りて軍務を見たりしも、人心萎微して振はず、北京の朝廷は謀して之れを知り、兵を發して之を攻めんとす。時にバタヴキヤの荷蘭政廳もまた十六の軍艦、一千二百三十四人の陸軍、一千三百八十六人の水兵を發して、前年の報復を圖らしむ。其水師提督即ち福建總督と相約して、共に鄭を厦門に攻めんとし、福建總督は之に酬るんが爲め、荷蘭を助けて臺灣を掃蕩せんと期す。此くて數次の激戦の後鄭經は厦門を捨て、臺灣に退き、使を四方に發して貿易の道を開き、内は農業を勧め、教育を勵ませしかば、臺灣の人民は暫く泰平の化に浴するを樂しむ。然れども功名の念と、君父に對する義務の念は、少王をして一日も中原を忘れしめず、一六七九年、二萬の兵を發して厦門に入り、泉州漳州を攻む。城固くして拔けざるもの數月、已にして大兵三方より來りて鄭を攻め、數次の激戦

の後、鄭また再び臺灣に退かざるべからざるに至る。鄭は之れより大陸侵畔のまた容易に企つべからざるを知り、力を内政に用ゐて、士民の敬愛を受けしが、一六八二年、三十二歳にして病を以て死し、其の庶子鄭克塽立つて王となる。鄭經の母董氏初めより之を以て經の子にあらずとして、嫌惡し、別に次子鄭克塽を愛せしかば、二王に黨するもの内に相争ひ、遂に克塽を弑して克塽を立つ。福建總督、間に乗じて黄金を臺灣の宦官に散じ、將士の間を離間せしめ、一六八三年(康熙二十二年)水師提督施琅、大兵を率ゐて臺灣を攻めんとして、先づ澎湖島に向ふ。時に鄭克塽の臣僚、私かに之に應ずるもの少なからず、呂艚等首として使を遣はして、臺灣の情偽を内報す。故に劉國軒、馮錫范等能く戦ふと雖も、守る能はず。退きて臺灣に入り、遂に鄭克塽を擁して降る。鄭氏が荷蘭人を追ふて臺灣を領し、より、實に二十一年にして、全島又た清朝の領圖に入る。

感懷兼悼延平王

張蒼水

擬將威斗却居延。捧讀珠槃事渺然。龍鬪幾人開貝闕。鶴歸何處問芝田。引弓候月爭相賀。挂劍寒雲祇自憐。想到赤符重耀日。九原還起聽鈞天。

送羅子木往臺灣

中原方逐鹿。何暇問虹梁。欲攬南溟勝。聊隨北雁翔。鸞帆天外落。蝦島水中央。應笑清河客。輸君是望洋。

第三二節 創業期の財政

順治元年、清廷が明國覆滅の後を承けし時は、海内亂麻の際なりしかば、何等財政についていふべきものあらず。清國の記録によれば、此年五月攝政睿親王の、先づ北京に入る、城内官民の家屋を徵發せられしものに對しては、三年の賦税を免じ、其の家屋の人にして、滿洲人と同居するものには、又一年を免じ、大兵經過の地方にて、田地の傷らるるものには、當年田賦の半を免じ、黃河以北の各府州縣は、三分の一を免すとあり。此れ固より、一時權宜の所分に屬し、永久に財政に影響するものにあらず。其財政に至大なる關係あるは、即ち所謂明季三餉の免除これなり。今之を説くに當りては、先づ少しく明代の財政の梗概を述べざるべからず。

萬曆朝に於ける明國の財政 明國の大御所時代ともいふべきは、萬曆朝を推す。該時代の官民田は、總べて七百一萬三千餘頃を計へり。税は、夏秋の二季に分徵せられしが、其夏税は米麥總べて四百六十萬五千餘石、内百九十萬三千餘石は、京師に運送し、餘は悉く各行省に存留すべきものとす。鈔紙幣五萬七千九百餘錠、こは官府の所用に空名を存する外、一般には全く信用なく、已に弘治・正徳の頃より實際通用せざりしなり。絹二十萬六千餘匹、其秋糧は米麥總べて二千二百三萬三千餘石、内千三百三十六萬二千餘石は京師に運送し、餘は悉く存留す。鈔二萬三千六百餘錠、屯田六十三萬五千餘頃、花園倉基千九百餘所、徵糧四百五十八萬四千餘石、糧草を銀に換納する額八萬五千餘兩、布五萬石、鈔五萬餘貫、各運司より提舉する大小引鹽二百二十二萬八千餘匹と

す。此數字は、明國の初世、及び中世の兩期に於ける田税に比較して、大なる出入なきを見れば、明國一代財政の大體は、これにて徵知するを得ん。其餘歲入の主なるを示せば、左のごとし。

- 内承運庫慈寧慶乾清三宮子粒銀四萬九千餘兩、金花銀一百一萬二千餘兩、金二千兩。金花銀とは内廷御用なり。
- 廣惠庫、河西務等七鈔關、鈔二千九百二十八萬餘貫、錢五千九百七十七萬餘文。
- 京衛屯、鈔五萬六千餘貫。
- 天財庫、京城九門、鈔六十六萬五千餘貫、錢二百四十三萬餘文。
- 京通二倉、并薊密諸鎮漕糧四百萬石。
- 京衛屯豆二萬三千餘石。
- 太倉銀庫、南北直隸浙江江西山東河南派剩麥米折銀二十五萬七千餘兩。折銀とは即ち銀に換へたるを云ふ、以下同じ。
- 絲綿稅絲農桑絹折銀九萬餘兩。
- 綿布苧布折銀三萬八千餘兩。
- 百官祿米折銀二萬六千餘兩。
- 馬草折銀六萬三千餘兩。
- 兩京五草場折銀六萬三千餘兩。
- 各馬房倉麥豆草折銀二十餘萬兩。
- 戶口鹽鈔折銀四萬六千餘兩。
- 薊密永昌易遼東六鎮民運改解銀八十五萬三千餘兩。
- 各鹽運提舉餘鹽課稅銀一百萬三千餘兩。
- 黃白蠟折銀六萬八千餘兩。

霸大等馬房子粒銀二萬三千餘兩。
備邊拜新增地畝銀四萬五千餘兩。

京衛屯牧地增銀萬八千餘兩。

崇文門商稅牙稅一萬九千餘兩、錢一萬八千餘貫。

張家灣商稅二千餘兩、錢二千餘八百貫。

諸鈔關折銀二十二萬三千餘兩。

泰山香稅二萬餘兩。

臘罰銀十七萬餘兩。

商稅魚課富戶歷日民壯弓兵并屯折改折月糧銀十四萬四千餘兩。

北直隸山東河南解各邊鎮麥米豆草鹽鈔折銀八十四萬二千餘兩解とは送達するなり

此外諸雜物の條目、繁瑣に互れるは具さに載せず。所載の歲入は但だ中央政府と國境の軍營とに起運する者のみを計り、地方の存留はこれに與からず。

以上は、明史の撰者が、萬曆朝の簿冊を案じて記載する所なるが、吾人の煩瑣を厭はずして、此に鈔録せるは、清朝の初年の歲入の、大率ね萬曆朝の舊に仍りて、之に多少取捨を加へたるに過ぎざればなり。

明季の三餉及び其免除

以上は明時財政の常經を示せるものなり。然るに、其中世以來、正德嘉

靖間より、附加税は、屢々増加され、正税すら、已に其舊に非らざるべしといへば、明國の財政は、此時早く紊亂の漸ありしを疑はず。明史によるに、嘉靖中、増額北方諸府、及び廣西、貴州以外の地方より、銀一百十五萬の附加税を徵せしも、こは蒙古なる俺答汗エルダグの入寇に由れりといふ。萬曆の始、著名なる張居正は、宰

輔の首位に在り、彼は、天下の民田を丈量し、一時驟かに増加せるもの三百萬頃に至るといへり。彼れ、頗る額外の税を徵するを以て有司に争はれしかば、小弓(丈尺を縮少し)に改めて、以て田の額數を多くするを求め、或は見田に過分の税を課して、虚額に充つる等の事あり、爲めに、一田にして二重の税を賦せられ、或は田なくして賦あるものを出し、是よりして財政大に紊れたりと稱せらる。然りしに、萬曆の末年遼東に兵を用ゐし結果は、遽かに賦を加ふること五百二十萬兩の多きに及びぬ。每畝九釐を
加へしなり之を遼餉と謂ふ。崇禎二年、又、兵餉の足らざるを以て、萬曆に加ふる所の外、再び三釐を増し、十年、楊嗣昌、又請ひて二百八十萬を増し、舊額の糧に每畝六合を加へ、一石銀八錢に折す。一兩は十
錢なり之を勦餉と謂ふ。勦餉は、期一年にして止むべき豫定なりしも、十二年に至り、嗣昌は、更に請ひて、勦餉の外に、又練餉七百三十萬を増す、先後の増税額通計千六百七十餘萬、舊餉と并せて殆ど二千二百萬、是れ所謂三餉なり。睿親王が軍民に諭すの辭に、惟だ此三餉、正供に數倍すといひ、又云く更に召買糧料あり、名は官に當りて市を平にす、爲せども、實は則ち畝を計りて徵を加ふ。初めには准して正糧となすと議せるも、既にして鎖算を與へず。時ありて米價騰貴して每石四五兩に至るも、戶部にては、止だ五分一を給するのみと、此等は、明末秕政の中に、其最も大なるものとせざるべからざるが、睿親王は、先づ蠲免の諭を下し、尋で、世祖は、此意を申明し、其他明時歲入に在りても、多少豁免を予へたるものなきにあらず。かくして、財政の方鍼は、略ぼ定立するところありしが、其徵收額は、一部を除く外、數目の何等明徵すべきものあらざりしがごとし。順

治三年、戸部に下せる諭に、今、特に大學士馮誥を遣はして戸部に往き、尙書英俄爾岱イウオルタイと、在京各衙門の錢糧、欸項、數目、原額若干、現今何の收支鎖算を作せる、在外各直省錢糧、明季加派三項所謂三餉、蠲免若干、見在田土、民間實種若干、實徵起解存留すべき實際徵收し得て京に送り省に留むべき額なり若干、内に在りて各該管衙門に責成し、外に在りては撫按を責成し、嚴覈詳稽して、賦役全書を擬定し、朕に進めて親覽せしめ、天下に頒行せしむ、とあり。順治八年六月、魏象樞が献言に國家の錢糧、部臣戸部は出を掌どり、藩臣直省布政は入を掌どる、入數清ならず、故に出數明かならず、請ふ八年より始となし、各省布政使司は、每歲中に於て、通省の錢糧を會計し、欸項を分別し、冊を造りて、該督撫按に呈送して查覈せしめ、黃冊一卷を共繕し、撫臣は、總數を會奏し、本に隨て御覽に進呈し、仍ほ清冊を造りて、在京各該衙門に咨送し、互に相查考せしめば、既に薄臣の欺隱を杜ぐべく、又部臣の參差を覈すべし、とあり。見るべし、會計の整理稍緒に就きしは、實に順治七八年の際よりせしことを。かの康熙朝の大學士張玉書が、其出入の相償はざる狀を言ひしも、實に此年間よりし、實錄によれば、田地、水蕩、畦地の數、徵銀米豆麥草の額を記せしも、亦此年より始まりしなり。

順治朝徵稅の内容

大學士張玉書が記する所は、順治一朝財政の始終を總括して、其要領を得る者なれば左に之を掲ぐべし、曰く

從來創業の主は、勝國の資を享有し、征斂を煩はさずして、而して國用滋々富む。漢の秦を承くる、唐の隋を承くる、明の元を様くる、皆な此道なり。惟だ宋は、五代紛争の後、に當り、海内衰耗し、や、漢唐に遜

る。而かも左藏の庫は、積金山の如くなれば、則ち猶餘蓄あり。前明の末、稅政民を厲げ、始め軍興旁午を以て、議して遼餉を加へ、繼で民貧しく盜起るを以て、復た勦餉を加へ、終りに各邊抽練を以て、復た練餉を加ふ。藝いるなきに催科し、中外蕭然たり。國家仁義の師を以て、關に入りて寇を靖ぐるに迄び、中原の赤子、業已に百戰の餘に折骸斷骨し、其所謂内庫の帑藏、又已に盡く賊刼に罹る。蓋し實に我一空虛の國を遣せるなり。世祖章皇帝、既に大業を定め、疲民に衽席し、詔を下して、首として三餉を除くこと、焚溺を拯ふがことし。繼で賦役全書を定め、一に前明萬曆中年の舊額に準ず。稅斂亦甚だ薄し。獨り是れ多方未だ靖らがず、虎旅四征す。今年兩浙を下し、明年は閩を定め、又明年楚蜀に克ち、金を輦し粟を輸すること、道に相望む。順治八九年間に方りて、歲入額賦一千四百八十五萬九千有奇、而して諸路の兵餉歲需一千三百餘萬、加ふるに、各項の經費二百餘萬を以てす、計歲出一千五百七十三萬四千有奇。出の入に浮くるもの、又増餉二千萬に至り、嗣で又増じて二千四百萬に至る。時に額賦の入る所存留項を除く外、僅かに一千九百六十萬、餉額缺くること四百萬に至り、而して各項の經費は、猶與らず。國用の匱乏、蓋し前代に視ぶれば、獨り甚しと爲す。而かも、我先皇帝、民を愛すること子の如く、必ず苟且目前の計を爲し、額賦外に於て少しく毫末をも加ふるに忍びず。冗員を汰し、繁費を抑へ、躬から儉約を行ひて、天下の先と爲り、親政より以後、在宥十年、未だ嘗て一不急の工を興し、一玩好の物を採らず。軍需浩繁なるも、悉く給を節省の餘に取り、而かも帑金を發して以て凶荒を賑は

し、田租を賜て以て疾困を甦らしめ、數歲の中、詔書屢々降る。古より開創の主、寛仁恭儉なること、未だ斯くの若きの盛なる者あらざる也。

と、當時の財政は、これにて想像すべし、但だ疑ふべき者は、遷都の初に於て、如何の方法によりて、兵餉、其他の諸經費を支辨せしかに在り。順治元年九月、睿親王の諭文に、盛京の帑銀を將て、取ること百餘萬に至り、後又輓運絶たすと見え、同二年十月に、朝鮮國が諭文に遵て、白米七百八十餘石を送り至りしことあり。然らば、即ち其の根本の地たる滿洲の蓄積を傾けて、北京附近の駐屯の兵餉に充用し、其の足らざる所は、之を朝鮮に求むるに至りしことは、稍々其詳を得べきがごとく、且つかの大號煥發の際、大兵經過せざる地方は、三分の一を免すといへるを見れば、此の草創の際、簿冊は未だ具はらされど、決して錢糧の徵收を全く廢せしに非ざるを知るべし。順治元年九月、又睿親王が、城堡營衛文武各官及び軍民人等に諭せる中に、「爾等但だ糧草を備辨して、軍前に齎らし送れ、此外、秋毫も擾さじ」とあり。知るべし、兵餉を新領土より徵發せるの多かりしことを。其所謂三餉を除くこと、焚溺を拯ふが如しといへる張玉書の言の、果して惠澤の實際に民間に及びしや否やは、殆と未だ知り易からず。順治七年、睿親王は、邊外に於て避暑地の一城を建造せんが爲に、錢糧二百五十四萬兩を附加せしことありしが、親王死して後、此し工程を停止し、其の附加せる錢糧の、已徵せる者は、百姓に發還し、未だ徵せざる者は、即ち停徵を行はんとせしが、其官吏及び徵稅吏等が、私曲を行はんと恐れ、姑く原命に照して徵完せしめ、其數目を查照し

て、次年度の正額錢糧より開除せしむべしと上諭を下せしに、八年に至り、魏象樞の奏する所に據れば、有司が錢糧を派征すること、皆吏胥里役の手を假り、或は蒙蔽せられて知らず、或は通同して弊を作す。朝廷には、浩蕩の恩ありと雖も、而かも、小民は、終に未だ剝削の苦を免かれずとあり。此等の事實を以て、其他を推すに、清人が口を極めて稱揚する順治年間額賦を加へざるの政策も、其實際、人民に幾許の惠澤ありしかを疑ふは、當日の事情より視て寧ろ當然の事とせざるを得ず。

軍費と財政

要するに、順治年間には、百事草創、財政の困難を極めたる時代にして、之を補充する手段

としては、六年に、戸部等の衙門の奏により、邊疆未だ靖らがず、師旅頻りに興り、一歲の入る所、一歲の出に供するに足らずといふを名とし、監生、吏典、承差等の賣官法を開き、併びに、内外の僧侶、道士等に度牒を給し、八年に至りて、瑣屑體に非ずとし、徒杖等の罪をば、折贖罰金に換て此の僧道度牒の項を免したり、折贖罰金に換するを准せることあり。同年に、江南巡撫王國寶は、兵餉足らざるを以て、旨を請ひて、附加税を徵せしことあり。其他は、即ち冗官冗兵の裁汰を以て、唯一の節省策と爲せるものごとく、十八年間、此等の記事、歲として之れなきはなく、悉く記するに違あらず。凡そ經費を節減すべきものは、講究具さに至り、地方土産の進貢すらも、錢糧の糜費を恐るゝの故を以て、之を停めしむるに至れり。一方には、賦役全書已に成りて、十四年に至り、重訂を經、所謂一代の良法を編定せるも、而かも康熙三年の上諭を讀めば、順治元年より十七年に至る、拖欠未納額を指す銀共二千七百萬兩有奇、米七萬石有奇、藥劑十九萬斤有奇、紬絹布匹等の項九萬有奇ありしとあり。かく

て、世祖の世を終る迄で、支出の數は、常に收入に超えたれば、帝の遺詔として發せられ、自ら其罪を數へし項中、國用浩繁、兵餉足らず、而して金花錢糧は、盡く宮中の費に給し、未だ嘗て節省發施せず、度支置しきを告ぐるに及ては、毎に諸王大臣に會議せしめ、未だ別に奇策ある能はされは、たゞ俸録を裁減して、以て軍餉を贍らすことを議す、との一項あるは、かの張玉書等過稱の言と、斟酌參照して、其實情を推測すべきなからず。之を終ふるに、世祖の崩後に於て、直隸各省の田賦には、明末の時の練餉の例を照し、順治十八年一箇年を限り、一分を加派し、銀五百萬兩を徵して、以て軍需を濟すことの已むべからざるに至れるは、特に注意を値す。會典に據れば、順治十八年、天下の田土五百四十九萬三千五百七十六頃有奇、賦銀三千五百七十七萬六千六百四十七萬九千四百六十五石有奇にして、每畝賦銀約三分九釐、糧一升一合有奇、此を萬歴の時に比するに田畝の數に於て、已に二百餘萬頃の減少あり。其賦額は、彼は米麥を以て算し、此は銀兩を以て算するも、若し康熙四五年度の頃、江蘇浙江二省の白糧、每石例二兩に改折せしより推せば、當時民間の米價は、每石七八錢に過ぎず、故に二兩の銀の換算は、頗る人民に取つて苛税たりしなり、是れ僅かに千有餘萬石に値らざるを得ず、其明代の盛時に減すること甚し。康熙帝の言に、本朝に入りてより以來、外廷軍國の費は、明代と相彷彿すといへば、其支細の由る所、明らめ難からず。必ずしも、順治帝の遺詔の、自ら責むるがこときのみならずと知るべし。

康熙の初政と三藩の叛亂

順治帝の末より、南方諸省の叛亂も漸く戡定に就きたれば、康熙の初年には、頻りに租稅蠲免の舉あり。加ふるに、康熙帝冲齡にして位に即きしこと、内廷の費用、亦大に節

の途を得たれば、十三衙門を裁撤し諸種營造を罷むる等省費甚だ多しかの明代の練餉に倣ひし附加税も、之を停止することを得、二年には、順治元年より十五年に至るまでの民間の滯納税を免じ、四年には、又順治十八年以前の未納を免し、又九年に、江南南昌七州縣の浮糧十四萬九千餘石、米折銀十九萬五千餘兩を免減せし等、歲として之れなきなし。一方には、財政の整理も亦益々緒に就きたれば、二年に、戶部は議して、給事中吳國龍が奏を准し、直隸各省の京に送る各項錢糧、順治元年より總て戶部に歸せしを、七年に復た各部寺をして分管催收せしめたるより、歛項繁多にして、奸弊を滋し易きを致したれば、康熙三年より始めて、あらゆる雜項は、俱に地丁錢糧と稱し、十分の考成を作し、毎年正月、兵餉に控撥するを除く外、其餘は通して戶部に送り、各省各々簡明の賦役冊を造具し、戶部に送りて查覈せしめ、各部寺衙門の應さに用ゐるべき錢糧に至ては、年前に數目を具題し、次年戶部に於て支給し、仍は年終に於て覈報することとなり、收解の制、漸く是に於て定まれり。十一年には、戶部の議にて、給事中趙之符の奏を准し、順治十六年雲南を征する時、平西王吳三桂並に經略巡撫等會議して、糧米敷ねからざるによりて、四斛を以て一石と爲し徵收せしを、今地方已に定まれば此の加徴せる兩斛米麥は、康熙十二年以後除免すべきこととなり。此くの如くなれば、康熙十二年頃には、此等の除免を経たる餘を以てするも、徵錢二千五百萬以上に至り、米豆麥六百餘萬に及びたりしが、忽ちに三藩の叛亂に遭ひ、西南八九省の地、復た兵馬の區とふる。東華錄に據るに、康熙十四年、十五年、十六年は之を十二、三年に比して、徵銀を減すると四百萬内外にして、十七年、十八年、十九年、二

十年は、三百萬内外を減せり、若し盡く其の他の支細を算せば、史家が所謂天下の財賦三分の一を減ずといふもの、必ずしも誇張にあらざるを知るへし。而して彼の捐輸助餉の始末は、十六年宋德宜の奏に見えたり、曰く、頻年帑を發して師を行るに、度支繼がす、俯して廷臣の請を允して捐輸を開列す、便を酌んで時を濟ふは、共に已むを得ずとすることを知る。計るに、三歳の入る所、二百餘萬にすぎずして、其の捐納最も多きものは、知縣に若はくなし。五百餘人に至らば、請ふ戸部に敕して期を限りて停止せんと、是れ種々瑣屑の手段を論せずして、而し節省を以て、急となさざる能はさりし所以なり。

三藩叛亂に得たる財政の得失 三藩の叛は、單なる政治上の意味を以て解釋すべからずして、實は財政の問題と關係するものなくんばならず、順治十七年に、戸部奏すらく、計るに雲南省俸餉、歲に九百餘萬なり、滿兵を歸還するを除くの外、請ふ綠營五分の二を裁せんと、三桂謂ふ然らず、邊疆未だ靖らかず。兵力何ぞ減するを得んと、彼は是に於て緬甸各役を唱へて以て自からを固ふせり。加ふるに、閩粵三藩の運餉は、歲需二千餘萬、近省の輓輸一切を給せずして、之を江南に仰ぎ、細すれば則ち連章して入て告げ、既に贏すれば復た發核を請はず。天下の財賦、半ば三藩に耗すと、魏源が云ふところ、斯の如し。是れ其の勢、乃ち三藩をして恭順自ら守らしむとも、竟に之を撤して而して財政の正經に歸せしむるの已むべからざりし所以なり。故に三藩の叛亡は、一時財政に非常なる困難を生じたるも、其實、國計度支、永遠の規模より見れば、固より一大尾閭を杜ぎしものといはざるを得ず。籌餉の至難なりしより、宮廷節儉の徳を

累ぬるを得たるは、亦三藩叛亂の賜なりとせずんばならず。康熙年間、内廷費用の節省は、殆ど意想の外に出づるものあり、姑らく聖祖が言ふ所に據れば、宮中の服用、各官を以て之を計るに、尙ほ明代妃嬪一宮の數に及ばず、三十六年の間にして、尙ほ當時一年所用の數に及ばざりしといふ。康熙二十九年、帝は前明の宮殿、樓亭門名、並に慈寧宮、寧壽宮、乾清宮及び老嫗の數目を以て、外廷に宣示し、諭して曰く、今や、天旱して四方饑を呼ぶ、仍りて宮人及び用ゐる所の器物を減せんと欲するに、自來未だ嘗て餘りあらざるが故に、再び減する能はざりざるに因り、群臣を飭めて、故の明の宮中の用度を察閲せしめしに、彼等は尋いで奏すらく、故の明の宮にては、毎年金花銀九十六萬九千四百餘兩を用ゐしに、今悉く餉に充てり、光祿寺より毎年内に送りて用ゐしは、二十四萬餘兩なりしに、今はだゞ三萬兩、毎年木柴二千七百八十六萬餘斤なりしに、今はたゞ六七萬斤、紅螺炭一千二百餘萬斤なりしに、今は百萬餘斤、各宿の牀帳輿輪、花毯の屬、二萬八千餘なりしに、今は俱に用ゐず、故の明の宮殿樓亭門名、七百八十六座ありしに、今は十分の三に及ばず、各宮殿の基址牆垣に至りては、輒は臨清を用ゐ、木は楠木を用ゐしを、今、禁中の修造斷じて止むるを得ざるに出ざれば、たゞ常輒木を用ゐるのみ、慈寧宮を除く外、乾清宮、妃嬪以下、使令の老嫗、灑掃の宮女、以上合計し、たゞ一百三十四人、至て少なしと云ふべし、獨り三代以下無き所なるのみならず、三代以上も又未だ此の如きものあらずと。三十九年九月、工部より鎖算雜工、修理の錢糧を奏せしとき、帝曰く、一月以内の雜項修理、即ち銀三四百萬兩に至るは、殊に浮多なるを覺ふ。明季宮中一日の用、萬金有餘、今

朕が内務府總督管に交附する、凡そ一應求むるところの銀、一月たゞ五六百兩、一切賞賜のものを併合するも、千金に過ぎず。従前光祿寺一年用ゐるところの銀亦甚だ浮多なりしが、朕節減すること大半なり。工部の弊情甚だ多し、嗣後凡そ修理ある處、司官筆帖式をもつて俱に奏請して派出せしめ、毎月支用の錢糧、分晰詳細に冊を造りて具奏せよ、若し三年内に塌壞するものあらば賠修せしめよ、此の如くは則ち工程堅固にして、而して錢糧も亦妄費に至らじと。四十五年十月、戸部に諭す、國家錢糧理當さに節省すべし。否されば、必ず經費の敷ねからざるを致さん、毎年正項の蠲免あり、河工の費用あり、必ず能く大に節省を加へて方さに裨益あり、前に光祿寺一年銀一百萬兩を用ゐ、今たゞ十萬兩を用ふ、工部一年銀二百萬兩を用ゐ、今たゞ二三十萬兩を用ふと、是れ前朝に較らべて十の九を省けるなり。末年に及びては、更に減じて、光祿寺年用四五萬、工部十五萬餘に至る。四十九年又大學士に諭して曰く、萬歴以後、用ゐるところの内監、曾て御前に在て服役せるものあり、故に明季の事蹟朕之を知ること獨り詳かなり、明朝費用甚だ奢り、興作亦廣し、一年の費今の一年の用に抵るべし、其宮中脂粉錢四十萬兩、供用銀數百萬兩、世祖登極して、始めて悉く之を除く。紫金城内の砌地甃、橫堅七層、一切の工作、俱に民間に派せり。今は則ち器用樸素、工役皆見錢にて雇覓す。明季宮女、九千人に至り、内監十萬人に至る、飯食徧く及ぼす能はず。日に餓死するものあり、今は則ち宮中四五百人に過ぎざるのみ。明季宮中、馬口柴、紅螺炭を用ゐること、數千萬銀を以て計る、俱に之を昌平等の州縣に取る。今は此の柴僅かに天壇の焚燎のみ之を用ふ

と、其の内府用度節省、大略此くの如し。

康熙朝に於ける租稅免除

會典に據れば、康熙二十四年、天下の田土、六百七萬八千四百三十頃有

奇、糧四百三十三萬一千百三十一石有奇なり。此れ亦東華錄に引く所の實錄の數と差あり。實錄によれば、三藩平定の後、賦銀便ち二千六百餘萬兩に上り、米豆麥六百三十餘萬に上り、逐年増加して、康熙五十年前後に至りては、賦銀殆ど三千萬に上らんとせり。四十八年の諭に據れば、此より前、庫貯二千萬に過ぎざりしに、是に至りて戸部の庫銀、存貯五千餘萬兩、時承平に當りて、用兵の費なく、又土木工程なし。朕毎年の經費、其節省を極むれば、此の庫に存する銀兩も、並に別用なし、去年蠲免せる錢糧八百餘萬兩に至る、而も存するところ尙多し。因て思ふに、従前内帑の足らざるを恐るゝが故に、外省の錢糧を將て、盡く收めて戸部に入れしが、今を以て之を見るに、未だ善を盡せりとなさず。天下の財賦たゞ此數あり、内、贏なれば、外、必ず紬す。若し部庫一二十萬を以て、分つて各省庫中に貯へば、地方に於て濟ふことあるべきに似たりと。此年旨あり、康熙五十年の天下の錢糧を將て一概に蠲免せんとするに因り、諸廷臣をして會議せしめたるに、大學士張鵬翮が奏するところによれば、康熙元年より起り、以て今に至るまで、免するところの錢糧、共、萬萬兩有餘即ち一億萬兩なりなりと。此れ戸部の冊籍を査して得たるところに係り、又四十四年、大學士等が奏せし康熙元年以來、免するところの錢糧數目、九千萬有奇といへるに照せば、必しも空言に非ざるべし。尋で又康熙五十年より始めて三年以内に、天下の錢糧、通免一周して、遠近均しく德澤

に需はせしむるの諭あり。かくて三年中免するところの地丁糧賦は、新舊合計して、三千八百餘萬兩なりき、諭旨には三千二百餘萬兩とあり此數は是れ舊來の民缺を合して之を計るならん。初め、稻穀は、例、蠲免に入らざりしに、臺灣には穀ありて、銀なければとて、巡撫黃秉中は、請て並に之を除けり。

會計検査法漸く緒に就く

會計検査法も、亦漸次嚴密を致し、着々效あり。康熙十七年に、各省擅に錢糧を動かすの處分を定め、唯兵を用ゐて、一刻も緩ふす可からざるの時は、一面には具題し、動支の款項を明記するなり、一面には動用せしめ、其軍需の浮冒あるは、貪官に照して論ずること、したり。二十三年には、督撫が庫帑を侵欺するを以て、廷臣に命じて、詳かに條例を議して聞せしむ。是より先、戸工二部が、錢糧二三十萬兩を咨取するもの、たゞ咨文を以て之を取るのみにて、並に奏聞せざりしに、四十五年に到り、始めて咨取せる大小の款項を將て、月終に於て彙奏せしむ。四十八年には、光祿寺の歳用二十餘萬兩、工部は四五十萬より百萬兩に至る、前に較ぶれば略ぼ省くと雖も、委官は未だ估計せざる先に、銀を領して用に備ふるを以て、浮支して己を肥やすの弊絶へず、嗣後十五日に一次、委官の姓名、及び支給の銀數を見奏せしめよ、又工竣りて銷算するに、十年二十年に至るものありて、稽延弊を作す、嗣後銷算年を踰ゆるものならば、立ちどころに奏聞罷斥せよとの諭文あり。四十八年には、是より先、光祿寺が供應する宮中の用度、毎年銀七十萬兩有餘、漸次節省して、今年たゞ七萬兩を需む、理藩院が、毎年外藩賓客に賞賜供應する銀八十萬兩、今浮費を裁減して、一年^た止だ八萬兩を需む、戸工兩部、毎年用ゐるところの錢糧過多なりしに、今十

日一次、用過せる數目を奏聞せしむるに、需むる所の錢糧已に極めて少なしとあり、其内外の財政の清釐、詳密なること此くの如し。故に五十年以後にありても、五十二年に、天下明年の房地租稅一年を免じ、兼て逋欠を除き、是年、又、山西、河南、陝西の西安等の府の、今年の田租を免じ、五十四五年に、再び直隸の田租を免じ、各省屯衛の滯徵銀二百三十九萬を免じ、漕項銀四十九萬は半ば之を除く。時に太倉の粟、餘あるを以て詔して陳粟四百三十餘萬石を以て、格外に官兵に賞給せり。五十七年には、西邊に軍興るを以て、陝西甘肅兩省の明年地丁一百八十餘萬を免じ、頻年大兵を供億するの地は、屢々蠲免の事例ありき、而して中央の庫帑は未だ嘗て甚しき匱乏を訴へざるに至りぬ。然とも、各省錢糧の虧空あるは、未だ免れず。五十九年に錢糧を虧空する條例を定めたるが、六十一年の諭に、三藩を蕩平せし時、原任湖廣布政使除愾用が用ゐる所の兵餉四十餘年に至るも、尙ほ、清完する能はず等の語あるを見れば、當時の疏節濶目は、推して而して知るべく、雍正帝即位の始め、先づ發せる財政の論文は、實に虧空の嚴査と、胥吏の中飽とに在りしも、又止むを得ざるものたるを知るべし。

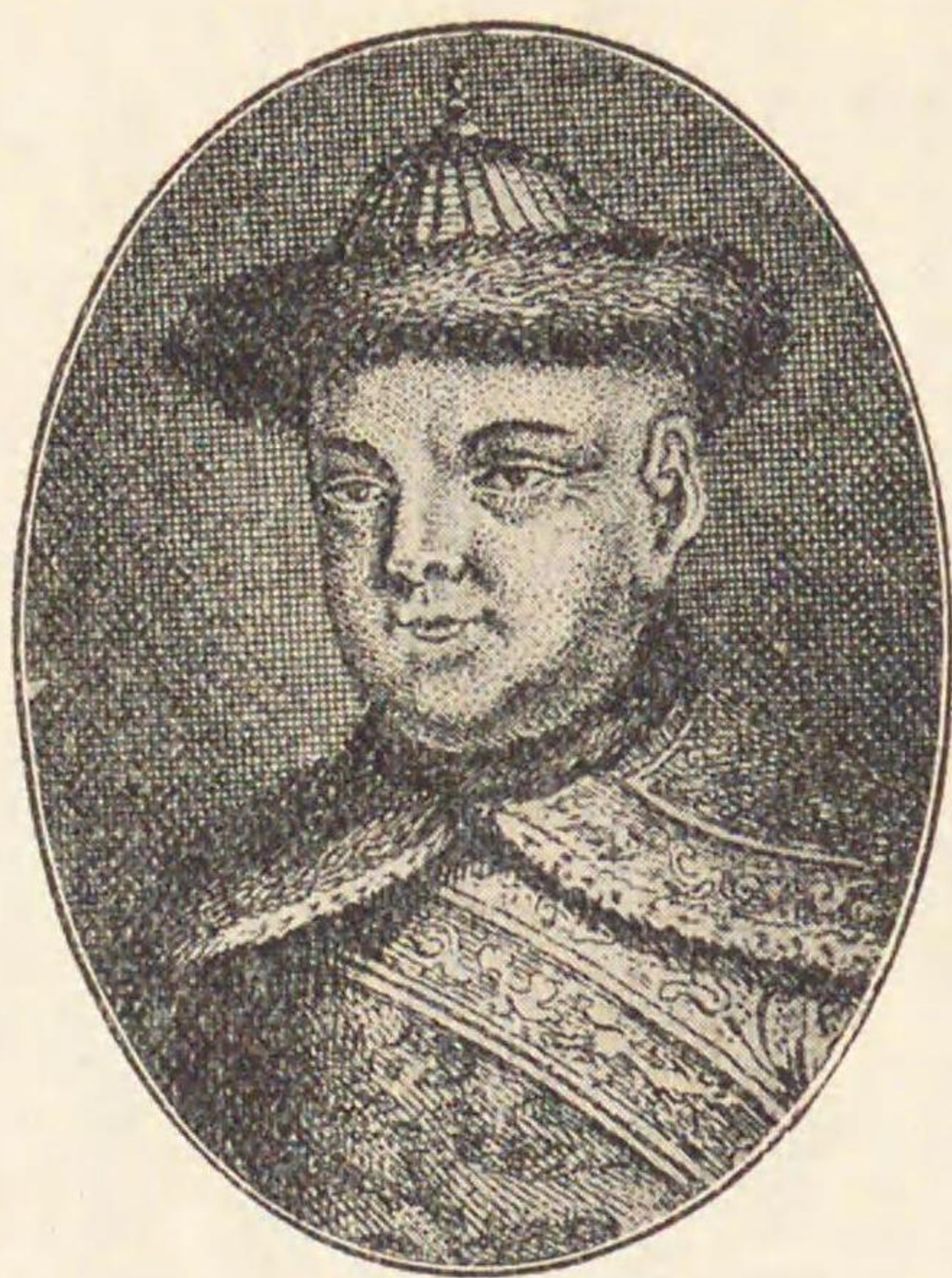
第三三節 康熙大帝

一治一亂は數なり 大なる亂離の後に、大なる平和の來るべきは、預期せらる。萬曆(西紀一五七三—一六一九)以降、康熙初年(西紀一六八〇)に至る間、約そ五十年の久しき、禹域の民は、實に亂離に飽きたり。亂離の最大なる原因は、外患の繼起したるにも基すれど、實は、彼等漢人が明代なる一種の政形に厭きたれば、自ら現状を破壊せんとせる欲望に出てしに外ならず。崇禎中、江淮の民に謠ふものあり、曰く朱家麵、李家磨、^{スリ}得一個大模模、^ス送與對巷趙大哥と、朱家とは、明の朝廷をいひ、李家とは、闖賊李自成をいひ、趙大哥とは、^{アイレン}愛親覺羅氏をいふ、その趙姓を呼べるは、清廷の國姓を趙氏なりとの傳説にもよれるにや、さて事實は、民謠に洩れずして、彼等は、内紛の餘、その全山河を舉げて、之を隣敵に送與せり。趙大哥の清國にて幾分の期待はありしかど、かゝるは、實に「開いた口に牡丹餅」の感なくんばならず、彼等は乃ち辭令を仁義の師といふに籍りて以て此一大贈與を受取りたり。事實は、正さに斯くの如く、彼等は又斯くするをば、入關の本義と心得たり。順治朝に於ける彼等の前人が、屢次聲明せるを視るに、彼等は、決して戦はんが爲めに來りしにはあらずして、平和を享けしめんが爲めに來りしをいひ、現形を破壊せんが爲めにあらずして、秩序を回復せんが爲めに來りしをいへり。吾人は彼等が北京に入りし時、首に崇禎帝の爲めに哀を擧げて、倫理綱常の重すべきを教え、徵租を萬曆初年の稅率に回へして、苛政の根

本を除かんことを約束したるに察し、彼等が國家治亂の關鍵を會得し、又その氣運に乗するの巧妙なるを認めずんばあらず。こは、必しも卓越なる睿親王と老熟せる范文程等の遺策にのみ出でしにあらずして、年少の順治帝が、親政の後に於ても、能く這般の本義の在るところを知會せること、寧ろ歎賞すべし。唯だ帝は不幸にして短折せしかば、十分にそが材能と德器とを發揮するを得ずして、使命は、嗣子玄

暉(聖祖)の上に置かれたり。

幼時の機略 順治帝六歳にして即位、康熙帝又た八歳に



帝 大 熙 康

して即位せしは、偶然とはいへ、寧ろ朝廷の危機たらざりしといふべからず。されば、順治帝が睿親王の死後に於て政變を據くせしと同じく、此帝の幼時には、權臣鰲拜を誅戮せし事件起れり。鰲拜は、世祖朝に於て屢、戰功を立て、公爵に歴封せられ、帝の即位に當りては、内大臣蘇克薩哈等と輔弼の大臣に列し、並びに太師の號を加へられたりき。彼れ、帝の幼冲なるを恃みて、專恣にして、行に不忌多し。帝は早くより、彼の横暴を知りしを以て、隙もあらば彼を捕殺せんことを考慮せり、康熙八年、帝齡既に十六、布庫といひる角觝の遊戯を習ふに托して、多數内廷の年少者を招き、又密かにその中にて強力のものを選び出して、萬一に備へたり。鰲拜は、かゝりしとは知らざれば、一日例の如くに入内して、帝に謁見しける

が、忽ち布庫フクの小兒に擒にせられたり、奸佞の彼も、事の意外に驚き如何ともする能はざりしが、十數名の小兒は、立ろに執へて外廷に送致せり。元惡は誅せられぬ。内外震懼す。かくして、帝の親政時代は、開かれたり。

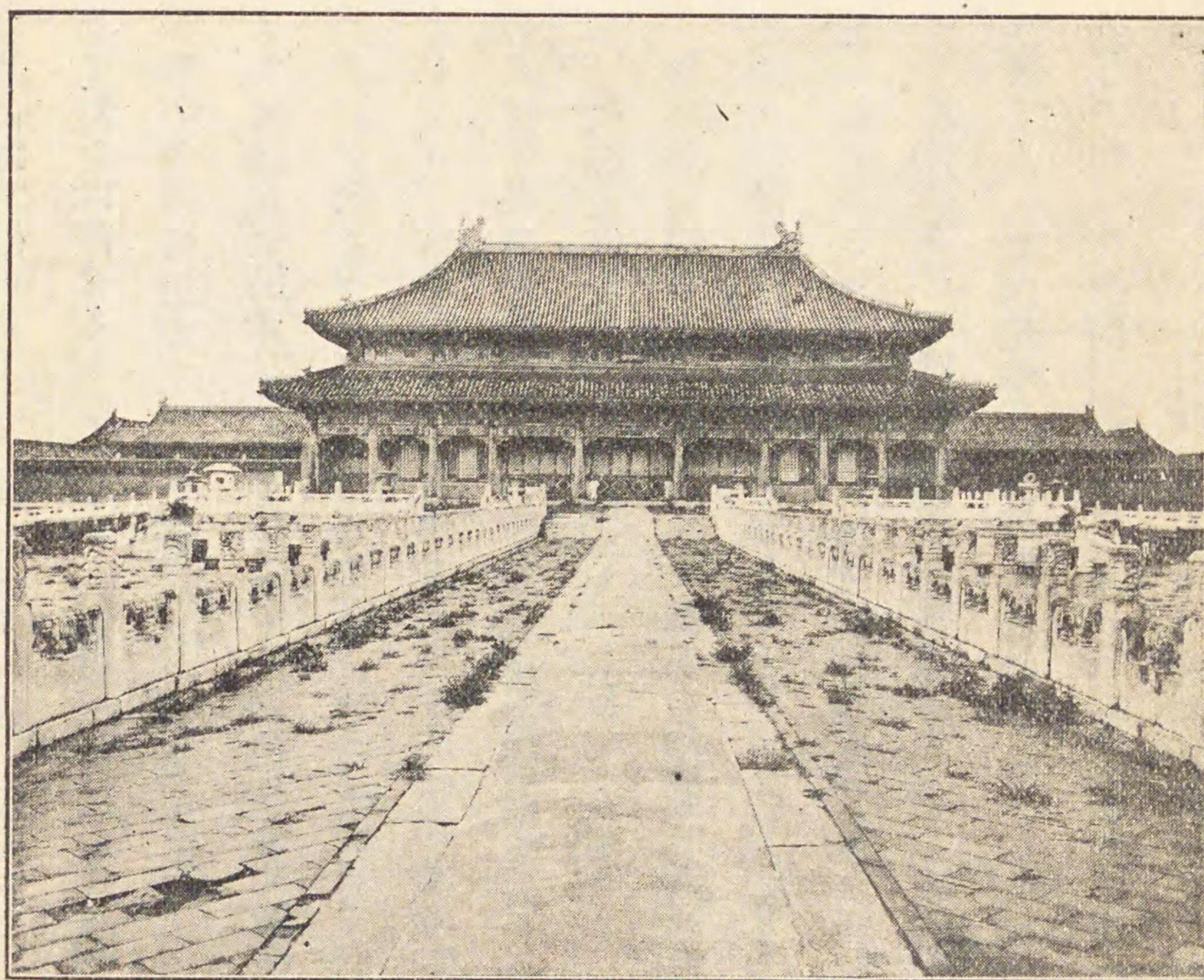
好學の天資

權臣の誅殺に、非凡の材能を發揮したる帝の、教育の専ら宋學を講明するにありしは、特に注意せざるべからず。帝の師導に努めたりし人々の中には、主として、河南の湯斌を推すを得べきが、經筵日講といふを舉行して帝の徳器を磨勵せんことを謀りしは、魏裔介の功に歸すべし。尤もこは、聖祖の時に始まりしにはあらざれど、日講の實を擧ぐる得たるは、帝が卓越の精力と好學の資とにまじざるを得ず。日講は、始めのほどは、隔日に開かれしが、帝は、人主の天下に臨御する、未だ講學明理を以て先務となさざるはあらず、從來の隔日進講は、尙ほ満足するに至らずといひ、日々學士をして進講せしめたり。帝かつて宮殿の修葺のために、大内の瀛臺といへるに、移り住まれしが、諭して曰く、予は彼地に數日を殘留すべし。進講は、姑らくも間へたてあるべからず、講官は、その日より、瀛臺に至り、常の如く進講せよと、三藩の兵亂大に起り、北京の内外は、戰場に殊ならず、帝は曰く、此多事の時に當り、間に乘じて進講せんは、軍事に悞りなし。精神の工夫に間てあらざれば、身心を裨益すること、良まことに淺鮮にあらずと、翰林院答へけるは、機務繁重なれば、請ふ隔日に進講せしめん、帝聽かず、軍事は、數日を隔て、一至するものあり、亦數日連至するものあり、限るには、日期を以てすべからず、それ仍ほ、毎日に進講して、予が倦倦

嚮學の意を慰めよと、帝の言に徴すれば、帝は丁年に達せし比、四書五經は、既に熟曉し了はりて、次で資治通鑑を耽讀せるものごとく、通鑑は、前代の得失を知るに於て甚だ治道に裨益ありといへり。帝が好學の傾向は、拒否すべからず、かの年十七、八歳の比、讀書の餘りに熱心なりしたため、遂に咯血を患ひ、而も尙ほ讀書を廢せざりしといふが如き、何れも此帝の特質として首肯されべきが、好學は徒らに自己の面目を飾るの具文たらずして、帝は寧ろ主權者としての内容を充實せんが爲めに、中心より要求したりしなり。尙ほ吾人の附言するを得可きは、日講の時刻について、帝は始めのほど、毎旦未明に出御して、各部院の奏事を聽き畢はり、然して後、經筵に臨みしが、中年よりは、進講を前にして、奏事を後にせしかば、講官等は曉を侵して參内せり。

内聖外王の學

帝の講學に對する考慮は、支那古來の學者が壞抱せし天子の意義をば、學問の工夫によりて自己に現前せんと期するに在りたり。帝は、天子の位を以て、最高の名譽を思惟せるとも、此の位を占むるものは、最高の徳器を具備せざるべからずと信じ、兢兢として稍懈るところあらず。かつて群僚に對せし時、尋章摘句、詞藻華麗にせんは、帝王の本に非ずといひ、講官に對しては、爾等の經書を進講する、皆な内聖外王、修齊治平の道ならざるはなし、予も又孜孜として詳かに詢ひ、毎講の時、必ず專意にて聽けり、學問無窮徒言にあらず、惟だまさに躬行實踐して方さに所學に益ありとなす、爾等仍ほ眞言して隱諱あるなく、以て予が好學進修の意を助けよといひ、康熙二十三年帝、南巡して舟を燕子磯に泊



(京 北) 宮 清 乾

す。夜三鼓に至りて、讀書尙廢せず、侍講學士高士奇、少しく節養せんことを請ふ、帝即ち所感を告げ、予は五歳にして即ち讀書を知り八歳にして踐祚せしより、輒ち大學、中庸の訓詁を以て之を左右に詢ひ、大意を求め得て而して後、心に愉快を覺えたり、日々の讀書は必ず字字誦を成さんことを努め、從來肯て自から欺かず。四子の書、己に通貫するに及びて、乃ち尙書を讀み、典謨訓詁の中に於て、古帝王の孜孜として治を求めたる意を體會し、之を實際の上に現はさんことを期せり、さて又大易を讀むに及びては、象を觀、占を玩し、聖人が、垂世立教の精心に於て、予は皆な反覆探索し、必ず心中に理會せんことを期し、纖毫も扞格あら

しめず、實に義理の心を悦ばしむるを知れり、予の疲勞の覺へざるは、此を樂しめるが故のみ、豈に他あらんやと。帝の此等の言は恰も醇儒の語録中に見出すべきものにして、之を昨日まで東夷の奴を以て、蔑視せる愛親覺羅の兒孫より聞かんことは、寧ろ以外の感なき能はざるべし。帝は又、漢人の中にて、古來帝王と稱せられしものにつきて、各々長短あるを知悉したるが、明末諸帝に對しては、毎々その不徳を陋となし、予は、冲齡より事毎に問ひを好み、明時の太監は、予皆な之を見るに及びり。明末の君には、眼に一丁字すら無きものあり。されば、進講の日に遇へば、幔を垂れて之を聽き、諸事皆な太監の辨理に一任せり、生殺の權は、此輩に歸するも、怪しまれずといひ、萬曆、天啓の時、何ぞ嘗て經筵を舉行せざらむ、特に其名を存じ、のみ、何ぞ實用に裨ひあらむといへり。

宋學を提倡す 帝の學問の傾向の、實心實理を求むるに在りしは、宋學に負へしの少からず、こは必ずしも帝の創想にはあらずして、明末よりして北方の學者には、所謂陸、王の空疎を排斥するを出したり。吾人は湯斌の學術が帝に影響したるの多少を確言する能はざれど、彼れの宋學が、帝の尊信を博せしは、疑はれず。帝は一日の學ぶところを一日に應用し、一年に學ぶところを一年に應用せんとの考慮なりしかば、學問は、必ずしも實際と背馳すべからざるを希望せり。帝の人事天事の關涉をば解釋するにも、之を實理の上に徵驗せずんば已まず、康熙二十八年中南巡して江寧なる觀象臺に臨みしことありき、學士李光地を顧みていひけるは、郭守敬が儀器の、今に行ふべからざるは、恒星の天體と共に動くを知

らざるが故のみ。古史志の曆法は、多くは信すべからず、熒惑退舎の説の如き、天象垂戒の理は、則ちこれあらん、若し果して退舎せば、後來推算するもの、何を以て積算せんといひ、朱子の學説に對しては、凡そ天文、地理、樂律、曆數、俱に泛然たる空論に非ず、皆な能くその然る所以の故を確見す、予は常に細かに尋釋を加へ、毫釐の差を求めんと欲するも亦得べからずといへり。かの康熙五十一年中、朱子の功を尊崇して、之を聖廟に配祀するに至りしは、吾人の想像の誤らざるを證すべし。當時朝鮮の一學者が、帝の朱子崇拜は、權略に出でしものにて必しも信心より尊信するものにあらず、徒らに當時の趨向を察して人心を邀へしもの、彼れ乃ち天下に呼號すらく、朱子の道は、即ち吾帝室の家學なりと、彼れ豈に朱子の學を知れりとせんや、要は、之を利して天下の口を鉗し、以て夷狄の賊稱を避くるの具に供せしのみ、見ずや彼れは、一面中土の儀文を尊尙しながら一面には、滿洲の舊俗を變せざるに非ずや、これその情を見るに足らんと識評せるは、吾人必ずしも首肯せず。されど、事實は、這般の幾分の傾向を認め得べくして、反清朝の思想を抱けるは、朱子の學術をも併せて詆斥し、一方阿附の徒は、何れも考亭を朱潤飾して、仕官の途を求めたり。

西洋科學の尊信

格物窮理に熱心なる帝が、惟に支那の在來の學術を以て満足せずして、當時の北京に滯留せる耶蘇會士を引きて、其の科學に關する理論を研究せしは、梅文鼎の家學にその素地を成せりといふを得べし。文鼎は、明末に於ける王錫蘭と、もに中西の天文學並びに算術、音律等を精熟した

る人、彼には二十九種七十四卷の著書ありて、帝が後年撰述せしめたる數理精蘊、曆象考成、三角形論の如き、多くは此に本づけり。帝は、又た文鼎の孫、穀成に就きて學ぶところありたるが康熙二十八年よりは、徐日昇 *Perreira* 張誠 *Gerbillon* 白進 *Bonet* 安多 *Antonius* 等の耶蘇會士を内廷に引きて、日々輪班に西學を進講せしめたり。彼等は何れも滿洲語を會せしかば、測量法、算學、天文、人體解剖、物理等の諸學に互り、さしたる艱難を覺えずして、授講するを得たるものごとく、就中張誠のみは、帝の旅行には、必ず命じて隨從せしめ、或は毎日、或は隔日に進講せしめたりといふ。帝の西學に對する尊信は、徒らに自己の耳目を満足せんとするにあらずして、直ちに又之を政治の上に應用せんことを希望せり。吾人は、此の顯著なる一證として、帝が南懷仁 *Verbiest* に命じ宏偉なる觀象臺を北京に創造せしめ、又此の設備の成れるに因りて、康熙永年曆法を頒つを得たりしを擧ぐるを得ん。帝は、風雷を占驗せし事實について下の如く語れり。曰く、予は、常に一小旗を立て、風向を占驗し、並びを直隸各省に命じ、起風と下雨との時刻をば、一一報告せしめたりしが、就て見るに、北京に西北風の起りし時は、山東には東南風起りしを知る。雷聲を考驗せるが、纔かに、百清里の外を出でずして、砲聲の遠く二、三百清里に達するが如くならず、前きに盧溝橋に於て試験せしことありしが、當時天津にて皆な之を聞けりといふ、此れその驗なりと、此等は、以て帝が性行趣味の一斑を推知すべし。

公僕としての康熙帝

帝は、かくて一面に内心の修養を努力せしと、もに、之を政治上に遂行して

懈怠あらず。帝は、その晩年に於て、自己の所信を語りけるが、吾人を以て見れば、これ寧ろ帝が一生の血誠を遺憾なく披瀝せるものと解すべし。左にその大略をいはむ。

從來帝王の天下を治むる、未だ嘗て敬天法祖を首とせずんばあらず、敬天法祖の實は、柔遠能邇、蒼生を休養し、四海の利を共にして利となし、天下の心を一にして心となし、寬嚴相濟ひ、經權互に用ひ、以て國家久遠の計を圖るのみ。古より、天下を得るの正しきは、我朝に如くはなし。太祖太宗は、初めより天下を取るの心よく、嘗て兵の北京に及びしとありしや、諸大臣咸な奏すらく、當さに取るべし、太宗曰く、今、之を取るは甚だ易々たり、但だ中國の主なるを念へば、取るに忍びずと、後流賊京師を攻破して、崇禎帝自縊し、臣民相率りて來り迎へしかば、乃ち闖寇を翦滅し、入りて大統を承けたり、これを以て見れば、かれ亂臣賊子は眞主の爲めに驅除せるに非るなきか。今、予將に七旬ならんとし、在位五十年に餘れり、天下は粗ぼ安く、四海承平なり、移風易俗する能はざれども家、給し人、足る、但たこれ孜孜汲汲、小心敬慎し、夙夜未だ少しも懈らず、數十年來の殫心竭力、一日の如きあり、豈に僅かに勞苦二字の、能く該括するところならんや。前代の帝王、或は享年永からざれば、史論概して酒色奢侈の致すところとなすも、此れ皆書生好みて譏評を爲すにすぎずして、純全盡美の君と雖も亦た必ず瑕疵を抉摘す。予、前代帝王の爲めに剖白せんに、蓋し天下の事繁にして、勞憊に勝へざるの致すところたるに由る。諸葛亮いひけるは、鞠躬盡瘁、死して後已むと、人臣たるもの惟だ一人の諸葛亮あるのみ。帝王の若き

は、仔肩甚だ重くして旁らに諉すべきなし、豈に臣下の比擬すべき所ならんや。臣下は、仕ふべくんば仕へ、止むべくんば止む、年老ひ、政を致して歸り、抱子弄孫、猶ほ優游自適するを得ん。君たるものは、一生を勤劬して了に休息なし。舜は無爲にして治むといへど、然れども、身は蒼梧に歿し、禹は、四載に乘り、胼手胝足、會稽に終る、此くの如き、皆な政事に勤勞し、巡行周歷、寧處に違あらざるなり。豈に之を無爲を崇尚し、清淨自ら持すと謂ふべけんや、易の遯卦の六九は、未だ嘗て人主の事に言及するあらず、見るべし、人主は、原と宴息の地ありて以て退藏すべき無きことを、かの鞠躬盡瘁とは、誠に之を謂ふなり。昔人毎にいひけらく、帝王は當さに大綱を擧ぐべく、必しも細務を兼ねずと、予が心に謂らく然らず、一事謹まざれば、則ち四海の憂を貽し一時謹まざれば、千百世の患を貽す、細行を矜せざれば、終に大徳を累す、故に、予は、毎事必ず詳慎を加へり、即ち今日一、二事を留めて理せざれば、明日即ち一、二事を多くすることとなり、若し明日再び安閑を務むれば、後日愈、壅積多し、故に、予は、政に莅みて、鉅細を論せず、即ち奏章の内に一字の訛ありても、必ず改正を加へて發出す、蓋し事の敢て忽にせざるは、天性然るなり、豈必ずしも細務を兼總せざるの言に従ふべけんや。予は幼より強健にして、筋力頗る佳、能く十五力の弓を挽き十三握の箭を發せり、用兵臨戎の事は、皆な優に爲すところなれど、平生未だ嘗て妄りに人を殺さず、三藩を平定し、漠北を掃清する、皆な一心の運籌に出たり。戸部の帑金は、用師賑饑に非れば、未だ敢て妄りに費さず、謂らく、此れ皆小民の脂膏たるが故なり。あらゆる巡狩に、行宮は

采績を施さず、毎處の費すところ一二萬兩に過ぎず、之を河工の歳費三百餘萬兩に較するに、百分の一に及ばざるなり。予の苦衷血誠、一に此の如し。予は老臣の致仕を奏請するを覽る毎に、未だ嘗て流涕を爲さざるあらず、爾等には退休の時あり、朕何時休息すべけんや、予年五十七歳にして、方きに白髮數莖ありき、烏鬚藥を以て進むものあり、予笑つて之を却けしるは、古來の白鬚の皇帝幾人かある、予にして若し鬚鬢の皓然たらしむるあらば、豈に萬世の美談たらずやと、顧みるに、初年より余と事を共にするもの、今、並に一人無きなり。

以上の言を玩索するに、民主政治下の主領と雖も、恐らくは此般の所信を大膽に告白し得るもの稀なるべし。勿論、帝の治世は、六十一年の久敷に互りたれば、多少の失政は、これなきを保し難きが、大體より觀取すれば、帝は此一大確信を抱いて、日夜に瘁勵したりしなり。若し帝の理想を以ていは、君主は、無限の責務と不斷の努力とを要する公僕にして、勤勞の程度は、尋常人に千百倍あるべしとなり。明夷待訪録に記されし原君の意義は、或は即ち帝によりて偶然にも實現されしといふを得ん。禮親王暉の吾人に語るところによるに、仁皇康熙は、臨御六十餘年、凡そ一切の起居飲食に、自ら常度ありて未だ嘗て更改せず、酷暑燕處と雖も、従つて未だ冠を免せざりきとあり。約言するに、帝は、清朝進關の、本義の那邊に在るかを明確に會得し、支那の保護者として、又た平和の保護者として、最善の方法を採らんとせり。かくして、自ら振ひ自から行ひ、支那人が理想せる君主の意義をば自己に實現せんとして懈らず。

帝の雄大なる氣宇と秀拔なる智能とはその志願の大半を成功せり。これやがて光輝ある清朝の事業にして、又た近世支那の最大事實なり。

康熙帝の勤學

康熙の初、孫世燾(在豐)侍講學士たりし時、嘗ていふ、聖祖勤學、前古無きところ、坐處環列して皆な書籍なり、尤も性理五經四書を好み、所坐室中に顔して敬天といひ、左を以愛己之心愛人といひ、右を以貴人之心貴己といふ、皆な御筆自書、書法直に歐顔に逼る。章奏を見て德邁二帝、功過三王等の語あれば、謂らく二帝三王、豈に朕の能く過ぐるところならむと、群臣を戒めて、以後此の如きを許さず、陸清獻(隴其)、嘗て其事を謹述せり(熙朝新語)

諸葛亮の語を愛す

さる歳の祭天文に、康熙帝は、鞠躬盡瘁の語を用ひしことありき、翰林院之を駁して曰く、この語は臣僚の用ふべきものなりと、帝曰く否、朕、天に對しては、臣僕なり、何の不可あらむと。命じて起草せしめたり。

第三四節 清露關係の初期

黒龍江の種族 黒龍江の名は、遼代に至りて初めて現はる。古くは、黒水と汎稱しけり。黒龍江岸の住民は、概ね通古斯種を以て呼ばれ、間、蒙古種を以て交ふれども、重要ならず。通古斯種は分れて、通古斯、鄂倫春、瑪涅克爾等の諸部となる。

- 一 通古斯人 西人の特に通古斯と稱するものは、尼布楚附近、及松花江岸に住するものにして、其尼布楚附近のものは、其後一千六百五十三年順治會長根忒木爾之を率ひて、滿洲に移り、一千六百六十七年康熙六年復、因古塔水域に轉じ、爲めに露清交渉の一問題となれり。
- 二 鄂倫春人 又鄂倫奇、鄂倫古、俄倫春、鄂魯春等に作る、廣狹二義あり、狹義の所謂鄂倫春人といふは、黒龍江の上流及河口の左岸に住する人民にして、廣義の鄂倫春とは瑪涅克爾、滿琿をも併せ稱する名なり。
- 三 瑪涅克爾人 鄂倫春の東隣即ち黒龍江の上流より精吉里江に至る迄の地に住す。
- 四 索倫人 精吉里、額爾古納兩河の間に住す、部族分れて多科、噶勒達遜、穆丹、都孫、烏爾堪、德篤勒、博木博果爾、喀木尼堪、海倫、郭博勒、額爾圖、額蘇哩、瑚爾布爾、沃埒、烏魯蘇、塞布奇、阿里岱、克音、裕爾根、固濃、昆都倫、烏蘭諸屯、及鐔陳、阿薩津、雅克薩、多金、等の諸城となる。索倫の名は、又時としては達瑚爾、鄂倫春をも併せ稱することあり、此の場合には黒龍江下流を除く江岸一帯の住民の總稱なり、傳へ云ふ索倫驍勇にして騎射に巧なり、故に江岸の民、皆其名を假りて以て自から壯すと、未だ信偽を知らず。
- 五 達瑚爾人 又、達呼爾、打虎兒、達瑚哩、達呼に作る。ヤプロノイ山の東、額爾古納、精吉里及び黒龍江岸に住す、十七世紀の後半に至りて、移りて松花江岸及其近傍の黒龍江水域に居る。

- 六 呼爾喀人 又虎爾喀に作る、一に諾雷部の稱あり、露人はアチヤン若くはナトキス人といふ。朝鮮國境に近き處に住する瓦爾喀と混同すべからず、其住所は、松花、烏蘇里、黒龍三江匯流の地なり。博和哩、諾爾噶勒、都里達蘇、大小噶里達蘇、綽庫禪、能吉勒、赫哲喀喇の諸屯は、呼爾喀の別なり。
 - 七 滿琿人 黒龍江の下流及松花江の沿岸に住す。
 - 八 費牙喀人 又費雅喀、飛牙喀、斐牙喀に作る、黒龍江下流の左岸に居る。
 - 九 奇勒爾人 費牙喀の東北、海に濱する所に住す。
- 以上は大體の住處を掲げたるものなれども、何れも水草を追ふて移轉する人民なれば、時に多少の變動あるを免れず、而して支那人は、又諸部屬の日常使用する動物により、左の區別を爲す。

- 一 使犬部 呼爾喀、滿琿、黒龍江下流の鄂倫春。
- 二 使鹿部 費雅喀、奇勒爾、上流の鄂倫春中、東部にあるもの。
- 三 使馬部 上流西部の鄂倫春。
- 四 魚皮部 呼爾喀の赫哲喀喇屯の謂にして其民魚皮を以て衣服を製するを以てなり。

索倫の征服 清廷が初めて兵を今の黒龍江に用ゐしは、早く已に太祖朝にあれども、未だ占領の目的に出でしに非ず。天聰八年五月、索倫部の頭目巴爾達齊なるもの、所屬四十人を率ゐて朝貢し、貂皮一千八百餘張を獻せり。崇徳元年鄂爾春部の葉雷、舍爾特庫、巴古奈、土古奈等、蒙古の科爾沁なる占巴拉及び乘圖王部下の馬を盗み、且つ人を殘害す、即ち寧古塔、卦勒察の兵を發し、土謝圖、哩克圖二親王と力を協せて之を平げたり。此年十二月朔、太宗朝貢の諸外臣に宴を賜ふ、黒龍江諸部其班に列するもの六

十屯、清の威漸く江岸に振ふ。偶、索倫部の博木博果爾反しぬ、此に於てか、大に師を起して之を討ち、益々威信を樹立するに至れり。索倫部の俗慄悍にして、驍勇諸部に冠たりと稱せらる。就中博木博果爾最も傑黠、江岸の諸城屯多く之に附けり。是より先き、崇徳二年閏四月初めて朝貢し、翌年十月復來りて貂皮を獻す。既にして叛して雅克薩以下五城に據り、黨を樹て、衆を集め、相呼應して清に抗するもの十數屯、此に於てか、四年十一月、太宗は索海薩木喀等八將に命じて之を討せしむ。已にして清兵、呼瑪爾河に至り、部署を定め、道を分て進む、中に就て鑲藍旗の兵は烏蘭、海倫屯に次し、五年三月、喇里蘭地方の鐸陳阿薩津、雅克薩、多金四城を攻む。薩木什喀、宜藻之れに將たり。城堅にして抜けず、即ち梅勒章京葉克舒等赴き援ひ、火を雅克薩城に放ちて之を陥る。次て烏庫勒城に迫る。達爾布尼、阿恰勒都、瑚伯庫都、漢必爾岱等七屯の衆を集め、善く防ぐ、方攻一月、城終に陥る。又鐸陳城を圍む、偶々博木博果爾兵六千を率て來り援ふと聞き、圍を撤して尼爾蘇屯に退き、索海をして兵を伏せて之を道に要せしむ。博木博果爾の兵果して伏に陥り狼狽して走る。清兵北くるを追ふて大に之を破り、其營を取る。時に清の別軍來りて薩木什喀に會せんとし、道、鐸陳、阿薩津二城の兵四百人の阻む所となる、復討て之を破る。遂に桂喇爾屯を攻む、屯内に索倫兵五百あり、清將索海に迫て其柵を奪ひ、六千六百餘口を擒にす、是に於てか、諸屯風を望て降り、索倫略平ぐ、而も未だ博木博果爾を誅するに及ばざるなり。此年七月、太宗復た錫特庫、什喀を遣はし、護軍及外藩の兵を率ひ、博木博果爾を討せしむ、博木博果爾遁れて蒙古に奔る、錫特庫之を追躡して、齊洛

臺地方に赴き、遂に之を擒にし、又家口千餘人を獲て還る。此に於てか、索倫全く清の藩屬に歸せり。
呼爾喀部の再征 崇徳七年三月、太宗は、護軍統領阿爾津、哈寧阿等に命じ、混同江の呼爾喀を征せしめ、博和哩、諾爾喝勒、都里達蘇の三屯を取り、大小噶爾達蘇、綽庫禪、能吉勒を降せり、俘獲二千七百餘口。八年十一月、復た梅勒章京鄂羅塞臣、巴都哩をして呼爾喀を略せしめ、翌、世祖の順治元年正月、復、甲喇章京沙爾琥達を其地に遣はす、五月、兩師凱旋す、此に於てか、黑龍江の全境悉く清に歸し、朝貢絶えず、是より先、清廷は索倫、鄂倫春、呼爾喀を討つ毎に、俘獲する所の衆を收めて、八旗に分隸し、新滿洲と稱せり。
露人黑龍江を發見す 露西亞人は、十五世紀の終りに當りてウラル山麓に、西伯利亞に於ける第一殖民地を建設してより、其領地は、驚くべき膨脹力を以て、東方に進展しぬ、西紀一五八七年、西伯利亞の重鎮たるトボルク府の基礎を置き、馬首愈、東を指して一六〇四年より同三八八年に至るまで三十餘年間にトムスク(一六〇四清太祖甲辰年)、エニセイスク(一六一九天命二年)、ヤークツク(一六三二天命六年)、オコツク(一六三二天命二年)等の諸府を現出せり。此時に當りて一八八六年天命十一年トムスクよりアルダン河遠征の爲めに派遣せられたる哈薩克の一隊は、途中に於て初めて黑龍江の名を聞き、尙東進して、一六三九年遂にオコツク海に達したる一部隊は、通古斯人より該河に關する一層詳細なる報導を得たり。同年エニセイスクよりヤチム河に向ひ探險を試みたるマックス・ペリヒリエフの一行は、途中什耳略河を發見し、且其下流は黑龍江に注ぐの報告を齎し歸れり。此に於てか、蕩々たる一大河の南方に横はれること、漸く

露人の知る所となり、從て江岸住民の殷富にして且該地方の天産物に富めるの噂、到る處に傳播せられ
 一六四三年^{崇徳八年}七月、ヤークツクの知事ペーテル・ペヘロヴツチ・ゴローキンは、バシレイ・ポヤルコフ Poyarkoff をして、百二十人を率ひ黒龍江を探險せしむるに至れり。ポヤルコフ即ちレナ河よりアルダン河
 を溯り、スタノポイ山を越え、精吉里江に達し、達瑚爾人の部落に春を迎ふ。然るにポヤルコフの獐猛惡
 逆なる性質は、大に土人及部下の怨を沾ひ、饑渴離反は、幾度か彼を苦しめ、頗る艱難を極めたりと雖も、辛
 ふじて精吉里を下りて黒龍江に浮び、流に棹して其河口に達し、費牙喀人の村落に年を度り、土民の貢を
 徴し一六四五年^{順治二年}の秋、オコツク海を航して烏底河口に上陸し、更に山河を跋涉して、翌四六年^{順治三年}ヤ
 クツクに還る。

ハバローフの探險

既にしてポヤルコフの探險は、一層露人の注意と好奇心とを喚起し、一六四六
 年には、黒龍江に達するの捷路發見せられたるを以て、其後三年にしてハバローフ Khabarov の遠征を
 見るに至れり。ハバローフは一冒險者なり。嘗て好運を求めて、西伯利亞に來り、農耕及製鹽を業とす
 計畫算を超え、富、巨萬を重ね。黒龍江の膏腴にして天産物に富めるを聞き、雄心勃勃として禁ずる能は
 ず、自ら往て之を略せんとし、ヤークツクの知事トランスベコフに請ひ、其特許を得、私財を以て遠征の
 費用を辨し、且貢物を納るの約を以て、一六四九年^{順治六年}イリムスクを發しぬ。一行僅かに七十人、ツギル
 スクにて冬を度り、翌年黒龍江に達し、流を下りて什耳喀、額爾古納兩河の交會する處に於て索倫人と戰

ひ進で雅克薩城に迫り十一月之を陥れたり。此戰に、露は一兵をも失はずと雖、傷を蒙るもの三十名、ハバ
 ローフ終に其志の成し難きを知り、部隊を雅克薩城に留め、自らヤークツクに歸り、知事に請ふに兵千六
 百を借るを以てしき、肯せず、切に請ふて狙撃兵二十一名、大砲二門、彈藥若干を得、又義勇兵百數十名を募
 り翌年春、再黒龍江に赴き、雅克薩河口に於て新に雅克薩塞(Albakin)を建設せり。此歲更に流に沿ひて東
 進し、沿岸の索倫部を略し、多金城を燒き、遂に松花江の會點に達し、呼爾喀人を攻め、此處に呼爾喀塞を
 築き、越年の準備を爲し、更に百人の分遣隊を派して黒龍江に溯り、糧食を掠奪せしむ。呼爾喀人、虚に乗
 じて來り襲ふ、ハバローフ見兵七十を督して邀撃之を破る、敵遂に抗し難きを知り、援を滿洲に請へり。翌
 一六五二年^{順治九年}四月、寧古塔章京海色、兵二千を率ゐて來り戰ふ、塞兵守死して戰ひ、奮闘して大に兵器糧
 食を奪へぬ。此年ハバローフは、再び黒龍江に溯り卓倫奇^{チヨロンギ}山^{庫倫奇}の邊に於て應援として莫斯科より來れ
 るチエチギン・フリポーフ以下百八十二人に會せり、即ち兵を併せ、更に上進して精吉里江に達す、事に由
 て背き去るもの百二十人、呼瑪爾に冬を度りぬ。露國政府は是より先、黒龍江畔に於ける檢束なき遠征
 隊の横暴を聞き、此等の徒に占領を一任し置くの極めて不利なるを知りしかば、廟議大軍を發して黒龍
 江を鎮撫するに決し一五五二年、イバン・イバイギツチ・ロバノフ・ロストブスコイ親王に兵三千を授けて、
 遠征軍の總督となし、シモキオフなるものをして、一隊の兵を率て先づ發せしむ、シモギオフ即ち三月を
 以て莫斯科を發し、翌年八月精吉里江に達し、河口に於てハバローフと相見て、齎す所の金牌を授け、且

本國に還りて探險の況を奏聞すべきの勅命を傳ふ。此に於てか、ハバローフは軍を留めてシモギオフと相携て莫斯科に歸り、功を以て貴族に列せられ、レナ河上の村落監督に任せらる。現今キレンスク附近には、ハバローフ村あり、永く其功業を傳ふといふ。

露人剽掠甚し

先きにハバローフの江上にあるや一六五二年の冬、使を莫斯科に馳せて援兵を請

へり。使者行く行く流言して曰く、黒龍江の地、金銀鑛に富み、牛馬羊貂群をなす、居民富裕、衣服宮室、皆黄金を鏤む、眞に天下の無盡蔵なりと、此報一たび沿道に流布するや、遠近喧傳、訛は益々、訛を生み、國內の無頼、奇利を萬一に僥倖せんと欲するもの、一時に起て黨を樹て隊を組み、千百群を爲して黒龍江に向ひ、沿道を剽掠し、人民を傷害す、此の如きもの三年、露政府オレクマ河上に關を置き、嚴に出入を監査するに及びて初めて平ぎぬ。故を以て已に各遠征軍の掠奪に苦める黒龍江の土民は、此に於てか争て難を他郷に避け、江畔一帶殆んど人烟を見ざるに至れり、現にネルチア河に游牧したる通古斯人の主長根忒木兒の如きは、所屬を率ひて滿洲に逃れ、諾敏江邊に住せり。此時に當りて、黒龍江の探險隊は、ハバローフの去るや、ステパノフ Stepanof 其後を享けて統率の任に當りしが、シモギオフ齎すところの勅命に従ひ、大遠征到着の準備として、精吉里額爾古納地方に城塞を築き、耕作播種して糧食を貯蓄すべかりしに、土人の遁走は、端なく自活の途を失ひ、加之冒險殺伐の事を好む哈薩克兵にとりては、到底耕作の如き平和的勞働に堪へざるを以て、遂に其命を果すに及ばざりき。一六五三年^{順治}冬、ハバローフは、黒龍江を下

り、松花江口に達し、多少の糧食を掠奪し、更に棹て烏蘇里河口に冬を越ゆ。翌一六五四年^{順治}春、同處を發し、黒龍江を溯ること三日にして、清の輕車都尉明安達哩^{ミンガンダリ}の兵三千を率て江を下るに遇ふ、衆寡敵せず、且つ彈藥略盡き發砲する能はざるを以て退けり。

ステパノフの窮厄

是より先、エニセイスク知事パシコフは、ペクトフに哈克薩兵百人を授け、色楞

格河^ガを探險せしめたり。ペクトフ命を奉じて、一六五二年六月、エニセイスクを發し、翌春色^{セレンガ}楞格を溯り、ヒローク河に入り、進て當時該河に通せしイルゲン湖に達し、此冬^{イングタ}因古塔河より、什耳喀河^{シルカ}に入り、流を下り、河岸に砦を築きて居る。然れども、土人通古斯^{トングス}の逃亡は、これまた糧食の匱乏を來たし、ステパノフ軍に投せんとして背き去るもの三十人、ペクトフ遂に支ふ可からざるを知り、殘兵二十四名を率て同じくステパノフに赴く、途にしてステパノフの黒龍江に逆航し來るに會ひ、兵を併せて進行を續け、呼瑪爾河口に一塞を築きて之れに據る、兵數總て五百人、塞内に寺院を建て、持久の計をなしぬ、翌一六五五年^{順治}二三月、尙書明安達哩^{ミンガンダリ}兵一萬を率て來り攻む。塞兵善く防ぎ、食を斷ち神に禱り、以て志氣を鼓舞し、死守敢て降らず、斯の如きもの二十日、偶、清兵餉に置き^ミの故を以て解き去れり。ステパノフは、かくて其後塞を棄て、松花江口に至りしに、エニセイスクより、額爾古納河^{エルクナ}に派遣せられたる^フシヨチンの一行糧食に苦み來り會するに遇ひぬ、即ち兵を併せて、黒龍江を下り、費牙喀人より貂狐の貢を徴し、翌年春、再、流を溯りて松花江口に至りぬ。此時に當りて、餉糧愈々窮乏を告げしかど、江畔の人烟絶へて雞犬稀に、荒

草莽々として空しく残屋を蔽ふのみ。物の奪ふべきなく、食の足すべきなく、大遠征軍の來降を俟つこと、早天の雲霓を望むが如し。而も災厄は單獨にして來らず、俄然一片の詔書は、天外より落下せり、曰く、遠征軍の派遣は暫く中止したるを以て、爾等須らく罷勉努力して益、新疆を開弘すべし、但し力めて清人との衝突を避け、又厚く土人を慰撫し、剽掠を嚴禁し、力役以て餉糧を足すべしと、ステパノフの失望想ふべきなり、吾人の考ふるところによれば、這般の勅書の命するところは言ふに易くして行ふに難しとする所、蓋し露人の蕩逸は、日己に久しく、擅まゝに他人の地を侵略して、無辜を屠戮し、貨財を剽略し、江岸の民、皆切齒して其肉を醢にし、其血を飲らんことを冀ふ、固より其事ならむ、唯夫れ勢弱くして人に加ふるに及ばすと雖、また必ずしも、半夜遺恨の刃を磨し、密に復讐の機を窺ふものなきを保せんや、土人を懷柔するの策は、既に過去の夢に屬しぬ、況んや、清廷の黒龍江を定むるは、崇徳年間にあり、然るに今や他人の來りて其疆域を侵害せんとするに當りては、從らに拱手傍觀して其爲すに任ずの理、萬々あるべからざるをや。兩國の衝突は到底數の免れず、而も詔書は一方に於ては侵略を命じ、他方に於ては平和を希ふ、固より不可能の事たるや論なし、且夫れ屯田は定住を意味す、露人が從來眇たる小勢を以て、千里懸軍、深く敵地に入り、未だ甚しき危害を蒙らざるものは、出沒自在にして敢て其虚に乗せられざるにあり。然るに今や一定の地に屯在して、黒龍江の土人を敵とし、支那を敵とし、自ら求めて仇讐の矢前に立ち、自衛に加ふるに侵略を以てし、力作に加ふるに綏撫を以てし、左顧右聘して占領の功を全ふせしめん

とす、能はざるを強ゆるものに非ずして何ぞや、一片の詔書、畢竟ステパノフの自滅を宣告したるもの、彼の位置も窮せずや。其後一年、ステパノフの消息杳として聞えず。一六五八年^{順治一五}春ステパノフは、呼瑪爾河口の冬居を發し、黒龍口を下り、松花瑚爾哈兩江口の間に至りしに、寧古塔章京沙爾瑚達^カ、船四十五艘を率て江を溯るに遇ふ。露兵狼狽、未だ戦はざるに、百八十人は船を棄て、陸に遁れ、ステパノフは殘兵三百二十人を以て健闘頗る力めたりと雖、衆寡敵せず、或は殺され、或は捕はれ、身を以て免れしもの、僅かに四十餘人、ステパノフ亦之れに死す。

尼布楚城建設せらる

是より先き、ステパノフが、恰も松花江口にありて饑渴に苦める頃、エニセイ

スク知事バシユコフ *Pashkoff* は遠征隊を組織して、什耳喀河^カに派遣せり。バシユコフ夙に雄邁大略あり。先にペケトフを色楞格^グに送り、フシヨチン^ナを額爾古納^ナに遣はし、其後屢、探險者を黒龍江上流に派出して、形勢を視察せしむる者、其意蓋し一根據地を江源に建設し、而して其後着々全地方を經營せんとするにあり。此に於てか自から往て宿計を實行せんとし、即ち政府に請ふて其許可を得、黒龍江總督の印綬を帯び糧をイリムスクに取り、彈藥をトボルスクに仰ぎ、一六五六年^{順治三三}七月十八日を以て一行五百六十六人と共に、エニセイスクを發し、翌年夏、イルゲン湖を渡り、湖岸に歳を越え、一六五八年^{順治三五}什耳喀^カに達し、尼布楚^チ河口に一砦を建て之に據る、從來黒龍江の重鎮たる尼布楚府 *Nerchinsk* の濫觴なり。バシユコフは未だ尼布楚の工事終らざるに先たち、部下の士官ポタポフに兵卅人を附して、黒龍江を下りて

ステパノフに會し部兵百人を割いて尼布楚に籠め、自から餘兵を以て、雅克薩アルバザンに城き、之れに據るべき命を傳へしむ。ポタポフ命を奉し、此年夏江を下る。途にしてステパノフに屬せし遁竄の兵百八十名に會し、初てステパノフの戦役を知り、引き還る。但し右の敗兵は、ポタポフの輜重を奪ふて逃走し、一人の來りてパシユコフに投ずるものなかりしを以てパシユコフの胸算は、全く晝餅に歸し、且一六六〇年順治一七年には、寧古塔將軍巴海來り討ち、之と古法檀村クフアダンに戰ふて敗れ、翌年終に營をイルゲンスクに移すの已を得ざるに至れり。以後暫く尼布楚砦に少許の守備兵を留めたりと雖も、幾もなくして逃走し去り、爾後一六六五年康熙四年に至る迄は、黑龍江上、露の一兵なく、江岸の民、暫らく、安臥高枕の機を得たり。

雅克薩城建設せらる

前に述べたるが如く、露人の黑龍江侵略は一六六一年に至りて一度蹉跌し、

其後數年間は、露人の消息聞として聞えざりしが、俄然露人再來の警報は耳朶を壓して來れり。初め波蘭の人ニキトル・チエルゴブスキーなるものあり、罪に坐して西伯利亞に流竄せられ、後チエチンスコイ塞殖民地に長として、兼てウストクツコイ山の製鹽を監せり。一六六五年康熙四年事に由てキレンスク知事オブホフと恨を結び遂に之を殺し、其徒八十四人を率て黑龍江に奔る、途にして通古斯人の爲に害せらるゝ者五十名、其冬チエルニゴブスキー等、雅克薩に達し、城を築て之に據り、土民索倫の貢を徴し、又出て、剽掠を逞ふせり、次て露人の來り集る者多く、漸く隆盛に赴きぬ。清廷、此に於てか默過す可らずとなし、徐に兵備を修めしむ。偶、雅克薩人八十餘名、索倫に入り、貂皮を奪ひ、婦女を淫す、將軍巴海往て之を討

ち、襲ふて其衆を殲くせしが、未だ雅克薩を攻むるに及ばざりき。此時に當りて尼布楚城も、一六六九年康熙八年以來トルブシン、アルシンスキー等の盡力によりて、再び露人に占據せられ、二城相呼應して、勢漸く振ふ。是年、清の廷議大軍を興して江凍に乗じ、之を討たんとせしが、路の遠き故を以て果さず。翌一六七〇年康熙九年、康熙帝は書を尼布楚に送り、其暴狀を詰り、速に黑龍江を退去すべきを命じぬ、城將は、露人の羽毛未だ全く成らざるに先だち、清人と争ふの不利なるを知りしかば、暫らく帝の意を迎へて一時瞞着せんとし、ミロパノフ密魯瓦魯を北京に遣はし、貿易商業の外、敢て他意なきを告げ、物を献せしむ。清廷素より中華を以て自ら居り、古來藩屬の來貢を知れども、未だ曾て國際修交の禮に嫻はず、故を以て是より先一六五五年順治十二年及び一六六八年康熙七年露帝の使者の北京に來り、修交を請ふや、皆以て誠を投じて入朝すとなす、今復た露使の書を奉り物を献するに及で、目するに歸順の證左となし、厚く之を遇し、孟格德モングドなるものをして使者を送りて尼布楚に赴き、城將と會し、是より先き一六六七年康熙三年清國の待遇を快とせずして滿洲を逸出し去りたる通古斯の酋長根忒木爾ゲンテムルを還し、且つ以後嚴に、逋逃を納るゝなきを誓はしめ、露人の貿易を許しぬ。焉ぞ知らん、露人は前約を履行せざるのみならず、清廷の稍、北邊に注意を怠るに乘じ、着々近傍の通古斯人を征服し、且一六七一年及二年の兩年康熙十一年には、多數の農民を移殖して、雅克薩附近に配し、村落を建て土地を開拓し、以て持久の計をなさんとす。清廷露人の底意を悟り、一六七一年、巴海に命て邊疆の守備を嚴にし、露人の狡計に陥る勿らしめ、七四年康熙一三年には、吉林より水師を移して黑龍

江地方に分駐せしめ、愈、警戒を加へり。此時に當て露人は清國の防備漸く周密にして、容易く其志を曲げ難きを慮り、中央政府の援助を乞はんと欲するや切なりしが、本國に於ては、恰も波蘭と戦を交え、復た邊疆の事を顧る暇なきが故に、計を設けて其注意を惹かんとし、揚言して曰く、清の大軍來て雅克薩附近に屯し形勢頗る急なりと、偽計果して窳に當り、露政府は、風説を聞て大に驚き、二千留を雅克薩に送り、且城兵の請に應じてチエルニゴブスキー以下の罪を免じ以て清軍に抗せしむ^{七二六}然りと雖、當時露の國情は到底永く注意を東方に分つを許さず、且雅克薩兵等、四出剽掠して土民を苦しむると聞き此の如くにして益、清廷の感情を害し、遂に之と戦端を開くに至らば、累を本國に招くのみならず、終局の勝利は、清に歸し、一度得たる黒龍江の領地を全く失ひ去らんことを慮り、廟議は一變し、一六七五年^{康熙一四}ニコライ・スバファリック(尼果賴^{又尼果來、尼果賽に作る}罕伯里)を北京に遣はし、修交貿易を請ひ、力めて其歡心を買ひ以て一時を彌縫せんとせり。使者翌年七月^{清六}北京に達す、清廷答て曰く、露國若し堅く約して我邊陲を寇すことなく、且つ遁逃の根忒木爾^{カシチムル}を還附せば、其請を許さんと、尼果來之を諾し、歸途書を雅克薩城に送り、爾後、黒龍江下流及び精吉里^{ゼーヤ}に航し、土民の貢を徴するなからしむ。然れども、此命令は、野心勃勃たる雅克薩^{クサ}人の顧る所とならずして、一六六七年より八二年^{康熙二一}に至るまで、諸處に城塞を建設せり。其中著明なるもの左の如し。

一六七八年^{康熙一七}

精吉里江上流

一箇所 (old zeisk)

一六七九年^{康熙一八}

シリムヂ河口

一箇所 (Selimbinsk)

ドロソザ河口

一箇所 (Dolonskoi)

一六八一年^{康熙二〇}

精吉里河口

一箇所 (New Zeisk)

一六八二年^{康熙二一}

アムゲン河上

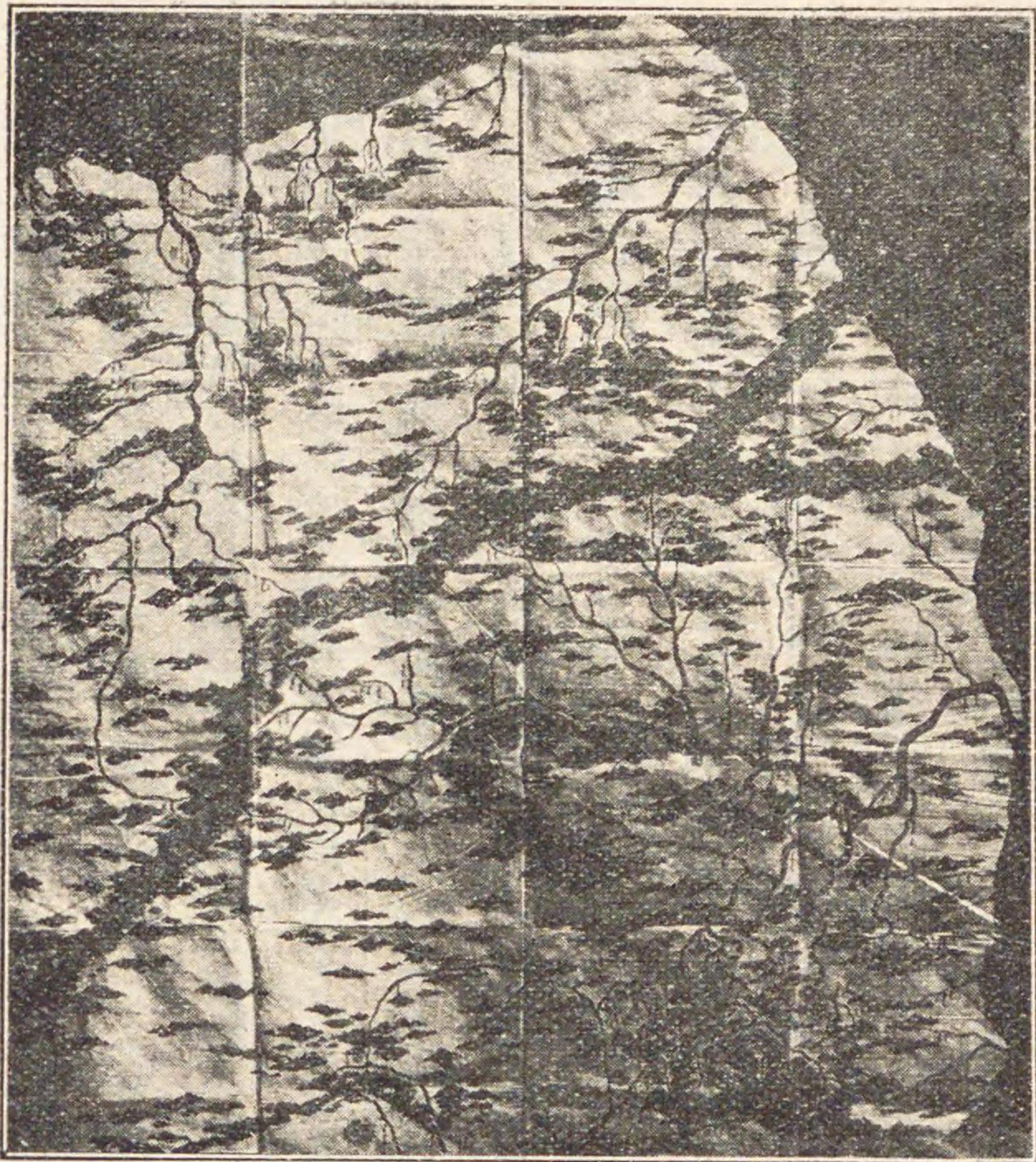
一箇所 (Ust Nemlenskoi)

右の中、精吉里河口にあるものは、愛璋^{アイケン}を距る上航僅かに半日程の處にあり。滿洲人等多く來て盛に互市を行へり。此外猶オコック海の濱には、オコック府より來れる清の所謂北海の羅利^{ロツサ}が建設したる圖珞爾斯克^{グルス}及び烏底斯克^{ウヂス}あり、此くの如くにして、露人は黒龍江の左岸全境に盤殖し、清露の疆界沿海州を除きては、殆ど今日と異なる所なかりき。康熙二十一年^{一六八二}八月、帝が郎談等に下せる諭文中、實に左の一節あり。

羅利、我が黒龍江一帶を犯し、虞人を侵擾し、居民を戕害す、昔、我が兵進討して、未だ剪除せず、歷年已に久し。近頃聞く蔓延益、甚しく、牛滿、恒滾の諸處を過ぎ、赫哲、飛牙喀等虞人の所に至り、殺掠して已ます。羅利とは乃ち露人の謂なり以て彼等の膨脹を證すべし。

露塞頻りに陥落す 清露の關係は、已に幾度か破裂して而も幾度が彌縫せられ、未だ截然目を奪ふの大衝突を見るに及ばすと雖も、而も兩國の間に横はれる一種の低氣壓は、歳を追ふて愈、降進し、畢竟一大颶風となりて襲來せずんば已ます。是より先き清廷にても三藩の亂あり、康熙十二年^{一七一七}以來、頻年兵

馬喚叫の聲を絶たざるを以て、未だ専ら意を北邊に注ぐの暇なかりき。然るに同十七年^{七八}には吳三桂死し二十年^{八一}には臺灣の鄭經没し、國內の小康を得たるを以て、此機に乗じて露人を勦滅せんとし、二十



康熙初年の滿洲地圖

ること二英里の一島に木城を築き、兵を分て之に據れり。露人の剽掠は依然更まらず、此時アムグンの寨にはフロロフあり、オコツク府の露人と力を協せ、近傍の使犬、使鹿を侵犯せり。閏六月ミルニコフな

一年^{八二}八月、帝は、副都統郎談、公彭春をして、兵を率ひて達瑚爾^{ダホル}・索倫^{ソロン}の地に赴き、書を尼布楚^{ニブチュ}に送りて、鹿を捕ふと稱し、密に雅克薩に薄て敵情を覘ひ、兼て又水陸舟車の便否を視察せしむ。十二月郎談等歸り奏して曰く、雅克薩を取る甚だ易し、兵三千を發せば、則ち足れりと。此に於て先づ寧古塔將軍巴海、副都統薩布素^{サブソ}に命じ、木城^{アイケン}を愛瑋^{アイケン}、呼瑪爾^{ホマール}に建て、烏喇^{ウラ}、寧古塔^{ニングタ}の兵一千五百を發して之を守らしむ。翌廿二年^{八三}夏、巴海の兵愛瑋に至り、河を溯

るもの兵六十七人を率て、雅克薩を發し、之に合せんとし、途、精吉里河上に於て清の戰艦五百六十餘艘に逢ひ、狼狽して陸に逃る。清將使を遣はしミルニコフと相見て問ふ所あらんとす、即ち往く。清兵俄に起てミルニコフ以下三十餘人を擒にす、餘兵身を以て遁れ、セリビンスク、ドロンスクの二寨に入り、急を告ぐ、露兵大に驚き寨を棄て、奔る、幾もなく、清兵鼓噪して來り迫り、火を放ちて二寨を燒き、直に精吉里寨を襲ひ、悉く寨兵を擒にす。翌二十三年^{八四}東方に於ては、圖瑚爾^{トグル}寨、薩布素の兵の陥る、所となり、フロロフも亦自ら保つ能はざるを知り、海に航して烏底斯克に退く、此に於てか露の諸寨、悉く勦蕩せられ、雅克薩城獨り江畔に孤立せり。

清廷アルバジンの撤退を求む

前述の如く、一方に於ては既に、小戰鬪の開始されつゝある間に、清

廷は着々雅克薩攻撃の歩武を進め、康熙廿二年^{八三}三月盛京刑部侍郎噶爾圖、寧古塔副都統瓦里虎等を遣はし、遼河、伊爾門河を閱視し、軍餉を通じて、松花江なる伊屯の倉に收儲せしめ、四月、理藩院尙書阿穆瑚^{ウヂユムチン}、瑯^{ラウ}を烏朱穆秦^{ウヂユムチン}に、阿達哈哈番馬刺^{アダハハカハンマラ}を索倫に派し、軍需を豫備せしめ、將軍巴海に命じて、烏拉を鎮し、副都統薩布素に令し、兵を領して額蘇里^{エスリ}に駐屯せしむ、而も未だ進討するに及ばずして、秋既に老ゆ。薩布素等奏して曰く、今時進討せんには、礮具軍糧の輸進、極めて困難にして、且大雪に遭ひ、兵を用ゆるに便ならず、今冬暫らく額蘇里に駐し、來年四月氷解の期を俟て往て雅克薩を攻せんと廟議之を許し、愛瑋を以て征討雅克薩軍の作戰地となし、驛站を置き、船艦を増修しを以て糧食の運輸を便にし、又別に蒙古の科

爾沁部なる漠爾渾屯に屯倉を設け、軍餉を儲積せり。此くの如く、清廷は、孜孜として戦闘準備に怠りなき間に、捕虜の露人二名を放ちて、書を雅克薩に與へ、撤去を勧めたり、其略に曰く

前に孟格德等を遣はし、尼布楚に至らしめ、曾て爾と約して、各々遁逃を收納するなからしめ、并びに先年逸出の根特木兒を我に歸さしめたり。乃ち前約に背て、我地に入り達瑚爾、索倫を擾害し、斐雅喀、奇勒爾を焚劫す、今、故に將に命じて師を出し、永く額蘇里に駐まらしむ。爾もし我邊境を離れ、本土に還り遁逃を以て來歸せば則ち止む、否らざれば、我亦爾の遁逃を納れ、即ち往來の人も亦必ず擒戮せん。十二月一六八四年一月書、雅克薩アルバザンに達す、城將イバン・ポイロクニコフ Ivan Yoldonikov 衆を集めて之を議す、皆曰く斃れて後已まむのみと、即ち人をエニセイスクに派し應援を請ひ、命を拒て敢て屈せず。

露人清兵を俟つ 雅克薩兵は、清軍の來攻を俟ちしが、之を久ふして未だ到らず、即ち間に乘じ旁臥一帯に耕種し、城壁を修築し、城外には新に木欄を設け、昂古黑阿山頂アングヘアに哨兵五人を置きて瞭望せしむ、されど、固より城制の狹隘なる、其牙城と稱するもの、僅かに四至二十間内外の木壁にして、之を繞らすに小隍鹿砦を以てするに過ぎず。今大に修築を加へ、木を重ね土を實たし、其他多少規模を更めたれど、要するに五十歩百歩のみ、其衆を問へば、則ち小銃三百挺大砲三門、唯之れのみ、叢爾たる木城に據り、彈丸黒子の地を守り、内、兵の精なく、外、清の大軍を控へ、死守して戦はんとす、其勇嘉みするに堪へたりと雖も、成敗の數固より測知し易き所、城兵豈に又心に忸怩たるものなからんや、唯僅かに人意を強ふするに足

るべきは、救援の已に此地に向て發したるの報なり。是より先き普魯西の貴族にアフアナイ・バイトンなるものあり、曾て波蘭の軍に従ひ、捕へられて西伯利亞に流謫せらる、此に於て雅克薩の急を聞き、往て之を援はんとす、トボルスクに於て哈薩克兵六百人を募集し、自ら之を率て雅克薩に向ひ翌年正月を以て達せんとす、此時に當りてイニセイスク府も、亦雅克薩の請に應じ、兵糧を輸して既に途上にあり、此くの如くにして、兩軍共に戦闘準備に忙しき間に、一六八四年康熙二三年も暮れて、新なる一六八五年康熙二四年は露清兩國の雌雄を賭して、駸々として進み來れり。

雅克薩の陥落 康熙二十四年一六八五年正月、北京廷は都統公彭春等に命じ、兵を督して愛輝アイケンに赴き、薩布素と力を協せて雅克薩を勦撫せしめ、四月墨勒根、雅克薩間に驛站を設け、以て額蘇哩、愛輝を経て通信往復するの不便を避けしむ。五月廿一日一六八五年六月二日薩布素、彭春等、水陸の軍一萬八千、野戰砲百五十門、攻城砲四十門を以て、進で雅克薩に迫り、翌二十二日二十三日書を城將アレキセイ・トルブジン Alexei Tolbuzin に致し降を勧む、肯せず。是に於て二十三日二十四日兵を兩路に分ち砲列を布て城を攻む、城兵殊死して戦ひ、防禦頗る力む。然りと雖も城壘の破壊漸く甚しく、兵を失ふこと既に百、城僧エルモーゲン軍氣の阻喪せんことを恐れ、手に十字架を捧げ、高く上帝を叫で、挺身衆を勵ます、而も外、援兵未だ到らず、内、糧食將に盡くるに垂んとし、又如何ともすべきからざるを見、トルブジンに勧めて、尼布楚に退かしむ、二十五日二十六日トルブジン、使を城外に遣はし、降を約し、且軍を收めて、尼布楚に還らんことを請ふ、之を許す、因て

即日城を出て尼布楚に向へり、唯副將巴什里等歸去を願はざるもの四十人清軍に投しぬ、トルブジン等行くこと未だ一日ならざるに、途にして尼布楚兵百人大砲五門小銃三百挺を護して來るに逢ふ、曰く、バイトン既に達して尼布楚にあり、數日にして赴き援はんとすと、遺恨千秋、露兵切齒して悔ゆれども及ばず。さて清兵は、露兵の去るに及んで雅克薩を燒き、還て愛輝城を黒龍江の右岸三英里の下に移し、副都統溫岱納秦は二千を以て留て城を守り、馬喇は、別に五百人を督して屯田耕種の事を司り、以て兵食を足し、而して薩布素は新に築く所の墨勒根城に駐紮し、黒龍江全境の兵務を總攬す。

雅克薩城再ひ起築さる

雅克薩陷落の報、清帝に達するや、帝は大に喜び、侍臣を顧みて得意を示せり、焉ぞ知らん、此の捷音の達せし日は、已に既に露人が雅克薩を回復したる日ならんとは。尼布楚府の

長官にイバン・ブラソフといふもの、性豪宕不羈、雅克薩の敗を以て露人の耻辱となし、トルブジンの歸來、未だ數日ならざるに、兵七十を派して、清軍の動靜を探らしめり。露兵七月九日八月九日即ち雅克薩陷落の後十七日して、其地に至るに、四邊肅條として、野に一兵なく、唯廢殘の牆壁累々として、疇昔戰塵の跡を語るあるのみ、即ち還りて清兵の退却を報す。此に於てかバイトンに命じ、部下二百人を率て、先づ雅克薩を占領せしめ、次で又餘衆を遣はず、兵總て六百七十人、大砲八門、再トルブジンを推して城將となし、業を分て田禾を收め、城壘を再築しぬ、城の制、木を夾て之を造り、實する草根泥土を以てし、又堦を以てす、寛二丈八尺、高二丈、三面壕を繞らし、壕外に椿鹿角を置けり。露兵再現の報は、少からず康熙

帝の心を痛めたるべし、帝は直ちに理藩院郎中滿丕等を索倫に遣はし、敵情を偵探せしめり、滿丕等即ち索倫に赴き、土酋烏木布爾代等に命じ、部下を放て貢を納るゝと稱し、雅克薩の動靜を窺はしむ。既にして城兵稍、之を疑ひ、亦清の情形を探らんとし、バイトンに兵三百人を附して江岸を視察せしむ。康熙二十五年八月一日二月二十七日バイトン等呼瑪爾河口に於て、滿洲兵四十騎齊齊哈爾方面に向て進むを瞻望し追ふて三十人を殺し、一人を虜にせり。此に於てか、清の再征準備中なるを知り、益々雅克薩の警備を嚴にし、糧食を充實しぬ、此時に當りて城兵其數を加へ、總計七百三十六人、野戰砲八門、白砲一門、爆裂彈大小五百個、皆腕を扼して前敗の耻を雪かんと擬す。清廷にても、戰備をさくく怠らず。二月帝は薩布素に命じ船艦を増修し、自ら兵を率て愛輝に赴き、氷消の時を俟て烏喇、寧古塔水陸の兵を發して勦蕩せしむ。四月、また兵部副都統郎談、斑達爾沙、馬喇等の黒龍江の地理を諳悉せるの故を以て、愛輝に赴き、軍務を參贊せしめたり、四月十六日七月薩布素等、陸軍三千舟師百五十艘を率て雅克薩に迫り、直ちに田穀を荒らし、船舶を奪ひ、營を雅克薩の對岸なる一島、及び額爾格納河の兩岸三個所に置く、雅克薩と相去る四百ヤード、其砲臺よりすれば、僅かに六十ヤードの近距離にありき。既にして兩軍相持し、砲戰を事とすること八旬、七月十四日九月清兵急に城に薄り、一舉して之を抜かんとす。城兵逆襲して大に之を破り、殺傷算なし。然るに、不幸にして、此月トルブジン敵丸に觸れて重傷を負ひ、加之、城中偶々疫癘流行し、八月に至れば戰鬪に堪ゆるもの、僅かに百十五人を餘すに過ぎず、而も露人の傲岸なる、斯かる慘憺たる境遇に處

して、毫も屈撓せず。清將屢、契箭を城中に放ち、放還の條件を以て降を勸むと雖、頑として成な之を斥け、人を尼布楚ネルチンスクに派して救援を乞ふ、而もブラッソフ事に依りて應せず、此に於てか雅克薩の運命、旦夕に迫れり、恰も善し、此時偶、露清兩政府間に和議締結の約成り、康熙帝は休戦を布告したるを以て僅かに免かるゝを得たり。十月、清軍圍を撤して陣を三露里の外に移し、雅克薩人の隨意に城に出入するを許し、且嚴に、士卒に令して、妄行を加ふること勿らしむ。翌年四月、清軍更に數露里を退き、七月二十三日八月三日全く引き去れり。

媾和の由來

上來述ぶるが如く、露清兩國の黒龍江上に衝突すること、已に數十年の久しきに互り怨恨牢乎として抜くべからざるの時に當り、突然媾和の提議あるが如きは、一見頗る怪しむに足るべきが如しと雖も、少しく兩國の事情を觀察せば、其由來するところ、決して偶然に非らざるを見るなり。先づ露國の内情を檢するに、十五世紀の終りより十六世紀の後半に互り、露國に於てはイバン・バシロキツ及イバン、ゼ、テリブル父子相繼て位に登り、曾て蒙古人の爲めに蹂躪せられたる帝國を一統し、北は瑞典、波蘭を討ち、南、欽察キプチャクを略し、東、西伯利亞の攻服に着手し、又遙かに白海を廻りて、英國と通商貿易を營み、國勢漸く勃興せんとす。然るに不幸にして、其後、露は、再び無政府に陥り、國內四分五裂して收拾する所を知らず、十七世紀の始めミハエル・フェオドロキツチ、ロマノフ家より入りて大統を嗣くに及び、稍、之を統一したりと雖、國勢陵遲、容易に振ふ能はずして、子アレキシスに傳ふ、一六四五年順治二年アレキシス登

極の始めに當りて露の國情を觀察するに、前後數十年間、紛亂の後を享け、弊根牢として抜く可からず、田園荒蕪に歸し、商業貿易の途杜絶し、財源涸渴、生民流離、内、權臣威福を弄して、苛政日に甚しきを加へ、外、隣國隙に乗じて稍もすれば、豺狼の慾を恣にせんとす。加之、既に此頃に至れば、歐洲各國、漸く内治外交軍政の諸機關を擴張し、日進の知識と財力とを傾倒して、互に其整備を競ふに至りたるを以て、愈、財政の窮乏を來たし、從て之を補充するの必要は、益、以て急征暴斂を逞ふするに至れり。此に於てか怨嗟の聲日に甚だしく、曾て温順を以て聞へたる露人も、遂に堪ゆべからざるに及んで、從來鬱屈したる不平は、莫斯科を初め各地に於て一時爆裂するに至れり、同年僞ドミトリの機に乗じて亂を起すあり、次ぐに哈萨克の騷擾を以てし、一六五四年順治一一年より六〇年順治一七年に互りては、波蘭と難を構へ、瘡痍未だ癒えざるに一六六八年康熙七年以來國內二派に分れ、土耳其、波蘭を後援とせる獨立黨と、莫斯科政府を助くる王黨との間に紛擾を生じ、爲めに土、波兩國と戰端を啓き、次王フェオドルに至て僅かに平く、フェオドルの死後外戚權を爭ひ、イバン彼得兄弟並立して王と稱するの奇觀を呈し、姉ソフィヤ機に乗じて政を專にす、此くの如くにして一六八九年康熙二八年彼得、ソフィヤを幽して、自から政權を握り、絶代の大手腕を振ふて露西亞を統一し、四隣を經略し、今日露國富強の基を開くまでは、國內の紛亂年々絶えざりき。かくの如く、露西亞に於ては舊來の苛政と文明の負荷とは手を携て來り、到底武を東方に用ゆるの餘地なかりしか故に、其版圖を黒龍江方面に擴張するを好まざるに非ずと雖も、力及ばざるを知り、敢て自から施設せず、唯之を西伯